

目 次  
第1号（6月17日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員 .....	6
欠席議員 .....	6
事務局職員出席者 .....	6
説明のため出席した者の職氏名 .....	7
開 会 .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	9
町長提出第72号議案 .....	10
町長提出第73号議案 .....	10
町長提出第74号議案 .....	16
町長提出第75号議案 .....	16
町長提出第76号議案 .....	18
町長提出第77号議案 .....	19
町長提出第78号議案 .....	19
町長提出第79号議案 .....	19
町長提出第80号議案 .....	19
町長提出第81号議案 .....	19
町長提出第82号議案 .....	19
町長提出第83号議案 .....	19
町長提出第84号議案 .....	25
町長提出第85号議案 .....	25
町長提出第86号議案 .....	25
町長提出第87号議案 .....	25
町長提出第88号議案 .....	25
町長提出第89号議案 .....	25
町長提出第90号議案 .....	26
町長提出第91号議案 .....	26
町長提出第92号議案 .....	26
町長提出第93号議案 .....	26

町長提出報告第3号	39
町長提出報告第4号	42
町長提出報告第5号	44
町長提出報告第6号	44
議会広報編集委員会委員の辞任の件について	50
議会広報編集委員会委員の補欠選任の件について	51
散会	52
署名	53

### 第2号（6月20日）

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
事務局職員出席者	55
説明のため出席した者の職氏名	56
開議	56
会議録署名議員の指名	56
一般質問	56
2番 川田 剛君	56
6番 丁 泰仁君	77
7番 寺戸 昌子君	91
3番 米澤 宏文君	111
10番 京村まゆみ君	125
散会	142
署名	143

### 第3号（6月21日）

議事日程	145
本日の会議に付した事件	145
出席議員	145
欠席議員	145
事務局職員出席者	145
説明のため出席した者の職氏名	146
開議	146
会議録署名議員の指名	146

一般質問 .....	1 4 6
4 番 岡田 克也君 .....	1 4 7
5 番 草田 吉丸君 .....	1 6 1
1 番 後山 幸次君 .....	1 8 2
散 会 .....	1 9 7
署 名 .....	1 9 8

#### 第4号（6月22日）

議事日程 .....	1 9 9
本日の会議に付した事件 .....	2 0 1
出席議員 .....	2 0 3
欠席議員 .....	2 0 3
事務局職員出席者 .....	2 0 3
説明のため出席した者の職氏名 .....	2 0 3
開 議 .....	2 0 3
会議録署名議員の指名 .....	2 0 4
町長提出第74号議案 .....	2 0 4
町長提出第75号議案 .....	2 0 6
町長提出第76号議案 .....	2 0 6
町長提出第77号議案 .....	2 0 7
町長提出第78号議案 .....	2 1 4
町長提出第79号議案 .....	2 2 2
町長提出第80号議案 .....	2 2 3
町長提出第81号議案 .....	2 2 4
町長提出第82号議案 .....	2 2 5
町長提出第83号議案 .....	2 2 8
町長提出第84号議案 .....	2 3 4
町長提出第85号議案 .....	2 6 1
町長提出第86号議案 .....	2 6 2
町長提出第87号議案 .....	2 6 3
町長提出第88号議案 .....	2 6 3
町長提出第89号議案 .....	2 6 4
町長提出第90号議案 .....	2 6 4
町長提出第91号議案 .....	2 6 5
町長提出第92号議案 .....	2 6 6
町長提出第93号議案 .....	2 6 6

発議第1号	267
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について	272
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	275
議員派遣の件	277
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について	277
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	278
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	278
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	279
閉会	279
署名	280

津和野町告示第47号

平成28年第4回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年6月7日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成28年6月17日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○6月20日に応招した議員

---

○6月21日に応招した議員

---

○6月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

平成 28 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)  
平成 28 年 6 月 17 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 6 月 17 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 72 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 74 号議案 平成 27 年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更  
契約の締結について
- 日程第 7 町長提出第 75 号議案 平成 27 年度星の子ステーション改修工事請負変  
更契約の締結について
- 日程第 8 町長提出第 76 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～  
平成 32 年度) の変更について
- 日程第 9 町長提出第 77 号議案 津和野町美しい森林 (もり) づくり条例の制定に  
ついて
- 日程第 10 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 79 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について
- 日程第 12 町長提出第 80 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業  
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 81 号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第 14 町長提出第 82 号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 83 号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 84 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 町長提出第 85 号議案 平成 28 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 町長提出第 86 号議案 平成 28 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 87 号議案 平成 28 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 町長提出第 88 号議案 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 町長提出第 89 号議案 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 町長提出第 90 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 町長提出第 91 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 町長提出第 92 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 町長提出第 93 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 町長提出報告第 3 号 平成 27 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 27 町長提出報告第 4 号 平成 27 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 28 町長提出報告第 5 号 平成 27 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 29 町長提出報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 30 議会広報編集委員会委員の辞任の件について
- 追加日程第 1 議会広報編集委員会委員の補欠選任の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第72号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例等の一部改正について
- 日程第5 町長提出第73号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第74号議案 平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負変更  
契約の締結について
- 日程第7 町長提出第75号議案 平成27年度星の子ステーション改修工事請負変  
更契約の締結について
- 日程第8 町長提出第76号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～  
平成32年度）の変更について
- 日程第9 町長提出第77号議案 津和野町美しい森林（もり）づくり条例の制定に  
ついて
- 日程第10 町長提出第78号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第79号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について
- 日程第12 町長提出第80号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業  
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予  
防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第81号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第82号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第83号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に  
関する条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第84号議案 平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第85号議案 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第86号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第19 町長提出第87号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第1号）
- 日程第20 町長提出第88号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

- 日程第 21 町長提出第 89 号議案 平成 2 8 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 90 号議案 平成 2 8 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 91 号議案 平成 2 8 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 町長提出第 92 号議案 平成 2 8 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 町長提出第 93 号議案 平成 2 8 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 町長提出報告第 3 号 平成 2 7 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 27 町長提出報告第 4 号 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 28 町長提出報告第 5 号 平成 2 7 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 29 町長提出報告第 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 30 議会広報編集委員会委員の辞任の件について
- 追加日程第 1 議会広報編集委員会委員の補欠選任の件について

---

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名



町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長）			齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

参議院選挙もことしはある年でありまして、間もなく22日が告示ということになると思いますが、7月10日投票という、こういう日程で選挙が始まります。

本県は初めて合区制によって選挙が行われるというようなことで、極めてどうなることかと、いろいろ御心痛のお方も多いのではないかと思います。

なおかつ、昨今は我が国の東京があのような不始末があって、東京都知事選挙も近いうちに実施をされると、こういうような状況に相なりました。

本日、平成28年第4回の津和野町議会定例会が招集されました。議員各位には、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） おはようございます。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成28年6月13日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日6月17日から6月22日までの6日間としたいと思います。

初日の17日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたいと思います。

なお、提出議案のうち、専決案件については、質疑、討論、表決を行い、そして報告案件を受けて散会したいと思います。

18日土曜、19日日曜は、休会とします。

20日月曜、21日火曜の2日間は、一般質問を行います。今回の一般質問は、8人の25件であります。

22日水曜は、残りの町長提出議案の質疑、討論、表決を行い、委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成28年6月17日、津和野町議会議長、沖田守様。議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月22日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの6日間と決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

### 【3月定例会以降】

- |         |   |
|---------|---|
| 4月5日（火） | 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会<br>議会広報編集委員会            |
| 7日（木）   | 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長                         |
| 9日（金）   | 津和野高校入学式（津和野高校）議長                           |
| 11日（月）  | 山口線利用促進協議会監査 議長<br>鹿足郡町村議会議長会総会（吉賀町ゆらら）正副議長 |
| 12日（火）  | 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会（益田市）<br>全員協議会、議会広報編集委員会 |
| 15日（金）  | 交通安全テント村（なごみの里）                             |

- 21日(木) 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会
- 5月11日(水) 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会  
全員協議会、議会運営委員会
- 17日(火) 高津川水系治水砂防期成同盟会外総会(益田市)議長
- 19日(木) 島根県村議会議長会臨時総会(古賀町)議長
- ～20日(金)
- 23日(月) 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会(江津市)
- 25日(水) 鹿足郡防犯連合会監査 議長  
水曜会(町民センター)議長、津和野町観光協会総会(町民センター)議長
- 27日(金) 全員協議会
- 29日(日) 長石剣道大会(津和野体育館)議長
- 30日(月) 町村議会議長・副議長全国研修会(東京都)正副議長
- ～31日(火)
- 6月 1日(水) 津和野町農林業問題研究集会(JA経済センター)議長
- 2日(木) 県道萩津和野線道路改良促進期成同盟会外総会(萩市)議長
- 12日(日) 津和野町消防操法大会(津和野訓練場)議長  
津和野自治連合会総会(町民センター)副議長
- 13日(月) 議会運営委員会、総務経済常任委員会所管事務調査
- 15日(水) 水曜会(津和野警察署)

この際、この諸般報告の中に、先月5月30日、31日に全国正副議長会が開催をされまして、私と副議長が出席をしております。諸般の報告の中で、御報告を申し上げておりますので、諸会議等の資料等も事務局にありますので、お目通しをいただきたいと、こう思います。

---

#### 日程第4. 議案第72号

#### 日程第5. 議案第73号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第72号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正について及び日程第5、議案第73号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件2件、契約変更案件2件、計画変更案件1件、条例案件7件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、報告案件4件の合計26案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第72号でございますが、専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第73号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第72号の専決処分の承認について、津和野町条例等の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例改正は、地方税法の一部改正に伴う改正でございます。平成28年3月31日に公布されました。

主な内容は、法人住民税の税率の改正と、軽自動車税の環境性能割の新設とグリーン化特例の延長でございます。

それでは、主な改正箇所を説明させていただきます。恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の1ページの18条の3及び17ページの82条、18ページの83条、85条、87条、20ページの88条、89条、21ページの90条、23ページの91条でございます。

現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。これは、法律改正に合わせて改正され、29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、13ページの80条をごらんください。軽自動車税の環境性能割の納税義務者についての規定と現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。これも、平成29年4月1日から施行するものでございます。

1ページにお戻りください。第19条と3ページの第43条、6ページの48条、8ページの50条でございます。これは、法人町民税と個人の市町村民税の所得割について、それぞれ納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金の計算するものでございます。

この項目は、国税の変更により、地方税も変更になっております。法律の改正にあわせて改正され、29年、これは1月1日から施行されるものでございます。

続きまして、3ページの34条です。34条の4でございます。法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことによるものでございます。法人町民税の法人税割の税率を今までは12.1%でしたが、それを3.1%減額して8.4%とするものでございます。法律改正に合わせて改正され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、14ページですが、81条をごらんください。軽自動車等の売買契約によって、売り主が軽自動車等の所有権を所有している場合、買い主を軽自動車の取得者または所有者とみなして課税するものでございます。

軽自動車税のみなし課税と言われております。これは、法規定の新設に合わせて新設された内容です。平成29年4月1日から施行するものでございます。

15ページの81条の3です。軽自動車の環境性能割の環境基準がうたわれておりますが、自動車の取得価格とし、軽自動車の登録時に取得者に課税されるものでございます。これも新しく、法規定の新設に合わせて新設されたもので、平成29年4月1日から施行されるものでございます。

次の15ページの81条の4でございます。軽自動車税の環境性能割の税率は、取得価格に対し、省エネ法の燃費基準の達成度に応じて、0から3%の間で課税されます。これも、法規定の新設に合わせて新設された条項でございます。平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、16ページの81条の5をごらんください。これは、環境性能割の徴収の方法をうたっております。軽自動車税の環境割の徴収は、申告納付の方法で行われるものです。これも法規定の新設に合わせて新設された要綱でございます。平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、16ページの81条の6をごらんください。軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、申告納付しないと規定されております。これも法規定の新設に合わせて新設されたもので、平成29年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、同じく16ページの81条の7でございます。軽自動車税の環境性能割の不申告に関する過料について規定されております。10万円以下の過料となっております。これも法規定の新設に合わせて新設され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

戻りまして17ページです。81条の8です。環境性能割の減免です。公益のため直接専用する軽自動車や身体障がい者等に対する減免措置でございます。これも法規定の新設に合わせて新設され、平成29年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、ページ24です。24ページの附則第10条の2をごらんください。わがまち特例の規定で、これは電気事業者に対する再生エネルギー発電設備等の固定資産

税の課税標準の割合を定める法律でございます。これは、法律の改正に合わせて改正され、平成29年4月14日から施行するものでございます。

26ページ附則第15条の2をごらんください。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収をここで当分の間、県が行うという特例でございます。これも法律の改正に合わせて平成29年4月1日から施行されるものでございます。

26ページの15条の3をごらんください。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等を県が行いますが、町長が定める軽自動車税の環境性能割を減免するという特例でございます。これは、法規定の新設に合わせて新設され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

ページ27の15条の4をごらんください。これは、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例をうたっております。軽自動車税の環境性能割の申告納付について県が賦課徴収を行うことになっていきますので、ここで「町長」とあるのは、「県知事」とする特例でございます。これも法規定の新設に合わせて、新設され、平成29年4月1日より施行するものでございます。

15条の5です。軽自動車税の環境性能割を県が賦課徴収するとの事務を行うため、その費用を保証するものであります。これも法規定の新設に合わせて新設され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

同じく、27ページの15条の6、軽自動車税の環境性能割の特例です。軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての規定です。これも法の改正に合わせて新設され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

28ページでございます。附則16条をごらんください。軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。これも法律の改正に合わせて改正され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、30ページです。平成26年改正附則第6条をごらんください。軽自動車税の種別割のグリーン化特例の1年延長及び軽自動車税を種別割に名称変更する規定の整備でございます。法律改正に合わせて改正され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

32ページでございます。平成27年改正附則第5条をごらんください。これは、町たばこ税に関する経過措置で、字句の読みかえでございます。法律改正に合わせて改正され、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第73号を御説明いたします。本案につきましても、地方税法等の一部改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されたことに伴います、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したものでございます。平成26年度、平成27年度に引き続き、国民保険の被保

険者間の保険税負担の公平の確保及び中、低所得層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表の第2条の第2項及び第3項をごらんください。国民健康保険税基礎課税額に係る課税限度額を52万から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円から19万円に引き上げるものでございます。

21条、めくっていただきまして第1項、第2号及び第3号をごらんください。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

議案第72号専決処分の承認を求めることについて、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例等の一部改正については、承認することに決定いたしました。

議案第73号専決処分の承認を求めることについて、これより、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第6. 議案第74号

#### 日程第7. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第74号平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について及び日程第7、議案第75号平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第74号でございますが、平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第75号でございますが、平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第74号平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的は、変更ございません。契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、変更ございません。今回の変更は、契約の工期についての変更でございます。

次ページ、別紙参考資料をごらんください。完了工期を7月の29日にしておりましたが、掘削土の転石まじりの土が多く、慎重に掘削する必要があり、通常より時間がかかること、また、風呂屋井堰を今工事しておりますけども、風呂屋井堰から水を引いております水路、今までは水をためておりましたけども、稲の出水期に入りまして、水を通してあります。そのため大量の水が流入し、常時水をかえながら作業をしなくてはならないということによりまして、工期内の施行が困難になったために、工期を9月30日まで延ばすことにいたしました。

契約の相手は、有限会社ナガヨシ技研で変更ございません。



以上でございます。

続きまして、議案第75号平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

契約の目的は、変更ございません。契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、1億95万7,320円、変更前の金額は8,856万円、変更額は1,239万7,320円の増額でございます。

契約の相手方は、カナツ技研工業株式会社で変更ございません。

資料といたしまして、仮契約書の写しと理由書をつけておりますので、参考資料をごらんください。

変更の理由といたしまして、まず、土木工事で434万4,840円、これは下水の水槽内の水を抜いた段階で水槽内の腐食、防水塗装が剥がれていたのがわかりまして、それを補修するために変更いたしました。

また、経年劣化によりまして汚水ピット、それからバルブピット、汚泥濃縮槽の点検ぶたの修繕を行っております。

それから、機械設備工事としまして、388万440円増額しておりますけども、汚泥の貯蔵槽の攪拌機が絶縁抵抗値が低いために機械の更新をする必要が発生いたしました。

また、脱臭装置につきましては、点検ぶたの更新によりまして取り付け土台の形状を変更するために更新しなくてはならなくなったものでございます。

電気設備工事につきましては、417万2,040円増額しております。機械設備の更新によりまして電気の配管等、撤去する必要が発生いたしましたので、更新する必要が生じたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第8. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第76号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第76号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第76号について、御説明をさせていただきます。

変更内容につきましては、別紙のとおり過疎地域自立促進特別事業を追加するものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、別紙様式2をごらんください。追加する事業は、事業内容として区分1、産業の振興、(9)過疎地域自立促進特別事業として、伝達防災対策調査を追加するものでございます。

続きまして、別紙様式3をごらんください。事業の概算事業費でございますが、伝達防災対策調査、これ、ソフト事業分といたしまして、平成28年度300万円、平成29年度300万円の合計600万円を見込んでおります。

なお、当初、見込んでおりました(8)観光またはレクリエーション事業における伝達防災対策調査、これにつきましてはハード事業分でございますが、この事業につきましては概算事業費600万円を削除するものでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

---

日程第9. 議案第77号

日程第10. 議案第78号

日程第11. 議案第79号

日程第12. 議案第80号

日程第13. 議案第81号

日程第14. 議案第82号

日程第15. 議案第83号

○議長(沖田 守君) 日程第9、議案第77号津和野町美しい森林(もり)づくり条例の制定についてより、日程第15、議案第83号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第77号でございますが、津和野町美しい森林(もり)づくり条例の制定について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第78号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第79号でございますが、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第80号でございますが、津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第81号でございますが、津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第82号でございますが、津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第83号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第77号津和野町美しい森林（もり）づくり条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例は、前文として津和野町森林憲章というものを持ち、6条の条例構成になっております。

目的としまして、美しい森林づくりを推進するための基本的な事項を定めることを目的としておりまして、各関係機関の役割、それから美しい森林づくり構想というものを今後つくるために委員会を設置するという形になっております。詳しい内容につきましては、全協のほうで説明をさせていただきましたので、省略したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 課長ね、全員協議会は確かに開催したけども、提案をして全協で説明したって省くなんちゅうもんじゃない。ちゃんと説明せにやあ。

農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、目的は申し上げましたが、基本理念と目標というところで、「美しい森林づくりとは」というものを掲げておりまして、活動を推進するために八つの項目を設けております。

関係者の役割としまして、町の役割、町民の役割、森林所有者の役割、森林組合の役割、森林林業関係者の役割、それから学校等教育機関の役割等々を盛り込んでおります。

美しい森林づくり構想の策定でございますが、5年間の期間設けて……。

○議長（沖田 守君） 課長、ちょっと、途中じゃけど、それぞれそこにきちっと、そのこういうような役割ちゅうのが書いてあるんだから、そこを丁寧に説明せにやあ、そんな説明はないよ。

○農林課長（久保 睦夫君） では、関係者の役割につきまして、1項目ずつ説明させていただきます。

第1項、町は、美しい森林くりを主体的に推進し、また美しい森林づくりにかかわる各種の取り組みについて普及啓発を行う。

第2項、町民は、美しい森林づくりの理念を共有し、一人一人が考え楽しみながら美しい森林（もり）づくりに取り組む。

第3項、森林所有者は、適切な森林管理を推進するとともに、美しい森林づくりに取り組むさまざまな主体に協力する。

第4項、森林組合は、森林所有者を代表する組織として、組合員の森林づくりを支援するとともに、美しい森林づくりに向けた活動を行う。

第5項、森林・林業関係者は、プロフェッショナルとして自覚を持ち、美しい森林（もり）づくりの基本理念に即して循環的な木材利用や、持続可能な森林づくりを基盤とした事業活動を行う。

第6項、学校等教育機関は森林と親しみ森林で楽しむ次世代の育成に取り組む。

次に、美しい森林づくり構想の策定でございます。第4条、町は、計画的な美しい森林づくりの実行を図るため、美しい森林づくり構想を本条例の目的ののっとり策定する。

本構想の計画期間は、5年とし、5年ごとに改訂を行うものとする。また、3年目に中間的な評価を行うものとする。

3、本構想の策定及び進行管理に当たっては、第5条に定める委員会と連携して行うものとする。

推進組織としまして、町は基本理念に基づき森林づくりを推進するため、美しい森林づくり委員会を置く。

2、委員会は次の事項について、協議、調査、提言及び評価を行う。

第1項としまして、本構想に関すること。

第2項、森林づくりに関する基本的な事項に関すること。

第3項、前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

3、委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

第1項、学識経験を有する者。

第2項、森林所有者。森林組合並びに林業及び木材産業等事業者。

第3項、学校等教育機関関係者。

第4項、公募による町民。

第5項、その他、町長が適当と認めるもの。

4、委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5、前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6、全各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条としまして、町の責務ということでございます。町は、町内の多様な主体が自主性と自立性を持って美しい森林づくり活動を推進するために、次の事項に取り組まなければならない。

1項目ですが、本条例の基本理念を推進できる体制の確保。

2項、本構想に定められたプロジェクトの推進。

3項、本構想やプロジェクトの実行に必要な予算の編成と職員の要請。

4項、本条例の基本理念を踏まえた町有林の活用。

第5項、地域産材の積極的な利用の推進。

第6項、地籍調査や担い手育成など、森林づくりの基盤整備の推進。

第7項、町民に対する本条例及び本構想の普及啓発。

第8項、高津川流域全体に対する普及啓発。

附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第78号を御説明いたします。

この条例改正につきましては、国民健康保険税医療保険分の所得割、均等割、平等割並びに介護保険分の所得割、均等割の改正、これに伴います、軽減の額の改正を行うものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず、3条の医療保険分の所得割の税率でありますけども、100分の7.4から、100分の8.0に0.6ポイントほどアップするものでございます。

第4条の均等割を2万4,000円から2万5,000円に、1,000円のアップを行います。

めくっていただきまして、第4条の2の平等割1万8,000円から1万9,000円に1,000円のアップを行います。そのうち特定世帯につきましては、9,000円を9,500円に、特定継続世帯につきましては、1万3,500円を1万4,250円にそれぞれ改正するものでございます。

第7条の介護保険分の所得割の税率を100分の2.3から100分の2.45に0.15ポイントアップします。

第8条の均等割を8,000円から9,000円に1,000円のアップを行います。

また、21条の国民健康保険税の減額につきましても、低所得者層等の均等割、平等割についても同様の改正を行うものでございます。

次に、議案79号を御説明いたします。この条例改正につきましては、介護保険法施行規則等の改正に伴うものでございます。

主な改正につきましては、2枚ほどめくっていただきまして、新旧対照表最後のページになりますけども、第111条第6項の表中、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内にある場合の取り扱いについて、看護師または准看護師が従事することができる施設に、指定地域密着型通所介護事業所を追加するものでございます。なお、この条例につきましては、施行は公布の日からでございます。

続きまして、議案80号を御説明いたします。この条例改正につきましても、前条例と同じく介護保険法施行令規則等の改正に伴うものでございまして、主な改正につきましては1枚めくっていただきまして、新旧対照表39条第5項の追加及びもう1枚めくっていただきまして、第44条第6項の表中に、前議案でも説明申し上げましたけども、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内にある場合の取り扱いについて、看護師または准看護師が従事することができる施設に、指定地域密着型通所介護事業所を追加する内容でございます。なお、この条例につきましても、施行期日は、公布の日からであります。

続きまして、議案81号を御説明いたします。この条例につきましては、学校教育法等の改正に伴うものでございます。めくっていただきまして、裏面をごらんください。新旧対照表第10条、第3項の放課後児童支援員の資格要件のうち、教員となる資格を有する者に、義務教育学校を追加するものでございます。

続きまして、議案第82号を御説明いたします。この条例改正につきましては、建築基準法施行令並びに国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴うものでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表28条及び第43号の各第7号の表中、両方とも同じ内容ですが、最初のほうは小規模保育A型について、後のほうは事業所内保育についての内容でございますが、4階以上の避難用階段の構造内容を建築基準法施行令に合わせまして変更するものでございます。

1枚めくっていただきまして、附則の第6条から9条の追加につきましては、近年の保育の需要に対しまして、保育の受け皿が不足していることを鑑み、当分の間、保育所における職員配置について、特例措置を設けるものでございます。なお、この条例の施行期日は、公布の日からでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） よろしく願いいたします。

議案第83号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、既に平成27年1月より運営を開始をしております。まちなか再生関連施設の1つ、町家ステイ戎丁に引き続きまして、今回、津和野地区旧N

TTビル裏の旧潮邸の改修工事によりまして完成をいたしました町家ステイ上新丁を別表に新たにつくり加えることが改正の内容となっております。

ちなみに、町家ステイ上新丁の概要を申し上げますと、構造は木造平屋建て、敷地面積は、400.7平米、延べ床面積は、163.57平米でございます。

今回、座敷が8畳及び6畳の部屋がございまして、そのほかにも和室、また今回は、ベッドルームが寝室としてございます。あと、書斎、リビングが1部屋、各1部屋、浴槽、洗面、トイレ、簡易キッチン、土間、廊下、押し入れといったような内容になっておりまして、おおむねの定員を10名というふうに考えております。

今回の御審議をいただきまして、設置管理条例のほうが整いました上では直ちに指定管理者の募集に入らさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、10時10分まで休憩いたします。

午前9時53分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16. 議案第84号

日程第17. 議案第85号

日程第18. 議案第86号

日程第19. 議案第87号

日程第20. 議案第88号

日程第21. 議案第89号

日程第22. 議案第90号

日程第23. 議案第91号

日程第24. 議案第92号

日程第25. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第84号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）より、日程第25、議案第93号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第84号でございますが、平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2億1,360万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ81億5,860万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第85号でございますが、平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,410万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億8,690万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

続いて、議案第86号でございますが、平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,239万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億5,939万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第87号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ68万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億133万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

議案第88号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億7,568万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ5億998万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第89号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億8,071万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第90号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出総額を561万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第91号平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。



歳入歳出それぞれ144万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ7,239万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第92号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ765万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億4,887万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第93号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を413万4,000円追加し、収益的収入予算総額7億4,690万1,000円、収益的支出を61万9,000円追加し、収益的支出総額7億4,338万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第84号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正の追加でございます。

平成28年1月18日から25日までの風雪及び低温によりまして、被害を受けました農家のビニールハウス等の施設の復旧を支援するために、低利な制度資金を島根県農業信用基金協会が創設したところでございますが、その融資資金に関する津和野町負担分の債務負担行為でございます。期間は、平成29年度から46年度まで、限度額は17万1,000円でございます。

次に、第3表でございます。

地方債の補正の変更でございます。

総額で5,400万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、14ページをごらんください。

また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただければというふうに思っております。

なお、このたびの補正で歳出の各費目に人件費を計上しております。これにつきましては、4月1日付の人事異動に伴う補正でございます。

まず、総務費でございます。

一般管理費の負担金補助及び交付金としまして、熊本県町村会への災害見舞金としまして、島根県町村会負担金5万円を増額をしております。

それから、財政管理費の積立金としまして、平成27年度の剰余金に伴いまして、地方財政法第7条に基づきまして、減債基金積立金6,700万円を積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、16ページでございます。

財産管理費の需用費といたしまして、4月末の強風の被害によりまして、町有施設等の修繕料100万9,000円を増額をしております。

それから、委託料といたしまして、第3セクターでありました旧日原総合開発所有地に残置をされておりました変圧器の廃棄物処理業務委託料45万5,000円を新たに計上をしております。

それから、企画費の報酬といたしまして、柚の里よこみちの再生支援に伴いますファウンディングベースの地域おこし協力隊員の報酬144万6,000円を増額をしております。

委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして18ページですが、平成29年度からの第2次津和野町総合振興計画策定支援業務委託料496万8,000円を新たに計上しております。

それから、負担金補助及び交付金としまして、喜時雨の自治共栄会へのグラウンドゴルフ可搬式人工芝の購入に係ります、コミュニティ助成事業補助金230万円を新たに計上をしております。

それから、定住対策費の定住対策事業費の負担金補助及び交付金としまして、都市部の医療従事者を対象としました地域医療視察ツアー事業補助金130万8,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、20ページでございます。

道の駅管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、なごみの里の家族風呂、天井の崩落等の修繕工事負担金219万3,000円、シルクウェイにちはらのフードコート、厨房ボイラーの修繕工事負担金54万円を増額をしております。

それから、柚の里施設費の報酬といたしまして、柚の里よこみちの再生支援に伴います集落支援員の報酬176万7,000円、それから、負担金補助及び交付金としまして、同じく再生支援に係ります柚の里への活性化交付金113万2,000円を新たに計上をしております。

それから、国際交流費の負担金補助及び交付金といたしまして、今後、設立をいたします津和野町国際交流協会への支援交付金50万円を新たに計上しております。

それでは、飛びまして30ページをごらんください。

民生費でございます。

社会福祉総務費の委託料といたしまして、臨時福祉給付金給付システムの改修委託料207万4,000円、それから繰出金といたしまして、人事異動に伴います人件費の

増減等による国保及び介護特別会計への繰出金、合わせまして112万5,000円を増額をしております。

それでは、飛びまして36ページをごらんください。

衛生費でございます。

保健衛生総務費の繰出金といたしまして、同じく人事異動に伴います人件費の増や、配水管の修繕工事の事業費の増によりまして、簡易水道特別会計繰出金1,321万円を増額、人事異動に伴いまして人件費の減によりまして、病院事業会計への繰出金518万2,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費でございます。

農業振興費の報酬としまして、有機農業の推進に従事いたします集落支援員の委員報酬112万5,000円を新たに計上しております。

委託料といたしまして、地域おこし協力隊事業委託料366万円を減額いたしまして、地産地消推進事業委託料246万円、及び桑園・養蚕推進事業委託料120万円それぞれ組み替えを行っております。

2枚めくっていただきまして、42ページでございます。

林業振興費といたしまして、平成27年度の国の補正予算でございました地方創生加速化交付金事業で採択をされませんでした、美しい森林づくり事業及び津和野型自伐林業推進事業を含みます、各費目の総計1,709万3,000円を新たに計上をしております。

それから、町行造林事業費の委託料といたしまして、1月の積雪によりまして、柳村地内のほうで雪害がございましたが、その雪害倒木の処理委託料405万9,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費でございます。

商工振興費の委託料としまして、旧水津邸の実施設計に係る日原賑わい創出拠点づくり事業委託料200万1,000円の増額、それから負担金補助及び交付金としまして、産業後継者育成基金を財源といたしました、事業後継者支援に係る商工業事業後継者支援事業補助金198万円を新たに計上をしております。

歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、46ページでございますが、昨年度のデザインコンペ結果をもとにしまして、JR津和野駅トイレ改修設計監理業務委託料324万円、JR津和野駅周辺整備設計監理業務委託料626万4,000円、JR津和野駅耐震診断業務委託料367万2,000円を新たに計上をしております。

また、工事請負費といたしましてJR津和野駅トイレ改修工事1,998万円、JR津和野駅周辺工事3,262万2,000円の合わせて5,260万2,000円を新たに計上をしております。

それから、伝統的建造物群保存事業費の委託料といたしまして、伝建地区内の防災計画策定業務委託料256万円、工事請負費といたしまして、カトリック教会の物見土堀等の伝統的建造物修繕工事704万2,000円を新たに計上しております。

また、負担金補助及び交付金といたしまして、当初予算の段階では3棟分でしたが、1棟分を取りやめたことによりまして、伝統的建造物群保存事業費補助金87万8,000円を減額をしております。

それから、津和野町東京事務所管理費の賃金といたしまして、ファウンディングベースの委託への組みかえによりまして、賃金が88万8,000円の減額、委託料としまして、賃金からの組みかえによりまして、津和野町東京事務所事務委託料88万8,000円の増額をしております。

それから、同じく委託料でございますが、津和野町プロモーションウェブデザイン及び東京事務所の企画デザインに係ります、島根型6次産業ステップアップ事業委託料510万円を新たに計上をしております。

それから、1枚めくっていただきまして、上段でございますが、観光協会に対しての着地型観光の推進に係る島根県観光総合支援事業補助金100万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、50ページ土木費でございます。

土木総務費の負担金補助及び交付金といたしまして、全町対象に立ち上げます津和野町幹線道路整備促進期成同盟会への負担金10万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、道路新設改良費といたしまして、社会資本整備総合交付金の減額決定に伴います事業費の減額によりまして、笹ヶ谷線総額で2,840万円、森野坂線総額で410万円を減額をしております。

道路長寿命化対策事業費といたしまして、同じく社会資本整備総合交付金の減額決定に伴いまして、事業量の減をいたしまして、総額で3,132万5,000円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、56ページでございます。

住宅管理費の需用費といたしまして、中座団地のフェンスの修繕料287万3,000円を新たに計上をしております。

もう2枚めくっていただきまして、60ページでございます。

消防費でございますが、非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員4名分の退職報償金213万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。

それでは、若干飛ばしまして、72ページをごらんください。

社会教育費の一番下段でございますが文化財保護費でございます。

1枚めくっていただきまして、74ページでございますが、需用費といたしまして、西周旧居カヤぶき屋根修繕料の増額と、三渡八幡宮の説明板修繕料を、これは新たに計上いたしまして、合計で208万円を増額をしております。

それから、下段ですが、森鷗外記念館費の備品購入費といたしまして、森鷗外直筆の書幅の購入に係ります資料購入費85万円を新たに計上をしております。

2枚めくっていただきまして、78ページをごらんください。

旧堀氏庭園修復事業費の工事請負費といたしまして、畑迫病院保存修理工事の設計変更増に伴います、畑迫病院修理工事1,203万6,000円を増額をしております。

2枚めくっていただきまして、82ページ災害復旧費でございます。

過年の公共土木施設災害復旧費の委託料といたしまして、単価の改定によります現場技術支援業務委託料381万6,000円の増額、それから工事請負費といたしまして、道路5カ所、河川2カ所の公共土木施設単独災害復旧工事2,586万5,000円を増額をしております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、恐れ入りますが、10ページのほうにお戻りください。

まず、国庫支出金でございます。

民生費国庫補助金といたしまして、補助金交付決定に伴います臨時福祉給付金給付事業費補助金207万3,000円を新たに計上しております。

商工費国庫補助金としまして、補助金交付決定に伴います集約促進景観・歴史的風致維持形成推進事業費補助金、これは藩校養老館の整備事業に係るものでございますが、146万9,000円を減額、歴史的風致維持向上事業に係ります都市再生整備事業費補助金2,960万円を増額をしております。

それから、土木費国庫補助金といたしまして、減額交付決定に伴いまして社会資本整備総合交付金、これは先ほど、最初申し上げました道路新設改良事業に係るものでございますが、4,004万7,000円を減額をしております。

次に、県支出金でございます。

総務費県補助金といたしまして、補助金交付決定に伴います社会保障・税番号制度システム整備費補助金150万円を新たに計上しております。

それから、農林水産業費県補助金としまして、雪害によります倒木処理に係る災害被害森林復旧対策事業費補助金202万9,000円を新たに計上しております。

それから、商工費県補助金といたしまして、東京事務所関連事業に係ります島根型6次産業ステップアップモデル事業費補助金350万円を新たに計上しております。

それから、教育費委託金といたしまして、キャリア教育推進に係ります、みんなのまちづくりプロジェクト事業委託金100万円を計上をしております。

次に、下段の繰入金でございます。

1枚めくっていただきまして、12ページでございますが、財政調整基金繰入金1,800万円を増額、それから、商工業事業後継者支援事業に係ります産業後継者育成基金繰入金198万円を増額をしております。

次に、繰越金でございます。平成27年度の剰余金といたしまして、1億3,313万4,000円を計上をしております。

次に、諸収入でございます。

雑入としまして、消防団員4名分の退職報償金213万円、それから、つわの暮らし推進課分ということで、喜時雨の自治共栄会へのグランドゴルフ可搬式人工芝の購入に係りますコミュニティ助成事業補助金230万円を計上をしております。

最後に、町債でございます。

商工債の過疎対策事業債といたしまして、都市再生整備事業費補助金等の交付決定によります、JR津和野駅トイレ改修工事等の事業費計上に伴いまして、観光施設整備事業3,510万円の増額、それから島根型6次産業ステップアップモデル事業費補助金等の交付決定によりまして、東京事務所関連事業費計上に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業260万円を増額をしております。

それから、土木債の過疎対策事業債といたしまして、社会資本整備総合交付金の減額決定によりまして、事業費の減額を行いまして、道路橋梁整備事業1,430万円を減額、辺地対策事業債では同じく事業費の減額等に伴いまして、道路橋梁整備事業840万円を減額をしております。

それから、教育債でございます。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、旧堀氏庭園修復事業費の増額に伴いまして、観光レクリエーション事業700万円の増額、藩校養老館の整備事業に対する集約促進景観・歴史的風致維持形成推進事業費補助金の減額決定に伴いまして、地域文化振興事業140万円を増額をしております。

災害復旧債でございます。

公共土木施設災害復旧債といたしましては、現場技術支援業務委託料と単独災害復旧工事の増額に伴いまして、公共土木施設災害復旧事業3,000万円を増額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） それでは、議案第85号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費51万5,000円の減額につきましては、職員の異動によるものでございます。

3枚ほどめくっていただきまして、16ページ、介護納付金356万6,000円の減額につきましては、今年度、平成28年度の確定によるものでございます。

めくっていただきまして、18ページ、諸支出金の償還金999万9,000円の増につきましては、前年度の療養給付費負担金等、国支払基金への償還見込みによるものでございます。

歳入のほうへ戻っていただきまして、8ページをごらんください。

前期高齢者交付金4万6,000円の増につきましては、平成28年度の確定によるものでございます。

一般会計繰入金51万5,000円の減につきましては、歳出の総務費で説明しました職員の異動によるものでございます。繰越金3,457万円につきましては、平成27年度の繰り越しであります。

続きまして、議案第86号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、最初に12ページをお開きください。

介護給付費準備基金積立金1,400万円の増につきましては、前年度の繰越金を基金として積み立てるものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費154万円の増につきましては、職員の異動によるものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、諸支出金の国県支出金等還付金591万3,000円の増につきましては、前年度の介護給付費負担金の確定見込みによる、国県支払基金への償還金であります。

歳入に戻っていただきまして、8ページをお開きください。

一般会計繰入金164万円の増につきましては、歳出の総務費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で説明しました職員の異動によるものでございます。繰越金の2,075万2,000円につきましては、平成27年度の繰り越しであります。

続きまして、議案第87号を御説明いたします。

歳出の10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金68万8,000円、並びに歳入のほうへ戻っていただきまして、8ページ、繰越金68万6,000円につきましては、前年度の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、議案第88号を御説明いたします。

まず、4ページをごらんください。

第2表でございます。地方債の補正でございます。

簡易水道事業債の借入限度額を1億3,290万円減額し、簡易水道事業債の借入限度額を1億2,590万円にするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

それでは、歳出より御説明いたしますので、12ページをごらんください。

水道管理費でございます。給与、職員手当等につきましては、人事異動に伴うものでございまして、合計で263万4,000円計上しております。共済費も人事異動に伴うもので、90万1,000円計上しております。

需用費につきましては、修繕費としまして、下横瀬下の漏水による仮設配水管の布設修繕を行うもので115万5,000円、それから津和野土木事業所の配水管布設修繕、1月の冷害によりまして、仮配管をしておりましたけども、その布設の修繕で138万4,000円、それから、藩庁跡住宅排水管修繕で54万円、瀬戸仮設修繕で48万6,000円、日原第三水源地の取水ポンプの修繕で130万7,000円、合計で487万2,000円を計上しております。

役務費、それから使用料及び賃借料につきましては、施設整備費の補助金の減によりまして、補助金でつけなくなったもののリース料等を63万9,000円計上しております。

工事請負費としまして、町道高嶺線の改良工事に伴います配水管移設工事で、110メートルでございますけども300万円計上しております。

14ページをお開きください。

施設整備費でございます。国庫補助金の確定によりまして6,161万2,000円を減額によりまして、事業費1億8,773万4,000円の減額で、それぞれそれに伴います減額補正でございます。

需用費につきましては、消耗品、燃料費の減額で10万8,000円、役務費で8万8,000円、委託料で設計委託料、工事の部分が少なくなりましたので委託料29万円の減額、それから使用料及び賃借料で49万円、工事請負費としまして1億8,788万6,000円の減額でございます。

公有財産購入費としまして、笹山の間ポンプ場、それから配水池のポンプ場の敷地面積の確定によりまして19万4,000円の増額でございます。

補償費としまして、賠償金等の確定によりまして93万4,000円の増額でございます。

戻りまして10ページ、歳入をごらんください。

加入分担金としまして、堀庭園の診療所の加入分担金としまして23万7,000円の増、それから、国庫補助金の減によりまして6,161万2,000円の減でございます。

一般繰入金につきましては、先ほど歳出で説明しましたように水道管理費の増額によりまして1,321万円を計上いたしております。

雑入では、町道高嶺線の改良工事に伴います配水管移設補償費としまして160万円、それから、簡易水道債では国庫補助金の減額によりまして1億3,290万円を減額するものでございます。

それから、平成27年の前年の繰越金としまして377万7,000円を計上いたしております。



ここで、公営企業の公営企業化国庫補助金の減額によりまして、公営企業化の時期について若干、御説明しておきたいと思えます。

当初、平成29年4月に公営企業化に向けて実施をして計画してきたわけでございますけれども、国のほうで今年度、国庫補助金が全額つかないという場合には、公営企業化の変更を延期してもよろしいという回答がございました。今回、28年度国庫補助金の要求補助金が半分しかつかなかったために、津和野町としましては、公営企業化につきましても1年延ばし、平成30年4月まで延ばす方向で今現在、考えているところでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第89号を御説明いたします。

歳出から説明いたします、10ページをごらんください。

営業費の給料、職員手当等、共済費等につきましては、人事異動に伴いますものでございまして、合計で28万8,000円計上しております。

12ページ、公債費元金につきましては、財源振りかえを行うものでございます。

戻りまして、8ページ、歳入をごらんください。

平成27年度の剰余金の繰越金としまして111万1,000円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を82万3,000円減額するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第90号を御説明いたします。10ページ、歳出をごらんください。

営業費の業務費につきましては、15万6,000円の財源振りかえを行うものでございます。なお、財源につきましては、繰越金でございます。

戻りまして、8ページ、歳入をごらんください。

平成27年度の剰余金、繰越金としまして15万6,000円計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を15万6,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第91号を御説明いたします。

歳出の10ページ、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助交付金は、5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として76万7,000円を計上しております。

戻っていただきまして、8、9ページの歳入をごらんください。繰越金として、平成27年度剰余金144万8,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第92号を御説明いたします。

歳出の10ページ、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助交付金は、診療報酬交付金等が5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として670万4,000円を計上するものです。

戻っていただきまして、歳入の8ページ、9ページをごらんください。繰越金として、平成27年度剰余金765万2,000円を計上しております。

以上でございます。

続いて、議案第93号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。下段の収益的支出の医業費用の給与費は、給与費518万2,000円の減額は人事異動による減額分であります。

経費の交付金580万1,000円は、前年度交付金精算額として計上するものです。上段の収益的収入の御説明をいたします。

医業外収益の負担金交付金518万2,000円の減額分は、先ほどの給与費に係る減額分です。特別利益の過年度損益修正益は、平成28年2月分、3月分の診療報酬実績額が未収金計上額を上回った931万6,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第26. 報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第26、報告第3号平成27年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成27年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第3号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙のほうをごらんください。

平成27年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、総務費の情報セキュリティ強化対策事業でございますが、1月20日に成立をいたしました国の補正予算に伴います、国からの補助金を受けて実施します情報セキュリティ強化対策事業に係るもので、2,639万2,000円を繰り越したものでございます。終期につきましては、12月末としております。

それから、津和野暮らしお試し住宅整備事業でございますが、所有者及び隣接土地所有者との境界確定等に不測の日数を要しまして642万1,000円を繰り越したもので、終期は8月末としております。

次に、口屋橋バス待合所整備事業でございますが、隣接の土地所有者との境界協議等に不測の日数を要しまして、700万2,000円を繰り越したものでございます。終期につきましては、29年3月末としております。

次に、まち・ひと・しごと創生事業でございますが、国の補正予算に伴って交付されました地方創生加速化交付金事業に係る5,200万円を繰り越したもので、終期につきましては29年3月末としております。

それから、民生費の年金生活支援臨時福祉給付金給付事業でございます。国の補正予算に伴いまして、年金生活者等への臨時福祉給付金を支給するために5,583万1,000円を繰り越したものでございまして、終期は9月末を予定をしております。

次に、障害者福祉センター整備事業でございますが、基本設計に不測の日数を要して1億7,441万2,000円を繰り越したもので、終期は12月末としております。

それから、農林水産業費の農林業施設等災害復旧事業でございますが、1月の積雪によりまして、全半壊したビニールハウスの復旧に係る補助金でございますが、復旧のための資材調達に不測の日数を要し、2,570万8,000円を繰り越したもので、終期は29年3月末としております。

それから、商工費の青野山モデルコース歩道整備事業でございますが、特注品のバイオトイレの製造過程に不測の日数を要しまして945万2,000円を繰り越したもので、4月下旬に完了したところでございます。

それから、津和野町駅前第2駐車場整備事業でございますが、隣接所有者の別途工事の完了を待って工事を着手したところで不測の日数を要しまして190万円を繰り越したもので、5月中旬に完了したところでございます。

次に、まちなか再生総合事業でございますが、新築とは異なる既存の空き家を改修する特殊事情から施工に不測の日数を要しまして3,419万2,000円を繰り越したもので、終期は7月末としております。

土木費の町道滝元線排水路整備事業でございますが、施工箇所が平成25年災害復旧工事のヤードとして使用したことによりまして着工がおくれたため、200万円を繰り越したもので、終期は29年3月末としております。

次に、町道三畝線道路改良事業でございますが、1月の積雪によりますのり面崩壊の修繕工事でございますけれども、倒木の処理に不測の日数を要しまして1,009万5,000円を繰り越したもので、終期は9月末としております。

次に、町道城山線道路改良事業でございますが、地権者との用地交渉に不測の日数を要し、1,550万2,000円繰り越したもので、終期は11月末としております。

それから、教育費の日原小学校屋内運動場天井撤去、側溝整備事業でございますが、側溝整備を行うに当たりまして事前調査に不測の日数を要しまして3,554万2,000円を繰り越したもので、終期は6月末としております。

次に、津和野城跡整備事業でございますが、1月の積雪によりまして倒木が発生しまして、その倒木処理に不測の日数を要しまして3,686万5,000円を繰り越したもので、4月の下旬に完了したところでございます。

次に、文化財施設整備事業でございます。藩校養老館の自主設計業務でございますが、建築基準法の適用除外申請に係る限界耐力検査に不測の日数を要しまして711万3,000円を繰り越したもので、終期は10月末としております。

災害復旧費の過年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、県の助成事業の発注の遅延に伴いまして、隣接する当事業の災害復旧工事着工に不測の日数を要しまして4億35万3,000円を繰り越したもので、終期は29年3月末としております。

次に、現年林道災害復旧事業でございますが、25年災害復旧工事を優先して施工したことによりまして、着工までに不測の日数を要して743万8,000円を繰り越したものでございます。終期は29年3月末としております。

次に、過年の林道災害復旧事業でございますが、同じく25年補助災害復旧工事を優先して施工したことによりまして、当事業の小災害及び単独災害の着工までに不測の日数を要し、1,926万7,000円を繰り越したもので、終期は29年3月末としております。

最後に、過年公共土木施設災害復旧事業でございますが、25年補助災害復旧工事を優先して施工したことによりまして着工までに不測の日数を要し、2億3,039万7,000円を繰り越したもので、終期は29年3月末としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑がありましたらお受けしますが、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

#### 日程第27. 報告第4号

○議長（沖田 守君） 日程第27、報告第4号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第4号について御説明いたします。裏面をごらんください。

平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計の繰越明許費計算書でございます。

簡易水道事業費の水道管理費の法適用推進に係る支援業務でございますが、簡易水道事業統合のための条例整備等を行っていくわけですが、町の方針の決定に基づくヒアリングがおくれたために、新規策定の例規案ができなくなり、その業務がおくれたことにより216万円繰り越すものでございます。終期につきましては10月末を予定しております。

次に、簡易水道統合のための町内の水道の資産調査を進めているわけですが、施設が多くそれに付随する資料が膨大なために整理、集計に時間がかかり、資産評価がおくれることによりまして2,106万円を繰り越すもので、終期は8月末を予定しております。

続きまして、災害復旧費の簡易水道災害復旧の過年度分の水道施設災害復旧事業の津和野簡易水道でございますが、島根県が驚原地区で施工中の津和野川河川災害復旧工事に係る工事が進んでおりません。そうした部分で不測の日数を要したことによりまして、繰り越すものに合わせまして1,108万1,000円を繰り越すもので、終期は29年3月末を予定しております。

続きまして、白井牧ヶ野飲料水供給施設につきまして、島根県の治山ダムの施工と合わせまして、導水管を配管することによりまして、その治山ダムが繰り越すことによりまして、施工時期が調整等によりまして、不測の日数を要するために2,605万円を繰り越すもので、終期は10月末を予定しております。

また、瀬戸橋災害復旧工事に伴う水道管布設工事につきましては、島根県の災害復旧工事等が繰り越してございまして、そういった橋工事の完成、またそれに布設しますので、そういった調整に不測の日数を要したために繰り越すものに合わせまして、420万円を繰り越すもので、終期は9月末を予定しております。

吹野災害復旧工事に伴います水道管布設工事につきましては、町の災害復旧工事がおくれたために配水管の布設ができなくなり、繰り越すものに合わせまして150万円を繰り越すもので、終期は9月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

---

#### 日程第28. 報告第5号

○議長（沖田 守君） 日程第28、報告第5号平成27年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号平成27年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第14

6条第2項の規定により、平成27年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第5号を御説明いたします。裏面をごらんください。

下水道事業費の施設整備費の鷺原地区下水道管敷設工事のものでございます。

本日、契約の変更を出しました。そういった理由で繰り越すものでございます。4,670万6,000円を繰り越すもので、終期は9月末を予定をしております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

#### 日程第29. 報告第6号

○議長（沖田 守君） 日程第29、報告第6号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第6号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、平成28年5月16日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額につきましては、16万1,263円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますけれども、平成28年1月25日の午後3時ごろ、相手方所有の自家用車が、前日来より降り続いておりました積雪によりまして、本来、駐車すべき促進住宅の敷地内の駐車場への駐車が不可となったため、促進住宅近くの比較的積雪量の少ない場所に駐車していたところ、促進住宅の屋根からの落下によりまして、相手方の車両の屋根を破損したものでございます。

以上でございます。

- 議長（沖田 守君） 報告が終わりましたが、質問がありましたら受けます。3番、米澤君。
- 議員（3番 米澤 宥文君） この落雪した住宅というのは、これは町営住宅でしょうか。それとも、これには、雪どめとか大体やっておりますが、それはなかったんでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） 寺田の定住促進住宅でございます、基本的に屋根については陸屋根ですが、さしかけがありましてそこからの雪が落ちたというふうなことで、それには雪どめはないという状況であります。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。
- 議員（1番 後山 幸次君） 事故の内容を、これ、見ますと、積雪量の少ない場所に駐車をしていたというんでありますが、今回の大雪じゃ相当何人かの人も困ったと思うんですね、駐車する場所を。そうしたとき、これは路上駐車になるわけですね、要するに。そういったときに、もっと安全な場所への駐車責任は本人には過失はないのか、これでここが危ない、行かれんというのであれば、住宅の管理者がどっかに移動しなさいという指示でもされたのか、これからこういったような類似事故が起きた場合には町が全て対応されるのか、大風の場合もありましょ、水害の場合もありましょ、そういったこともあるんですが、今回については積雪量が少ないところで自分で持ってたということで、たまたまそこに民間の屋根から落ちたということであろうと思うんですが、そこまで町が責任を負わんにやなんのでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） 基本的に定住促進住宅のところは、車がとめるようなラインも入れておりませんし、空き地に今とめておられるところです。そういうことで、住宅の建物の横とか反対の空き地とかというふうな状況でございます。その除雪ということは、今行っておりません。というのが、コンクリートで若干高さを上げておまして、除雪するためにはそれが支障になってとてもできないというふうなことと、それと今、排雪除雪であれば両方に山をつくりまして、とても、除雪したことによって状況がよくなるもんでありません。カイセツをせんと、とてもできんというふうなところでございます。
- 建設課のほうでほかの場所をというふうなお話でございましたが、そこまで対応しておりません。除雪をしないと孤立した集落もあるというふうな、そちらのほうを最優先で対応しております、ほいじゃ、ほかの場所というのが、今後、考える場合になかなかないというふうな状況でございます。
- 議長（沖田 守君） 過失相殺のことは。  
総務財政課長。

- 総務財政課長（福田 浩文君） 損害賠償の相手方、山田さんとその後、お話をいたしました。本町、町村会の保険のほうに入っております、当然、町村会のほうの損害保険の担当者の知見も交えながらお話をしたところでございます。全国町村会の前例を見まして、やはり本人さんも、こういったところにとめれば、自然の積雪だという部分がございますけれども、ある程度、屋根のほうから落下するという危険性も排除できないということで今回につきましては町村会のほうの保険請求の前例を当たりまして、2分の1について町が見るということで示談をしたところでございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。
- 議員（7番 寺戸 昌子君） 車を駐車されたところに雪が落ちてきて、車が潰れたという理解をしておるんですが、車が置けるところということは、人がひょっとしたら歩いたかもしれないですよ。今後、もし、このような積雪があったときに、地図がないからわかりませんが、危ない場所にとめないようなことをしてないと、また車が壊れたり、もし、人が雪をかぶったりして、けがをされたりしたら大変なので何か策をとられたのかなと思います、いかがでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） 具体的には対応しておりません。ほかの住宅にも数多くございます。その場所については基本的に本人にお任せしておるというふうな状況が多ございまして、町の今、災害復旧推進室が畑迫でございますが、体育館の軒の下あたりに今とめておりますが、冬場になると2メートルぐらいは寄せずにとめるとか、そういうふうな対応をとっておるところでございます、建設課として、ここが危ないというふうなお知らせというふうなことについては今、実施はしておりません。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、三浦君。
- 議員（9番 三浦 英治君） ちょっと気になるんですが、2分の1というんで少しは救われますけども、普通、駐車不可となったっていう、自分が置くところは自分で雪かくのが普通ですよ。借りとるんですから。これは持ち家じゃろうが何じゃろうが同じと思うんですが、そこんところでどうも理解できんところがあるんですよ。じゃ、ここに自分が駐車するところの進入スペースが雪で入れないというんなら、そりゃ、当然、住んどる人らで掃かじゃけんことやし、基本的なものが何か間違ってるような気がするんですが、どうでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長、1番の後山議員の質問のときにも、民地にとめとったんじゃないかという、そういう気持ちをお持ちの議員もおるわけです。町の駐車場なのか、そこら辺も含めて話さんと、全然、民地と町の土地とは違うから、また、はい、建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） 済いません。事故がありましたのは、定住促進住宅の敷地内でございます。



基本的に、町道の事故もそうではありますが、町村会の保険を適用して対応しておるといふうなことでございまして、申請をして町村会のほうで当然その事例があつて、補填をするかどうかというのを判断されるだろうと思っております。

今回、建設課から総務のほうに報告をして総務のほうで申請をされて、それで住宅の敷地内ということで町村会のほうで賠償をするといふうな判断のもとでございまして、このような対応といふうに考えてございまして、町のほうでどうこうというよりも町村会の判断、そちらのほうの事例に沿って対応しておるといふうに捉えております。

○議長（沖田 守君） ほかに。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） かなり前ですが、国道で東津和野大橋、和田にありますね。あそこで積雪が落ちたか、車がめげたか県か国が補償したという事例は聞いております。ただ、1番議員も言われたように、積雪だけでなく、台風等でいろんなものが飛んできた、例えば町営住宅の瓦が飛んだ、それも補償対象、例えばこれがこういうことになれば民家の瓦が飛んだ、いろんなものが飛んできて車がめげたときに民家が自然災害であっても補償せえというような理屈になるんじゃないかなと思っておりますが、そのところはどうでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 一つのちょっと例としてお話いたしますと、私が担当した中で町道を通行してございまして、たまたま先ほど議員さんからお話があったように、強風が吹いて町道外の民地に立っております立木の枝がたまたま折れまして、通行の車両のほうに落ちて傷がついたということで建設課経由で補償が出ないかという相談がございました。この件につきまして、町村会の保険担当のほうと話をしたときにはこれは全国事例から見ても、そういった場合には出せないというようなお答えをいただいたという事例がございました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 構造物だとかが倒れてきてとかつていふのはわかるんですが、自然のもので、先ほど同僚議員もありましたが、本来、とめるべきところではないところでの自然のものが落ちてきてといふのは、例えば町営住宅に限らず、いろんな町有施設、学校ですとかそういったところもあり得ると思っております。一番気になりました日原小学校の体育館の横なんかも線が引いてあります。とめてくださいといふところに駐車した状態で雪が落雪してきて、同様の事態になった場合、この個別な案件ではなくて、一般論として津和野町としては、今後、そういう対応をとっていくのか、であるならば、雪が降った場合といふのは相当な管理をしていかないといけない。先ほど課長がそこまで手が回らないといふのはもちろん、路面上の積雪のことかもしれませんが、それに関しては、屋根の上のものもどうやっていくかといふのを今後、対応していかなければいけないことになってくると思うんですけども、一般

論として、同様な件が起きた場合、町有施設の落雪、もしくは、雨の被害ですとかいろいろ想定されると思うんですが、それも対応していくということになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 基本的に、何か事故がありましたら、保険の適用ができるかどうかということは、これまでも確認をしております。

ただ、保険の関係も、例えば、これまでで申しますと、町道が下水の関係で砂利道に一時期になりまして、そこで高齢者の方がこけて眼鏡が壊れたとかいう事例もございまして、その関係も保険の適用ができないかというふうなことで、総務経由で町村会に確認をしたんですが、道路というのは必ずしも舗装しているものではないので、こけたことは仕方がないということで、保険の適用はできないというふうなこともございまして、基本的に町のほう、担当者、法律家ではございませんので、基本的には町村会のほうに相談をさせていただいて、そういう同様の事態があった場合に、救済できるかどうかについては町村会の判断を仰ぎたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今回の事例で半額負担をされるっちゅうことが出たってことは、何か町がやるべきことをやってなかったということで、半額の負担をするべきじゃないかという結論が出たと思うんですが、なぜ負担をされたっていうことになったんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 保険の中身の問題やけ、契約の。財政課長、わからんか。そりゃ、保険屋が査定するんじゃからのう。総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 全国町村会の、いわゆる査定につきましては、損保ジャパンという会社がございしますが、そちらのほうに委託をしております。損保ジャパンのほうの査定員さんが全国的な事例たくさん持っておられますので、その辺の先例等を照らし合わせてこれをどうだろうかということで、本町のほうに答えていただきまして、それをもとに今回の当事者ともお話をしたところでございます。半額という部分につきましては、そういった前例、事例等に基づいた判断ということで御理解いただいたというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですか。（「はい、なし」と呼ぶ者あり）ないようでありますから質疑を終結します。

---

### 日程第30. 議会広報編集委員会委員の辞任の件について

○議長（沖田 守君） 日程第30、議会広報編集委員会委員の辞任の件についてを議題といたします。

議会広報編集委員会委員のうち、岡田委員、後山委員、草田委員、寺戸委員、京村委員、以上5名から辞任願が提出されました。

地方自治法第117条の規定によって、辞任願を提出の5名の委員の退場を求めます。

〔岡田克也君、後山幸次君、草田吉丸君、寺戸昌子君、京村まゆみ君 退席〕

○議長（沖田 守君） 6月1日、議会広報編集委員会の岡田委員、後山委員、草田委員、寺戸委員、京村委員、以上5名から、都合により辞任したいとの申し出がありました。

したがって、お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、5名の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

5名の議員の除斥を解き、入場を許可をいたします。局長、お願いします。

〔岡田克也君、後山幸次君、草田吉丸君、寺戸昌子君、京村まゆみ君 着席〕

○議長（沖田 守君） 5名の除斥議員が入場されました。

したがって、辞任願を提出されました5名の議員に申し上げます。提出されました辞任願につきましては許可されましたので、申し上げます。

ただいま議会広報編集委員会に5名の欠員が生じました。

お諮りをいたします。議会広報編集委員会委員の補欠選任について日程に追加して、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。しがたって、これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をお願いします。

---

#### 追加日程第1. 議会広報編集委員会委員の補欠選任の件について

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、議会広報編集委員会委員の補欠選任の件についてを議題といたします。

それでは、新たな委員5名の選任について、御協議をお願いしたいと思います。

席を立たずにこのまましばらく休憩といたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時32分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議会広報編集委員会の新たな委員5名を選任いただきましたので、報告を申し上げます。

委員、米澤宥文君、丁泰仁君、御手洗剛君、三浦英治君、板垣敬司君、以上が補欠5名、継続委員、川田剛君、以上であります。

以上、新たな5名の方を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました5名の方を議会広報編集委員会の補欠委員として選任することに決定いたしました。そのままです。

午前 11 時 33 分休憩

午前 11 時 34 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。休憩中に正副委員長の御協議をいただきましたので、発表させていただきます。委員長に米澤宥文君、副委員長には引き続き川田剛君、以上のとおり選任をされました。

これから我々の任期いっぱい、ひとつよろしくお願いを申し上げます。なお、本日までに受理した陳情書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前 11 時 35 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 4 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

平成 28 年 6 月 20 日（月曜日）

---

議事日程（第 2 号）

平成 28 年 6 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君			
参事（兼健康福祉課長）	.....				齋藤 等君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	和田 京三君	医療対策課長	.....	下森 定君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	羽多野寿子君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから、2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、後山幸次君を指名します。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） おはようございます。議席番号2番、川田剛でございます。二つほど、質問の通告をしておりますので、順次質問を始めさせていただきます。

まず、観光行政についてお伺いをいたします。

津和野町の観光計画の最終年となりました。観光については、総合振興計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等さまざまに関連する部分があります。平成24年3月に策定されてから今日まで、さまざまな社会情勢の変化により、計画どおりいかないこと

もあることは十分理解できます。ただ、方向性として、計画に掲げられております基本理念と基本方針を推進していくことに変わりはないと感じております。そこで、以下4点についてお伺いいたします。

まず一つ目に、具体的な施策が掲げられておりますが、進捗状況や達成率はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

二つ目に、観光入り込み客数の推移とその分析はなされているのか。また、インバウンドの誘客はどのようになっているのかをお伺いいたします。

そして三つ目に、来年度から始まります第2期計画のスケジュールは、現在どのような状況かをお伺いをいたします。

最後に、今後展開される観光施策についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光行政についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。津和野町観光振興計画では、「町民参加で町の魅力を高める、観光まちづくり」を基本理念に、高津川や旧城下町とその町並み、森鷗外や西周などの生家や記念館、鷺舞や流鏑馬などの伝統文化などのさまざまな観光資源を再検証し、それらを通じて観光客と町民の相互交流が育まれる「観光地つわの」を目指すとしております。

具体的には、A、おもてなし力の向上による観光・交流の盛り上げ、B、観光資源の有効利用と有機的な結びつけを行う、C、津和野の知名度を高める、D、地域連携による観光地としての地盤強化の四つを重点施策として、以下のような取り組みを実施してまいりました。

Aについては、CATVでの町民向け観光情報番組の放送や広報誌での観光情報の掲載、小中高生を対象とした学習会やガイド養成講座の開催、観光協会や商工会の協力による町内美化活動や休憩椅子の設置、エージェン特に対する観光情報の提供などを行っております。また、日本遺産の認定を機に津和野町日本遺産センターを設置し、ガイドブックやパンフレットなどを各種作成、まち歩きイベントなどを通じて文化財を初めとした情報の提供を行ってきております。

Bについては、杣の里、安蔵寺山登山、麓耕のツツジ等の自然体験の充実、空き家を活用しての町家ステイや日本遺産センターの整備、重要伝統的建造物群保存地区の選定による歴史的景観の向上にも取り組んでおります。歴史的風致維持向上計画に基づく事業では、殿町掘割のショウブます、観光サインの整備を実施してまいりました。

Cについては、平成24年度に実施した森鷗外生誕150年の記念事業や平成26年のSL復活イベント、日本遺産認定などに伴い、ホームページやメディアを通じてのP

Rを展開してまいりました。また、東京事務所においては津和野出身者とのネットワークづくり、メールマガジンによる情報発信なども行っております。

Dについては、島根、山口の両観光連盟、萩・津和野イメージアップ協議会、石見観光振興協議会や長門路観光連絡協議会などに加盟して、近隣の市町村との連携を図りながら観光PRに努めております。

二つ目の御質問であります。観光入り込み客数の推移ですが、平成27年島根県観光動態調査結果において、津和野町の観光入り込み客の延べ数は120万1,000人（前年比4.8%増）、宿泊者数は4万4,977人（同8.6%増）、外国人宿泊者数は1,017人（同56.0%増）となっております。いずれの数値も伸びておりますが、原因としては上記観光動態調査結果の概要でも述べられているとおり、日本遺産の認定による情報発信効果、また豪雨災害からの山口線復旧、萩市の大河ドラマ効果等によるものであると考えております。入り込み客の計算対象となっている施設のうち、桑原史成写真美術館を除き、入館者数は全て前年比増となっております。特に郷土館、森鷗外旧宅、観光リフト、日原天文台の利用者が20%以上の大幅な伸びとなっております。

インバウンド対策については、津和野でも、近年、外国人旅行者が明らかにふえてきており、情報の多言語化、通訳特区の活用や体験プランの充実などを図るとともに、Wi-Fi環境やサインの整備、利便施設機能の向上などについては、国の制度を活用しながら具体的に対策を行っていきたい考えでございます。

三つ目の御質問でございますが、以上の取り組み、観光動態の分析等も踏まえ、津和野町観光振興計画の第1期の最終年度に際して、計画の達成率や今後の取り組みについては、今年度後半で策定を行う第2期計画となる新たな津和野町観光振興計画の中で具体化していくこととしております。

四つ目の御質問であります。今後、展開する観光施策については、島根県・鳥取県が中心となり計画を策定し、このたび、国の認定が決定した「広域観光周遊ルート形成計画 縁の道～山陰～」において、外国人旅行者の地方誘客を図るため、地域で一体的なパッケージ事業を行い、海外に情報発信する大規模な事業展開が可能となります。特に同ルートに係る事業展開では、宍道湖・中海圏域等中心部のみにスポットが当たらずに広く山陰をとらえるため、山口県萩市にも参画を求め、萩市と本町が構成する萩・津和野イメージアップ協議会と、実施主体となる山陰インバウンド機構が連携する旨、特に明記されました。こうした動向を追い風として、新たなインバウンド対策導入など、国、実施主体に対して要望を行い、連携した取り組みを進めてまいります。

また、歴史的風致維持向上計画に基づく事業として、JR津和野駅及び周辺環境の整備が始まりますので、平成29年度に実施される山口ディスティネーションキャンペーンやD51の運行へ向けて、町としての準備を進めてまいります。さらに、外部アドバイザー制度を活用しての観光資源の見直しや新たな観光企画の開発にも鋭意取り組んでいるところでございます。



以上のような取り組みを行う一方で、津和野検定の開催やおもてなし評価制度の導入、人材の有効活用、観光サービスの機能の充実、老朽化した施設整備、親善大使の設定、食による町内連携など、まだまだ具体的な取り組みができていないものもございます。

そのような点も踏まえ、津和野町観光振興計画の第2期計画を策定する上でも、日本遺産により認定された「津和野今昔～百景図を歩く～」のストーリーを基本理念として、多面的なまち歩きコース、自然・景観・食を生かした体験等の提供を図っていきたくと考えます。これにより、滞留時間の延長を図り、じっくり見て・体験してこそわかる本物の津和野町の魅力発見という機会を提供すべく努力してまいります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 御答弁いただきまして、津和野町観光計画が平成24年3月に策定されまして、さまざまな施策が展開されてきたわけでありまして。今、御回答いただきました具体的な施策が大きく四つあるわけなんですけれども、その中、まず一個一個に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、おもてなし力の向上による観光交流の盛り上げ、この一つ目の施策の中でも大きく四つ分かれておりまして、ケーブルテレビでの観光情報番組の放送ですとか町民ガイド養成講座の実施など、おもてなし力向上について多項目にわたって掲げられております。

中でも私が気になりますのが、一番最後でございますユニバーサルデザインへの対応というのがございます。近年、外国人客もふえてきておりますし、一方で不特定多数の方々を受け入れる観光地としましては、やはり一目でわかる観光サインというのが重要になってきます。ピクトグラム案内図ですとか統一された看板、これもおもてなし力の向上につながると思っております。

そして最後の、身障者、高齢者への対応という部分であります。我々健常者からしますと、普段はなかなか目にするのができない、感じるようなところがあります。津和野ではないんですけれども、最近私が行った——地域は申し上げませんが——あるお手洗いには車椅子のマークがついております。車椅子の方を連れて入ろうとしたところ、階段の入り口になっていたりですとか、完全に入り口が塞がれているようなところもあつたりして、ふだん歩いていけば気づかないんですが、そういった方々、またベビーカーなんか押している方々からすると、本当にこれでバリアフリーなのかというところが多々ございます。

そういったところを見まして、津和野町ではどうかなというふうに感じますと、これまで古いものというのは、どうしてもそういった対応ができていませんでした。津和野町としても新たなハード整備をした際には、そういった対応をしてきたと思うんですが、一方で、そうではないような施設もあるんじゃないかと思っております。今後、第2期計画を策定するしないにかかわらず、新たなハード整備を行う際には、ピクトグラムや

点字サインですとか、不特定多数の方々が来られる対応をしていただきたいという要望がございます。

ですので、今後の対応について、まずお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） よろしくお伺いをいたします。

議員の御質問の点でございますが、まず、インバウンド対策として、多言語化を図っていくということは大変重要なことだというふうに考えております。現在でも、町の一番スタンダードな観光パンフにつきましても、中国語、ドイツ語、フランス語、韓国語といったような形で多言語化をして、それぞれお越しいただく外国からのお客様に対応できるようなこともしております。

また、サイン整備を行っております。これもサイン整備計画にのっとり行っておりますが、この点につきましても、できる限り多言語化を図るということで徐々に進められてきて、今後もその方向性をもってやっていきたいというふうに思っております。

さらには、障がいをお持ちになっていらっしゃる観光客の皆様に対する対応としましては、一つ一つ全部を申し上げるということにもなかなかならないかと思いますが、新しい施設をつくる上では、やはり議員の御指摘のとおり、そういったあたりを配慮していく必要は十分あると思います。

具体的には、今後、津和野駅、DC——ディスティネーションキャンペーン、JRの大型観光キャンペーンが来年9月以降始まりますが、これに向けてはトイレにつきましても、前々から、より快適なトイレの整備をということでございまして、いよいよ具体化をしていきたいというふうに考えてございまして、この中でもオストメイトを含めました、いわゆる十分設備の整ったトイレにしていきたいという考えもございます。

また、昨年整備をいたしました日本遺産センターにつきましても、古い建物でございますので、これを改修させていただいたということで、なかなか入りにくい部分もございまして、これまでも仮設で、随時レーンをしまして車椅子のお客様には入っていただくようなことを——当然スタッフがフォローしながらでございますが——させていただいていたところでございますが、これにつきましても、何とか2階の改修に合わせまして、車椅子用のスロープあたりも設けていきたいというようなことを考えております。

そういった部分で、おっしゃいますように、今後2期計画をつくる上では、そういったあたりも十分配慮をして進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） やはり津和野を訪れる方が、いろんな施設を訪れたいと言ったときに、その一つが、まず階段で上がることができませんですとか、古いものでそれはしょうがない部分も多々あると思うんですけれども、やはり今、ホームページの時代で、「バリアフリー」っていうので検索したときに対応ができるかできな

いか、お店は入れますけど、トイレはうちは対応してませんとなると、そこでまず選択肢からそがれていくわけなんです。どれだけいいものを提供していても、その時点で来ることができなくなるっていうこともありますので、駐車場の整備ですとか、ホームページでもそういった情報を出していただくことによって、来やすい町になってくると思いますので、そのあたりは要望しておきます。

次の質問なんですけれども、空き家、空きスペースの改修というのが、二つ目の観光資源の有効利用と有機的な結びつけを行うと観光計画の中にうたわれているわけなんです。

空きスペースの活用によるにぎわいの創出と交流促進、これまで津和野町は空き家を使って町並みを改修してにぎわいづくりを提供してまいりました。現在、二つの古民家が再生され稼働しようとしているわけなんですけれども、これまでの実績、どういった利用があったのか。既存の宿泊施設とは違ったつくりです。多くの古い町並みが残っているところでは、そういった古民家を使った宿なんかがございます。古い時代から宿として使われているものや、近年、京都のような形で古民家を再生して一般の方でも使えるようなつくりですとか、いろんなやり方はあると思うんですが、この津和野町においてはどのような活用をされているのか、そして、これまでその施設をどのようにしてPRをしてきたのかをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御質問のございました古民家を活用した町家ステイと呼ばれます簡易宿泊施設でございますが、現在1棟は昨年1月より稼働しております、2棟目の整備がいよいよ終わりました、まず試泊、試験的な宿泊、スタッフ等によりまして、いろんな不備の部分あたりにもさらに改善をするような形をした上で、トライアルという形で、今度は一般の方にもちょっと泊まっていただくようなことをして、最終的には何とか議会の御同意をいただいた上で、施設管理条例の整備等も行った上で、指定管理が決定された上で、9月には、いよいよ本格的なスタートをしたいというふうに考えております。

そういった中で、現在稼働しておりますものにつきましては、町家ステイ1号棟戎丁ということでございまして。昨年在約200万を超える収入がございました。これにつきましては、宿泊をいただいたお客様が全部で、年度単位でいきますと55組宿泊いただきまして、総計で、1組当たりの平均利用者が2.89人ということでございまして、大体3倍をしていただくと200名弱ぐらいということになるかと思いますが、それだけのお客様に御宿泊をいただいております。

これにつきましては、既存の旅館業、また飲食業の皆さんと連携をするということが大前提でございますので、当然食事はそこで出さないという形で、お泊まりいただいた方は、食事のほうは町内に出ていただいて食べていただくということで。そういった部

分では、老舗の料亭、また旅館業の夕食と組み合わせた形で、そのイメージにも合う宿泊所ということで大変好評をいただいております。

また、価格帯的には既存の旅館業、ホテル業の皆さんとは余りかち合わない部分でかなり高い設定をしておりますんですが、そういった部分では現在の平均利用が、今申し上げました2.89名ということをごさいます、また宿泊組が55組というあたりは、こういうプロデュースをしていただいて、実際京都でこういった施設を回されておられます、運営をされておられますコンサルあたりの意見を聞きますと、国内何カ所か整備した中では、大変利用率としては高いという評価をいただいております。そういった部分では、さらにここで町内の業者の皆さんと連携をして、この2号棟もできた上では、利用をPRして進めてまいりたいと思っております。

PRにつきましては、ホームページ等に古民家のバナーを設置をいたしまして、町家ステイのバナーを設置をいたしまして、指定管理をお願いしております観光協会のほうでPRをいただいて、特にお越しなられた方には丁寧な説明をした上で、それだけいろいろ手間もかかるんですが、御説明をさせていただいて御理解をいただく。また、いただいておりますアンケート等を見ましても、大変よい評価をいただいておりますというところは正直なところでございます。

また、こちらで、ある程度出てまいりました利益の部分については、当然、観光協会の皆さんに還元ができるという形で利用を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まだ、建ってから間もないということでございます。

55組というのが多いのか少ないのかっていうのは、今までのホテルとは違いますので、稼働率っていう部分でははかれないものがあるかもしれませんが、今後、注視しなければいけないのはリピーター率だと思っております。新規のお客様が来て、その方を獲得していくことも大事ですけれども、その方がもう一回来たいと言ってもらえるような活用を、今後も展開していただきたいと思えます。

それと、もう一つありますのが、これは観光という部分では、ちょっと離れるかもしれないんですけども、日原のほうにも、町家ステイという形で古民家再生が行われるわけでありまして。今年度予算化もされておりますし、これから着々と進んでいくとは思いますが、現在までのところとこれからのスケジュール、図書館として稼働する、交流施設として稼働する時期、これからのスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 日原のにぎわい創出でございますが、これにつきましては施設、古民家を母屋が1棟、さらに蔵が、分ければ2棟ということになります、計3棟にはなりますが。まず、ここを活用するというところでございますが、これにつ

きましては、基本的には町家ステイというタイプの活用の方法にはならないのかなということ、今のところは考えております。あくまでも、やはり日原ににぎわいをもたらすために、一緒に教育委員会と連携をしまして整備を予定しております図書館等々、また庭を人が集える場所にしていくというようなことも踏まえて、一緒に使って、ここににぎわいを創出するエリア、日常と非日常を使い切るというものにしていきたいという考えでございますので、直接的な町家ステイ的な状況にはなかなかかなりかねるかなという思いではございます。

現時点の進行でございますが、昨年の後半で、一応測量と調査には入りたかったところでございますが、なかなか設計士の皆様お忙しい中で、入札のほうがちよっと不調に終わったということで、今年度に繰り越さざるを得なかったということがございまして、今年度の中で既に入札を行いまして設計士さんのほうも決めさせていただいて、今、測量と調査のほうに入っておるといってございまして。何とか9月ぐらいをめどに実施設計を上げまして、後半でいよいよ整備に入っていきたい。まず、古民家の部分からスタートをさせていただきたいというふうに思っております。

それと並行しまして、教育委員会のほうと連携をしてではございますが、全体計画、どのような図書館にしていくべきかというようなことを話し合う基本理念というか基本計画をつくる部分から入ってまいりまして、さらにその周辺エリアとのマッチングも考えた上で、具体的な整備を、工程を、ことしを含めまして3年ぐらいでは何とかならないかなというところで、今はおおむね予定をしております。

さらに、それに関連しまして買収を予定させていただいております土地につきましては、空き家が1件ございますので、それあたりの解体については、今年度、何とか進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） あわせて、その3年計画の中で、実際に使える、図書館ができなくても使えるというのは、どの時期から使えるようになるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、古民家の部分ではございますが、若干、繰り越しの部分も出てくるかなという、どうしても工期から入って。やはり常々でございまして、空き家を整備しますと、あけてみてびっくりという部分もかなりございまして、どうしても長期かかる部分がございまして、そういうあたりはございますが。まず、古民家の部分ができ上がったら、部分的にでも活用できるようにございまして、当然使っていきたいというふうに、まず皆さんに集まっていただいて、そこで何か催しができるとか会合ができるような部分からでも使っていただきたいと思います。

また、町なかの連合自治会さんのほうが、春日神社の秋の大祭あたりで大行司、小行司というような、そういうお祭りの主催をする基地と申しましよるか、拠点を設定する

必要がございますが、そういった部分でも、そこを使いたいというような思いを持っておられます。そういった部分で、そのあたりがスタートしてくるのかなというふうに思っております。

また、そこでエリアを分けまして、事業的なものも、いろいろな有利な事業を組み合わせたいと思っておりますので、それが終わりましたら、今度はトイレ棟とかカフェ棟、またお庭、さらには図書館棟といった部分を年次計画で整備してまいりますので、それぞれ、その工事との兼ね合いを考えつつ、可能な部分から利用していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 図書館についての基本計画はこれからという中でのつくっていくというのも、ちょっとどうかなとは思いますが、ほかの質問もあるので、この時間に費やすのは難しいんですけども、やはりしっかりと計画を立てていただいて、あけてみて、やっぱりできませんでしたというようなことが絶対ないようにお願いしたいということを、お願いいたします。

では続いて、観光計画の質問に入らせていただくわけですが、津和野の知名度を高めるといふ部分でございます。この二つ目に効果的な情報発信という中で、きれいなまち津和野のPRというのがございます。先ほど、答弁の中でも、商工会や観光協会などと連携した町内美化活動というのもうたわれてはいるんですが、本当にことしはショウブがきれいにそろって咲いておりました。本当にきれいだなと思った一方で、ある観光客の方の声ですね。たまたま通りかかったところで、鷺舞の像がございます。あそこから津和野川のほうにおりようとしたときに、「わっ」って言ったんですよ。何かなと思ったら、草がものすごく生い茂ってるんですよ。階段でおりれるようになってまして、一方では芝生が広がっていて休憩ができるようなスペースでありますけども、川の中の草、カヤっていうのはしようがないと思いますが、階段ですとか目地から生えている草っていうのは、これはやはり景観からしてよろしくないなと。津和野大橋からも結構、殿町側に車とめますと、ハナショウブがやっぱりきれいなんですよ。ただ横を、右側を見ますと津和野川のほうっていうのが、工事の関係ではなくて、やはり護岸が、草が生えている。これは以前からも、よく町民の方からも言われてました。

一方で、地域によっては河川愛護団ですとか自治会の方々に清掃をやっていただいたり、本来であれば住民の方々がやるべきところもあるかもしれませんが、そういったところはどのようなお考えになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大橋から下流の部分の清掃についてでございますが、商工観光課の清掃員が2名おりまして、その中でコミュニティセンター、町民センター沿いの川側にあります遊歩道から下におりる、ある程度芝生的な部分につきましては随時草刈り等も、できる限りのことはさせていただいておりますが、なかなか階

段の目地の部分までの草が取りきれないということでしたら、早速でございますので、きょうお話をいただいたことも伝えまして対応していきたいというふうに考えております。

ただ、河原の部分までやり始めますと、かなり管理する施設がふえてまいりまして、本当に一日中あちこち回っておるといような状況でございます。そういった部分で、十分でききれない部分ということございますが、河川の部分となりますと、やはり担当の建設課あたりの考えもあると思いますので、そのあたりの建設課との協議もした上で、可能な部分であれば対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いろいろ難しいところもあると思いますが、やはり殿町通りのあの景色っていうのは、桜が咲く時期もありますし、殿町だけじゃなく、あの一带としての景観といいますか、そこを配慮していただきたいなと思います。

では、次の質問といいますか、最後の観光についての質問でございます。

インバウンドについてであります。先日6月15日に訪日外国人客数が1,000万人を、これまで最速で突破したと、5年連続で1,000万人を突破したということで、我が国にとっては観光施策、観光庁ができ上がりましてから、一定の目標が立っているのかなと思っております。

で、津和野町におきましても、近年、外国人客の増加があるということでもあります。先ほど、入り込み客数の分析についてお伺いしたんですけども、この答弁の中で、いわゆる外国人客の増加が明らかにふえてきていると、目に見えても明らかになっておりますし、数字的にも明らかになっている。このことの要因についてはどのように感じておられますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 全国的に、議員からも御指摘ございましたように、インバウンド、外国からのお客様がふえておるといことは、そのとおりだというふうに、その流れの中でということもあるとは思いますが。我々が、特に分析で一つ大きいと思っておりますのは、昨年、フランス語版の旅行雑誌「ブルーガイド」の改訂版が出たと、新しく改訂されたという。その中で津和野はこれまで、全国でも余り数はなかったと思うんですが、三つ星の一つであると。大変、外国の皆さん長い時間、津和野に滞在された上で、滞在してこそわかる部分を一番外国の方が端的に御理解をいただいているのかもしれませんが。そういった部分で御評価をいただいた部分が、二つ星に落ちてしまった部分あります。これについては、津和野へのアクセスがなかなかわかりにくいということがあったようでございますが、そういった状況ではございますが、その改訂版が出たことによって、そこでまた本を購入するという需要が再度出てきたというところはあるのかな。それと全国的な流れもございます。

ことしの流鏝馬の神事の際の入り込みの中でも、特に私、当日出ておる中で感じたのが、今回、私も、台湾からのお客様が団体でお越しになっておるのを初めて意識をしたというところがありました、中国語が聞こえてまいったと。また先日も、今度は韓国語が聞こえる、殿町で団体で聞こえてくるというようなことで、これまでは欧米中心ではございましたが、そういった部分でアジアからの方もだんだんこちらに、ちょっと目を向けて来られ始めたのかなというところがございます。

新聞等の報道によりまして、これまでのアジアからのお客様あたりも爆買いといった、いわゆる家電製品を大量に購入するという旅行の志向から、現在は食や、やっぱりきれいなところを見て回るというふうに、徐々に移りつつあるということもお聞きをしております。

そういう個人でお越しいただくようなこと、また議員の御指摘にもございましたリピーターをふやしていくということも踏まえて、町長の答弁にもございましたが、日本遺産という基本的なストーリーをうまく活用して、町なかを対流して、町歩きをして対流していただいて、本当のよさをわかっている形をさらに推し進めていきたいというところがございます。その中でやっぱりインバウンド対策についても、今後、山陰インバウンド機構等との連携も出てくると思います。そういった部分で、さらに効果的な施策を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） インバウンドについて、ちょっと指摘をさせていただきたいんですけども。

訪日外国人の消費動向、観光庁が平成28年の1月から3月期に出したものであります。もう、ごらんになってるかもしれませんが、これは滞在期間、まず全体の滞在期間は、平均泊数は10.2泊、外国人の方はお泊まりになってます。観光レジャーを目的とした訪日外国人客の平均泊数は5.8泊ということで、半分ではあるんですが、それでも5.8泊、日本に滞在されております。

日本の来訪回数では、1回目は39.2%、2回目が18%ということで、初めて来られる方が多いということで、先ほど御回答いただきましたリピーター客をふやしていくということは、本当に重要になってくると思います。

訪日外国人の主な来訪目的は、観光・レジャーが全体の72.8%であります。やはり訪日外国人というくくりでいえばビジネスで来られる方もいらっしゃいますし、観光だけが目的ではないと思うんですが、それでも72.8%の人が観光やレジャーで、この日本を訪れております。

旅行手配方法では、一番多いのが往復航空券や宿泊等を個別に手配した個別手配、いわゆるパッケージや団体旅行ではなくて、個人で手配をするグループが66.2%であります。



そして、この訪日外国人旅行者の平均支出、航空券ですとかパッケージ代金を除いた日本国内で利用するお金、1人当たり平均で13万6,554円と。先ほど課長もおっしゃいましたように爆買いというのがありますので、一概にこれだけのお金が落ちるとは限りませんが、それでもこれだけのお金を持って来られております。実際、一番多い世帯数、収入世帯数でいいますと、お金を持っている方よりも、むしろ500万円以下、日本円に換算すると年間500万円以下の所得の方々が日本に来ているというデータも出ております。

そして、日本に来て、出発前に得た旅行情報源で役に立ったものは何か。これは個人のブログだそうでございますので、これは津和野町としてどうしようもないかなというものもあるんですが、今、SNSの発信がありますので、関係者の方々の投稿などで多くのお客様が来るかもしれないという可能性は秘めております。

そして、日本の滞在中に得た旅行情報源で役に立ったもの、第1位がインターネット、スマートフォンであります、62.3%。その次に役に立ったもの、インターネット、タブレット、10.6%。失礼しました、インターネットのパソコンが21.2%、3番目がインターネットのタブレットということで、外国人の方が日本に来られた場合というのは、やはりパソコン、タブレットを使って旅行されると。我々でも旅行前はパソコンやインターネットを使って調べますが、現地に行った際は現在地がどこかっていうのを、グーグルマップなんかではなくて地図を見ます。紙ベースの地図を見るんですけども、外国人の方は、まずはタブレットを使うということがはっきりとわかってくると思います。

で、日本滞在中にあると便利な情報、52.3%で無料Wi-Fiだそうです。そして二つ目が交通手段、これが46.5%であります。

で、今回の日本滞在中にしたことという質問では、日本食を食べること、ショッピング、繁華街の街歩き、自然景勝地観光、日本のお酒を飲むことという順番で選択率が高いんですが、次回日本を訪れたときにしたいことという質問には、日本食を食べること、温泉入浴、ショッピング、自然景勝地観光、四季の体感ということであります。

何が言いたいかと申しますと、これまで津和野というのが、昔のアンノン族という言葉から始まりまして、若者を中心とした人へシフトしようですとか、滞在型にシフトしようと、いろんな試行錯誤をしてきましたけれども、間違いなく、これまで津和野町が行ってきた観光策というのは、古きよき町並みですとか、自然、そして景勝が残っているところだと思えます。その裏づけとして歴史的風致維持向上計画が策定され、日本遺産が登録され、今後ますます津和野の魅力というのは大事になってくる、この残されたものというのが大事になってくると思えます。これを今後も生かしていく、そして発信していくためには、やはりいろんな情報を出していく、PRしていくことも大事だと思いますし、一方で、日本のお客さんのみならず外国人の方も取り入れていけない、そのときに必要になってくるのが無料Wi-Fiだということだと思いま

す。これは外国人のみならず日本人の我々でも、現在では多くの人が、1人1台から2台、携帯電話やパソコンを持っており、スマートフォンを持っており。それによってあらゆる情報を選択する、そのときに、やはり無料Wi-Fiの整備というのは必要不可欠ではないかと思っております。今年度、国では平成28年度の当初予算から観光・防災Wi-Fiステーションの整備事業に2.6億円、26年度補正では8億円、公衆無線LAN環境整備支援事業においては13億円というのが出されていますけれども、津和野町において、これらWi-Fi環境ですとかICTの環境の整備、先ほども御答弁にはあったんですが、具体的にはどのようにされていくのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 無料Wi-Fi、いわゆるインターネット環境の整備でございますが、確かに、御指摘のように旅館業の皆さんにお聞きしましても、旅館に泊まる上で外国の方が何を見て来られるかという、トリップアドバイザーという、いわゆる口コミの、この旅館がこうだったよというようなことを投稿される、そのサイトに入って、見て来られる方が多いというようなお話も聞いております。

そういった部分で、個々の旅館におかれては、それぞれWi-Fi環境をつくった上でパスワードをお教えして、その旅館で使っていただくようなことまで取り組みをされておられますが、やはり議員さん御指摘の広いWi-Fi環境を整備する、屋外も含めてやっていくということになりますと莫大な投資も必要になってくるわけでございまして、そのあたりも踏まえつつ考えていかねばならないわけでございます。

なお、今回、町長の答弁にもございましたが、国の広域観光周遊ルートの形成計画がいよいよ認定を受けまして、萩・津和野というのが、特に一つ旗を立てて、島根、鳥取と連携をしていくというような形で入れていただいた部分もございます。この中の一つのメニューの中にもWi-Fi環境の整備といったものも具体的に記載もされております。そういった部分で、これあたりを本当に追い風にしつつ、今後具体的な事業導入についても検討して、この認定を受けた上で、我々としても山陰インバウンド機構にも意見を出して、導入ができないものかを早速検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） Wi-Fiもそうなんですけれども、もう一つが、交通手段の関係であります。確かに、この津和野というのは山陰の真ん中にありますので、日本人の方でも山口県と間違えられていたりですとか、いろんな面から、都市部の方にとっては遠いのであろうなどは感じております。

ただ一方で、津和野町にはJRが通っております。ジャパン・レール・パスというのも御存じだと思いますけれども、このジャパン・レール・パスというのは、外国人の方

が日本に來られた際、7日間で普通列車——電車ですね——普通車の利用で、7日間で大人2万9,110円で、21日間で5万9,350円で普通車、列車を自由に乘ることができると。グリーン車になりましても、7日間で大人は3万8,880円で、東京に來た、関西国際空港に來た方々が、この値段で全国津々浦々を回ることができると。この津和野には列車のSLがありますし、またローカル線も、この田舎の町を走る姿というのは感銘を受けるものだと思っております。そういったPRにもぜひ力を入れていただきたいなど。インバウンドだけではなくて、おもてなし力の向上ですとか、これまで御指摘させていただきましたもろもろを、今後の観光施策に生かしていただきたいと思っております。

では、次の質問に入らせていただき……。

○議長（沖田 守君） 今の、担当課長の答弁をもろうたけども、総括的に町長に答弁、補足いただかんでいいの。

○議員（2番 川田 剛君） お願いします。

○議長（沖田 守君） いやいや、指名をかけんにや。

○議員（2番 川田 剛君） 町長、お願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろなたくさんの御質問がありまして、総括的にということでもありますが、時間も限られてるんで、幾つかの御質問の中で、特に私に当たったらしゃべろうかなという部分を絞って話をさせていただこうと思っております。

まず、障がい者の関係でございまして、これは観光客の皆さんにかかわらず、やっぱり町民の皆さんもそうでありますが、このバリアフリーというものを心がけていくということを進めていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

くしくも、この4月1日から障害者差別解消法というのが始まっておりまして、これは合理的な配慮の提供というものが、二つ柱がありますけれども、そのうちの一つに掲げられているということでもあります。この合理的な配慮というのが、まさに障がい者の方々が普通の生活をしていくためにいろんなバリアがあるわけで、それを取り除いていく。ただ、それにはお金がかかったり負担も生じますので、負担のできるだけかからないところで、やれる部分についてをしっかりと努力していきなさいと、これが合理的配慮という考え方になるわけであります。

町も、くしくも、このたび、障害者福祉センターをつくりました。そうしたことも踏まえて、今後さまざまなバリアフリー化っていうのも、できるだけ取り組んでいかなきゃならないと思っておりますし、そしてまた、これは行政だけがやるべき問題ではなくて、町民の皆さんにも取り組んでいただかなきゃならないというところで、特にこの観光という切り口から申しますと、観光業者の方々にも、こうした障害者差別解消法を踏まえた上での、さまざまなおもてなし力の向上というところからの、障がい者の方のための対策というものも取り組んでいただきたいというようなところでございまして。そういう部

分は我々も、民間の皆様にもいろんな面で応援をしていきたいと思ひますし、町としても財政的な問題もありますが、できる限り取り組んでやっていきたいと考えているところでもあります。

それから、インバウンドの関係でございますけれども、ああして2,000万人突破ということだと思ひますが、政府のほうも2030年までに6,000万人という目標を掲げているということでもあります。相当、国のほうも力を入れてくるという状況でもありますので、そうした中で、やはり私自身、津和野の、今、一番何をすべきかということになると、議員も御指摘いただいたように、Wi-Fi環境の整備というのは、このインバウンド対策を進めていく上では非常に重要であろうというふうに思ひております。

今後その辺を、日本遺産認定をいただいたことで、文化庁と観光庁が連携をして、これからさらにインバウンド対策を進めていこうという機運が盛り上がりておりますので、我々としてもその部分、Wi-Fi環境の整備というのを、国の制度をうまく活用してできないかということを実際に取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

大体そういうようなところでございまして、今日いろんな御指摘もいただいたところでもございますけれども。それからもう一つ、——やめましょう、これはやめておきましょう。

とにかく観光振興、さまざまな面で取り組んでいただきたいと思ひますし、また、いろんな御指摘というのは議員さんからも出していただくことで、我々も課題を認識をして、それを一つ一つ細かく解決をしていくということがおもてなし力の向上につながっていくという思ひでもございますので、また今後もいろんな面で御指摘をいただければというふうに思ひているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 町長からも御答弁いただきましたので、観光のみならず、さまざまな面から改善をしていただければと思ひます。

では、最後の質問に入らせていただきます。

消防行政についてでございます。消防車の更新ですとか消防団装備品の更新、防災無線の設置、防火水槽の設置等、町として着々と有事への備えが行われております。消防団においては呼称が統一されまして、津和野町消防団第1分団から10分団となりました。一方で、以前、同僚議員より指摘があったように、老朽化したホース格納庫がいまだに設置されているなど、改善すべきところもございます。

そこで、3点についてお伺いいたしますが、まず1点目、以前、同僚議員が指摘しましたこの老朽化したホース格納庫の対応、これはいまだに改善されていないと思ひますが、今後どうされるのかをお尋ねいたします。

そして二つ目に、有事や点検、訓練の後、ホースを干す場所がございません。全くないというわけではないんですが、既設のホースを干す鉄塔などにはありますけれども、老朽化しております。ホースを干す鉄塔の更新及び設置に関しましての所見をお伺いをいたします。

最後に、分団によって消防詰所と消防車庫と分かれております。このことは、やはり有事の際、待機する場所ですとか、さまざまな面で不都合が生じてくるのではないかと考えておりますが、詰所に統一すべきと考えます。所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消防行政についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問であります。ホース格納箱につきましては、主に日原地域の消火栓設置箇所に配置しております。議員御指摘のとおり、その大部分が老朽化をしており、今後の取り扱いについて消防団幹部会や第2次津和野町消防団総合整備計画策定検討委員会等において検討したところでございます。

格納箱のホースは未使用状態で長期間にわたり設置する性格上、通常使用より劣化が早く進み、使用時にホースが破裂するおそれがあり、継続使用する場合には定期的に新しいホースに取りかえる必要があります。

また、初期消火時に近隣住民の方がホースを使用する場合、それ相応の知識と経験が必要であり、消防職員や消防団員以外の方が消火作業を行うには危険を伴うことが問題として挙げられます。

一方で、常備消防と非常備消防の設備や連絡手段などは年々充実しており、火災発生から現場到着し消火作業に当たるまでの時間は大幅に短縮され、さらに消火能力も格段に向上しているところでございます。

これらの状況を踏まえた検討結果としまして、老朽化したホース格納箱は撤去する方針を打ち出し、これまでも地元自治会や消防団の理解及び協力を得ながら、順次撤去してきたところであり、今後も継続して撤去を進めてまいりたいと考えます。

なお、各分団の拠点施設から相当の距離がある地区につきましては、消防団等が到着するまでに時間がかかる場合もありますので、一定の基準を設けてホース格納箱等の整備を進めてまいりたいと考えております。

ホース乾燥柱につきましては、消防団幹部会においても要望をお聞きしておりますので、今後、財政状況等を鑑みながら順次整備を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。議員御指摘の消防詰所等につきましては、日原地域の各分団の拠点施設は詰所機能を有しており、平時には会議等、災害時には待機場所として利用されております。

一方、津和野地域においては、消防車庫としての機能のみとなっており、分団の会議等は地区の集会所等を利用しております。

第2次津和野町消防団総合整備計画においても、各分団に1カ所程度、災害時の待機場所、連絡拠点となる詰所機能を備えた施設を整備する必要があるとしており、今後、財政状況等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 私も旧津和野1分団、現在、津和野1分団、津和野日原の分団におりましたので、この詰所というのが最初はわかりませんでした、どういったものかというのが。なければないで、わからなかったんですが、実際に詰所があることを体感しますと、やはり詰所の必要性というのは十分にあると思いますので、御答弁いただいておりますこのことについては、しっかりと協議をして進めていきたいとお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時5分まで休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆様、おはようございます。6番、丁泰仁でございます。通告に従いまして、本日3点の質問をいたします。よろしく願いいたします。それでは、早速質問に入ります。

第1点目は、熊本地震と当町住宅施策に関しましてでございますが、最初に、この地震でお亡くなりになられました方々、そして被災されました方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、本論に入りますが、4月16日、午前1時25分、マグニチュード7.3、震度7の大地震が熊本で発生しました。被害状況は、死者50名、負傷者1,500名、社会基盤損失額1,700億円、農林水産関係損失額1,022億円、住宅全壊2,500棟、半壊3,500棟、一部破損2万3,000戸、そのほか未確定3万戸など、総計7万戸の大被害を受けたと推定されています。また、国宝熊本城天守閣、そのほか、やぐらなど崩壊し、道路網、空港等も甚大な被害を受けました。

熊本という遠方で起きたにもかかわらず、当町にても同時刻、震度3の強い揺れを記録しました。まさに自然界が織りなす巨大なエネルギーの活動は人知をはるかに超えたものであることが、今さらながらに認識させられた次第です。この強い地震の揺れから、老朽化した町営住宅に対する影響が大変懸念されます。そこで質問します。

以下の住宅に関するプランによる改修工事の着工予定は来年度より可能か。本来ならば、平成26年度着工予定でしたが、災害復旧工事のため、3年延期の件です。平成2

5年3月に公表されました津和野町住宅マスタープラン及び津和野町公営住宅等長寿命化計画によりますと、A、中座団地、平成26年着工予定、個別改善、既存6戸。これは昭和49年建設されたものです。建てかえ、既存10戸。これも昭和45年建設を、取り壊して16戸へ。平成27年8戸、平成28年8戸の計画になっております。さらに、Bとしまして中島団地、既存15戸。これは昭和31年建設されました本当に古い建物でございますが、これを取り壊し12戸へ。平成29年、建てかえ6戸、平成30年、建てかえ6戸、以上のような計画になっております。このことについてお答えをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

熊本地震と当町住宅施策に関してでございます。

4月16日に発生しました熊本地震により、本町でも震度3の揺れを観測しました。この地震の影響による町営住宅への被害の報告は受けておりませんが、老朽化した町営住宅の建てかえ等について、早急な対応が必要であると認識をしております。

議員御指摘の津和野町公営住宅等長寿命化計画につきましては、平成25年3月に策定をしており、耐用年限を経過している住宅につきましては、建てかえまたは用途廃止、耐用年限を経過していない住宅につきましては、長寿命化のための改修等を平成25年度から平成34年度まで年次的に計画をしております。

事業につきましては、平成26年度から着手しており、26年度に青原団地2棟11戸、27年度に青原団地2棟10戸の改修工事を実施しております。28年度は小川団地6棟27戸の改修を計画しており、現在、発注に向け準備をしているところでございます。

29年度以降につきましては、議員御指摘のとおり、中座団地（集合住宅）、枕瀬若者定住住宅、サンハイツつわの、土井敷団地（集合住宅）、畑迫団地の改修、また、中座団地（平家）、中島団地、土井敷団地（平家）の建てかえを計画しております。

しかし、事業実施に当たりましては、建てかえや改修後の家賃の上昇、工事期間中の仮住居への移転等、入居者の同意が不可欠であり、あわせて仮住居の確保が必要になります。

現在、建てかえや改修の計画のある団地につきましては、仮住居の確保が難しいため、新規の募集を控え、政策空き家としております。今後、入居者への説明を行い、御理解をいただきながら事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 東海大学海洋研究所、地震予知・火山津波研究部門の地下天気図、現在の地下の状態、地震発生の状態を天気図のように可視化したものですが、それによれば、九州から四国、近畿、そして関東へ伸びている中央構造帯の活

断層の動きに着目し、次の大地震の可能性地域は四国周辺、いわゆる南海トラフ領域、四国沖伊予周辺に大地震の可能性が高いことを示唆しています。また、このことを裏づける情報が、最近立て続けに新聞紙上に発表されています。

まず、海上保安庁の研究情報によりますと、巨大地震が想定される南海トラフで、地震を引き起こす地殻のひずみが四国沖や熊野灘、東海地震の想定震源域等に蓄積されているとする観測結果を、海上保安庁のチームが23日付の英科学誌「Nature」電子版に発表します。四国沖では、1940年代に東南海・南海地震を引き起こした領域以外にもひずみの蓄積する場所が広がっていると。70年前の地震で、ひずみが解消されておらず、新たに地震を起こすか調査が必要としています。

さらにまた、政府の地震調査会は10日、今後30年間で震度6以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震動予測地図の2016年版を公開しました。その中で、南海トラフ地震で影響を受ける静岡県から四国にかけての太平洋側の地域で、前回14年調査に比べて確率が上昇、関東地域の一部でも80%超と高い状態を維持したと。震度6弱では耐震性の低い建物が倒壊することがある。太平洋側の静岡市で68%、和歌山市で57%、高知市で73%と、いずれも前回より2%上昇しています。

これらのことから、近い将来、四国周辺で熊本地震に匹敵する地震が発生した場合、直線的には熊本より近い当町に及ぼす強い地震の揺れの影響を考えますとき、老朽公営住宅に被害が出ないうちに、予定どおりの住宅建てかえ・改修の着工を強く望むものです。

先ほどの答弁によりますと、着々とその改修は計画どおり進められているようでございますが、何せ、もろもろ難しい問題も絡んでくるように見受けられます。ぜひそういうところクリアされまして、被害が出ないうちに準備万端進めていってほしいと、さらに念を押しておきます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2番目の質問に入ります。昨今の経済情勢と観光関連事業に関してでございます。

6月1日、政府は2017年4月に予定しました消費税率を10%に引き上げを、19年10月に、2年半延期する考えを表明しました。アベノミクス経済政策は成果を上げているが、中国など新興国の景気悪化で世界経済が新たな危機に陥ることを回避するためと理由を説明、従来の延期要件と異なる判断だと認め、公約を事実上破棄しました。

方針転換により、社会保障充実策の行方が不透明になってきました。年金、介護、健康保険といった国の財政が抱える問題への将来不安が背景にあります。消費税延期でも、将来への不安が残る限り、消費回復が望めそうにありません。特に、GDPの6割を占める個人消費の減退について述べれば、将来リスクがあるとなれば人は身構えるし、不況が来ると言われれば財布のひもを締めます。さらに、社会保障費増大のため、将来の貯蓄に回し、必要品以外、物を買いません。またさらに、最近の円安による輸入物価上昇が消費者の負担を増大させ、エンゲル係数、家計への食費支出に占める割合が高まっ



ています。通常23%台で推移していたのが、2014年24%、15年25%と上がる傾向です。

また、中間層を代表する勤労者世帯のデータによりますと、実収入は、2015年、2014年に比べ、わずかに上昇しました。しかし、可処分所得は0.1%減、実収入に占める税金や社会保険料の比率が上昇したためです。15年10月から12月の可処分所得2.2%減、16年度1から3月期も1.1%減と減少傾向は続いています。

さて、このような国内経済環境の中で、当町基幹産業であります観光関連産業をいかに経営していくか、他市町村との差別化を徹底し、観光を盛り上げる方策をあの手この手と思案し、でき得る限りの施策をフル稼働させなければならないと思います。

折しも先般、新聞に、今後の当町の観光施策の参考になるような、次のような記事が載っていました。それは、「訪日外国人客数は政府目標だった1,000万人を2013年に突破し、今や2,000万人時代。東京五輪が開催される20年は、さらに倍増の4,000万人という目標が掲げられている。この訪日の波は、山陰にいと実感に乏しい。島根県の外国人宿泊数は年間3万8,600人、全国最下位。現状打破とばかりに、4月、山陰両県による訪日外国人誘致促進に取り組む山陰インバウンド機構が、山陰両県の16団体により発足。県の宿泊数を20年までに今の2倍となる延べ25万人にするという計画だ」。ある外国人客が「爆買い客は地域経済を潤すが、都会からの周遊客なら、そろそろ疲れが出てくるころ。神話などを盛り込んだストーリー性のある深い旅が外国人客を引きつけ、山陰を輝かせる」と提言しています。まさに当町のストーリー性を織り込んだ日本遺産、津和野百景観光を暗示しているように思われます。

さて、連休明け以降、殿町のショウブの花がことしはきれいに咲いていますが、時節柄とはいえ、観光客の入り込みが落ち込んでいるように思われます。町なか少し寂しい限りです。そこで質問します。

1、町家ステイ戎丁1号館の昨年度の実績はいかがか。1年間の宿泊数、月別に、売上損益収支は、また、インバウンド客の利用数は。町家ステイ2号館の開設進捗状況及び入り込み予想はいかがか。

2番、当町へのインバウンド客入り込み数、昨年度のインバウンド客の町内宿泊数は何名ですか。

3番、日本遺産センターの2階改修工事の進捗状況はいかがですか。

4番、5月ごろ予定していました国際交流協会の設立の進捗状況はいかがか。おおむねの組織構想及びコンセプトは、観光に寄与できるものかを問います。

5番目、山陰インバウンド機構に関して、当町の参加はいかがなっていますか。

よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、昨今の経済情勢と観光関連事業についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問であります、町家ステイ1号館戎丁の平成27年度の損益収支についてでございますが、指定管理者である津和野町観光協会からの報告によると、売り上げ等による収入が218万7,894円、広告宣伝や仕入れ原価等の支出が141万4,437円でありました。なお、この支出の中には予約・決済等に係る事務局関連の人的費用は、観光協会全体として負担しているため含まれておりません。

また、月別の宿泊数としましては、4月が1組の利用で5名、5月が5組の利用で13名、6月が1組の利用で2名、7月が7組の利用で20名、8月が6組の利用で17名、9月が9組の利用で29名、10月が8組の利用で17名、11月が6組の利用で17名、12月が1組の利用で4名、1月が1組の利用で5名、2月が4組の利用で11名、3月が6組の利用で19名であり、合計宿泊組数は55組、年度単位では1組当たりの平均利用人数は2.89名、利用泊数は1.09泊となっております。なお、そのうちインバウンド客の利用はありませんでした。

また、2号館である町家ステイ上新丁については、5月末に建屋の改修工事が終了したため、本年6月議会で設置管理条例を整備し、その後、速やかに指定管理者を募集、決定し、9月の利用開始を目標としております。

二つ目の御質問であります、平成27年度のインバウンド客の入り込み数及び町内宿泊者数についてでございますが、入り込み数については把握できておりません。宿泊者数につきましては、同じく年度単位で約1,000人となっており、平成26年度の宿泊者数が690人であったことから比較すると145%増と大幅にふえております。

三つ目の御質問であります、日本遺産センターの2階の改修工事については、パネル展示やエアコンの整備、映像コーナーの充実などを計画しておりますが、財源の一部を国の補助を得て実施するため、現在申請を行っている段階でございます。国の交付決定が得られ次第、入札により業者を決定していく予定です。完成後は、観光客の皆さんには津和野の歴史や自然、文化の魅力をさらに知っていただくため、広く町民の皆さんに御活用いただけるような施設として運営してまいりたいと考えております。

四つ目の御質問であります、津和野町国際交流協会（仮称）につきましては、6月28日に設立総会を開催する予定としております。現在、10名の発起人が集まり、5月に発起人会を行い、会の方針等について検討したところでございます。町といたしましては、この発起人会とともに協会を設立し、設立以後も津和野町国際交流協会（仮称）の取り組みを事務局として支援してまいります。

協会の取り組みといたしましては、姉妹都市のベルリン市ミッテ区との交流促進はもとより、津和野高校留学生の支援等を行うほか、商工会、観光協会などとも連携をしながら、外国人観光客の受け入れ体制について考え、おもてなしに必要な外国語講座など、具体的な事業を展開していきたいと考えております。町といたしましても、国際交流の促進を図るため、町内外からも協会会員を広く募集し、多くの御意見を伺いながら活動を推進していきたいと考えます。

五つ目の御質問であります。山陰インバウンド機構はDMO（ディスティネーション・マーケティング・マネジメント・オーガニゼーション）と呼ばれる法人組織であり、地域全体の観光マネジメントを一体化し、観光業者、地元経済・観光団体、行政等官民が連携をして、着地型観光のかじ取り役を担う組織でございます。同機構は平成28年4月22日に設立され、山陰が世界に通用する観光地となるべく、インバウンド対策等を行うことを目的としております。

今回、「広域観光周遊ルート形成計画 縁の道～山陰～」が国の認定を受けたことにより、外国人旅行者の地方誘客を図るため、広域のかつ一体的な事業が展開されます。そして、この事業を担う事業主体となるのが山陰インバウンド機構でございます。

現在、同機構は、銀行、JR、航空会社、大手旅行代理店、両県観光連盟ほかの地元民間団体14団体と、島根県、鳥取県により構成されております。議員御質問の同機構への本町の参加についてですが、同機構は法人化に向け、民間企業等の参加を募集する予定でございます。ついては、両県の各市町村自治体の参加募集は未定とのお話を伺っておりますので、今後の経過を見守り、対応したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま5点の回答をいただきました。それぞれにつきまして再度質問をしてみたいと思います。

まず、町家ステイの件でございますが、回答によりますと、宿泊数は年間約163名、平均3名、売り上げ216万、経費が141万、利益が、そうしますと約70万ちょっと出てる勘定でございます。人件費その他の雑費は入れてないということですが、おおむねそれを加味したとしましても利益が出てると、そういう状態だと思っております。

年間55組とありますが、1組1日としまして、年間55組ということは、365日の間、55日稼働したとそういうふうを考えるわけでございますが。月別に言いますと、3月が6組ですから6日、7月が7組ですから7日、8月が6組ですから6日、9月が9組9日、10月が8組8日、そういうふうを考えていきますと、それでこの利益が出てくるような経営というのは、これは非常にすばらしいなと私は思うんですが。もったいないと言えどもったいない。あと300日余りは空白ですから。

ここで2号館が——今上新丁ですか、町家ステイの——いよいよ9月にオープン予定だということなんですが、同じ規模だと思うんですけど、定員10名と、この前おっしゃってましたんで。そうしますと、これは大体どういう、2号館と1号館と同時経営されまして、この1号館で得たデータとどういうふうになるんですかね。ふと考えますと、1号館、2号館で競合するようになって、私が懸念するのは、この1号館の数値が分散されるのではないかと。2号館で、この1号館の数値を築き上げるようでは、ちょっと、はてなというところが出てくるんですが。

それから、当初予定とこの結果を見まして、どうなんですか、印象的に。大体こういうことを考えていたのか、それともよかったのか、いろいろ感想はあると思いますが、そこら辺、担当課長、ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の点でございますが、まず基本的に、この利用については、先ほど申し上げたところではございますが、繰り返しとはなりますが、年間55組という宿泊組数、合計159名ということになると思いますが、この利用については、なかなか他に比較する施設がございませんので、我々としても十分な分析ということまでには至らないかもしれませんが、この施設をプロデュースした、また京都でも同様の施設を10棟以上運営をしているコンサル会社によりますと、——京都の例と直接的に比較するというのは、ちょっと無理があると思いますが——全国的な他の施設と比べると大変利用度的には高いということでございます。

それから、今回2号棟目、町家ステイ上新丁が整備をされ、いよいよ稼働していくということになったときに競合し合うのではないかとこの部分についてでございますが、基本的に、この施設自体、価格帯をかなり高目にしておりますので、通常のビジネス利用というようなことが、なかなか考えにくい施設になっております。どうしても、そうなるとう年の利用日数からいっても週末に集中してくるという部分では、もう1棟ができ上がったときに——現在でもネットのほうで予約状況が見れる状況になっております。観光協会のホームページで、どこが埋まっているかということが確認できる状況になっておりまして、当然、2号棟もそのように対応していきますと、どちらかという、その中でのビジネスチャンスのロスが生じておるのではないかと。週末に泊まりたいけど、もうここ埋まってるねということになれば、もう一つあれば、もう一つ選択肢がふえてくるということと、人数的にも今度は10名程度までは延ばせるということもございませぬので、もう一つできることでスケールメリットということも考えられると。そういう部分では、奪い合うというより、お互いが補完をし合って、またPRもさらに進めてまいりたいという思いでおりますので、そういったところで、より利用度をふやしていったら、そこで生まれてくる利潤なりというものについては、観光協会の皆様を中心に町内の観光振興のために還元をしていくという思いで指定管理者のほうでは運営をされるというふうにお聞きをしておりますので、そういった形をお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） お互いに相乗効果を起こして、いい結果が出ることを期待しておりますが。

一つ、私は空白の日数、要するに、今答弁で週末に集中するんだと、そうすると普通のウィークデーはがらがらということだと思うんですが、非常にもったいないなど。そこで、ちょっと提示してみたいんですが、今、盛んにこのインバウンドを、インバウン

ドの客がふえてるし、1,000名、昨年泊まっているわけですね。私は、町家ステイに何名泊まりましたかって質問したんですが、1人も泊まってないんですよ。もったいないなど。それこそ、インバウンド客が求めてきているのは、古民家を改装した日本独自のこういう文化を求めて来てると思うんです。だから、この町家ステイに泊まってもらったら、何とすばらしいことだと非常に感激してリポートをするんじゃないか、また、ほかの仲間に知らせるんじゃないかとそういうふう思うわけです。

そういう点では、ちゃんとネット、そのほか、先ほどから言っておりますWi-Fi云々とか、そういうことを駆使して、やっぱりインバウンドの方々に情報を出しているのかどうか、それちょっと懸念なんですよね。それと、出してたら出してたで、宣伝が足りなかったのか。それと、今度2号館もできるわけですから、空白の時間がまだふえるわけですよ。だから、そこを、それこそインバウンド対策の主要なところで、津和野に来られたらこういうことがありますと、それで泊まる場所はこういうところがありますと。だから、価格をダウンしますと、ほかの民間の旅館、ホテルの方々に御迷惑をかけますので、価格は維持しながらも、泊まれるインバウンドの方もいらっしゃると思うんですよ、その魅力で、古民家に。だから、そういう点、もう少ししっかり宣伝をしてほしいなどそういうふうに思います。来年、何組でもいいですから、インバウンドの客が泊まったというような結果が出ることを待ち望んでおります。

次に、日本遺産センターの2階の改修工事ですが、これは補助金が出てからということですが、要するに、ここで私が申し上げたいのは、この2階に——何度も申し上げます——郷土の芸術家の方々の作品を陳列する、そういうブースをぜひ設けてほしいと。それから、その方々も非常に心待ちに、一日千秋の思いで待っておられます。ぜひ、自分たちの作品を見てほしいと。だから、そういうところがなかったの、今まで。ぜひこれはやってほしい、そういうことであります。

それから、国際交流協会ですかね、これは6月28日に、もうすぐだということで、期待しております。その中で、観光にも寄与できるように、商工会、観光協会とタイアップしながら、今から特にインバウンド対策については対応していってもらえるんじゃないかとそういうふうに期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、5番目のインバウンド機構に関しまして、当町は、まだ地方自治体ではそういう連絡が入ってないということのようですが、参加が認められるようでしたら、ぜひ入りまして、いろいろな情報を取り入れて、そして津和野へのさらに多くのインバウンドの客を誘致してほしいなどそういうふうに思います。

今、観光が、要するに国内の観光客というのは、私が前段で申し上げましたように、非常に経済環境が、ここにきてちょっと景気がいいかと思ったら、どうもそうでない。だから、アベノミクス経済政策にかかわってくるんですが、新聞紙上を見ますと、どうもこれは見直したほうがいいんだっていうのが、6割強、来てるわけです。それから、やっぱり個人消費が停滞している。そういう中で観光というところにどれだけの可処分

所得っていうか、先ほども申しましたように、回せる力がなくなっているんじゃないかと。そうしますと、外国のほうからせっかく来られてる、どんどん来てるといふ方たちを、国内はもとより、そちらのほうにも力を入れまして、ぜひ引っ張ってきてほしいなど。それに、本当に町が、今ちょっと寂しい。不安がってます。これは肝に銘じておいてほしいなどというふうに思います。

以上、今のところで総合的に何か、課長、いいですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） さまざま御指摘をいただきました。確かに、町家ステイに対するインバウンド対策で外国人の方へということについては、まだまだ、ちょっとここまでは英訳のホームページあたりも十分対応しきれてない可能性があるのと、おっしゃいますように、ここをうまく使って外国人向けの一つの商品というか、そういった企画を打ち出していくというのは、平日を中心にあり得るのかなという思いが、御指摘を受けて感じております。

そういった部分を踏まえまして、さまざまな部分、今回のインバウンド機構との連携等も踏まえて対策を練っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御協力をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この質問のいよいよ最後に、もう一言、しつこいようでございますが、将来、当町の観光を発展させる一つのヒントになりそうな、これは商工会会報に記事がありましたので紹介しておきますと、これは（株）日本総合研究所リサーチ・コンサルティングによるものですが、「訪日外国人客数の伸びは顕著である。背景にあるのは訪日ビザの要件緩和、近年の円安傾向、格安航空会社の普及などがある。これまで無縁だった地域にも巨大マーケットを責めるチャンスが出てきた。その鍵が民泊を中心とした地域体験である。外国人を対象にした調査によれば、海外の旅行者は、我々日本人が考えるよりも民泊が普通の選択肢になっている。しかも、宿泊料金の安さでなく、オーナーや地域住民との交流を求めて民泊を希望する層が意外に多い。しかも、比較的高所得者でも多い。地域にとどまる人がふえれば、その周辺産業は活気づく。数年後には民泊による新ビジネスが生まれそう。特殊な技術は要らない。地域全体の連携能力、既存の業種・業態を超えた町ぐるみのチームプレーがポイントだ」と。

考えますに、当町ほど、この記事の内容にふさわしい観光施策を推進できる自治体はほかにはないと思っております。町内の宿泊施設は全て、この民泊に例えればよいし、地域住民との交流を求めて当町へ来ているインバウンド客に、日本遺産、津和野百景などのストーリー性を交えた深い旅が提供できると思っております。将来的にインバウンド客でにぎわう観光地として名乗りを上げ、お土産、名産品、特産品の新開発、新規商店の出店へと

町の活性化を推進するなどして、観光施策で他町村との差別化を徹底すべき絶好の機会だと思います。以上、2問目の質問をこれで終わります。

次、3問目の質問にまいります。つわの栗再生プロジェクト案に関してでございますが、昨年6月、つわの栗再生プロジェクト推進協議会が設立されました。5カ年計画でつわの栗を6次産業化し、高付加価値商品として、全国へ地域ブランド品として流通する体制づくりを開始したのですが、このことに関しまして、つわの栗ブランド化5カ年計画概要案に沿い、進捗状況を伺います。

1点、平成27年度に計画実施されたことの実績を伺います。13トンから30トンへ生産拡大のため、圃場調査及び確保などの経過はいかがか。

2点目、平成28年度に計画されている事柄の実施は予定どおりか。つわの栗ブランドルールづくり開始としまして、A、1次加工団体、加工場計画策定開始、生産・加工・販売、冷凍実験の実証等です。B、冷蔵・冷凍技術を駆使して加工品販売を開始するなどです。

回答をお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、つわの栗再生プロジェクト案に関してお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。昨年度、つわの栗再生プロジェクト推進協議会を立ち上げ、小林観光協会会長が会長を務め、圃場調査や先進地視察、クリ加工等を実践しながら、つわの栗の生産量拡大や6次産業化を目指した取り組みをしております。

圃場調査を実施したところ、町内には13ヘクタールの生産園と3ヘクタールの休園が存在していることがわかり、生産者の平均年齢は77歳と高齢で、経営移譲を望まれている方も多くいらっしゃいます。このような中、生産量を拡大していくためには、休園しているクリ園の再生や新植面積の拡大と同時に、後継者対策が重要な課題であることがわかりました。後継者対策については、現在12を数える農事組合法人の複合経営としての取り組みや、UIターンで農業に取り組む研修生や新規就農者に対して、クリ園経営による収益拡大を推進したいと考えております。

昨年度の新規植栽されたクリの本数は554本で、約2ヘクタールの圃場を確保でき、この面積の半分は法人の取り組みとなっております。今後も苗の助成を継続しながら、毎年2ヘクタールの圃場を確保していき、クリの生産量を拡大する計画となっております。

二つ目の御質問であります。まず、Aの御質問でありますけれども、昨年度、クリを燻蒸処理せず、マイナス2度の冷蔵庫で約2週間、パーシャル保存したところ、糖度上昇が見られ、6次産業化を目指すには欠くことのできない工程であることがわかりました。その後、CAS凍結をかけ、長期保存しても風味やうまみが変わらないことを確認をしております。

このことから、今年度はパーシャル保存後、C A S凍結し、ペースト製造していく計画を立てており、町内でクリ加工をされている方の協力をいただきながら、年間を通じたペースト加工が可能になるか検証する予定でございます。クリペーストが年中供給可能になれば、新たな商品開発も可能になるものと考えております。

協議会では、検証を行うことを主にしており、本格的な製造販売については、まずはペースト等の1次加工を担う事業者の選定を行い、最終的な商品化については個々の菓子製造業者に創意工夫をいただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 質問に、私が、ここへ載せるのをしませんでした、例のクリの名称ですね。これは、つわの栗としてブランド化するんですか。今、出荷するときに石見栗ということで、つわの栗を混ぜて出荷されていると思うんですが、この名称の件はどうなっていますか。要するに、話し合っ、石見栗をつわの栗の名称にしなきゃいけないと思うんですよね、これは。それで出すわけですから、ブランドとして。その件、どうなっていますか、ちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） つわの栗でございますが、今、西いわみ地区本部において、この高津川流域全体のクリを扱って、選果をして出荷のほうをしております。この選果のほうが、地域を分けるということが大変難しいということでありまして、ただ、この高津川流域全体が同等な気象条件であつたりしますので、つわの栗といっても、生産地のほうを津和野町としない形で、それで販売するのであれば、生産地の偽証等は起こらないと思いますので、そういったことも含めて、今どういう扱いにするかというのを検討中であります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 検討中であると言いますが、5年後には全国へ、つわの栗の名称で全て販売するわけですから、ぜひ、そこは一日も早く統一名称にしてほしいなど、そういうふうに思っております。

私、先般、所用で神戸へ出張しました。その折、帰りのお土産品を求めまして、神戸大丸、百貨店へお土産売り場をのぞいたんですが、その折、早速目に飛び込んできたのが、これは全国ブランドであり兵庫ブランド品であるんですが、丹波栗ですよ。それこそ、こういう丹波栗、それから、丹波大納言小豆。これも非常に有名ですね。これを使用した和菓子、それからまんじゅう類などのお土産品の宣伝のすごさと、それから、それを使った豊富な製品の陳列コーナーですよ、そこへ山ほど盛ってます。もう目に入れば、買って帰らなければ、何か悪いことをしたような、あるいは損だというような、何かそんな気持ちを抱かされるぐらいにすごいものです。また、やっぱり、丹波栗っていうのは、これは全国ブランドですんで、我々も余り知らなくても丹波栗かということで、それでつい私、一つ、どら焼きを買ってみたんですが、その中に構成品として丹波栗と、



それからペーストですね、先ほど言いました。やっぱりペースト状にして甘くつくって  
るんです。それから大納言を混ぜているんです。だから、その地元の物をふんだんに  
使って、そういう菓子製品をつくってるっていう、うらやましい限りでした。

それでいくと、つわの栗っていうのが頭に入るんですけどね。一日も早くつわの栗が  
ブランド品として全国に出回って、町内へ来られる観光客が、そのつわの栗を使って、  
丹波栗同様、和菓子なり、そのほかの菓子類をお土産として、今、既存にある地酒、そ  
のほかのお菓子類とともに買って帰ってもらえる、そういう日を心より待ち望んでいる  
ような次第です。ぜひ頑張ってください。お願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、11時まで休憩といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序3、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 7番、寺戸昌子です。通告に従って、3項目、質問を  
行います。

まず初めに、まちづくり委員会についてお伺いします。

第1の質問、平成24年度から27年度の第1期では、まちづくり委員会事業の初期  
段階との認識と聞いていますが、自治会や町内会がなかった地域でも、それらの組織が  
つくられたこと、地域の拠点となる集会所などの施設が整備されたことなどのほかに、  
第1期での成果はどのようなものがあるのでしょうか。

また、集会所などの施設が整備されることで、課題解決につながった具体的な成果は  
どのようなものがあるのでしょうか。

2番目の質問です。今年度は第2期の2年目に入りますが、今年度は地域全体で抱え  
る課題を開発する「地域提案型助成事業」に全地域が取り組んでいるのでしょうか。

3番目の質問です。第1期を終えて、「地域のかなめは公民館であり、公民館が中心  
的な役割をもって事業を推進することにより、地域の課題解決につながる」というのが  
意見として上がっていましたが、公民館がまちづくり委員会とどのようにかかわるべき  
と考えておられるのでしょうか。

四つ目の質問です。各まちづくり委員会の代表が集まる未来づくり協働会議の役割は、  
各まちづくり委員会の取り組み状況報告などの情報交換を通じて、まちづくり委員会  
では解決できない課題などを全町的な視点から検討する仕組みをつくることにより、  
地域課題の解決を図ることですが、現在の未来づくり協働会議は、その機能を十分に果たし

ていないと感じます。今後、未来づくり協働会議の役割が十分発揮できるよう、どのような対策がとられているのでしょうか。

5番目の質問です。地域担当職員の役割の検討が必要と認識されていると思いますが、今後、地域担当職員はどのような役割を持つ計画でしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり委員会についてでございます。

まず一つ目の御質問であります。平成24年度から平成26年度の3年間におけるまちづくり委員会の成果につきましては、自治会のなかった地域においても、町内会や商店会等が参画され、住民の皆さんの意見等を話し合う場や仕組みがつくられたことが挙げられます。この3カ年について、まちづくり委員会の皆さんと意見交換会による事業評価を行った中では、「地元住民みずからが知恵を出し合って、地元を守る、活性化するというコンセプトは非常に明快である」という御意見もいただいております。住民の皆さんと行政による協働のまちづくり推進の土台形成が促進されたと考えております。

そして、昨年度、まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン及び津和野町総合戦略を策定したところですが、全地域にまちづくり委員会が組織され、住民の皆さんが参画する仕組みができたことは、今後、地方創生を推進していく上で根幹となるものと認識しているところでございます。

1年目、2年目における具体的な事業内容としましては、まちづくり委員会を構成する自治会等の拠点となる集会所などの施設整備やエアコン、机・椅子等の備品等の整備が中心でありましたが、集まりやすい環境がつけられたことにより、地域住民交流のための事業がふえ、地域コミュニティーの推進が図られました。

また、2年目、3年目においては、地域の環境整備事業や防災・防犯事業がふえ、住民の皆さんの防災意識の醸成が図られたことにあわせ、住みやすい地域づくりの促進につながるものと考えております。

2番目の御質問であります。平成24年度から平成26年度の地域提案型助成事業につきましては、まちづくり委員会全体としての取り組みにならなかったという点を踏まえ、平成27年度からは、まちづくり委員会が地域全体の課題解決のために実施する事業に限定するよう、制度の見直しを行ったところでございます。

見直し後、初年度となる平成27年度におきましては、12のまちづくり委員会のうち、10のまちづくり委員会が地域提案型助成事業を活用し、地域全体の課題解決に取り組まれたところでございます。

2年目となる今年度につきましては、6月末までが申請期限となっており、申請のあったまちづくり委員会には、7月以降、事業内容のヒアリングを実施し、地域全体の課題解決の取り組みとなるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、現在、12のまちづくり委員会ごとの人口推計をお示しし、それぞれのまちづくり委員会の皆さんと、今後の地域づくりについて意見交換会を実施しているところでございます。

三つ目の御質問であります。まちづくり委員会は公民館エリアに設置しており、住民の皆さんと行政の協働による地域づくりを進める上においては、これらがしっかり連携することが必要不可欠だと考えております。地域課題を解決するための地域提案型助成事業につきましては、前段でお答えをいたしましたとおり、地域全体での取り組みとなるよう公民館とも連携した上で実施していただくよう説明させていただいているところでございます。

四つ目の御質問であります。未来づくり協働会議につきましては、今年度は7月と11月に開催する予定としており、1回目の7月には地域提案型助成事業について協議する予定としております。地域提案型助成事業につきましては、今年度は申請のあった全てのまちづくり委員会に対してヒアリングを実施する予定としており、ヒアリングを通し地域課題を掘り下げ、全体的な取り組みとなるよう投げかけをしまいたいと考えているところでございます。

また、2回目の11月につきましては、つわの暮らし推進住宅整備事業の協議にあわせ、平成27年度に実施した地域提案型助成事業についての事業内容や実績等について、それぞれの地域で評価を行い、事業の妥当性、有効性などについて、検証結果を協議したいと考えているところでございます。

五つ目の御質問であります。地域担当職員につきましては、平成24、25年度を第1期、平成26、27年度を第2期とし、おおむね全職員が地域担当職員として従事をしたところです。地域担当職員は、まちづくり委員会運営等に関する助言・協力や情報等の提供を役割とし、各まちづくり委員会の構成組織数に応じて配置をしておりますが、まちづくり委員会全体で課題解決や地域づくりに取り組む上で、人数等の見直しと地域の皆さんとしっかりかかわりが持てるためのスキルアップを図っていく必要があると認識をしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今までの成果として、いろいろなものが挙げられているということですが、地域交流のための事業が今までよりふえて、地域のコミュニティーの推進が図られたということをお答えいただいたんですけど、具体的には、どのようなものがふえているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域の交流事業ということで、今まで自治会単位で行ってきた事業等、まちづくり委員会全体としての取り組みとして行うようになってきたということが基本的にはあ

るかと思えます。このまちづくり委員会等の設置に関しましては、平成22年度の地域課題の概要調査というのを行っております。各自治会長さんのところに町職員が出向いて、自治会等の課題をいろいろお聞きしたということでございます。

このまちづくり委員会の設置に関しましては、そういった調査結果をもとに、今回、まちづくり委員会、あるいは地域提案型助成事業というものを制度化させていただいたところの中で、今回、自治会構成世帯数というのが20世帯以下の構成世帯数、5割を超えるぐらい、この自治会の地域課題概要調査では数字的に出てきたということでございます。

私たちの考えの中で、まちづくり委員会が公民館単位の中で、自治会と一緒に集まって活動していくというところの部分については、こういった構成世帯数が非常に少ない状況にあったということでもあります。

先ほど、議員御質問にあった地域住民交流事業というところでいいますと、いろんな地域間の交流、そういった部分については、このまちづくり委員会が設置されたことによって地域連携が図られてきたということで、それが成果として、私どもが考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今の御回答だと、小さな自治会では、なかなか取り組みがなされにくいけど、まちづくり委員会という大きな単位では取り組みが進んでいるので、小さな自治会も参加できているということだと思うんですが、実際に中を見てみますと、自治会で世帯数が多いところは結構、積極的にいろいろ取り組みをされるけど、それについて——少ない世帯数の自治会が——いっているという状態が多く見受けられると思います。まだ道半ばなので難しいとは思いますが、小さな自治会が課題を解決できるように、もっと意見を酌み上げられるような仕組みが必要じゃないかなと思っているので、その辺を検討していただけたらと思います。

先ほど、町長が回答された中に、地元住民みずからが知恵を出し合って、地元を守る、活性化するというコンセプトは非常に明快であるという御意見が出ているということでしたが、全戸配付されたこの冊子の中には、「改めて制度を点検、改善し、地域活性化に向け、行政と住民が一体となるような施策を望む」という項目も上がっています。これについて、何か改善策を、これからとられる予定があれば教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、3年を経過した中で、まちづくり委員会それぞれに事業評価シートというのを提出していただきました。今回、まちづくり委員会についてという評価、これについては「地域課題解決のための協議の場として機能しましたか」というような問いかけで、今回議員がお示した3年を振り返ってのパフレットのほうには、そういった御意見も書かれているということでもあります。

地域全体の課題解決として、協議の場としては不十分というようなところもございまして、もともと行政区単位で地域提案型の助成事業等の計算基礎にしたというところが、行政区単位での事業計画ではいろいろお話ができたけど、その全体ではならなかったということで、今回、議員御質問にありますように、地域全体の取り組みとしてどういうふうにするかというところが、平成27年度から新しく地域提案型助成事業、これはもう地域全体としての課題を解決するための提案でないと、それについては事業として実施できないというような形の中で、制度を改めさせていただいたということでもあります。

今回、今までのところで3年間、単年度約3,000万円の提案型助成事業、各まちづくり委員会のほうに交付してまいりました。27年度からは、その1,500万円部分については、地域全体で考えられた事業に対して、まちづくり委員会としてやられる事業に対して交付しますと。したがって、町長申し上げましたように、12のまちづくり委員会の中で10のまちづくり委員会のほうが申請をされて、2のまちづくり委員会は申請がなかったということもございます。残りの1,500万については、まちづくり委員会を構成する自治会等の組織交付金として、今回、構成する自治会等がみずからのお考えの中で使っていただけるような交付金を、今回、新たに制度化したというようなことでございます。

私どもといたしましては、やはり、最初の3年間でまちづくり委員会全体としてではなく、先ほど反省点にもありましたように、個別の自治会等の単位の中での話し合いが主だったというようなところを、こういった制度改善によって地域全体で話し合った、あるいは地域全体で取り組む事業に対しての地域提案型助成事業ということで改正をさせていただき、今現在、昨年についてはそういうことで地域全体の取り組みがなされてきているものと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 地域全体での取り組みは、確かにやられるようになったと思って、それはすごく、第1期では自治会だけの中で話し合っていたことが、まちづくり委員会の中でいろいろ話しながらということで、確かに進んでいるというか、成果は上がっていると思うんですが、住民と行政が協働するということでの、何か垣根っていうか。私だけの感覚かもしれませんが、行政はお金を出してくれている、私たちはそれを、お金を使って何かをしなくちゃいけないという感覚があるような気がします。

お金を使わなくても、まちづくりをする、その地域を活性化するということはたくさんあると思うんですが、そちらの目が行きにくいのが現状じゃないかなと、まちづくり委員会の中ではですが。まちづくり委員会ではなく、今までの自治会単位での、お金をなるべく使わないで、自治会の中を何とか活性化していこうという話はあるとは思いますが、まちづくり委員会の中で、お金ありきではなく、活動することを活発化させていく、そういう取り組みが必要じゃないかなと私は感じています。

町長の2番目のお答えの中で、今現在、12のまちづくり委員会とお話を進めていて、今後の地域づくりについて意見交換会を実施されているということですが、まだ、12全部は行ってないと思うんですが、どのような意見交換が行われているのか、お知らせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 6月から、まちづくり委員会との意見交換会を始めさせていただいております。一番最初が、議員がおられる青原地区ということで、青原地区含めて、今2カ所程度しか、まだ行っておりません。

今回のまちづくり委員会の意見交換会につきましては、まずはことしの1月になりますが、策定をさせていただいた津和野町の総合戦略、あるいは人口ビジョンというところで、その内容について、まず住民の皆さんに御説明をするというところの部分と、それから町長も申し上げましたとおりですが、人口ビジョンにつきましては、2060年を目標としておりますが、各地域のまちづくり委員会の人口がどのような推計予測になっているかということと、本町が目標としている人口について、各地域に割り振った場合といいますか、割り当てた場合、こういった人口になっていくというような目標人口も、各地域ごとに出させていただいているということでございます。

その上で、24年から、このまちづくり委員会、設置をいただいて、27年で4年を過ぎたということでございます。各地域の課題等について、各まちづくり委員会のほうから御意見をいただいて、そういったところで本町が進めている住みやすい地域づくりというところでいいますと、この総合戦略の中には小さな拠点づくりという目標をしたものでございます。各地域で、地域を活性化するためにこういった課題があつて、それを解決するために、そういった施設が必要なのか、そういった拠点が必要なのかということも含めて、そういった地域課題についての御意見をいただいているというのが、今回の意見交換会の趣旨でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 小さな拠点づくりってということで、まちづくり委員会ごとの拠点づくりを進めていきたいということなんですが、昨年度は12の地域のうち10地域しか手を挙げられなかったんで、その手を挙げられなかった地域は今回挙げられるように、何か町のほうから助っ人するとか、何かそういう手だてはされるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 昨年、未来づくり協働会議を行った際にも、その2地域のまちづくり委員会の方、ほかのまちづくり委員会はどのような事業計画を出されているかということで、本来ならば委員さんだけの出席なんですけど、その出されてないところについては、事務局の方も一緒に未来づくり協働会議の場に出られて、各まちづくり委員会の、今回、地域提案型助成事業があつた事業内容についていろいろ

ろ報告を受けたり聞いたりというようなところで承知をして帰られたものと思っております。

現在のところ、この2地域については、町に対して、具体的にこういったところでのいうようなところの相談はございませんが、今回のまちづくり委員会の地域提案型助成事業については、まちづくり委員会が主体となって、今回提案をしていただくということで、皆さんがお考えになったところをもとに、私どもとしたら、その事業を推進していくということで、現状ではそういったお手伝いというところについては、該当になっているまちづくり委員会からは、そういった要望等ございませんので、まちづくり委員会の意見交換会等でもいろいろお話をさせていただきながら、対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今のお話だと、未来づくり協働会議が結構重要なもので、町全体を動かしていくっていう形になるんじゃないかなと受け取りました。

3番目の質問なんですが、公民館をまちづくり委員会と連携させていくということなのですが、これは、公民館は教育委員会のほうで入っているのですが、教育委員会と連携して話をしながら進められているものですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、公民館と一緒に連携していくというところでございます。

公民館長・主事会議等の場で私ども説明に伺って、本来ですとそういった事業推進についても御説明をさせていただくことが必要であろうかと思っておりますが、まだその辺の具体的な動きというのは、なかなか図られてないのが現状にあるということでございます。

公民館あるいはまちづくり委員会というところでいいますと、先ほど御説明したように地域間連携を、今から住民の皆さん、地域が、なかなか少子高齢化の中で世帯数の減少や構成員が減少されるということになりますので、自治会単位での活動というのは、今後、財政面でもマンパワーの面でも難しくなると思っております。そういった意味で、地域間連携でいいますと、公民館と連携をしていくというところが必要な施策ということになるかと思っております。その辺は認識をしているところでございますが、現状的には、今まだそういう状況にあるということでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まだ、具体的にどう連携するかっていうのは模索中だということと受けとめますが、公民館は社会教育のほうを今一生懸命やっておられて、そこにまちづくり委員会のことが入ってくるということになるので、教育委員会との連携をしっかりとられて、公民館が右往左往しないような対策を練っていただけたらと思います。

それと、やっぱり住民が主体になるまちづくり委員会なので、公民館の主事さんは嘱託職員という、行政側にどうしても入ってしまう立場なので、とても難しいと思うんです、かかわり方が。なので、何か、こういうかかわり方がいいんじゃないかっていうようなものがないと動きづらいと思うので、その辺、教育委員会、つわの暮らし推進課、両方で相談しながらやっていただけたらと思います。

それでは、4番目の未来づくり協議会についてなんですが、協議の中の様子を、先ほど少し御紹介いただいたんですが、各まちづくり委員会の会長さんがいろいろ集まられてお話をする場なのですが、互いの交流とかが余りできてないような気がします。

そこで提案なのですが、各まちづくり委員会ではこういうものを取り組んでますという表は出されてるみたいなので、そのまちづくり委員会で興味のある町内の事業とかを視察に行かれたり、個別で相談されたりということ、まちづくり委員会の会長さんが主体になるとなかなか難しいところがあるので、その中に立って、そういう仲人役をされたらいかがかと思います。何をどうしていいか、最初はわからずに取り組まれて、今、形になりつつあるというところなので、少しでも早く進めていかないと高齢化はどんどん進んでいくので、その辺、提案させていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員おっしゃるとおり、まちづくり委員会同士の交流といいますか、この事業内容、そういった部分を、会長さんだけではなくて、いろいろ、そのまちづくり委員会の取り組みというのは、他地域でも知ってもらう必要があるかと思います。

まちづくり委員会の会長さんから一つ提案があったのは、広報に各まちづくり委員会の活動報告を載せたらどうかというような御提案も今、いただいているところであります。

もう3年前ぐらいになりますか、まちづくりシンポジウムというのを、先進地の方をお呼びしてやってきました。今、ちょっと事業的には休止しているところがございますが、今度はやはりそういったまちづくり委員会の会長さん方がお集まりになられて、住民の皆さんに対して、こういう活動をしているというようなシンポジウムも、今後、計画をしていってもいいのではないかというふうにも思っております。

先ほど議員から御指摘のあった、まちづくり委員会同士の部分の横の連携、そういった部分については御指摘をいただきましたので、今後また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まちづくり委員会同士が連携すれば、加速して、まちづくりができるんじゃないかと思うので、よろしく願いいたします。

5番目の地域担当職員についてなんですが、今までの様子を見ていますと、地域担当の職員さんのほうもどのようにかかわっていいかわからない、何を担っていいかわから



ない、まちづくり委員会の中では。ただ、まちづくり委員会があるから出席はするけどっていう形が、青原はちょっとそういうふうに見受けたんですが、ほかにもそのような傾向があるとお聞きしました。職員さんのスキルアップってというのは、どういうスキルアップをされるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、地域担当職員でございます。この3年間の評価でいいますと、最も低かったのが、この地域担当職員の制度についてというところで、各まちづくり委員会の事業評価でいいますと、「担当職員との十分な連携や活用が図れましたか」という問いかけに対して、「どちらとも言えない」以下の点数が平均点として出されたということであります。

先ほど御説明した中に、地域課題等概要調査というのをやったということで報告をさせていただきますましたが、その際も、「地域担当職員が必要かどうか」というところについては、7割が「必要」ということで自治会的には答えられたと、3割は「必要ない」というようなことでお答えになりました。

今回2期目ということで、町長申し上げましたとおり、地域担当職員制度をやっとなるわけですが、そういったところでいいますと、各まちづくり委員会に地域担当の活用等について濃淡があるということでございます。議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。

この間、班長等も決めて、地域担当職員については班長会議等も行いながら、各まちづくり委員会の状況等について、地域担当職員同士で情報交換をする場を設けて、取り組みを行っていくということであったんですが、災害等ございましたので、その辺の部分がなかなかできなかったということであります。

今回、2期が終わりまして3期目ということで、まだ地域担当職員については、その3期目の配置を行っておりません。これについては、まちづくり委員会等の御意見もお伺いした中で、今後、配置をさせていただきたいということですが、この地域担当職員の必要性というところでいいますと、もう少し、町としても、まだ検討するところがあるかというふうにも考えておまして、スキルアップ等でいいますと、そういった職員の個々の研修であったりとかいうようなことで、いろんな課におられても地域づくりに目を向けていただくというようなことが必要ではなかろうかというところと、やはり地域担当職員同士の連携というのがなかなか図れない中で、他地域の状況もわからない中で、今実際やっておられるということがあったので、そういった部分につきましては、今後、班長会議等連携をしながらスキルアップをさせていただきたいということでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やはり職員の方々は知識豊富で、いろいろな情報を持っておられるので、うまいこと、まちづくり委員会にかかわっていただけるように研修を重ねて行っていただけたらと思います。

ちらりほり、私が町なかで聞く声なんです、これは町長にお伺いしたいんですが、まちづくり委員会はお金を使ってるだけで、ばらまきのような気がする。今までお金がなかったけど、お金が来たから、こういう行事をすとかいいうことがあるんじゃないかっていう声をお聞きしますが、お金ありきじゃなくて、先ほども言いましたように活動を活発にする、地域の動きを活発にするという意味で、何かもっと工夫が要るんじゃないかと思うんですが、町長はその辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まちづくり委員会、お金のことも含めて、なかなか行政との協働というのが見えにくいんじゃないかというような、そういう御指摘であったかと思っております。

これは、例えばということで聞いていただきたいんですけども、一例としてということですが、木部のまちづくり委員会、こちらから、先月でございましたか、木部のまちづくり委員会で、住民の皆さんが木部地域内をくまなく回られて、いわゆる交通安全等、道路で非常に危険な箇所、そういうのを一つ一つチェックをされて、そしてそれをピックアップをして、ここが危険になってるから町のほうで知っというてほしい、また、道路改良等の整備もお願いしたいと、そういう要望に来られたというところであり

ます。

また、まちづくり委員会の地域提案型助成事業のお金も使われて、子供さんが作成された交通安全の看板をつくられて、そして交通量の多いところにも立てられている、そういうような状況であります。

我々、非常にありがたいと思ったのは、島根県でも大きな落石事故がありました。町もいろんな箇所を全部点検していかなきゃならない、その責任はあるわけではありますが、なかなか追いつかないという現実もあります。そういう中で、住民の皆さんが自発的に、そういうふうに危険な箇所をチェックされて、町のほうに要望されると、本当にありがたい話であります。

我々も、当然財政上の問題もありますので、全てを早急に整備をするということにはなりません、特に優先順位を決めた中で、整備をするところから始めていくということ。これも、まさに住民と行政の協働のまちづくりの、僕は一つだというふうに思いを持っております。これが一つ、事例としてあるということ。

それから、例えば、同じく木部地区では買い物不便というところで、以前、小売店がなくなるという話があって、あれもまちづくり委員会と行政とが一緒になって解決をしたというお話がありまして、今でも買い物の不便対策が続いております。買い物不便対策は、青原のまちづくり委員会でも、以前されておりましたし、日原のまちづくり委員

会でも、いろいろな対策を打ってこられたということでもあります。それが十分に今機能してるかという、まだまだそうではないかもしれません。ただ、そうした青原や日原や木部やら、いろんな地域で取り組まれてこられた、まさに買い物不便対策というのを受けて、現在、町も、シャープさんに来ていただいている新しい買い物不便対策へ取り組もうとしているということでもございまして、これもまさに行政とまちづくり委員会との協働の事業だというふうに、私自身は認識をしております。

また、小川地域では、これは青野山のほうの、そこへ行く間に、その道路沿いに花木を植えようということで、花できれいな町にしていこうということで年次計画をつくって、地域提案型助成事業を使いながら、そういう整備をされているわけでありまして。そして我々も、麓耕といえば、例えばつつじ祭りがあったりとかいうことがありますので、今回、トイレが必要だということも要望を受けて、小川地域のまちづくり委員会はそういう取り組みもされている、将来性も見込んだ中で、このたび麓耕地域にバイオマストイレというのをつくりました。これもまさに、僕は、まちづくり委員会と行政との協働の取り組みだというふうにも思っておりますし。

それから、現在、これはまだ実際の形にはなっておりませんが、須川地域におかれては、ファウンディング・ベースの若い人たちと一緒に、今後の須川をもう一回、話し合うところから進めていこうじゃないかという取り組みをされているということでもありました。そういうところから、また我々が協力をさせていただける、そういう場所が出てくるんじゃないだろうかというふうにも思っているわけでありまして。

だから、12のまちづくり委員会全てが協働のまちづくりが進めているというふうにはないかもしれませんが、その辺が、きょう寺戸議員が取り上げられた背景にもあるのかもしれませんが、しかし、全体を見回したときに、十分これまでの中でも、協働のまちづくりの実績がもう出始めているということでもありますので、今後さらにこれを広げていって、より一層、協働のまちづくりというものを、我々としては進めていきたい。まだまだ、そういうところにまで十分にいけないまちづくり委員会についても、そういう先進的な事例をお示しをしながら、全体的に広がっていくように努力をしていきたいと考えているところであります。

それから、もう一つ、ばらまきということもお話を受けましたが、現在、地域提案型助成事業は第2期の2年目ということになりまして、去年から地域提案型助成事業が半分と、それからまちづくり組織交付金、これを半分という形で新しく改善をしてきたというつもりでございます。

もともと、4年前の地域まちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業の原点に立ち返ったときに、なぜこういう取り組みを始めたのかということになるわけですが、それは平成22年か23年に、日原の自治会の集まりである連合自治会、全自治会長さんが加盟されているところでありまして、そこから、もう自治会運営が非常に厳しい、特に小さな自治会になってくると自治会費を納めるのも大変で、そして運営も大変だか

ら、もう連合自治会全体として、いわゆる自治会助成金のようなものを町につくってほしいという御要望を、全自治会長さんの署名のもとでいただいていたわけであります。

だから、町もそれを受けて、何かそういう制度をつくろうと思ったときに、津和野地域の一部に、まだ自治会がつくられていないところがあるので、それを公平性という観点から全てに配ることができないということで、どうしようかというところから、じゃあ、それにかわるまちづくり委員会というものをつくろうということで準備を進めてきたというところであります。

ですから、その結果として、現在5年目を迎えておりますが、現在は——まだ自治会がないところもありますけれども——町内会とか商店会という形で、その委員会に加わっていただいて、ほぼ全町を網羅するような、そういう組織ができ上がったということで、ようやくこのまちづくり組織交付金というものをつくることができた。私にとってみれば5年越しで、その連合自治会の御要望に応えられる制度が、このたびできたんだという思いでございます。

ですから、まちづくり組織交付金というのは、私は自治会を応援をする助成金。ですから、余り制約をつけずに御自由に自治会の中で考えて使ってくださいという形にしているということでもありますので、それをもってばらまきと言われてしまうと、私としては、住民の皆さんの御要望に応じてやった制度でもあるので、非常に寂しさを感じるというところもあるわけでございます。

ただ、一方でそういう印象を持つ方もいらっしゃるかもしれないけれども、ただ、私としては、本当に必要なものを、どういう使い方をしていただいてもいいわけですから、地域提案型助成事業も含め、まちづくり組織交付金も、それは地域の住民の皆さんがしっかり考えて有効に使っていただけるという、ある意味、町民の皆さんの良心を信じて始めている事業だということでもあります。

ですから、そうした観点から、今後も、このまちづくり組織交付金と地域提案型助成事業は第2期を迎えておりまして、また来年度もやりたいと思っておりますが、その上で、さらに第3期目の最初、そこに何か改善を図ることがあるとするならば、いろいろな御意見を聞いた上で検討してまいりたいと、そのように考えているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まちづくり組織交付金については、私は余り評価させてはいただけてません。自治会がいろいろ工面しながらやってきた中に、町がお金をこれだけあげますよってということ、永久的にずっとあげますよってことになれば、それを当てにしながらやっていくのはありと思うんですが、とりあえず、この3年間はあげますよ、そこから先はわかりませんっていう形での交付をされているので、その後、もし財政苦しくなって、やっぱりやめますっていったときにどうなるのかなってという不安もあります。自治会の事業をふやしたけど、お金がなくなったので縮小し

ましようということにならないかなという不安があります。その点については、私はこう思っているということなんです、地域の課題解決は徐々に進んできているとは思いますが。

でも、まちづくり委員会に参加される方はよく動かれてるけど、それに参加されない方は、まちづくり委員会、頑張ってるけど、私たちにはちょっとよくわからないわってというような感覚を持たれている方がおられることも事実だと思います。8,000人に足りない小さい町なので、本当におじいちゃんもおばあちゃんも子供たちも、まちづくり委員会の事業だね、これはやらんといけんね、ちょっと協力しようよ、これに協力して町を活性化させなきゃねってみんなが思えるような、ちょっと理想主義かもしれませんが、そういう形を何か工夫がほしいなと思います。

そして、町長が打ち出しておられます、若い女性が住みたいまちづくり。これに関しては、まちづくり委員会が、まだ余り取り組めてないような気がするので、せっかくこういう町を目指そうと旗を振ってくださっているの、住民のほうもそれに何か参加できるような、まちづくり委員会のほうでも投げかけがあったらどうかと思います。では、この質問についてはここで終わらせていただいて、次の質問に入ります。

次は、対策本部の災害時対応についてです。

津和野町でも防災無線の新たな整備にかかるなど、災害に対する備えが進められています。安全な町へ向かっています。

しかし、災害時に対策本部が置かれる本庁舎は昭和25年に建築されたもので、かなり老朽化が進んでいます。熊本地震では、災害対策本部が置かれる庁舎が被災し、混乱したことが報道されました。

一つ目の質問です。本庁舎が地震などの災害時に被害をこうむった場合でも、対策本部の機能に支障を来さぬよう、どのような対策が立てられているのでしょうか。

二つ目の質問です。災害時の対応が十分にできるよう、本庁舎の建てかえの計画はないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害対策本部の災害時対応についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります、本庁舎が地震等により被災した場合の対策本部の機能に支障を来さない対策についてであります、現状では、具体的に明記した計画等は策定をしておりません。災害時においても一定の業務継続性を確保しておくことは、今回の熊本地震における状況を見ても重要でありますので、本町の財政状況を踏まえつつ、その対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在、教育委員会において耐震補強の実施を計画している日原山村開発センターは本庁舎から近い公共施設であり、一定の耐震が確保される見込みとなっていること

から、代替対策本部として想定し、代替機能を持つことが可能かどうか、あわせて検討したいと考えております。

なお、これらの検討に当たっては、本町の業務継続計画の策定と並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。御承知のように、本庁舎、津和野庁舎とも老朽化の進んだ建物でございます。こうした中、災害対策本部の機能確保や業務に当たる職員の安全確保につきましては、さきの熊本地震における被災自治体の庁舎の状況を目の当たりにして、改めて重要な課題であると受けとめております。

しかしながら、本町は依然として厳しい財政状況にあり、今後も人口減少や合併特例の廃止に伴う歳入の減少が見込まれる中、福祉や医療、教育、産業振興などの住民サービスを維持していくためには、本庁舎の建てかえを行うとしても、建設コストを抑える方法を検討していく必要があります。

このような状況から、現時点におきましては、現庁舎を生かした改修、増築を基本として、木造建築物の耐震補強の方法等について、そのコストも考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まだ、本庁舎が、万が一、被災した場合の検討が余り進んでないということなので、今、日本の各地で地震が起きている現状があります。ここの石見地方は地震が少ないと私は感じていますが、万が一、起きる可能性はゼロではないので、早急に、もし被災した場合の業務が継続できるような対策をとっていただきたいと思っております。本当、いつ起きるかわかりません、災害は。災害が起きたときのかなめでもありますし、本庁舎は、それに加えて日常の業務もされてます。ですので、ぜひ早目の対策をお願いします。

それと、本庁舎の建てかえの計画が、まだ、計画しようというところもないような気がするのですが、全く計画されてないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、1点目でございます。業務継続計画というものを、本町は、まだ立てておりません。これにつきましては、県下でも1町のみ立っているという状況でございます。県下の取り組みもございまして、早急に立ててまいりたいというふうに思っております。

それから、本庁舎の建てかえでございます。現状では、正式に本庁舎建てかえについての内部協議等もしていない状況ではございます。

ただ、昨年度から取り組んでおります固定資産の整備計画、今年度、継続して公共施設の管理計画を今立てておりますので、その中では、ほかの公共施設とあわせて、方向性の部分は出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 2060年には4,816人を目標に津和野町が邁進していくということですので、本庁舎が、万が一の場合、大変なことになるような町に、皆さん、住みたくはなくなるのじゃないかと思imasので、早急に計画を立てて、何年後にはこうなりますよというのを、住民の皆さんに示していただけたらと思imas。では、次の質問に入ります。

障害者福祉センター開設の進捗状況についてです。

障害者福祉センターは、来年度4月から利用が始まる予定ですが、施設の建設と体制の進捗状況及びサービス開始に向けての計画をお伺いします。

もう一つ、町民の中には、障害者福祉センターがどのような事業を行うのか、疑問に思っている方がたくさんおられます。町民に周知させるべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障害者福祉センター開設の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野町障害者福祉センターにつきましては、高津川流域材を使用した木造瓦ぶき平家建ての、面積が約500平方メートルの施設でありまして、ことし3月に平成27年度事業として工事発注し、平成28年12月を完成目標として、現在建設中であります。

工事の進捗状況であります。天候にも恵まれ、当初の予定を早めながら順調に進んでおります。

この施設が完成いたしますと、今後、選定予定の社会福祉法人等に指定管理者としての業務委託契約を結び、管理運営を行ってもらう考えでございます。

町としましては、来年4月より、この施設において、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型に係る指定障害者福祉サービス事業、指定計画相談支援事業並びに、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに係る指定通所支援事業、児童発達支援に係る指定通所支援事業を、また、町からの委託事業となる障害者相談支援事業、地域活動支援事業等の障害者関連サービス事業を開始していきたいと考えているところでございます。これらの各事業につきましては、一部を除いて町が直接行うことができないため、今後、業務委託した指定管理事業者と協議を行い、進めていきたいと考えております。

二つ目の御質問であります。津和野町障害者福祉センターにおいて実施していきたい事業につきましては、前段でお答えをしたとおりであります。事業内容の決定は、指定管理業務を委託する事業者が最終的には決定するものでありますので、現段階で町として断定的なことを申し上げることはできません。

ただ、これまでも町内の身体障害者協会、障害児の親の会、または役場に来られた当事者の方々には、今後の計画を説明し、御意見を賜っているところでございます。

町といたしましては、当然ながら施設完成後には、広報等により町民の皆様にもお知らせをすることとしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今まで、津和野町は障がい者福祉がおくれていると圏域では皆さんに言われていました。ここで大きな一歩を踏み出す障害者福祉センターをつくるということで、一般町民も注目をしております。建物も徐々に形をなしてきたので、一般町民の方もかなり興味を持っておられます。完成した後、利用される当事者に周知されるということは、もちろんそれはとても大切なことなのですが、町民みんなで障がい者の方々と一緒に暮らしていくという面で、一般の町民にも知らせていくべきだと思いますので、完成してからでないと広報できないということではあります。どのような内容で事業が展開されるのかを、完成してからでもよいので、わかりやすく——今お答えいただいた、この漢字がいっぱい並ぶのではなかなか理解しにくいので、こういう事業を展開しますよというものをつくって町民に周知させていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 町民に向けての広報等による周知でございますけども、町長の先ほどの答弁にもありましたように、町としましてはさまざまな事業を、これから障害者福祉センターで実施していただきたいということは思っておりますし、これまでも議会の中でも、先ほど出ましたB型作業所であったり、それから放課後デイ、それから児童発達支援等については御説明しておりますけども、今後は、今、社協さんであったり、つわぶきの里さんがやっておられます相談事業等々もやっていけたらと思っておりますが、先ほども言いましたように、まだ指定管理のほうも決定しておりませんので、工事が竣工した段階では、さまざまな方向性で事業を進めていきたいというPR等はしていきますけども、確定ということにはならないと思いますので、その辺も踏まえながら広報等でPRしていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ぜひ、わかりやすい説明をしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。町民全体で支えて、お互いに障がい者の方とも支え合っていく、そういう町が理想だと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序4、3番、米澤宏文君。



○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。きょうは2点、質問をいたします。

まず、1点目に津和野町の業務継続計画、BCPと呼ばれているものなどについてでございます。

これに先立ちまして、4月14日に発生しました熊本地震で被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、できるだけ早い復旧、復興が実現されることをお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

町民の安心安全のため、平成27年5月に内閣府が地方公共団体に策定促進を図りました大規模災害やテロなどに備える津和野町の代替施設や優先業務を決めておく業務継続計画に必須6要素があります。この策定の現況と今後の計画を質問します。

ことし、4月14日に発生しました熊本地震は、1000年に一度の地震と言われております。

津和野町の生い立ちは、元寇、つまり蒙古軍が九州に大群で襲来した翌年の1284年に、鎌倉幕府から西国沿岸防備を命ぜられました吉見頼行氏が石川県北部の能登から赴任され、734年が経過いたします。それ以前のことを勘案しますと、間もなく1000年を迎えるのではないのでしょうか。1000年に一度の地震や集中豪雨等大規模災害に備える時期ではないかと思われま。

ことしに入りまして、国土交通省は、昨年9月の関東・東北豪雨を受け、全国20水系の新たな洪水浸水区域のうちに高津川水系が含まれております。これまで、50年並びに100年に一度の降雨量、48時間で353ミリを想定し、これは48時間ですが、新たに497ミリの1000年に一度のレベルに見直したものであります。昨今の集中豪雨の多発で、国土交通省も危機感を感じられて、1000年に一度の洪水浸水計画の見直しをされたものではないかと思っております。

地震の比較的少ない石見地方ですが、地震列島日本の中の津和野町です。当然、備えは必要と思います。ことわざにも「備えあれば憂いなし」とあります。

業務継続計画を、鳥取県は19市町村が策定し、策定率は全国一、島根県は8市11町村のうち、策定は美郷町のみで5.3%であり、全国で45位とあります。全国平均は36.5%であります。熊本地震では、計画の有無で罹災証明の発行や庁舎移転など、行政機能に大きな違いが出ています。このことは新聞報道などで御存じのことと思いません。

津和野町は、3年前の平成25年7月28日に、24時間雨量381ミリの経験のない大雨の激甚災害に遭っており、ある程度の策定準備はできていると思います。大規模災害発生時、災害対応の主体として重要な役割を担う津和野町役場の業務継続に必要な6要素の現況を質問いたします。役場が円滑に災害対応できないと、全町民が非常に困難な状態になることは目に見えております。

一つ目に、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。

二つ目に、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。

3番目に、電気、水、食料等の確保。電気に関しましては非常用発電機と燃料の確保、あとは業務を遂行する職員の水、そして設定食料品です。目標設定が3日分の食料の確保となっております。

次に、4番目に、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。

5番目に、重要な行政データのバックアップ。

6番目に、非常時優先業務の整理。

以上は、津和野町役場職員が大規模災害発生時に有効に活動できる6要素であります。そのほかに全町民の3日分の食料、例えば米確保をJAしまね西いわみと供給協定を結び、並びに町民に備蓄の広報をされてはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町の業務継続計画等についてであります。

町は、大規模災害が発生した際、災害対応の主体として重要な役割を担うことになるとともに、災害時であっても継続をしなければならない多数の業務を抱えているため、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、一定の業務を行えるよう業務継続計画（BCP、ビジネス・コンティニュイティー・プラン）の策定等により、業務継続性を確保していくことが必要とされております。

議員御指摘のとおり、島根県内の業務継続計画策定率は低く、本町におきましても、現状は未策定となっております。本町としても、業務継続計画の必要性は認識をしているところであり、今後、県など防災関係機関と協議の上、策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

議員御質問の業務継続計画の、特に重要な6要素に関する現在の状況についてでございますが、一つ目の町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制につきましては、津和野町地域防災計画に基づき、体制の整備を行っているところでございます。町長が不在時の代行順位につきましては、第1順位、副町長、第2順位、教育長、第3順位、参事、第4順位、総務財政課長としております。職員の参集体制につきましては、全職員を対象とした初動対応優先業務を一覧にまとめ、初動対応マニュアルとあわせ職員に周知し、体制を整備しております。

二つ目の、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定につきましては、これは本庁舎が被災し使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定めるものでございます。7番議員さんの御質問でもお答えをしたとおり、現状では、具体的な計画は

策定していませんが、今後、業務継続計画の策定に取り組む中で、並行して検討してまいりたいと考えております。

三つ目の電気、水、食料等の確保につきまして、これは停電に備え、災害対応に必要な設備・機器等への電力供給及び業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保するものでございますが、まず、非常用発電機につきましては、本庁舎においては島根県防災行政無線と電算室にある住民基本台帳や税に関する情報など、業務に必要な情報を処理するサーバーを維持するため、非常用発電機各1基を備えております。また、固定電話等の通信手段の確保などを目的とした可動式発電機4台を備えております。

津和野庁舎においては、島根県防災行政無線の非常用発電機1基と可動式発電機2台を備えております。なお、本庁舎においては、昨年度より事業実施している津和野町防災行政無線の整備にあわせ非常用発電機を増設し、停電時の電力供給体制を拡充することとしております。

次に、業務を遂行する職員等のための水、食料等につきましては、現状では具体的に明記した計画等は整備をしておりませんので、今後、業務継続計画の策定に取り組む中で検討してまいりたいと考えております。

四つ目の、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保につきまして、これは、断線等により固定電話や携帯電話等が使用不能となった場合に、情報収集・発信等に使用可能となる通信手段を確保するものでございますが、県や消防など防災関係機関との通信手段は、島根県防災行政無線により、双方向の通信を確保しております。また、今年度実施している津和野町防災行政無線の整備において、新たに設置した屋外拡声子局、または屋外拡声子局の直近に当たる避難所等から、親局のある役場本庁舎と双方向の通信が可能となるよう計画しております。その他、衛生携帯電話を常時2台配備しております。

五つ目の、重要な行政データのバックアップにつきまして、これは、災害時の被災者支援や住民対応に必要な行政データのバックアップを確保するものでございますが、本町においては、津和野庁舎電算室に行政データのバックアップ機能を持たせており、災害時における行政データの確保が可能となる仕組みを構築しております。

六つ目の、非常時優先業務の整理につきまして、これは、各課等で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにするものでございますが、現状では、初動対応業務以外に具体的に明記した計画等は整備しておりませんので、今後、業務継続計画の策定に取り組む中で検討してまいりたいと考えております。

これらの重要6要素は業務継続計画の中核とされているものですので、業務継続計画の策定に当たっては、本町の財政状況を踏まえ、現在の対応策の見直しもあわせて検討してまいりたいと考えております。

なお、議員御提案の島根県農業協同組合との食料供給協定等につきましては、今後、西いわみ地区本部と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） まず、3番目の電気、水、食料等の確保についてであります。

食料、水の確保につきましては、都会とは違いまして、田舎の強みといたしますか、上流に人家などのないきれいな水、清水ですね、あと湧水、湧き水、谷水等の活用も可能かと思われまします。何もペットボトルに入ってる水が絶対きれいとは思っておりません。非常時には、田舎の強みで、こういうのも利用できると思っております。

それから、設定目標3日分の食料ですが、これは一般町民にも皆、入ることですが――3日分の食料、これは役場の分ですが、3日分としまして備蓄をされまして、そして賞味期限が切れる前、例えば5年なら4年ぐらいたったときに、いつかちょっと呼びかけがありました、生活困窮者に食料の提供をお願いしますというチラシが入っていたと思っております。こういう方たちにお分けて、さらに補充するということも考えられるのではないかと思います。とにかく、役場職員がちゃんとして御飯も食べて、3日間ぐらいどんどん動いてもらわんと、町民では何もすることができませんので、そういう方法もとることはできませんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、議員御指摘のように、本町におきましては業務継続計画が、今まで全く議論されていなかったという部分がございます。御指摘のように島根県下を見ましても、美郷町が策定をしておりますが、それ以外の18市町村は未策定ということでございます。その辺を受けまして、県におきましても早急に残る市町村、策定をしてほしいということで、先般依頼のほうがございます、近々、6月の末でございますが、担当者を集めまして、県下で、そういった今後の策定業務についての協議をする場を設けたところでございます。

そういうところを受けまして、本町、そういった会議を経まして、早急にBCPにつきまして策定段階に入るわけがございますけれども、先ほど議員のほうからも御提案ございました職員の3日間の食料の確保の部分、いわゆる上水、簡易水道以外の使用方法なりの部分、あるいは先ほどの食料の部分につきましても、その中で検討するという形になろうかというふうに考えております。国のほうも指針といたしますか、そういったものは出しておりますので、その辺も参考にしながら、また、美郷町のほうは県下でも1町村、既に策定をしておりますので、県下の、地形的にも同じような状況の自治体でございますので、そこら辺も参考にしながら、今後、策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 4番目の、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保としまして、現在進めておられます町デジタル防災行政無線につきましては、これからの集中豪雨、また台風、そして大雪などの大規模災害の通信手段として、全

戸配付の受信機は無線であり、大変有効であると思っております。今年度の早期の整備が望まれております。

次に、平成25年に全戸配付の非常用FMラジオは耐用年数5年ではありますが、現在、3年半ぐらいを経過すると思っております。この器具につきましては、災害時の照明機能としては十分活用できます。FMラジオも入ります。ただ、AMラジオは、地域によってほとんど入らないと思っております。ということ踏まえまして、非常時の重要な照明器具として、いま一度、町広報誌で取り扱いの周知をなされてはいかがでしょうか。

ここに全戸に配付の実物を持ってきております。これは今、単3電池が3個入っております。本当に有効であります。ちょっと電池を入れるだけで、近くに備えておくと非常に便利であります。そして、あとは手でこぐ充電用です。これは本当、電池がなくてもすぐつきます。やはり、これはせっかく配られたもので、恐らく全家庭、余り利用されていないんじゃないかと思いますが、いま一度、見直しをされて、枕元なり、いつもいるところに置いておくと、停電時でも非常に有効に活用できますというような広報をされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほど、議員御紹介されましたFMラジオでございます。平成25年に導入いたしまして、3年半が経過したところでございます。幸いにもと申しますが、1回、25年の夏の災害のときに、名賀地域に向けてFM電波を発信したところでございます。町といたしましても、導入当初は広報等で周知のほうに努めてまいったところでございますが、議員御指摘のように、その後の、いわゆる便利だよという部分の周知が足りなかったということもございまして、今年度、また防災行政無線のほうを取り組んでおりますので、それに合わせまして再度、周知のほうをしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） それでは、食料の確保で設定目標3日分、これは町職員も町民もほぼ一緒であります。今までの方針が。しかし、4月14日に発生しました熊本地震では、輸送状況の悪化、地震になれば道路の陥没、分断、土砂崩れ、当たり前で、発生1カ月以上たっても十分な食料調達ができず、避難者からは、1日におにぎりが2個しか食べられないとの悲痛な声が上がっております。

今後30年以内に烈震の震度6以上に見舞われる地震発生率を示す全国地震動予測地図、最新版がことし1月1日に公表をされております。ちなみに、震度6とは、立っていることが困難になる、固定していない重い家具の多くが動いたり転倒する、開かなくなるドアが多くなるような状態のことです。

熊本では、発生率、30年以内に起きるのが7.6%ですが、震度6弱を上回ります。震度7が2回も発生しております。激震の震度7とは、揺れに翻弄され、体が全く自由

意思で動かない。行動できなくなる。ほとんどの家具が倒れ、揺れに合わせて移動するとあります。

島根県は全体に発生率2.1%と数値は低くなっておりませんが、目で見える台風や津波と違い、地下数キロメートルで発生する地震は予知とかは困難と思っていましたが、昨日の新聞に大規模地震対策特別措置法を見直して、「地震の予知はできる」を。「地震の予知対策は困難である」と変更したとあります。

津和野町の食料、例えば主に米ですが、現物備蓄は非常に難しいと思われれます。全町民8,000人余りの米であります。しかし、米に関しましてはJAしまね西いわみの、町内でいいますと鷺原低温倉庫には、9月末から10月ぐらいの間には30キログラム、2万袋、約600トン。これを消費しまして、5月末には6,000袋、180トンが貯蔵されるぐらいあります。ただ、8月末には全部空になる。たまには古米が備蓄されることもあると聞いております。そして、日原倉庫には30キログラム、1万袋を9月から3月まで貯蔵し、その後4月からは、ほかの低温倉庫に移動されると聞いております。

津和野町は農家も多くありますけれども、自飯米備蓄もあると思いますが、この地震発生によりまして、熊本の例をとりまして、1カ月、2カ月、食料調達、すぐ近くにあるわけですので、ぜひともJA西いわみとの協定を早期に結ばれることを質問いたします。

そして、食料の供給協定はキヌヤ津和野店と締結していると、平成23年3月議会の一般質問の防災計画についての答弁でありました。ただ、これも1カ月、2カ月かかる地震想定につきましては、とても足るものではありませんが、とりあえず米があれば生き延びられると思っております、米と塩があれば。ということで、さらにJA西いわみとの供給協定の締結を再度質問いたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、災害時の食料調達に関する協定でございますが、先ほど議員も御紹介されましたように、今現在、キヌヤと協定を締結しております。25年災害におきまして、その締結に基づきまして食料調達のほうをさせていただいたところでございます。

それから、食料という部分以外のところもございしますが、生協しまねさんのところでも、食料の部分も含めまして締結を今しております、今後、災害等が起これば、食料に関しましては、現状の締結という部分で考えますとキヌヤさんと生協しまねさんが中心になろうかというふうにと考えております。

それから、今般の熊本地震を見ましても、国も、いわゆる被災地からの求めに応じて物資を出すのではなくて、プッシュ型という格好で、とにかくこういったものが要るんだらうということで、ある程度判断した中で送るといような格好をとっております。そういう部分をとったわけでもございせんが、熊本地震におきましては道路の寸断等

もあったわけですが、いただいた配送物資の仕分けの部分で結構人手がかかって、なかなか被災住民のところまで早く行き渡らないというような事例も出たというふうに聞いております。

先ほど、議員の御提案の部分の島根県農業協同組合さん、JAしまねさんとの食料協定でございます。実は、私が非公式に、JAの担当部長さんになるんですけども、1回ちょっと話したことがございまして、JAとしてもそういった地域協力といいますか、その辺についてはぜひとも協力したいというような話も、実は話したことがございまして。先般も、ちょっとこれに関連しまして、電話ではございましたが、御相談を申し上げまして、具体的な、先ほども議員さんも御報告されました当地域の備蓄の状況等も若干聞いたところもございまして。JAさんが、今、JAしまねという格好で組織のほうも大きくなっておりますので、なかなかJAしまね西いわみ地区本部としてのこういった協定がすぐ結べないというような状況もあるという話も聞いておりますが、そのときの返事では、前向きに今後、検討をする予定はあるよということでもございましたので、JAしまね西いわみ地区本部と、まずは協定に向けて協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） それでは、2番目の質問に入ります。町営バス運行時刻改正及び民間バス停留所の新設要望についてであります。

まず一つ目に、町営バス運行時刻の改正について。町営バス運行時刻の改正により、JR山口線利用を促進し、存続維持を図られてはいかがでしょうか。

津和野地域運行の町営バスのJR山口線津和野駅着が、1分と8分おくれで乗車できない2便があります。午前7時台の山口方面、益田方面の列車で、通勤や買い物などに利用しやすい列車であります。さまざまな理由はあるかもしれませんが、このような運行時刻設定になっているのは、1分おくれで出ておりますので、利用できません。変更が可能であれば変更するべきと思いますが、いかがでしょうか。

まず一つ目に、名賀線田代7時22分発で、津和野駅着が7時56分。そして山口線津和野駅7時55分発、普通列車、山口行きが、これが1分おくれでとても間に合いません。

二つ目に、木部線長野6時45分発で、津和野駅7時19分着。山口線津和野駅7時11分発で、普通列車で益田方面行きであります。これが8分おくれであります。JR山口線存続のためにも、できるだけ多くの方が利用しやすいJR津和野駅発時刻に合わせる必要があるではないでしょうか。町営バスに合わせて、山口線のダイヤを変えていただくなどは、まず不可能とっております。江津市と広島県の三次市を結ぶ三江線のように廃止路線の対象とならないためにも必要ではないでしょうか。

ちなみに、日原地域で10分以内で、日原駅ですが、山口線利用ができない町バスの時刻はなかったように思います。

以上、質問いたします。もう一つ、済いません。

二つ目に、民間バスの津和野町斎場前バス停留所新設につきまして質問いたします。

現在、津和野町斎場に向かう交通手段は、民間の石見交通バス、K o i K o i タクシー、そしてJ R 山口線津和野駅、それからもちろん町バスもですが——町バスはありません、済いません。そして、親戚や知人、友人などの車に同乗することだと思っております。車を持たない方やお年寄りの方など交通弱者の方が、親戚、知人、友人、またお世話になった方の通夜式、葬式に参列や弔問、そしてお手伝いで斎場への交通としてタクシー利用は自助だと思います。また、近所の方や友人などの車に同乗は共助、石見交通バス斎場前停留所を津和野町が新設要望していただくのは公助だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営バス運行時刻改正及び民間バス停留所の新設要望、並びに民間バスの津和野町斎場前バス停留所新設について、お答えをさせていただきます。

町営バスの津和野駅に発着する便は、名賀線、田代—共存病院間 6 便、田代—津和野駅間 1 便、野中線、豊稼—共存病院間 4 便、木部線、長野—共存病院間、7 便に、共存病院—奥ヶ野間 1 便があります。

町営バスの運行については、1、名賀線田代 7 時 2 2 分発で津和野駅 7 時 5 6 分着となり、J R 山口線津和野駅 7 時 5 5 分発益田行きに 1 分のおくれ、2、木部線長野 6 時 4 5 分発が津和野駅 7 時 1 9 分着となり、J R 山口線津和野駅発山口行きに 8 分おくれとなっております。

議員御指摘のとおり、朝の通勤通学、もしくは通院等に利用する上で、公共交通の接続を良好にしておくことで地域住民の利便性が向上し、ひいては J R 山口線の利用促進につながるものと思われまます。町といたしましては、山口線利用促進協議会とも連携を図り、町営バスの時刻表の変更等柔軟に対応をすべく検討してまいりたいと考えます。

民間バスの斎場前バス停留所の新設については、津和野町斎場を建設するため、平成 9 年に地元説明会を開催しております。その際、看板等は設置しないという条件で斎場建設を了承していただき、平成 1 1 年 3 月に完成をした経緯があります。その後も看板の設置について協議をしてきた経緯がありますが、これらを踏まえると、現時点で表示物を掲げることは、地元の理解を得ることが困難と予測をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3 番 米澤 宥文君） まず、山口線存続のためのことではありますが、J R 山口線は、S L が 3 月中旬から 1 1 月末の土・日・祝日を、新山口から津和野間を往復で運行しております。また、特急スーパーおきが、上り下りとも各 2 便運行されていきますので、すぐには廃止対象にはならないと思いますが、とはいえ赤字路線でありま



す。少しでも山口線利用客がふえるよう努力して協力するべきと思います。山口線利用促進協議会と検討を図り、町バスの時刻表変更等検討することとであります。

それについて、町営バスの時刻表の改正時期といいますか、4月でないといけないのか、半ばでもできるのか、できるだけ利用しやすい時間帯に変えていただけるかどうかの質問をいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町営バスの時刻の改正等につきましては、まず地域公共交通会議という会議を持っております。これについては、島根の運輸支局、あるいはバス事業者、住民の方、そういった方々に入っただいて地域公共交通会議というのを持っとるわけですが。昨年もしろいろなバスの停留所の設置であるとか、バスの運行ダイヤの変更ということで、変更させていただく、この部分の変更の手続が、まずは地域公共交通会議で、その辺の話を出させていただくということで、ここです承されたものを島根運輸支局のほうへ提出をして、一応報告という形ですが、変更するということになります。

去年から、こういった町営バスに関する停留所の設置であるとか、バス運行ルートの変更、そういった要望というのが、やはり多く出されてきております。本町といたしましては、今までそういったところについては随時の対応といいますか、やっていたわけですが、今年度、そういった要望等を踏まえた中で、基本的には年2回ダイヤ改正等、そういった要望に伴う変更を行わせていただきたいというふうに考えております。

まずは、8月までのところでの要望を10月ダイヤ改正、2月までのところを4月ダイヤ改正という形の中で、ダイヤ改正、あるいはバス停留所の新設、そういった部分の要望については、年2回審議をさせていただいて、そういった時期にダイヤ改正等を行うという方針でいきたいというふうに考えておるところです。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） ダイヤ改正につきましては、名賀線田代が7時22分発で、やはり10分か6分ぐらい早くなると思いますが、地域の方の了解をいただいていたきたいと思います。また、木部、長野線におきましても6時45分発が10分か15分早くなると思いますが、やはり御了解をいただいていたきたいと思います。

次の、民間バスの津和野町斎場前バス停留所新設についてであります。石見交通バス利用で直地バス停留所下車の場合、斎場まで、これは歩道がついておりますが1.4キロあります。野広橋停留所下車で1キロメートルあります。これを歩いて斎場まで、通夜式とか葬式に行くのは大変なことだと思っております。一番簡単な交通手段としてはタクシーがありますが、この少子高齢化の中、往復タクシー代は大きな負担となります。せめて、どちらかの片道だけでも民間バス利用ができるよう配慮されてはいかがかと思っております。

そして、近所の人や知人、友人に同乗させていただくのも、やはり乗せるほうも、事故時のことを考えて乗せたくないと言われるのを何度か聞いたことがあります。これは無理もないことでありまして、今まで事故が起きていないので、何とかあれですが。そういうことも考えまして、できるだけ、そういう公共交通で賄えるものはやっていただきたいと思っております。

そして、車を所有しない、また車を運転できないお年寄りや交通弱者は、これからまだまだふえることは十分予測されております。住みやすい津和野町のためにも、ぜひ実現していただきたいと思っております。表示物で斎場の名称を掲げることは困難と予測しているとのことでありますが、名称を、例えば野広上、または直地下、斎場という言葉を使わなくて停留所の新設ということにされてはいかがかと思っております。

それともう一点、斎場も平成11年完成から17年が過ぎます。この間、津和野町の情勢も高齢化が進み、また社会情勢、町情勢もかなり変わっております。いま一度地元の皆様に御理解をいただくよう説明会をされてはいかがでしょうか。といいますのも、町外からの弔問者、ここを通り過ぎて、看板は小さいのが出てはおりますけれども、やはり通り過ぎて、また引き返したという事例は随分聞いております。困難かもしれませんが、いま一度お願いをしてみたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 斎場の表示物に関してですが、ここに書いてありますように、前回、斎場をつくる時に地元説明会で表示物はしないという、してもらっては困るということで、しておりません。それで、つい最近では、斎場を改築したときに地元のほうにいろいろ意見を聞いた中で、その中でも、やはりいまだにそういう表示をしてもらっては困るという意見を聞いておりますので、今後どうするかはちょっと内部で協議しまして、地元のほうに聞いてみるとかという対応はとっていきたいと思います。ですが、今の段階では、ここに書いとるように、非常に難しいんじゃないかなと思っております。

それと、先ほど名称を変えてということがありましたが、町外から来られる方で、通り過ぎたり、場所がわからないということも多々聞いております。その辺もありますので、名称を変えて、まずわかるかなというところもありますし、斎場を使用されるときは看板等を設置されてますので、その辺も含めて注意していただいで利用していただけるようにしたらと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 名称の変更につきましては、バス停留所の名称、これは津和野町斎場前という「斎場」という言葉を使ったら困るということであれば、それを、例えば野広上バス停留所、直地下バス停留所にできないかという質問でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このバス停の件については、石見交通のバス路線ということになります。これは、石見交通との協議の中でバス停留所の設置、あるいはバス停の名前、そういったところは協議していく必要があると。私どもは町営バスということで、町営バスでの対応、先ほど御説明したとおりでございますが、石見交通と協議をしていかななくては解決できない課題だというふうに認識しております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この斎場前バス停、名称はわかりませんが、いつもいつも乗る人、下りる人がおるわけじゃありませんので、もちろんそこで通夜なり葬儀なりがあるときだけになるとは思いますが、できるだけ実現するよう努力していただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、1時55分まで休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時55分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

まず、1項目めですが、子供を産み育てる支援策ということで質問いたします。

ことし1月に策定された津和野町のまち・ひと・しごと総合戦略では、「若い女性が住みたいまちづくり」が当町の基本視点として掲げられました。その中には、妊娠から出産、子育て期の切れ目ない支援の充実を図るためのさまざまな事業や具体策が示されております。そこで、以下についてお伺いいたします。

一つ目として、ファミリーサポート事業及び子育て支援員配置の実施に向けての状況はどうなっているでしょうか。

二つ目として、核家族への産前産後の人的支援策はどのようなになっているか。

3点目として、設置予定の女性会議の規模と内容について、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

子供を産み育てる支援策についてでございます。

まず、1番目の御質問でございますが、ファミリー・サポート・センター事業の整備につきましては、昨年度策定した津和野町子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児・病後児保育の受け皿としての役割をあわせ持つ事業として、5年間の計画期間内に実施できるよう整備を進めてきているところでございます。

事業整備を進めていく上で、育児の援助を行う協力会員の研修体制の整備や人材確保等の課題があり、これまで他市町村での実施状況の把握、検討を行ってきているところでもあります。

現在の進捗状況は、事業規定の検討、研修内容や体制についての検討を行っており、病児・病後児保育へのニーズが増す中で、できる限り早期の事業整備を目指す考えでございます。

二つ目の御質問であります。核家族化の進行による家族等からの人的サポートの減少につきましては、本町におきましても深刻な問題であり、若い世代の母親の出産、育児に関する不安解消策を講じることは重要なことだと考えております。

現在、本町におきましても、さまざまな子育て支援に取り組んでおります。

精神的支援として、妊娠期には講話及び相談に応じるかんがる一教室で妊娠期の不安軽減を図り、出産後には保健師が生後4カ月までの全戸を対象に赤ちゃん訪問を実施しております。児の発達・発育状況の確認はもとより、母親の産後うつアンケートを活用し、精神的ケアが必要な方に対しては、継続訪問にもつなげているところでございます。

そのほかにも、乳幼児健診等の保健指導、月1回、2会場での育児相談、栄養相談、離乳食教室等を実施し、児の成長に応じた子育ての悩み等にも対応できるよう事業を展開しておりますが、専門職、(保健師・栄養士・助産師)による支援だけではマンパワー不足の課題もあり、子育て支援員の養成・活用が産前産後に限定されたものではなく、包括的な子育て支援においても重要な役割を果たすものと考えており、現在、津和野・日原地域に各1名の子育て支援員の配置を目標に、国の事業を活用した支援員養成講座の実施を検討しているところでございます。

子育て支援員の役割については、家庭訪問を基本とし、主な養育者(母親)が基本的な育児技術(授乳、おむつ交換、沐浴、抱き方、あやし方等)を体験的に習得する支援をするだけでなく、支援員を仲介として、保護者同士の仲間づくりや地域参加の橋渡しの役割にもつなげていきたいと考えており、特に育児経験の少ない初産婦や産後うつ病など、生理的な変化による精神症状の悪化を防ぐため、母親に寄り添う継続的な支援を中心に実施事業の検討もしていく予定でございます。

三つ目の御質問であります。女性会議につきましては、津和野町総合戦略の基本的視点であります「若い女性が住みたいまちづくり」の取り組みの一つとして位置づけ、女性の視点で結婚から妊娠、出産、子育て支援等の内容について検討する場として、平成28年10月を目標に設置を考えているところでございます。

会議の規模としましては、公募により18歳以上40歳未満の10名程度を予定しており、庁内体制としましては、つわの暮らし推進課を事務局として、健康福祉課、医療対策課と連携した上で推進してまいりたいと考えております。内容としましては、有識者を招聘し、検討した内容についてコーディネートしていただきながら、女性会議での意見を今後のまちづくりに反映をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、再質問させていただきます。

前回の3月議会において、同僚議員が同じ、このファミリー・サポート・センター事業について質問しております。そのときの答弁と余り変わらないような気がしておりますが、ファミリー・サポート事業については、平成27年度の当初の町長の施政方針の中で、この事業についてうたわれております。

しかし、今、28年度始まって2カ月、全く動きが見えてきません。援助する側の協力会員の研修体制の整備とか人員確保の課題があるということではありますが、具体的にどのような課題なのか。そしてその一方では、今の国の事業を使って子育て支援員を養成し配置するというのを言われました。その子育て支援員の役割についても、先ほど説明がありましたが、すごく大きく変わる点もあるかもしれませんが、基本的にはファミリー・サポートの人員に必要なものと変わらないような気がしますが、これはこちらなら要請することが可能なのか、その辺の違いについて、まずお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） ファミリー・サポート・センター事業につきましてですけども、これまでも、3月議会で7番議員さんの御質問もお答えしてきておりますけども、28年度スタートするに当たりまして、ファミリー・サポート・センターについても、27年度の計画の中でやっていこうという気持ちは持っておりましたけども、放課後児童クラブの関係で、特に日原ひまわりくらぶのほうで待機児童を出しておるということで、これについて、先般の質問のときにもお答えさせていただきましたが、その待機児童の解消というのを最優先としてやらせていただいております。これにつきましては、4月1日で、無事に待機児童なくスタートを切ることができました。

そういった中で、ファミリー・サポート・センターにつきましては、議員も先ほど言われましたが、いろんな課題等があります。決して何もやってないわけではないんですけども、以前、旧の日原時代でファミリー・サポート・センターをやっておりましたが、その当時は、受け手は子供さんを預かるだけという形でありましたけども、今のファミリー・サポート・センターを設置する条件としまして、会員が50人以上でないと設置できないとか、それから受け手の人が研修を受けなくてはならない、その中身も24時間の研修を受けると。保育の心であったり、心の発達、身体の発達、病気、小児の看護であるとか安全、事故、子供の世話、子供の遊び、子供の栄養、食生活、それから事業の円滑な推進といった、さまざまな講習内容があります。こうしたものを実際に取り入

れたときに、それを受けていただける人が本当におるのかなというようなことも、やっぱり危惧される場所でありまして。スタートはしたが、設置はしたが、会員さんが集まらないので運営ができないということではいけませんので、そういったことも確認しながら実施したいと、スタートしたいと考えております。

決して、5年の計画期間、最後まで引き延ばすとう気持ちはありません。できるだけ早いこと進めていきたいということで、放課後児童クラブのほうの待機児童もなくなったということで、今年度から前向きに進めていきたいと考えております。

それと、子育て支援員の関係でございますが、子育て支援員につきましては、議員の御質問にもありましたように、まち・ひと・しごと総合戦略の中で実施する事業として上げております。これにつきましては、なかなか、先ほど町長の答弁にもありましたが、専門職、保健師であるとか栄養士等が、家庭を個々、赤ちゃん訪問等で回っておりますが、それだけではやっぱりマンパワーの不足ということで、できたらそういった日原地域、津和野地域に1名程度、最低限でも1名程度の者が配置されて、それ専門に家庭訪問できるような形をとっていきたいという状況でございます。

ファミリー・サポート・センターと違うのは、やっぱり規模的なものも違いますし、ファミリー・サポート・センターの場合は預ける方と預け入れられる方と、ちょっと仕組みとかが違いますし、ファミリー・サポート・センターにつきましては、利用すればそれに対する代価というか、お金の必要性も出てきます。そういったさまざまな仕組みが違いますので、ファミリー・サポート・センターも、それからあわせて子育て支援員の配置も並行して考えていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） つまり、子育て支援員の養成については、24時間研修とか、そういう縛りはないということなんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 子育て支援員につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、やはり講座を受ける必要があります。これにつきましては、国の事業等を活用して、国・県・市町村の3分の1の対応でやるような形になると思うんですけども、そういった事業等も使いながら実施していきたいということも考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 一応、研修のようなことは受けないといけないということですよ。

とすれば、確かに50人以上でないと設置できないというようなことを抜いて、とりあえず支援員、ないしファミサポの人員確保のために同じような研修が可能なんじゃないかなと思うわけなんです。具体的に、まち・ひと・しごと総合戦略の柱である、若い女性のためのさまざまな具体策に対する、例えば今の研修をすとか、そういうことに対する予算は国から交付される、そういう枠があるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今の質問ですが、先ほどお答えしました子育て支援員の関係の事業ですか。一応、支援員講座等については国の事業を活用できるということでございますので、あるということです。

それから、ファミリー・サポート・センターにつきましては、基本的に24時間、ファミリー・サポート・センターで子供を預かることによって子供の事故等が多発するというので、これまではそういった研修制度的なものもなかったんですが、やはりそういった安全面を考えたときに、ある程度の責任を持った対応が必要ということで、講習等の義務づけも国のほうから——締めつけということはないですけども——どんどん取り入れてやらないといけないという指導が来ております。

そういったことで、この研修24時間を、さまざまな分野の、保育士であるとか保健師であるとか小児科医、それから医師等々のそういった講師を呼んで研修をやるということになると、市町村で独自で、それしたらすぐできるのか。また、県がある程度実施していただければ、それに参加させていただくとか、そういったこともまだ煮詰めておりませんので、そういったことも踏まえて勉強が必要ではないかと、今、思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 医療の圏域として、吉賀町、益田市、津和野町連携して、いろいろなことをやっていくということを考えたときに、こういう人材育成の講座なんかも県でやるのを待つのではなくって、石見圏域に引っ張ってきてやっていただくような形を考えていただけないかなと思います。

それから、要は今、子育てをして、特に産後に、核家族で、こちらで子育てをするという家族がふえていて、その産後っていうのは、一月ぐらいはお母さんは体を休めなければならぬ、でも上の子がいたり、家族の世話をするというので、本当に大変だと思います。実際、私はこの町で子育てをしましたが、同居ということで大変助けられました。今、津和野町は若い女性たちを呼び込もうとしています。ここにとどまらせようということを中心にやっていこうという中で、ただでさえ、核家族、その上に地縁もない人が、ここに来て子供を生み育てるということは本当に大変です。

実際に、ありがたいことなんですけども、今、自分の周りで、益田市ぐらいまでの中で知っている方で、11人ほど妊婦の方がいらっしゃいます。その中で、今4人ほど同居、または近居の方がおられます。それ以外の中で、里帰り出産をされると言っておられる方が5人、1人は里帰りもかなわない。しかし、ここで——ちょっと特別な方ですけども——自宅出産を望まれていたり、けども実際に出産した後、上のお子さんもおられて本当に大変だと思うんです。そういう方が産褥ハウスをつくってほしいとかいうようなことを言われたことがあります。

益田市が、この28年度から産後デイサービスという事業を始められました。それについて、5月12日から始められたそうですが、5月は9組、6月は12日ごろにお伺いした時点で7組が利用され、3組が既に申し込まれていると。それ以外で津和野町から申し込みがあったそうです。それ、3組あったそうです。しかし、これは益田市民ではないので断らざるを得なかったということと言われました。

私は、ぜひこの産後デイサービス事業のような形、または今言われている子育て支援員さんなり、高齢者の方々の介護サービスのように、若いお母さんたちが産後困っているところにヘルパーのような形で入るといような形のことを津和野町として考えていってほしいなと思っておりますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 子育て支援につきましては、その重要性というのは理解しております。

やはり、前回の議会のときの一般質問の中にも、産後ケアで益田市の事業を実施していると、先ほど議員からもありました5月12日より始められたということで、こういった事業等についても、津和野町として事業内容の把握等もしていかななくては行かないかな。それから、益田市の事業でありますんで、それじゃ広域でそれを利用できるのか。そうすると町のほうも、それに対する助成的なものも必要になります。そういったさまざまなことが発生してきますので、今後、全く検討しないのではなく、少しずつできるものがあれば取り入れるような形の検討はしていきたいとは考えております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） その検討というのが、なかなか検討のままでずっと時間が過ぎていく中で、子供が大きくなって、もう必要ありませんってなったり、1人目のとき大変だったから、もう2人目なんか生みませんということにつながりかねません。

具体的に、私も助産師さんたちとお話しさせていただいたりして、益田市なり、また六日市のほうにIターンしてこられたような助産師さんもおられますが、そういう方々にちょっとお話ししたところ、津和野町とかがもしそういうことをやるのであれば、自分たちのできる範囲で幾らでも協力をしたいというお言葉もいただいております。ぜひ、そういう——ちゃんとした、全てが整ってから始めるんじゃないかと思うんです。今のファミリー・サポート事業についてもそうですけども、病児、病後児のための支援も必要です。でも、それは後からでもいいと思うんです。とりあえず、できる形から始めて、修正を加えながらやっていく中で、いろいろ具体的なことが見えてきますと思いますので、ぜひ、そういう形ででもやっていただきたいなと思っております。これに対して、町長のお考えをお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。



○町長（下森 博之君） まち・ひと・しごと総合戦略を昨年策定する、その策定に当たっては、これは何度も申し上げてきたところでもあります。商工業分野、農林業分野、さまざまな分野ごとに町民の皆さんとの意見交換会を繰り返しやってきて、その上での戦略をつくったということでもあります。その中でも、小学校、中学校、また子供さんを持つ親の皆さんとの意見交換会があって、そのときに、やはり一番私自身が印象に残ったのが、いわゆる妊娠時から、生まれて、産後また1年ぐらいのところ非常に不安を感じるということ。しかも、小児科も近くになかなか、常勤ではないというようなことで、そこをやはり解決していかないと、若い女性の方が津和野に安心して暮らして、そして結婚し、出産に子育てというところまでは難しい、そこを解決しないといけないというのは、一丁目一番地として感じたところでもあるということでもあります。

そうしたところで、このファミリー・サポート・センター事業ですとか、子育て支援員に取り組んでいくということにもなっております。スピード感が多少ないというふうにお感じになる、そのとおりのかもしれません。とりあえず始めてみて、いろんな課題を解決しながら、それをうまく成長させていけばいいということも当然であろうかと思えます。

ただ、そのかわり、とりあえずという言葉尻を取り上げるわけでもないんですけれども、我々としては、やはりそういう事業を進めていく上では、絶対に事故を起こせないという問題もあるので、その部分はきちっと担保ができるということはしっかり整えていかなきゃならないだろうと。当然、最初から100%の完璧なものができるとは思っておりませんが、そうしたことも踏まえて、安全面での担保がきちっとできたら、少々のところでは始めてみるということも、当然、考えなきゃならないというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、本当に若い女性が安心して住んでいただくためには、ここの部分を解決しなきゃならんというのは、我々も重々承知しているところでもございますので、よりスピード感をもって実現していけるように頑張りたいと、そのように思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 心強い答弁いただきましたので、この質問については終わらせていただきます。

二つ目の質問に移ります。前回、私は、学びの協働事業についての質問の中で、コミュニティスクール制度についても質問をしたかったのでありますが、時間の都合で今回に延ばすということでありましたので、今回、そのことも含めて質問させていただきます。

学校教育と社会教育との連携について、お伺いいたします。

津和野町では、学校支援地域本部事業を学びの協働推進事業として長年取り組んでいらっしゃいます。一方で、国はコミュニティスクール制度の積極的導入も呼びかけています。コミュニティスクール制度のほうがさまざまなメリットがあると私は考えますが、二つの制度を中心に学校と地域の連携について、以下の4点について伺います。

1点目、国からの予算措置や人員配置における相違点はどのようなものでしょうか。

2点目、学びの協働事業のエリア拡大で、今までは小学校区でしたが、今年度から中学校区の二つのエリアということになりましたが、地域側も子供側も捉えるふるさとが大きい範囲になり、課題がふえると感じております。これを実施するというのであれば細やかな配慮が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、長期休業中に町が主体となって実施する児童生徒対象の各事業、各公民館事業も含まれますが、それについて、ある程度まではすり合わせや調整が必要ではないかと思えます。例えば日原中央公民館でやられる——今ちょっと名前があれなんですけど——チャレンジサマーとか、夏休みに放課後子供教室という形でやるのか、何日か事業をやられるんですけれども、そういうことについて、全町、せめて中学校エリアでのすり合わせが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

4点目として、学びの協働エリア会議の前に、各地区内で子供にかかわる団体の意見収集が不可欠だと思います。子供会や放課後児童クラブ、スポーツ少年団、伝統芸能団体などはどの程度かかわっているのでしょうか。

以上、4点についてお答えいただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校教育と社会教育の連携について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、平成28年度現在の補助制度では、コミュニティスクール導入等促進事業として、国補助3分の1、町負担3分の2で2年間導入の促進を図る事業、これは全国で300市区町村と、その後の2年間、取り組みの充実を図る事業として、これも全国で150市区町村があります。

事業額につきましては、1自治体当たり15万円以上としておまして、今年度におきましては予算の上限を設けておらず、自治体が希望する額を交付しています。

また、本事業を申請するに当たり、研究指定校に対して最長2年間の教職員定数加配措置を受けることが可能となっております。

学びの協働推進事業においては、国の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金を活用した県の「結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業補助金の採択を受け、事業展開をしております。補助率は国、県ともに3分の1、町負担3分の1となっております。補助金についての上限は設定されておりません。

2番目の点でございます。今年度から、中学校区エリアのエリア協議は、各学期ごとに年3回行うよう計画しております。中学校区エリア協議を実施していくことにより、

現在の小学校区ごとのエリア協議を廃止するというではありません。1小学校区1公民館の小学校では、従来どおりの小学校エリアでの連携が引き続き行われますが、中学校区や1小学校区に複数の公民館がある場合には、1公民館エリアへのかかわりが薄くなる場合や、特定の地域に偏るおそれもあることから、議員御指摘のとおり細やかな配慮をする必要があると考えますので、エリア協議でのしっかりとした協議が大切になると考えます。

三つ目の点でございますが、エリア協議を中心に、公民館がコーディネーターとして機能することで、事業の企画、計画、すり合わせを協議することを目的としております。

四つ目の点でございます。議員御指摘のとおり、さまざまな立場の多くの方が参画していただくことで、地域ぐるみとなることから、エリア協議には多くの方の参加が大切だと考えております。小学校区は四つ、中学校区は二つのエリアがあり、それぞれの地域の状況も異なりますので、一斉にということにはなりません、多くの社会教育団体や学びにかかわる方々が参画していただくことを期待しております。

現段階では、御指摘の団体のうち、直接参加いただいているのは伝統文化団体の関係者のみです。これは、学びの協働推進事業が、事業の発足当時は、国の学校支援地域本部事業と県ふるさと教育推進事業を融合させた事業ということで、いわば学校支援に特化した取り組みとして行ってきた経過があり、学校の授業等で取り組むことをコーディネートすることが前提であったため、直接授業にかかわりのない子供会やスポーツ少年団の関係者は参加しておりません。

しかしながら、昨年12月に出されました中央教育審議会答申は、学校「支援」から「協働・連携」の考え方に変わっていることは御承知のことと思います。これにより、津和野町においては、家庭教育、放課後教育も含めた考え方で捉えることとしました。

また、県ふるさと教育推進事業においては、これまでは単一学校区のみでの活動の充実を図ってまいりましたが、現在は「小・中9年間の系統性のある子供の発達段階に応じた学習や体験活動等の内容を発展的に行う」という考え方となっております。

このような状況の中で、今後は、今まで学びの協働推進事業に余りかかわりのなかった団体にも、参加の輪を広げていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今、御説明いただいた予算的な部分の違いなんですけれども、学びの協働なら3分の1、町負担が、コミュニティスクール制度だったら3分の2だということですが、それ以外にも、コミュニティスクール制度であれば加配措置があるということと、調査研究のための事業費のようなことも2年間ぐらいつくということも聞いております。

また、学校支援地域本部事業としてやる場合の委員さんについては、特に縛りがないですけれども、コミュニティスクールの制度でやる学校運営協議会制度としての委員の任命については、地方公務員の特別職というような考えでということがあります。

私が、なぜコミュニティスクール制度にこだわるかというところなんですけれども、今、津和野の町がやっている学びの協働事業は、学校支援地域本部事業でありながら協働という言葉在意図的に使っておられて、そこには学校と地域が上下関係でなく、一緒に教育にかかわっていく、子供を一緒に育てていくという意味を感じます。目指す方向としては、私が望む方向と合致をしていると思うし、国の方向も支援から協働になってきているというところでは、すごく心強いことだなと思います。

しかし、実際に考えたときに、学校からの要望に応えるような形が、今の時点では主だと思います。例えば、鮎かけの授業をすれば、コーディネーターさんが交渉して名人さんを授業に呼んで来て補助をいただくなど、そういうことが主な取り組みのように感じています。

校長先生がかわったり教員が変わる、児童も保護者もかわる、さらには統廃合によって学校そのものの場所や規模まで変わります。その中で、地域としてこれだけは身につけさせたいとか、こういう人材に育てたいという地域の声や親の声、文化の伝承という社会教育部分を学校教育の現場につなげることが可能なのが、この法的根拠を持つコミュニティスクール制度だと私は考えます。矢印が、学校から地域への片方の矢印ではなく、双方向、対等な立場で発信ができる、学校と地域と家庭で共通のビジョンを持ち、子供の育成方針を共有できやすい形だと私は捉えております。

学校支援本部事業を、より発展させた形と捉えてやっているところもあります。二つのことを同時にやれといっているわけではなく、学びの協働や——例えば学校評議員制度とかありますよね、それについて現時点で、私は余り評価をしにくい部分があります。地域が受け身、主体者として動いていないと感じておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員に、一番最後に言われた部分が、一番のキーポイントになるんじゃないかなというふうに思います。

先日、校長会がございまして、その席でコミュニティスクールの導入についてどう思われるかということで、それぞれ校長先生方に意見を求めた経緯がございまして。実際、いろんな意見は出ましたけれども、総体として、今の津和野町であえてコミュニティスクールを入れないといけないという状態ではないという御意見にまとまったというところがございます。

これは、結果的に、他のコミュニティスクールを入れた例を見てみたときに、いわゆる地域で本当に主体的にかかわりを持って、地域主導で運営をされておるコミュニティスクールというのは成功しておられるそうです。しかしながら、学校を主体的に運営をしとるコミュニティスクールというのは、決して成功しているとは言えない。割合とすれば、そちらのほうが多いそうでございます。

そういう状況の中で、津和野町においては、かねてから学びの協働推進事業という事業で、学校と地域を連携する形で、最初は事業を支える形でスタートはしておりますけれども、地域と学校とが連携をした取り組みを実際進めてきておりまして、全ての学校が100%になっておるわけでは当然ないかもしれませんが、コミュニティスクールのメリットである部分という部分は、ほとんど、今の運営の中で享受されているのではないかとそういうふうに思っております。

コミュニティスクールと今の事業との大きな相違点は、先ほどありましたが、2年間の加配の教員が入られる。それから、あと学校の名前そのものであります学校運営協議会制度、この運営協議会があるかないか、そこが大きな違いだろうと思います。その学校運営協議会と今、学校評議員会というのがございますけれども、ここでの大きな違いというのは、簡単に言えば、学校の人事に口を出せるか出せないか、そういった部分がこの学校運営協議会制度にはあります。これも表裏一体の部分が若干ございまして、うまいことしている学校では、特にそこでいざこざがないわけですが、逆に学校の人事に口を出せることがマイナス面になる部分も、全国ではあるようでございまして。その辺の例をいろいろ聞く中で、今現在、慌ててコミュニティスクールを津和野町に導入するメリットというのを余り感じない、そういったところでございます。

ただ、国自体は、どうしてもこのコミュニティスクールを推進をしたいという方向性を持っておりまして、近い将来、ひょっとすると義務づけになる可能性は残されております。そのときには、これは義務になりますので、当然入れていかなくてはなりませんけれども、余り抵抗なく、すりかえることは、津和野町の場合は可能ではないだろうか、そういうような御意見もいただいております。

回答になったかわかりませんが、以上でございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 校長先生方からしたら、特に必要ないという意見がありますが、地域側からの意見もやっぱり聞くべきではないかなと思って。ただ、具体的にその違いも、なかなかわかりづらいところもありますが。

先ほど、教育長言われましたけれども、人事に口を挟めるという、その点については、私も一番ネックといたらおかしいですけど、それが変なふうに使われてはいけないなというのは思いますが、そこよりも、人事に口を挟むということが、この学校はこういうことをずっとやってきました。ぜひ、技能とか、こういうことだけの方を置いていただきたいみたいな、そういう要望とかは可能だと思うんです。だから、悪いほうへ考えたら、それこそ悪いほうに行くかもしれませんが、それをメリットとして考えたときに、私はすごく地域の声も反映できて、地域とともにある学校づくりというような形が実現できるんじゃないかなとずっと思ってきましたが、その気がなかなか持ってもらえない中で、無意味に時間を重ねるのももったいないということもいろいろ学んでおりますので、現行の学びの協働がよくなるための二つの提案もしたいと思っております。

先ほど質問をしました中に、エリアを広げて細かな配慮が必要だということを行いました。中学校エリアと小学校エリア、その小学校エリアでのエリア会議はするということが、各公民館をコーディネーターにするのであれば、各公民館単位のエリア会議を私は持つべきだと思います、まず。それはなぜかという、子供の顔と名前が一致する範囲の人たちが集まるということに意味があると思います。実際の子供たちの名前と顔がわかる人たちが、まず集まって話し合う、それを代表が持って出て、小学校単位ですり合わせる、そしてその小学校単位ですり合わせたものが、中学校単位につながるという形になればいいなと思っております。小さい地区での育ちを支援するチャンスや場を、ぜひ残して生かしていただきたいなと思っております。

特に、社会教育との連携や融合を言われるのであれば、このエリア会議に放課後児童クラブ担当者や子供会、PTAくらいは参加するべきです。参加していないほうがおかしいと、私は、この間エリア会議に出て思いました。放課後や夏休みなど、長期休みについて、ほぼ丸ごと請け負う人たちを抜きにして、学校教育と社会教育の連携、融合はあり得ません。その点について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、公民館単位のエリア協議をやって、大きく集めていこうということ。それについては特に、私もそのほうがいいなというふうなイメージを持っています。

ただ、ことしについては、昨年までは、それぞれ旧バージョンでやっておりましたので、ことし新しく中学校区単位でのエリア協議を始めたばかりということで、とりあえず、この前第1回目のエリア協議をやったばかりでございます。私も半分ずつしか、エリア協議にはのぞいてないので、半分の経緯がわかりませんが、各中学校区の様子からすると、まだ十分じゃないなという感じをして帰りました。ですので、今後、先ほどの子育てのバージョンじゃございませんけれども、動きながら、改善できるところは随時改善をしていくべきだろうなというふうに思っております。

それから、子供会等、子供にかかわるそれぞれの団体の加入ということで、これも、いわゆる去年のエリア協議のメンバーが、そのまま今回、中学校エリアに移行しとるとい、そういった事業の成り立ちでスタートしておりますので、そこのメンバーが入っておりませんが、今後も必要な部分については、随時声をかけていきたいとも思います。ただ声をかけて、来てもらわんと話にはなりませんけれども、その辺の努力はそれぞれのところでやりながら、最終的にはやっぱり中学校区で目指す子供像とか人間像をそれぞれ決めて、それに向かって、小学校、中学校連携をして、地域、家庭、学校が連携をして子育てをなしていくという、そういうスタイルを——せっかくこういう形で改めてスタートしましたので、ぜひ成功したいというふうに思いますので、皆さんの御協力を改めてお願いをしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） もう一つ申し上げれば、参加できる時間帯の設定をしないと保護者の方とか放課後児童クラブの担当者たちが出れませんので、その辺の配慮もよろしく願いいたします。

もう一点、提案というか質問というか、したいんですけれども。先ほどの最初の質問で、特に長期休み中の各公民館事業を中学校エリアなりですり合わせをしていただきたいということを申しました。これはなぜかといいますと、子供の人数が限られている中で、あっちではこれがあり、こっちではこれがあり、それも特に中央公民館の事業というのが、結構日にち詰めて何日もあります。そうすると、みんな中央に行くばかりになってしまう。そうではなく、そういうチャレンジサマーとか、全てを中央公民館だけではなく、いろんな公民館で計画して、その地域の人たちと一緒に触れ合うような形で計画をつくってほしいと思います。夏休みについては計画済みなので、冬休みや春休みについては、ぜひ、計画をすり合わせて、いろんな地域に子供たちが行って、見て、町内全体を知る、その地域の方にお手伝いいただいて、いろんな方々との出会いを感じる、そしてその季節ならではの、その地区ならではの体験が、その地域の子供にとっては誇りになるし、ほかの地域から参加する子供たちにとっては大きな、ふるさとを知る絶好のチャンスとなると思います。

そのための移動手段であります。町営バスを活用できるように児童生徒の運賃の値下げを、あわせて提案したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 公民館の事業のすり合わせについては、言われるとおりのべきだろうと思っておりますし、2カ月に1回か、常勤の公民館主事の定例会みたいなのはやっております。そういった中で、十分すり合わせはできる時間があるかなと思いますので、ぜひ、そういうところにも配慮しながら事業を進めてもらうように指導をしていきたいと思っております。

それから、いわゆる学校統合とかで、いろいろと地域も広がってきておるところですが、これは一つの例ですけれども、木部中学校が津和野中学校に統合されたわけですけれども、その後、木部の文化祭に津和野の子が手伝いに行くとか、そういったような事例もございます。ですので、逆に広がったことで地域以外の、本来、今までの地域、生活の圏外のところを越えたところで交流を図られたような事例もありますし、昨年もその文化祭に津和野の中学校の子供が出ておりましたので、そういったつながりも新たにできるということも期待ができるかなというふうにも思っております。

バスについては、ちょっと私のほうからでは言えませんので、担当課長のほうでお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町営バスを有効に使うというところで、いろいろバス停の設置やらルートの変更やら時刻等の見直しも、町民の皆さんの要望に

応じて対応してくるというのが基本方針です。先ほど、議員のほうから提案あった内容については、また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） できるだけ早く検討をしていただきたいと思うのと、ただにしろと言ってるのではなくて、片道100円ですよね、子供たちは。100円ではありますが、往復で200円、兄弟がいれば1日600円、毎日夏休みに出かけたりするっていうことになると、かなり大きな額になります。ただ、バスに乗って、お金を払って下りるっていうことも大事な教育の一つにもなると思うので、それは絶対ただでということではなく、使いやすい方法を、予算を伴わずにできる方法を考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

どちらにしても、子供たちにも、学校にも、地域にも、より効果的な事業になるように細かい配慮や方策を重ねてお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。御苦勞でございました。

午後2時45分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員





---

平成 28 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)  
平成 28 年 6 月 21 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成 28 年 6 月 21 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問
- 

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長 …………… 世良 清美君  
参事（兼健康福祉課長） …………… 齋藤 等君  
総務財政課長 …………… 福田 浩文君 税務住民課長 …………… 吉田 智幸君  
つわの暮らし推進課長 …………… 内藤 雅義君  
農林課長 …………… 久保 睦夫君 商工観光課長 …………… 藤山 宏君  
環境生活課長 …………… 和田 京三君 医療対策課長 …………… 下森 定君  
建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …………… 羽多野寿子君  
会計管理者 …………… 山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

昨日に引き続きお出かけをいただき、ありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宥文君を指名します。

---

#### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

発言順序6、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。4番、岡田克也でございます。

それでは、通告に従い、5点質問させていただきたいと思います。

まず、第1点目は、高津川の鮎不漁対策についてであります。

私は、今まで津和野地域、日原地域に限らず、今、この問題が大切だということをさまざまな提言を行ってきたわけでありませうけれども、今、津和野町を歩いてみて何が一番大事かと思うときに、まず、この高津川の鮎不漁対策ということが一番大事なのではないかと感じ、最初の質問をさせていただくこととあります。

高津川の天然鮎は、日原地区のみならず津和野地区の飲食店でも誘客効果の高い、極めて貴重な特産であります。家庭画報6月号にも、料理研究家が東京から日帰りでも行

く名店として、日原の鮎の料理店が掲載されました。多くの雑誌などで高津川の鮎が絶賛されており、高津川の鮎を求めて来町される人は年々ふえています。

しかし、ことしも高津川の鮎は極めて不漁であり、深刻な影響を与えております。高津川漁協や島根県、益田市、吉賀町と協議して、緊急対策として鮎の追加放流などの措置ができないか協議を行うべきではないかと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問も2日目ということでございます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高津川の鮎不漁対策についてでございます。

高津川の鮎不漁については、昨年度から引き続いて、これまでに経験したことがないほどの不漁が続いております。鮎を素材とした料理店や鮎販売に携わる方にとっては、大変に困った事態であることは承知しているところでございます。

高津川漁協にお聞きしてみたところ、昨年に比べ、鮎の遡上数はふえたものの、今現在の型が小さく、竿にかかりにくい状態であり、成長を待っているとのことございました。また、放流稚魚数は、計画の80万尾に対して24万尾追加した計104万尾を放流済みと聞いており、今のところ新たな放流の計画はないそうです。

近年の高津川の変化としましては、鮎の姿が見えないだけでなく、大型魚であるイダや小型のゴリなど、多種の魚影が見えない事態となっており、鮎を含む多種の魚を呼び戻すプロジェクトが必要と考えております。県を初め流域3市町が協力した体制で取り組みを行いたいと考えてはおりますが、高津川の漁業権を持っておられる高津川漁協の御理解なくして対策を進めることは不可能でございます。

高津川流域の経済効果に大きくかかわっている鮎を初めとする川の産物が急減していることへの対策について、本町として協力体制をとる意思を高津川漁協にお伝えしながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 昨日も日原の商工業の方々とお話をしておりましたが、日原の料理店の方が、問い合わせはひっきりなしにあるけれども、鮎がとれないということで、かなりお断りをしておるといふことでもありますし、また、今までは何メートルおきかに高津川をずうっと左鐙から青原まで、釣りをされる方々が、鮎かけをされる方々が並んでおる。それが、日原の風景でもあり、それが今、ほとんど人を見ることがない。地元で今一番鮎かけがうまいと言われる方でも、今、高津川ではかからないので錦川に行っているといふことを言われます。

やはり、このような状況を私は、一刻も早く対策を講じていかなければならないと思っておりますが、今、答弁にありましたが、協力体制をとる意思を高津川漁協にお伝えしながら

らということですが、もうこれはしたのか、緊急にするのか。そういうところを町長、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 鮎の不漁につきましては、ことし始まったことではございませんので、昨年がもう劇的な大不漁ということで、その前々からもそういう傾向が出てきているということですから、そうした観点から、もう以前の段階から、本町としても鮎資源の確保について、できる限りの協力はさせてもらいたいということは当然お伝えをしてきているわけでもございます。

漁協さんもそのことは理解をされた上で、そしてまた、漁協さんみずからも、まずこの鮎資源の確保については漁協に大きな責任があるということを目覚めをされて、漁協さんもいろんな対策を取り組みをされてきている。それが、禁漁期間を昨年は早められたというようなところにも出てきたというふうにも思っている。この禁漁期間を早めるだけでも、いわゆる漁業権を持っておられる、そういう関係者の御理解を得るといのは非常に大変な御努力もあったわけでありまして、そういう措置をとっておられるということでありました。

その成果も出て、ことしは遡上数がふえてはいるという状況だそうではありますが、それが、どうも匹見川のほうへ鮎が遡上すると、そういう傾向が強いという、ことしの傾向なんです、だから、高津川のほうの上流部に上がってくる数が、実感としてふえたというところまで至っていない。そういうような状況にもあるということでもあります。

じゃあ、なぜ匹見川のほうへ遡上が行って、高津川のほうが少ないのか。これは、もしかしたら、津和野のほうで災害復旧をしておる、その関係で河川がやはり汚れたりしておりますので、その分が今、匹見川に行っているのかもしれない。そうしたことになるれば、水害の災害復旧事業がもう一、二年かかるかと思いますが、それが終われば、また高津川にも上流部にも、鮎の遡上がふえてくるということにもなるんじゃないかという期待もしているところでもあります。

だから、そういうところ、定かではまだ、本当の原因はわからないところでもありませんけれども、ただ、我々としても、この状況が一過性ならまだ安心しますが、もう恒常的になるようであれば、やはり心配は非常に強うございますので、今後もさらに今まで以上に漁協さんと力を合わせて、この鮎資源の回復に努力をするということを努めていかなければならないというふうに思っております。

ですから、お答えについては、以前からもそういう意思是漁協さんにお伝えをしておりますし、また、差し当たっては、ちょっと日にちを忘れてしまいましたが、近々、今月中に漁協さんと、それから益田市と吉賀町と本町で構成をしております高津川漁業振興協議会、そういう組織がありまして、その総会がありまして一堂に会しますので、そういうところの機会でも、さらにお伝えをすることができればというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今度、高津川漁協の総会があるということで、その場所でも津和野町の首長として言われることを、きちっとお伝えすることを期待しおるわけですが、例えば、津和野町として財政負担をしてでも、例えば今、町民の間から出ております声としまして、高津川のみならず他地域の鮎でも放流してみてもどうかというような、そういうことも言われます。これの期限については、いろいろ研究しなきゃいけない場面もあるかと思いますが、とりあえず、例えば、津和野町としても財政負担をしてでも、追加放流をしてほしいという、そういうことを町長は言われる気持ちもあるのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 他地域のものを放流するかということについては、いろいろとまた研究をしなきゃならないというふうに。以前は、琵琶湖産のものを放流しておった経過がありますが、それがなかなか、ほかの鮎に今まで影響したという事例もあったという中で、現在は、高津川でつくった稚魚を放流をするということにこだわりを持ってやってこられたというのが、ここ最近の、ここ数年の動きでもあるわけでございますから、それをまたさらに他地域のものを入れるということになると、相当なやはり調整をしていかなきゃならないということもあろうかと思いますが、ただ、検討することには対応するべき今の現状だというふうに思っておりますので、その辺についてはまた検討していきたいというふうにも思っております。

それから、その追加放流につきましても、これも津和野町だけでできるものではございません。吉賀町さん、益田市さんの御理解、それから当然、漁協さんの御理解があるということで。現在、そこに先ほど申し上げた高津川漁業振興協議会、ちょっと正式名称はわかりません、忘れてしましまして失礼いたしましたが、その協議会の中において基金を積み立てておまして、それで不漁の年には追加放流ということもやってきたというところであります。その基金を崩して放流したら、追加放流をしたときには、またその基金を3市町で出し合って、そしてまたその基金を積み立てるというやり方をしているわけでありまして、その基金をつかってこの放流をする云々ということ、これについても今度の協議会の中で検討するに値するかというふうには思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 町長も、日原地域の鮎がとれないということは、非常に死活問題にもなってくるものであります。

きのうも、実際にその現場の方々の声を聞いておますと、やはり鮎がとれるかとれないかということが、日原地域にとっては本当に町の存亡にもかかわるようなことであります。何とぞ、協議されるということでもありますので期待しており、そしてこれが、やはり、日原のみならず津和野町全体としても、非常に誘客効果の高いものであります

ので、町長を初めとした執行部の方々の、鮎の増加に対して対策を講じられることを期待しまして、この質問を終わらせていただきまして、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、地域おこし協力隊員についてであります。

現在、津和野町に地域おこし協力隊員がたくさん来られておりますが、例えば、自伐林業による定住を目指しておられる方もおられますが、山の仕事は大変危険であり、熟練者からの指導が必要と思われませんが、指導体制についてお尋ねします。

また、地域おこし協力隊は、町の非常勤職員であり、採用される上で町長・副町長・総務財政課長などが応募の動機や経歴のチェック、面接などを行っているか、現状と対策をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊についてお答えをさせていただきます。

当町では、さまざまな分野で地域おこし協力隊員が地域の活性化等に取り組み、活躍をしていただいているところがございますが、活動分野によって特色があるため、各担当課が業務の内容を踏まえて研修や指導の体制をとっております。

特に、津和野自伐型林業は危険を伴う活動となるため、チェーンソーを使う伐採作業を論理的に学ぶ研修や作業道づくりの研修等を定期的で開催をしております。また、安全が何よりも最優先であることを常に心がけるよう、週に一度はミーティングを実施し、技能の習得と安全管理には最大限の注意を払い、活動の支援と指導を徹底しているところがございます。

地域おこし協力隊の募集や採用に当たっては、地域の課題とそれを解決するための目的や意義を十分に説明して、応募者の履歴書等による書類審査や場合によっては論文の提出を求める等した上で、担当課長と副町長の面接により厳正に審査し、採用をしているところがございます。応募者が複数の場合には、審査により順位をつけて評価の高い方を採用するのは当然のことではありますが、応募が1名であった場合でも、活動の意義や目的に合致しないと判断される方に対しては、不採用とさせていただいているところがございます。

地域おこし協力隊の任期は3年間と期間が限られていることから、短期間で活動し成果を上げられる方もいれば、任期前に退職される方もおられます。

町といたしましては、地域おこし協力隊員の支援体制や地域の課題と隊員の活動内容のマッチングの精度を上げることや、募集から採用までのスキームを再点検し、有望な人材の採用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 週に一度はミーティングをされているということですが、そのミーティングの内容と、実際に地域おこし協力隊にこの自伐林業の

関係で来られた方にお話を聞いてみますと、やはり、わからないことも結構あるので、そういう指導体制をより充実していただけたら非常にうれしいという、そういう声も聞いておりますが、今の現状のミーティングの内容並びに講習、研修等の内容、またそれ以上に内容を深めるようなものも考えておるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 週一度のミーティングの内容につきましては、私のほうは参加しておりませんが、これからの作業内容とか、これまでの反省とか、そういったことを話し合いながら事故のないような作業につながるよう、1週間に一遍はミーティングをしておる状態であります。

それから、地域おこし協力隊で来られてすぐにチェーンソー講習とか、それからバックホーの講習会に行つて資格をとるということをしております、ほとんどの方が経験したことがない方々ですので、まずは基本的な講習会に参加していただいて、それから今は、奈良県の清光林業のほうから岡橋さんという方に指導をしていただきながら、作業道づくりの作業手順等を教わっているところであります。これは年間3回程度の、こちらに1週間ぐらい来ていただいて講習会を行っております。

それから、チェーンソーにつきましては、今、一般の方々にも呼びかけをしてチェーンソー講習会というのをやっておりますが、そういったものにも協力隊も参加してチェーンソーの講習会の修了証を受けることも行っております、安全には安全を重ねた体制をとっております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま講習等も行っておるということでありますので、途切れることなく、より安全に、都市のほうから来られて山の仕事で大きなけがを負ったとか、そういうことがないように、万全の体制をとっていただけたらと思います。

それと、ただいまの答弁で、担当課長と副町長の面接により厳正に審査して採用しているということでありますので、いろんなその方の経歴、動機、何を目的にということがやはり一番大事だと思います。ただ単に3年間給料が出るから来るといふ、そういう動機では、やはり国の大事な税金を使う上で、そのこと自体は何よりもチェックしていかなければならないことだと思いますので、これからも今言われました答弁のようにきちっと面接をし、そして採用されることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問であります、高津川を活用した自然エネルギーの創出についてであります。

高津川の豊地区の晩越に、かつて小水力発電がありました。小水力発電は、24時間どんな天気であったとしても発電できるということがメリットであり、昼は学校、夜間は防犯等に電力を使用している、そういう町村もあります。それは、本当にわずか1メ

一トルぐらいの段差でもあるところで発電しておる町もあります。豊かな高津川の恵みを生かした小水力発電を行い、自然エネルギーの創出を考えるべきではないかと思ひ、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高津川を活用した自然エネルギーの創出についてお答えをさせていただきます。

津和野町においては、平成21年度に津和野町地域新エネルギービジョンを策定し、小規模な川や農業用水等の水の落差を利用して1,000キロワット程度の電気をつくる中小規模水力発電が位置づけられているところでございます。

議員御質問の、左澄発電所は大正4年から昭和47年の間稼働していたと認識しておりますが、今後の活用につきましては、建設費など費用対効果等を考慮した上で、木質バイオマスガス化発電事業の進捗状況も鑑みながら、事業の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先般、吉賀町のほうで水力発電を、もともとあったものを直されたのか新たにつくりかえられたのか、その辺はちょっと全て把握しておるわけではありませんけれども、吉賀町のほうで今稼働しておると思いますが、その状況について調べられておりましたら、状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の一般質問を受けまして、近隣で行われているということで、吉賀町の柿木の地域振興室のほうに問い合わせをさせていただきました。

先ほど議員のほうからございましたように、平成27年の6月に改修工事等を行っておられます。その内訳といたしまして、改修工事が4億4,600万円。それから、小水力発電所の湧水路トンネル改修工事に3,240万円ということで、4億7,000万円程度の工事費をもって小水力発電所の改修を行ったということでございます。財源については、全て一般財源ということで行われております。この発電の容量でございますが、198キロワットということで、大体世帯にすると500世帯ぐらいが賄える発電量ということで、中国電力からもらえる売電料につきましては月額500万円ということでお聞きしております。

これは20年の契約ということでお聞きしておりますが、1年間で6,000万円、20年ですと12億円ということになるかと思ひます。メンテナンス等もありますが、約5億円の改修工事等によってこれだけの売電収入があるということでございます。これについては、国交省等の水利権、あるいは漁業権ということで、今後のそういった計画についてはそういった部分の課題の解決も一緒に図っていかなくてはなら



ないということで、吉賀町の柿木地域振興室からの助言として受けたところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先日、高知県の梶原町というところに個人的に見学に行ったわけでありまして、そこには風力発電がありまして、その売電益がかなり町の財政を潤しており、その中で、例えば梶原町では木をつかって木質ペレットをつくっておられるわけでありまして、そのペレットの材料である木を買う価格にその売電益の収入を上乗せして購入しているという、そういうことをお聞かせいただいたわけでありまして。

なぜこういう質問をしたかという、今から合併特例の交付税がなくなり、そして人口減による国勢調査による地方交付税の減を考えると、今後5年以上先には、十数億の収入といいますか交付税が減になることが予想されていきます。この町でも、何とかその財源を確保していくという、そういうことを考えていかなければならない。その観点から、この小水力発電についても今からいろいろ検討をし、そしてすぐに実現するというわけではなくても、考えていくべきだと思いますが、課長が実際に吉賀町のことを聞いたり、この小水力発電について感じたことの津和野町での実現等について考えられることがありましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 吉賀町さんの取り組みについては昨年の6月に改修もされたということですが、以前からそういった小水力発電のほうは続けられているということで、そういった改修の中で対応されたということで聞いております。

今回、高津川を活用した自然エネルギーということで、先般、左澄発電所の跡地のところも見せていただいたところでありますが、なかなか取水、水を取り込むところから含めて、落差のあるところへ持って行って、小水力ということでございますので、地理的な部分の中で、津和野町で果たしてどこが適当かというようなところもございまして。ただ、そういった吉賀町さんの事例等を見ると、やはり、これはランニングコストどのぐらいかかるかわかりませんが、採算のとれる範囲の中で事業も展開しておられるということで、この自然エネルギーの活用による、議員御指摘の歳入を強化というところについては、検討するところの部分に値するのではないかというふうには考えておるところです。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） すぐに実現というわけではありませんが、やはり、財源確保という面でも研究に値するものだと思っておりますので、担当課において十分検討、研究などを進めていただければと思うことであります。

それでは、4点目の町営住宅の整備についてであります。

町営住宅の中には経年使用により、外観や設備が劣化しているものもあると思われます。例えば、日原地区の土井敷住宅などは改修の要望も出ていると思われませんが、改修予定があるのか、町営住宅全体の整備について構想をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町営住宅の整備についてお答えをさせていただきます。

御質問の町営住宅全体の整備構想についてございますが、津和野町では、平成25年3月に、町民の皆様の住生活の安定化と向上を促進するための基本計画となる津和野町住宅マスタープランと、町内にある公営住宅などを有効活用するための津和野町公営住宅等長寿命化計画を策定しました。

この津和野町公営住宅等長寿命化計画は、公営住宅等の予防保全的な維持管理を計画的に実施し、公営住宅のストックを長期にわたって有効的に活用するための計画であり、町における公営住宅政策の基本方針となるものでございます。計画の概要につきましては、計画期間が平成25年度から平成34年度までの10年間で、長寿命化に向けた維持管理計画では、耐用年限を経過していない青原団地、小川団地、中座団地（集合住宅）、枕瀬若者定住住宅、サンハイツつわの、土井敷団地（集合住宅）、畑迫団地の7団地86戸を改修する計画にしております。

また、計画期間において耐用年限を経過している、中座団地（平屋）、中島団地、土井敷団地（平屋）の3団地34戸を建てかえ、元藩丁跡団地、法心庵団地、鉄砲丁団地、下寺田団地、畑迫第二団地、青原第二団地の6団地35戸を用途廃止する計画にしておりますが、当然ながら計画の実施に当たりましては、該当住民の方々の御理解の上で進めてまいりたいと思っております。

事業につきましては、平成26年度より着手をしており、現在まで青原団地4棟21戸の改修が完了しており、今年度は、小川団地6棟27戸の改修を計画しております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 平成25年から34年までの10年間で、長寿命化に向けた計画をしているということでありまして、また、耐用年数を経過しておるものについては建てかえなどを考えておるということでありまして、それを着実に実行をしながら、町営住宅が住む人にとって快適なものでありますことを祈念いたしまして、次の質問に移らさせていただきたいと思っております。

5点目でございますが、木質バイオマスガス化発電についてであります。

私、木質バイオマスガス化発電特別委員会の副委員長をしておりますので、本来はこの質問をすることはためらったわけではございますが、今回、継続審議にするということが委員長のほうからありましたので、その点で非常に今、町民の間の関心が高い事項であります。それはなぜかという、この事業が大きな財政的投資をするということで、町の財政は本当に大丈夫なのかという、そういう不安の声を多々聞きます。その上でも、

ある意味、今、明らかにされておりますことにつきましては、特別委員会で答申を今回出さずに継続審査にするという時点で、やはりお伝えする意味でも、今回こうして質問をさせていただくことであります。

木質バイオマスガス化発電事業構想について、町長から10億円かかる事業については、債務保証、損失補填を一切しないということが議会の全員協議会において明言されましたことは、町長が町財政への深刻な影響を考慮しての御判断だと思います。林業先進地の高知県梶原町でも、ペレット工場の原料が集まらない状況で、経営的に苦戦をされてきたようであります。当津和野町でも原料である林地残材等の確保に困難を生じると思われませんが、視察の内容、経費内訳、事業者の事業実施の判断の時期についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、木質バイオマスガス化発電についてお答えをさせていただきます。

これまで農林課を中心とした木質バイオマスガス化発電の調査検討については、3年前より高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会を立ち上げて、森林組合や素材生産事業者等に御参加いただき検討を進めてきたところでございます。

津和野町は2万7,000ヘクタールの山林を保有し、針葉樹と広葉樹の比率が約4対6となっており、国内平均に比べ広葉樹の比率が高い地域と言えます。益田市、吉賀町を含めた高津川流域は、津和野町の樹種比率とほぼ変わらず、全体の森林面積は12万2,000ヘクタールであり、年間の成長量が約47万立方メートルであると言われております。これらの数字を見ても、毎年利用できる木材の蓄積量は相当な数量を保持しておりますが、木材の価格が低迷している中、林業関係事業の縮小等から林業従事者が減ってしまい、必要な山の管理ができないでいる現実があります。

そこで、山の管理ができる人材をふやすことに力を入れなければならないことから、地域おこし協力隊を活用して3年前より募集し、今年度8名体制となりました。また、素材生産事業者からは、発電所建設が決まれば必要量が確保できる体制をとると聞いており、燃料となる木質バイオマス確保には一応のめどが立っております。

国内での木質バイオマスガス化発電プラントで稼働しているのは外国製が多く、長野県安曇野市で先月竣工を迎えたプラントが、国内製で連続稼働を始める第1号機と言えます。さきに述べました調査検討協議会では、長野県のプラントに7月末の視察を検討しており、連続稼働のデータを分析しながら津和野町でのプラント建設が可能であるかを判断しておりますが、その時期については現時点で明確化することはできませんことを御理解いただきたいと思います。慎重な協議を重ねた上で、発電所運営会社の設立に向けて検討されると考えております。

視察経費につきましては、本年度補助事業を確保できておりませんので、町単経費で6月補正に計上させていただいております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先日、年間1万2,000トンの木質バイオマスの原料について計画が出されましたが、自伐林業において3,000トンを確認していくという計画が出されましたが、この算出根拠についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、「山の宝でもう一杯！」プロジェクトで、1,000トンを目指してやっておるわけですが、自伐型林業、これは津和野町在住の方の搬出量ですが、一番多いときで700トンという量になっております。こういった地元の方が出される量に加えて、今の地域おこし協力隊の山の担当者が徐々にふえていって出していくということではありますが、3,000トンに到達するのは約10年後という計算をしております。徐々にふやしていけば、3,000トンに到達するということがございます。

計算式としましては、27名の専属の山の自伐林家がおれば3,000トンに到達するということではありますが、その数は1人当たり110トンぐらいを目指していけば、27名おれば3,000トン出していけるという計算であります。この辺は、今後、1人の搬出量がどれぐらい出せるかというのは、今後検討していく中で数値が変わってくる可能性もありますので、10年もたたないで3,000トンに到達する可能性もあるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほど町長の答弁の中で、町単経費で6月補正で視察経費について計上しているということではありますが、この視察において何を目的に何人の方がどういう点について視察をしていこうと思っておられるのか、その内容、目的についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、国内で初めて連続稼働すると言われておる安曇野の500キロ掛ける4の2,000キロワットの発電施設を視察しようというものであります。今、若干改修工事をしておりますが、先月24日に竣工をしております。改修工事をした後、連続稼働に入っていくと聞いておりました、その連続稼働が問題なく進んでおるか、ちゃんと電気をつくっておるか、ガスの量は適当か、それから、投入する木質チップの量は計算どおりいっているか、その辺を確認しないことには本当に1万2,000トンで1,000キロワットが可能かどうかという判断がつかみませんので、その辺を協議会のメンバーの方々と確認に行こうということでございます。

現在のところ予算要求しておるのは、8名分の視察の人数を予算要求しております、役場からも若干行きますので、協議会メンバーは減ってくるかと思えます。ただ、協議

会メンバーが全員視察に行きたいということになりますと、個人負担も含めてみんなで  
行けるようにできたらなというふうに思っておるところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） この問題の一つは、やはり原料の確保、今、課長の答弁  
でもありましたように、一体1万2,000トンで可能かという。例えば、先般、江津  
の木質バイオマス発電に見学に行きましたが、木質バイオマスだけでは水分の含有量の  
問題で、その半分ぐらいはヤシがらを燃やしておるということであります。今から視察  
に行くということでもありますので、本当にその1万2,000トンで可能なのか、それ  
はやはり含水率の問題でかなり微妙なところもあると思います。

やはり、一番の今回の懸念材料としましては、本当に原材料が集まるか、木質バイオ  
マス発電にする、その林地残材等が集まるかということが、これが一番懸念されてお  
ります。現在においても、製材にかかわる方から聞いておりましたら、江津の木質バイオ  
マス発電所に供給する木材チップの供給量が不足するので、洋材、A材、B材も混ぜて  
でも出しているというようなそういう現状もあるということで、この点が非常に懸念さ  
れておるわけであります。

今回10億円に関しては、町長が一切、債務保証、損失補填をしないということをも  
明言されましたので、その点については非常に私も安堵しておりますし、共感してお  
るわけではありますが、その周辺施設だけでも3億円ぐらいの計上がされておりますが、  
これは財政計画に上げているのか。今から合併特例の交付税や人口減による地方交付税  
の減に対して、非常に財政課としても厳しい財政運営を迫られてくると思いますが、そ  
の中でその3億円は財政計画に上げているのか。総務財政課長にお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 本町の中期財政計画につきましては、例年、秋口に各  
課のほうのヒアリングをしておるところでございます。最新の中期財政計画につきま  
しては、26年度の決算状況をもとにそのヒアリングの結果をもとに今計画を立ててお  
りますが、当然、昨年秋時期でございますので、まだこの事業が具体化していない状況  
でしたので、現状の中期財政計画には上げておりません。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 現状の中期財政計画に上げていないということござい  
ますので、まだまだこの事業に関しては非常に細心の注意を払いながら、財政上で可能  
なのかということも非常に懸念されておることだと思っております。

今度視察に行かれるということでもありますので、この事業が本当にきちっと成り立っ  
ていくのか、その点は確かに見ながら、その木質バイオマスガス化発電特別委員会でも  
また協議も重ねてまいりたいと思っておりますので、町財政課においても、そして担当課にお  
いても、十分な慎重な議論等を進めていただきますようお願いいたしまして、これを  
もちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、9時55分まで休憩といたします。

午前9時43分休憩

午前9時55分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

1点目でございますが、小さな拠点づくりについて伺います。津和野町が本年3月策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生にかかわります人口ビジョンにおいては2060年、平成72年でございますが、の目標人口4,816人としております。そして、その目標達成のための総合戦略においては、五つの基本目標を掲げております。

一つ、定住の基盤となる仕事をつくる。二つ目、津和野町に回帰する人の流れをつくる。三つとして、若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる。四つ目として、地域と連携し住みよいまちをつくる。五つ目として、未来の津和野町を担う人口を育てる。となっております。

私は、この目標の中の地域と連携して住みよいまちをつくる、その中の基本的方向として、小さな拠点づくりを推進するとありますが、このことについて伺います。

1点目でございますが、国及び県の目指す小さな拠点と津和野町の目指す小さな拠点の相違について。

2点目でございますが、津和野町の目指す小さな拠点の範囲は。

3点目でございますが、それぞれのまちづくり委員会の連携に必要な核となる拠点とは。

4点目でございますが、拠点整備の具体的な構想は。

以上のことについて、伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。小さな拠点づくりについてでございます。国の目指す小さな拠点は、国土交通省が作成した小さな拠点づくりガイドブックによると、小学校区など複数の集落が散在する地域において、商店、診療所の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集めた地域の拠点とあります。また、島根県の目指す小さな拠点は、島根県中山間地域活性化計画（平成28年度から平成31年度）によると、公民館エリアを基本とし、住民同士の話し合いを通じて地域運営（生活機能、生活交通、地域産業）といったものの仕組みづくりに取り組んでいくことを小さな拠点づくりと位置づけております。国の目指す小さな拠点は、学校や医療機関など生活に必要な施設等が集約さ

れた拠点となりますが、島根県や津和野町の目指す小さな拠点整備とは、生活に必要な施設が整備されていない中山間地域においても、安心して住み続けられる地域を目指すための仕組みづくりであると認識をしております。

二つ目の御質問であります。津和野町では、島根県の位置づけと同様の公民館エリアである12のまちづくり委員会それぞれを小さな拠点の範囲と考えております。

三つ目の御質問であります。まちづくり委員会の連携に必要な核となる拠点につきましては、各まちづくり委員会の皆さんとの意見交換会でいただいた御意見を集約した上で検討してまいりたいと考えております。具体的な事例案としましては、空き家を活用した拠点施設の整備などが挙げられると考えているところでございます。

四つ目の御質問であります。各まちづくり委員会の拠点整備の具体的な構想につきましては、各まちづくり委員会の皆さんとの意見交換会でいただいた御意見を集約し、未来づくり協働会議等において、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 国の考えております小さな拠点あるいは県が考えております小さな拠点ということでお聞きをしたわけですが、やはり国の考えている小さな拠点というのは、学校や医療機関あるいは金融機関などの生活に必要な施設等が集約された拠点であるというふうに言われております。このことを考えますと、津和野町でいえば日原中心市街地と津和野中心市街地、それらが該当するのではないかなというふうに思っております。

一方、県のほうでございますが、県は公民館単位で考えているということですので、この点では、やっぱり地域に合ったそういった拠点づくりを進めようとしているということがうかがえます。

最初にちょっとお聞きしたいと思いますが、県のほうが示している公民館エリアで225カ所あるいは227カ所という数字が出てきております。この中に津和野町が該当する公民館が入っているのかどうか、その点についてをお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 県が示す227カ所というところの部分には、12地域のまちづくり委員会のエリアが入っているということでございまして、津和野町でいいますと、12の公民館エリアということになります。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、県の計画の中にも、津和野町の拠点を目指している12の公民館は計画の中に入っているということによろしいですね。

私はこの小さな拠点という言葉が出てきたときに、非常に国も地方の小さなところを大切にしてくる、そういう政策をやっと打ち出してもらえたかなというような気で受け取ったわけですが、今、国の政策は、特に規模拡大、そういったことを重点的に進める

分野が多いわけですが、私はこの小さな拠点づくりというものに対して期待をしているものでもあります。

そういっても、国が示している小さな拠点というのは、先ほど言いましたように、少し大きい範囲であるというふうに思っておりますが、津和野町においては12の公民館単位を小さな拠点としてこれから進めていくんだということを回答がありましたので、ぜひそのような範囲で拠点整備を進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

そこで、先ほど町長の答弁の中で、小さな拠点づくりとは安心して住み続けられる地域を目指すための仕組みづくりであるとの回答でありました。この仕組みづくりでございしますが、主に生活機能あるいは生活交通、地域産業、そういったものに取り組んでいくということでしたが、この三つ、ある程度具体的なことがわかればその辺の具体例といいますか、そういったものをお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会の中ではいろいろ、その地域、地域で地域課題があるというふうに考えております。この地域運営の中でいいますと、その地域課題というのが、例えば、生活機能でいいますと、買い物をするところがないというところであれば、やはり、青原地域でも、今、検討されている空き店舗を活用して、地域の中でそういった店舗の復活ができないだろうか。それが、その青原地域のやはり小さな拠点づくりというようなことになろうかと思っております。

それから生活交通でございしますが、これは美郷町の事例でいいますと、NPOの方々、交通弱者の方々、高齢者の方がおられて、町営バスの路線までのところで、バス停のところまでがなかなか出られんというようなところを地域ぐるみで、そういった運送をされているというようなところが生活交通としては挙げられるのではないかとこのように思っております。これについては、有償自家用運送というような形でいけば国交省の届け出等が必要になりますが、そういったところも含めて美郷町ではNPOとして取り組まれているという事例も、私、視察のほうもさせていただいたところでございます。

地域産業でいいますと、やはりその地域において、例えば、みそを加工すると、こういったみそ加工をされているところというのは町内の中でも、地域的にはあろうかと思っておりますが、そういった地域にある食材を活用してそれを材料として販売をしていくと、そういう中で地域活性化を図っていくというようなところで、みその加工所をそういう拠点に位置づけられるというようなところもあろうかと思っております。

こういったところが、その地域、地域の中で、今、考えられている地域課題、何があるのかということ、それを解決するための拠点となる施設ということでこういった三つの事例が挙げられているというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。



○議員（5番 草田 吉丸君） 各地域、地域によってそれぞれの課題があるというふうに思いますが、それらをしっかりと話し合いの中でどうしていくかという、その辺が大切なことだというふうに思っております。

この事業については、やはりそういったものを考えるソフト事業、こういったものが中心になるかなというふうに思っておりますが、例えば、空き家とか廃校を利用して、そこで新たなことを始めたいとか、あるいは今、言われました農産加工、こういった施設が地域にない場合はそういったことを何とかつくってみたいというようなことが出てくるかというふうに思っております。

それから、地域によっては、今、津和野町が林業、非常に振興しているわけですので、そういった山を活用した新しい取り組みをしてみたいとかいうようないろんな意見が出てくるかと思いますが、この拠点づくりとしてそういった整備、ハード事業についても要望があれば、これは取り組んでいくということであるのかどうか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成27年度から地域提案型助成事業、まちづくり委員会全体で取り組むということで、この中で一番、各まちづくり委員会で多く事業をやっておられるのが地域活性化事業ということで、昨日も議員の一般質問でございましたが、26年度まではやはり集会所の施設整備等が主だったのが、去年、新しく制度を変えて取り組んだ内容では、このソフト事業が一番地域活性化のためのソフト事業ということで4割近い金額をこちらのほうにかけられて、各まちづくり委員会でいろんな活性化のためのソフト事業をされているということでございます。

私どもが小さな拠点づくりということで、今、意見交換会をして回っているところなんですけど、このハードの整備事業というのも当然、先ほど御紹介した事例と空き家の整備であるとかそういった加工所の建設であるとかということで、ハードの整備事業もこういった小さな拠点づくりには必要な事業というふうには認識をしているところです。

地方創生の関係でいいますと、この財源をそれじゃあどうするかというところが一番の課題でございまして、今のところ県単等の事業は少しはあるんですが、それが全地域で12地域全て手を上げられたときに、それじゃあ対応できるかということになれば、なかなか補助事業を使っても対応しきれないようなところもございます。

そういったところについては、やはり、まず最初は意見交換を通じる中で小さな拠点づくりというのを地域でどうお考えになるかというところを、今はまだ第一段階ということでございますが、意見をお聞きするという中でそういったハード事業の整備についてはその事業内容も、また、財政的な状況も見ながら、それについては、あわせて今後検討していく必要があるというふうに、今のところでは考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 各まちづくり委員会の話し合いの中でどういうものが出てくるかということは、これからのことだというふうに思っておりますが、今もまちづくり委員会のほうで意見交換会を実施されているということでございますが、このことについて年間を通じて行政のいろんなかかわりというのは非常に重要な部分があるというふうに思うわけですが、これについて行政としてどのようにかかわっていかれるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 意見交換会では地域課題として、例えば携帯電話が通じない地域があったりとかいうようなところの部分、ああいった地域ならではの課題が出ているというような状況です。今、先日もお答えしたとおり2地域でまちづくり委員会の意見交換会させていただいたところでございますが、子育て支援の関係とかそういった部分の御意見等も、その2地域の中ではいただいたところであります。行政といたしましては、これはまちづくり委員会というのは住民と行政の協働のまちづくりということで、私どもが提案をさせていただいて、地域が主体となってまちづくり委員会を設置していただいたということでございます。

当初から、住民の皆さんと行政が協働してまちづくりをするということでいいますと、議員、御質問のかかわりということであれば、そういった御意見を聞きながら住民のほうでできることと行政のほうでやらなければならないというところを一緒になってまちづくりをしていくという方針の中でこの事業については進めてるということでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 行政のかかわりということでございますが、まず、この小さな拠点づくりということについて、基本となるところは地域での話し合いであるというふうに思っております。地域の現状あるいは課題、そういったものを整理しながら、また、住民のニーズを把握していく、そういったところがスタートであるというふうに思いますが、先般の一般質問でも少しお話をいたしました。いろんなまちづくり委員会では話し合いを進めるために、なかなかその進め方というのが、もう専門的にといますか、なかなか人材的に不足している部分があります。できれば、話し合いを進めるためのアドバイザー的な人、また、できれば1年その地域につきっきりでそういった話し合いの計画あるいは実践、まとめができるような人材、こういったことを要望があれば、私はそのまちづくり委員会に配置をしていただきたいなというふうに思っております。

これは地域おこし協力隊といった制度の活用もあると思いますので、その辺は委員会のほうでの要望があれば、私はそういったところに対応していただきたい、いうふうに思います。

そうはいつでも、話し合いはそういった人に進め方をお願いしますが、実際やるのは地域の人ですから、その辺を地域として間違っただけとはいえないというふうには感じているところでございます。

もう一つは、町の行政の職員の地域担当職員の関係これについても、その役割といった部分もきのうの一般質問で出ておりましたが、私はこの地域担当職員制度が、私の須川地区のまちづくり委員会でいいますと、非常に担当職員の方が頑張っていたというふうには感じております。

情報提供や行政とのかけ橋といった役割はもちろんでありますが、今、地域担当職員というのが、ほとんどの人が、その地域で出身地を大体担当にされているというふうには感じておりますが、やはりそこに住んでいる人ですから、情報提供だけでなしに職員みずからがその地域をよくしていくんだというような気持ちで、私はまちづくり委員会に臨んでいただきたいなというような気持ちを持っているところでございます。

そのためには、やはり人口ビジョンあるいは総合戦略といった町の方針について、しっかり学習会あるいは研修会等を通じて勉強もしながら取り組んでいただきたい。そういうふうな思いがしているところでございます。

今後、この地域担当職員をどのような形で配置をされていくかということは、これからのことというふうには聞いておりますが、私はできれば地域担当職員の中にも、自分としては引き続いてまちづくり委員会に参加して頑張りたいと言われるような職員の方も当然おられるというふうに思っております。そういった人については、必ず交代制というよりか、ぜひ、そういった方については地域担当職員として配置をしていただくというような対応を、ぜひお願いしたいなということでもあります。

それからもう1点ですが、この小さな拠点の中心になるのは、やはり公民館であろうというふうに考えております。そのことを考えますと、町長部局と教育委員会部局との連携、これがますます重要になってくるというふうには感じております。

そこにおられます館長あるいは主事さんの考えで、いろいろな対応が違うというのは、やはり困るというふうに思うんです。というよりか、公民館においてもどこまでのことをすればいいのか、なかなか職員の皆さん自体が迷っているような現状があるんじゃないかなというふうには私は感じます。公民館任せの感があるような気がいたしますが、明確な指導といいますかそういったことが必要と考えます。できれば各公民館の職員の方が、公民館とまちづくり委員会の関係をどのように感じておられるのか、現場の声もこれはぜひ聞いていただきたい、そういうふうには思いますが、その点についていかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 前段の質問でかわりというところの部分ですが、町が今、まちづくり委員会と連携をして財政的な支援であるとか人的支援というようにところで、財政的支援でいいますと地域提案型助成事業、人的支援でいいますと

集落支援委員等の配置、あるいは地域担当職員、あるいはファウンディングベースということで、地域おこし協力隊が地域に入って地域活性化のための事業をサポートするというような事例も、平成27年度では須川地域のほうでも行われたかというふうに考えているところでございます。

御質問の地域担当職員のことでございますが、先日御説明したように、今現状、新しい第3期となる地域担当職員については、まだ配置をさせていただいておりません。これについては、今回のまちづくり委員会等の意見集約をしながら、その結果によって配置をさせていただきたいというところの思いが強いところでございますが、先ほど議員のほうから御指摘がございました職員の資質の向上というところで、例えば、まち・ひと・しごとに関する学習会を開くとかいうようなところについては、今後、実施をさせていただきたいというふうに考えております。また、継続して地域担当職員としてこの地域を、まだ地域担当職員としてやるんだというような意向のある職員については、やはりそういった気持のところはいろいろお聞きをしながら、今後の配置の中で一つの要素として中に取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

公民館との関係でございます。先日も議員の御質問にお答えしたところでございますが、私どもとして、やはり公民館に対するアプローチというのがなかなか、今、できていない状況というのが現状あるということでございます。このまちづくり委員会を設置をさせていただいて4年が経過をしてきました。そういう中で公民館との連携というのは3年間を振り返った去年のところでも、いろいろ地域からもまちづくり委員会からもそういった連携を強化するという御意見をいただいておりますが、今回、明確な町の方針のもとで公民館の皆さん、館長、主事さんに対してもいろんな御意見を聞くというような御提言をいただいておりますので、公民館と連携を図りながらその部分については、今後実現をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この小さな拠点づくりをできれば全地域で取り組みができる、そういった方向に進むことを期待をしているところでございます。

最後でございますが、下森町長にお聞きをいたしますが、この小さな拠点づくりで下森町長が何かこう、こういう小さな拠点がいいんじゃないかというような何かそういった構想とかお持ちであればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 小さな拠点と一口に言ってみましても、それぞれ、例えば12のまちづくり委員会があれば、それぞれの地域の歴史や実情や個性がございますので、それぞれにやはり考えられるべきものであろうということでございます。それをやはり住民の皆さんがまちづくり委員会を通して話し合いをされてきて、そしてそこを達成し

ていくために我々が応援をしていくということになるんだろうというふうにも思っております。

ただ、そうは申しましても、そういう中で私自身がやはり期待をするということ、これは先ほど地域運営で生活機能、生活交通、地域産業ということが、三つが掲げられたわけでありましてけれども、やはり地域が活性化していくためには、この地域産業でございまして、そういう産業おこしにつながっていくような取り組みということにも大きな期待を寄せていきたいというふうにも思っております。

もともとまちづくり委員会をつくりたいと思ったのは住民の皆さんが、一人一人がいろんな知恵やアイデアや思いを持っておられて、それが形になっていくような仕組みをつくりたいというのが、まちづくり委員会をつくらうとした、まず最初の思いでもあったわけでございます。例えば、古くから、昔からその家庭に伝わっておった漬物であったりとか、そういうものはなかなかやはり今の時代はすたれてきていて、しかも、代がかわるごとに、また核家族化で家がなくなってしまうと、そういう家庭の味というものも消えつつあるというところ、それはしかし、今の時代いろんな方々に喜ばれる食材にもなるんじゃないかということで、そうした小さなところでのそういうアイデアというものが商売になっていく時代ではないだろうかということ。

そういうことが実現できていけたら、一つの産業おこしというのものにもつながっていくんじゃないだろうかという思いでもありまして、そうしたところをまちづくり委員会でまずはアイデアにさせていただいて、そしてそれを具体化してくるための私どもが応援をしていくという仕組みにつなげていければいいなという思いを持っているというところでもあります。

ただ、先ほども議員の中にもお話出たように、じゃあ、食材の加工をしようとしたときに加工する機械をどうするのかとか、そうすると、どのまちづくり委員会も全てやろうとなると12全てに用意していかなきゃならないのかということにもなりますし、大きな財源というものがそこにはやはり投資として必要になってくるということでもあります。そうしたときに町がどこまで財源的に応援をできるのかという問題もあるかというふうには思っておりますが、私としてはできる限り、そういう地域発ででき上がったことについては、町としても応援をしていきたいという思いでもございます。

これは若干まちづくり委員会とは少し離れた動きの話、一例でお話をさせていただきますけれども、現在、畑迫地域でああして堀庭園がきれいになって、それから畑迫病院も修復をするという流れの中で、地域住民の皆様方が歴史を守る会というのをつくられて、これまでもボランティアガイドをやられたりとかさまざまな地域活性化の動きを始められてきたところでもあります。今回、畑迫病院が改修をされるに当たって、あそこをさらにまた生かしていきたいという思いから、カフェ機能のようなものを持ったそういうものをつくっていききたいというような御計画を持っておられまして、町のほうでそうした厨房のような機械というものも入れるために、応援をしていただきたいというよ

うな話が出てきているということでもあります。このことは、あした最終日の定例会が終わった後、全協で具体的なところはお話をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、ただそうしたときに我々も一般財源を使うということになると非常に財政負担も重くなるということで、ただ、そうした地域の思いというのは何としてでもかなえていきたいという、それだけ盛り上がっている話でありますからそういう思いもあるということでもあります。で、そういう状況において先日、別件で東京出張の予定がありましたので、そのときに合わせて総務省のほうへ行って、現在、さきつな自治体協議会に毎回来てくださる地域創造グループの課長補佐がいらっしゃいますので、そこに相談に行って、現在、地域がこういう盛り上がりをしてるんで、何か国のほうで応援をしていただける制度はないだろうかというようなことも相談をしてきたということでもあります。そうした中で総務省としては、今年度の動きの中でそうした地域でグループをつくって、そして、そうした地域が発展をしていくようなための事業をしようとしたときに、そういう部分に特別交付税で措置をしようと、そういうような制度を今年度中にできればつくりたいという動きが総務省のほうにあるという話でもありまして、我々としては、その制度ができたときには特別交付税で認めていただくように申請もして、この畑迫病院での厨房機器の導入というものにつなげていこうじゃないかというような話をして帰ってきたというようなこともあります。

ですので、このまちづくり委員会もそうした産業おこしをしていく上で、今後、何か機会、備品類でのそうしたハードも含めてお金が必要になったときには、我々としてもいろんな国のチャンネルを当たりながらそういう国の財源というものもしっかり導入をして、地方の財政負担をできるだけ軽くする形でやっていくという方法を探していきたいと思っておりますし、また総務省を中心に我々のこうした動きというものもお示しをして、そしていろんな補助メニューをつくってもらいたいという働きかけもしながら、こういう形を解決をしていけるように取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、長くなって恐縮ではありますが、もう一点だけ、きょう、一つ心強いお話をいただいたと思ったんで、このことについても触れさせていただきたいと思っておりますが、やはり地域が話し合いをされる上で、ある程度のコーディネーターというのは本当に必要なところ、私自身も以前から思っておったところでもございまして、私としては、思いとしては、ある程度アドバイザーになり得る講師をある程度こちらで用意をして、それで、地域にお示しをして地域からこの講師を迎えたいというようなところまでやるべきではないだろうかということは、担当課に投げかけたこともあったわけですが、なかなかいろんなことをやらなきゃならん中で、そこまでが実現できてないという状況であります。

ただ、きょう、このお話をいただいてやはりアドバイザーのような方のニーズがあるということは、私自身も、改めて力強く認識したところでもありますので、また、まち

づくり委員会から御要望があればそういうアドバイザーを入れて、話し合いを円滑にしていく流れというのにはしっかりとした御支援をさせていただきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 事業をやるにはどうしても財政という壁があるわけですが、いろいろな補助金とかぜひ検討いただきまして、出てきた要望にはできるだけ答えていただくような、そういった方向をぜひよろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。2点目の質問であります。本年5月、邑南町戸河内の県道沿いの斜面から落下した直径約1メートルの岩が走行中の軽自動車を直撃し、女子大生が死亡する事故が発生をいたしました。

まず、被害に遭われました方に対して心よりお悔やみを申し上げるとともに御冥福をお祈りするものであります。津和野町においても同じような斜面は数多く存在をしております。同様の事故が起こる可能性は十分あると考えます。この事故を受けて、町及び県はどのような対応をされたのか、また今後の安全対策について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、道路の安全管理についてお答えをさせていただきます。

昨年度末現在、津和野町の管理する山間部を走る道路としては、町道が428路線291キロメートル、林道が52路線141キロメートルあり、邑南町の県道で落石事故が発生した現場と同様な斜面が町内には多数存在しますので、議員御指摘のとおり同様な事故が起こる可能性については否めません。

少し前になりますが、平成8年、北海道豊浜トンネル（国道229号）での大崩落事故を受けて、当時の建設省は都道府県に対し、緊急道路防災総点検、評価、対策を行うよう通達を出し、島根県も各市町村に同点検実施の通知を行っております。

当時、日原、津和野両町は、町道につき同年一斉点検を実施し、要対策、監視箇所として8路線19カ所を県に報告しております。

その後、今日まで安全対策事業を実施し、昨年度末現在では要対策箇所16カ所のうち10カ所、全体の63%が完了しております。なお、このたびの県道事故を受け、残った未対策箇所の斜面について直営点検を実施しております。

また、要対策、監視箇所以外の路線においても、落石が発生した場合にはその周辺を調査し、必要であれば対策の規模により補助事業及び町単独の維持工事により対応しております。

なお、町道の新規改良事業では、現地調査に基づき切土法面の保護（植生工、コンクリート工など）を行い、また、その上の斜面の状況により落石が予想されれば、落石をとめる防止ネット等の設置も実施しております。

しかし、町道認定された路線であっても未改良区間については、切土法面の保護も未施工であり、落石対策もされていない箇所が多く、林道も同様であります。

落石はさまざまな要因が絡み合い発生する自然現象であるため、対策が必要となる箇所、延長等の実態把握は、多くの人手、経費等を要し、早急な対応は非常に困難な状況であります。

今後の対応としては、要対策、監視箇所の定期的な点検、未施工箇所の工事の実施、これ以外の路線・箇所については、通常のパトロール点検事項に道路上部斜面の目視確認を加えるなど、これまで以上に落石危険箇所の監視を強化するとともに、落石が発生する箇所については安全対策工事を実施するための財源の確保を図り、一層の安全確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私はこの事故のニュースを聞いたとき、管理者である、これは県の関係ではございましたが、非常に責任上苦しい立場を思っ大変つらい思いを感じたところであります。津和野町でも同様の事故があっても決しておかしくない、そのようなことを感じたところでございます。大変この気になるニュースでありましたので、私も事故の現場を見学をさせていただきました。

県道7号線で、島根県浜田市から広島県三次市を結ぶ主要地方道であります。邑南町の現場付近でございますが、大変急傾斜が続いている区間でありまして、落石防止対策が至るところでとられておりました。事故があった付近につきましては、少し斜面が緩やかで、上部に杉林があり、落石防止ネット等は張られておりませんでした。まさに死角を突かれた形であったろうというふうに思ったところでございます。何としましてもこのような事故をなくしていく手だてはないものか、改めて道路管理のあり方を考えていかななくてはならない、そういったことを感じたところであります。

回答にもありましたように、要対策箇所については63%の完成であるとのことですが、完成に向けてさらに努力をしていただきたいというふうに思っております。残った対策箇所の点検も実施をされたということでございますが、これの点検結果あるいは県土木事業所の対応についてはどうであったかについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今回、議員の御質問を受けまして、県もそうなんですけど、昨日も県のほうで現場確認をされておられるようなニュースを見たところであります。町については先週の段階で、残っております要対策箇所と言われる6カ所を含めて対策済みのところも、一応、担当職員が山の上のところまで上がりまして、確認をしたところであります。

やはり、対策したところは何とか現状で大丈夫だというふうに報告は受けておりますが、あと残り6カ所については、今後やはり優先して対応をしていかないといけないというふうなことでございまして、県のほうにやはり財源的な確保をしていかないといけ



ないということもございますので、今、橋梁点検等も行っておりますが、橋梁点検で問題があった箇所について当然直していかないといけません、それよりも優先順位は高いというふうな思いもございまして、県のほうもそのあたりのところは理解をいただいて、町のほうから申請をすれば優先して対応させていただきたい旨の回答は得ておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） まだ未対策の箇所の点検も実施されたということでございますが、この未対策箇所でございますが、これ町民の人がどれだけこの路線が危険路線であるかといったところを知っておられるかなというふうに思うんですが、こういった危険箇所についてはきちんと公表をしていただいて、やっぱり通行される方にも注意を促す。あるいは、危険の注意看板こういったものを設置も重点的にやっぱりやっておく必要があるというふうに思うんですね。

やはり、そういったものがあるとならば、通行する人が少し気をつけることによって事故が防げる、そういったことが必ず、私はつながるというふうに思いますので、そういったこの路線はこういった危険路線でありますよということを町民の方に知らせる、そういった方法をぜひとっていただきたいというふうに思っております。

それから、日常のパトロール点検の中で、斜面の目視ということをぜひ加えていきたいという回答がありましたが、これも当然重要なことでもありますのでぜひとっていただきたい。そういうことをお願いをしたいというふうに思っております。

今回の事故についての原因が検証されておりますが、強風で木が揺さぶられた結果、根元の岩が動いた可能性があるという見方がされております。特に今後は、集中豪雨、想定できないような豪雨も発生する時代であります。台風また積雪後、もちろん地震発生後もありますが、点検には十分な対応が必要と考えますので、その辺についてもよろしくをお願いをしたいというふうに思っているところであります。

また、パトロール等も町としてもやられると思いますが、一番道路状況を詳しくわかるのはそこを通行される人だというふうに思いますので、やっぱり通行される人が何かの異変を感じた、そういったときには必ず町に連絡をしてもらいたいということも、ぜひ周知を図っていただきたいというようなことをお願いをしたいというふうに思っております。

全路線を完全に防護柵を設置するにはまだまだ時間がかかるというふうには思いますが、少しでも事故発生のリスクを回避する努力をしていくべきだというふうに思っております。安全対策にやり過ぎはありません。通行人の安全確保のために、さらなる努力をお願いいたしまして、次の質問に移ります。（「ちょっと、今の、危険箇所の周知徹底等々について」と呼ぶ者あり）それでは、もし、ございましたら。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 実際のところ、町内には、危険箇所というのは19カ所だけではなく、それ以上でございます。といいますのが、今、緊急点検をしましたのが1級、2級町道でございます、その他路線のところでは390路線はございます。1級が14路線、2級が24路線、このうち今点検の報告をしておりますのが、1級が4路線、2級が4路線でございます。今回、議員の質問を受けて、県のほうにも確認もしたんですが、なぜその当時、その8路線を選定したかわからないところもございます。というのが、日原側で申しますと、福谷～高嶺とか、一ノ谷～豊とか、かなり落石の多いところについて、この点検の路線からは外れておりますし、津和野におきましては、今点検をしておりますのが鉄砲丁～耕田線のみでございます、ほかの路線は、実際のところ点検をしていないような形になっております。このあたりのところで、1級、2級の町道で危険箇所を今改めて確認したんですけども、新たに16カ所も対策をしないといけないうらうというふうに思っておりますし、その他路線についても、もう大半が、山を走るものは危険なところでございます、このあたりをどうするのかというのが本当に今後の課題でございます。議員がお話しされたように、落石がありましたところについては、当然、落石危険の看板も今後設置をしていかないといけないと思うんですが、全ての路線の調査がなかなかきれいなということもございまして、順次、1級、2級については当然早急にしたいと思っておりますけど、その他路線については、順次対応させていただく現状であるというふうに御理解をいただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 本当に延長も長い町道、林道でございます。なかなか対策について大変とは思いますが、安全第一でございます。その辺についての努力をひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、次に三つ目の質問であります、看板整備について伺います。日原賑わい創出拠点づくり事業および枕瀬山森林整備事業等により、日原地域の活性化が図られようとしています。これらの事業とあわせ、看板の整備や更新も必要と考えます。一例ではありますが、下記看板についての見解をお聞きいたします。

一つ目でございますが、栄町と新地にある横断看板でございます。この看板については、同僚議員が一般質問でこれまでもされているものでございますが、色があせ、新鮮味に欠けています。書かれている内容も日原町という文字が残っているなど、合併後10年が経過した今、早急な整備が必要と考えます。

二点目でございますが、左鐙方面から日原市街地に入る箇所及び新地の交差点に、日原市街地や津和野町本庁舎等の案内板が必要と考えます。

三つ目でございますが、枕瀬山森林公園の下の駐車場にあります大きな看板には現在地も記されておらず、地元の人が見ても、位置関係がわかりにくい看板であります。訪れた人に、わかりやすく親切な看板に整備すべきと考えます。

四点目でございますが、友好の森は、日原市街地が一望できるすばらしい場所であり  
ます。多くの人に来ていただくためにも、入り口に案内看板の設置が必要と考えます。

以上についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、看板整備についてお答えをさせていただきます。

日原賑わい創出拠点づくり事業および枕瀬山森林整備事業等は、町民の皆様に、集い、  
語らい、楽しんでいただける交流拠点として整備し、地域活性化へと発展させていき  
たいと考えております。議員御指摘のとおり、案内看板等の更新も重要と考えており、今  
後、順次整備してまいりたいと思います。

まず一つ目の御質問であります。栄町と新地にある横断看板は、以前に他の議員か  
らも御指摘をいただいているところであり、できるだけ早急に着手したいと考えており  
ますが、現在、日原賑わい創出拠点づくり事業を進めているに当たり、地元を中心とし  
た住民の皆様に内容を御検討いただいているところでもあり、そうした機運を大切に  
し、横断看板についても議題として取り上げ、その仕様等について御検討いただいた上  
で整備に当たりたいと考えておりますので、もう少しの猶予をいただきたいと思いま  
す。

二つ目の御質問であります。国道からの誘導看板についても同様に、日原賑わい創  
出拠点づくり事業の検討とあわせて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を  
いただきますようよろしくお願いをいたします。

三つ目と四つ目の御質問について、あわせてお答えをさせていただきますが、枕瀬山  
森林公園下駐車場の看板の更新及び友好の森入り口への案内看板の設置についてであ  
りますが、キャンプ場を含めた森林公園は老朽化が進んでおり、改修の必要性を認めて  
いるとともに、友好の森についても、多くの皆様に快適に楽しんでいただくためには、  
もう少し時間をかけて整備を進める必要があります。そうした整備がある程度整った後、  
看板の整備についても行いたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この看板について、少し資料を提出させていただきました。  
まず、栄町と新地にある横断の看板でございますが、これには、内容的には、まず  
「歓迎 鮎とわさびと絹の町 日原町」ということで、現在もこういった表示がされて  
おります。これについても、この写真を見ていただいてもわかるように、もう「歓迎」  
とか、そういった文字ももう本当に遠くからは見えないような感じに劣化をしており  
ます。歓迎という言葉がございますが、なかなか来た人が歓迎の気持ちを持つ看板ではな  
いような気がしてならんわけでございますが、それと「日原町」、もう合併して10年  
がたちましたんで、何とかこの辺は、もうリニューアルに移行するべきではないかなと  
いうふうに感じております。

その上にあります「にちはら」という黄色い文字でございますが、これは夜光ります。  
大変、この物は、夜はきれいに見えますんで、いいなというふうには思いますが、昼

がいけません。やっぱり昼もちゃんとした看板に私は直す必要があるというふうに思います。先ほど、町長の答弁では、賑わい創出拠点づくりを進めているから、もう少し猶予をいただきたいという回答ではございましたが、それも、30年ぐらいまではかかる事業になります。こういった看板は、やろうと思えばすぐ私はできると思います。ぜひ、今年度でも予算づけをしていただいて、何とかやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘の点でございますが、至極ごもっともというふうに感じております。そういう部分では早急に対応したいところではございますが、にぎわい創出の中で、やはり大きな拠点ができます。この拠点に、いかに地域外の方を誘導するかということ考えた上では、何か効果的な看板にならないかというようなことがその話し合いの中でも出ております。そういったところを踏まえて、何らかのことを考えていきたい。ただ、そのにぎわい創出の事業自体が、日原でまず何かできないかということから始まって、所有者の方の交渉等、いろいろかなり時間をかけてまいりました。教育委員会との連携ということも出てまいりましたので、時間がかかっておるとところで、大変、ある意味、こういう事業の進捗の部分で御心配をおかけしているところは素直に反省をせんといかんと感じておりますが、そういった部分を踏まえて、何らかの方策を考えたい。その中で対応しますと、財源的な問題もある程度有利なものを取り込めるかなということもございます。そういったところを踏まえて、できるだけ早くということを進めさせていただきたいというふうに感じております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いつも最終的には財源の話が出てくるわけですが、下森町長さんが決断されれば、これはできるものだと思っております。余りに急いで、変な看板にははいけません、しっかりと町民の皆さんの意見も聞きながら、ぜひ進めていただきたいというふうに感じております。

次に、これ、国道187から日原に入ってきたところにある看板でございます。「城下町 津和野」ということで、左に向けて大変大きな赤い矢印で示されております。これだけ見ると、ここはまだ津和野町ではないのではないかというような感じもちょっと受けますが、私はこの看板自体が決して悪いとは思いません。津和野町の城下町にどんどん人が行ってほしい、そういう気持ちは十分あります。ただ、ここは右に行けば日原市街地があり、また、津和野町の本庁舎もあるわけですね。やはりここにもう一つ、日原市街地あるいは津和野町本庁舎はこっちですよという矢印のような看板も、ぜひ私は立てるべきだというふうに感じております。以前ここには、日原市街地という矢印が多分あったというふうに私は記憶しとるんですが、それが今ないんですね。これも何とか、これも大きい看板ではありませんので、余り財政的なことは考えなくてもできるんじゃないかと思いますが、これも先ほどの看板と一緒にようございまして、ぜひ検討いた

きたい、そういうふうに思います。これは、新地の部分でもちょっと見てみましたんですが、左に曲がれば本庁舎とか、そういった市街地であるという看板はどうもないんですね。それも含めて、これから日原市街地活性化に向けて頑張っていくわけですから、その辺も含めて対応をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それから、枕瀬山森林公園については、これ、私行って見たんですが、本当にあそこに立ってみると迷ってしまうんで、この看板を見るたびにひどく迷ってしまうような看板でございまして、天文台が左に書いてあるんですが、実際は右なんですね。現在地がどこにあるかもわからないというようなことで、恐らく、よそから来た人はひどく迷うんじゃないかというふうに思っております。どうかこの辺の整備についてもよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。町長、それでは最後に何かございましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず国道からの看板についてでございまして、これは以前に一般質問でもありましたし、観光業者、特に津和野地域の方々からの御要望ということでもあって、当時、津和野の観光地へ観光しに行くドライブで、ナビを入れたらどうも津和野を示すのが役場の位置をもとに示すということで、観光客の方がドライブで来ると、どうしても日原の本庁舎をナビが案内をしてしまうんで、そこからまたさらに十数キロ、観光地まで行かなければならないという混乱が生じておるといようなことがあって、そういう背景があって、このたびこの「城下町 津和野」という形で、もう少し先ですよというような形で、こういう看板をつくらせていただいたという経緯があったわけがあります。ただ、私もつくった後でこれを見て、ああ失敗したなと思って少々後悔したのは事実であります。というのも、今度は逆にもうその右側にでも、役場の位置、本庁舎はこちらですというのを両方つくったもの、矢印が両方に出るような形、そうしたものを、逆に今度はビジネスで役場に来られる方もおられるわけでございますから、そうした意味においては、一緒にそういうものも整備するべきだったということ、率直に反省をしたという経緯もあるわけでございます。そうしたことも踏まえて、今後この右側に、やはり庁舎位置を示すような、そういうものの看板というのはできるだけ早くつくっていききたいというふうにも思っているところでもございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

それから、枕瀬山についてでございますが、せっかく来ていただいて、それでまだ整備の初期段階でございますので、がっかりされても困るということもあって、できるだけ早く見ていただけるにふさわしい整備をした上で、看板というのはつくっていききたいと、誘導看板も特に含めてですが、つくっていききたいと。そのような考えでもございますので、できるだけ早く取り組んでいききたいという思いは当然のことでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（5番 草田 吉丸君） ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 6月最後の質問者になりましたが、通告しておきました件、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、まず1番目、歴史的風致維持向上計画についてお尋ねをしたいと思います。本事業計画は、平成25年度より平成34年度までの10年間で12事業が計画をされておるようではありますが、既に3事業はもう着手されております。本年度より三つの事業が計画をされておりますので、事業ごとに質問をしたいと思います。

まず、1番目、藩校養老館の保存修理事業が始まりますと、この2年間は掘り割りのコイも見られなくなる、このように思っておりますが、津和野の観光の主役であります、コイの観賞についてどのような対策を考えておられますか、お伺いをいたします。

2点目であります、津和野藩邸跡の公園整備事業についてお尋ねをいたします。本事業は、平成28年度より34年度までの7年計画であるというふうに思っておりますが、藩邸跡とは元藩庁跡の住宅や津和野高校の寄宿舎、校長住宅等が対象地域に入るのではないかというふうに思っておりますが、公園整備とは嘉楽園も整備対象でありますのか、この7年間の整備計画の内容と時期について、今年度はどこまでを整備されるのか、その範囲はどうなっておるのか、お尋ねをいたします。

3番目に、津和野駅周辺整備事業についてお尋ねをいたします。JR西日本広島支社では山口デスティネーションキャンペーンというのを打ち出されております。29年の9月に予定されておりますが、このキャンペーンではSL山口号に新型客車、レトロ感のある昭和初期の客車オハ31をもとに5両を製造すると、このような計画をされております。機関車も現行のC57とD51、デゴイチですね、この2台を交互に運行するというふうな計画であります。

また、駅舎、待合室、転車台の周辺も改修されるような計画であります、津和野町は駅一帯のデザインコンペを企画をされました、そのときに、もう審査はされておるようでございますが、最優秀賞に入りました企画のコンペですね、この成果と、駅前周辺整備設計管理業務委託料が、今、計画をされておりますが、このデザインコンペと、どのようにリンクをされる計画でありますか。

また、駅周辺の整備計画は、今回、予算計上されておるわけでございますが、トイレとか駅前周辺、いろいろ整備計画されておるんですが、このJRが計画しております駅の整備と、どのような整合性があるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。歴史的風致維持向上計画についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。養老館保存修理工事が着工の際には、養老館全体を素屋根（仮設足場及び覆屋）で覆うため前面の水路は観賞できないこととなります。対策としましては、2年間の工事期間中、コイを下流の水路（町民センター前等）に移動させることを考えております。

二つ目の御質問であります。事業の場所は、現在の津和野高等学校つわぶき寮から町営住宅・嘉楽園にかけての範囲でございます。整備事業内容としては、大手門の復元整備、藩邸の池泉庭園の復元整備を予定しております。

なお、当面は平成32年度までの事業として、大手門の復元整備を実施したいと考えております。この事業予定地が高校の寮の建っている場所であり、県教育委員会に寮の移転について検討をお願いしているところでもあります。町営住宅については、住民の皆様のお考えを最優先に尊重してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問についてでございます。平成29年9月から12月の期間中に実施される山口デザインエーションキャンペーンにあわせ、JR西日本が津和野駅及び機関庫跡について一部整備を計画しておられます。ついでには、昨年来、同じく整備計画を進める町とJRで、今後の両計画の整合性も考慮しながら随時協議を行っております。町では、歴史的風致維持向上計画に基づく事業として、先般、実施したJR津和野駅周辺のデザインコンペの結果を受けて、現在、基本設計に着手しております。駅舎及び駅前ロータリーについては、町が土地、建物の所有権を段階的に取得し、国土交通省の補助を受けて整備を実施すること、JRはキャンペーンにあわせて、当面駅舎内のコンコース、ホールと待合所の美化対策として、一部改修と転車台に展望スペースと安全柵を設置するという事で役割を認識しております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、養老館についてお尋ねをいたします。養老館の修理事業に入られるわけでございますが、これも、大方2億近い事業費を投じての2年間の大規模改修をされるわけですが、この間は、養老館の観覧はできないわけでございます。これに対して、観光客に対して工事内容の概要説明板、また案内板を設置されるお考えはありませんか。それと、修理されるに当たりまして、この修理の使用部材、土台とか、柱とか、はりとか、桁とか、そういうものは、腐食部材は恐らく修復しての改修工事と思っておりますが、このために作業小屋が必要になってくるというふうには思っております。また、当然、修復されると、機具の保存小屋も必要でありましょ

が、どこへこれを建てられる計画をされておるのか、また、この場所では大変狭いので、どこかに持っていかれるのか、他へ移して修理をされ、そこで保存され、そして最後に修復されていかれるのか、これについてどのような計画があるのか、お尋ねをいたします。

それで、次に三つ目の駅周辺整備計画であります。町は今回、駅舎の耐震診断をされるような予算を組んでおられますが、駅の庁舎はJR西日本の物じゃないかというふうに思っておりますが、駅舎は、待合室の改修はJRのほうが改修されます。そうしますと、駅舎はJR西日本の財産じゃないかというふうに私は思っておりますが、その物をなぜ町が耐震診断をされるのか、近い将来、駅舎でも購入の計画があるからこのような対応をされるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、養老館のほうについてお答えをさせていただきたいと思っております。解体をする間に観光客の方が、今までは中に入って養老館周辺も観光しておられたわけですが、工事になりますと、なかなか現場の中へ入るといことはかなわないかなというふうに思っております。その辺で、時々は工事を、様子を見る機会を設けようかなという事は相談をしております。ただ、中の展示とか内容についてのパネルについては、今のところまだ検討はしておりません。ですので、また工事に入った段階で、どういう形でこの養老館の説明ができるかということについては検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、部材等の収納場所については、基本設計によりますとコミセンの裏側、庭と川との間のスペースを利用して、いわゆる小屋を建てて収納しようという設計になっておりました。ですが、議員言われますように、いろいろな作業のスペースとしては、いささか狭いかなという気はしております。この辺は、最終的に入札で応札をされた業者さんと細かい詰めをしながら作業に入っていくしかないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の耐震診断でございますが、議員からもありましたように、現在、JRの駅舎についても、まず、トイレについてはデスティネーションキャンペーンに間に合わせたいという考えがございますので、早い段階での移譲と申しますか、町に対して、その所有権を移していただくという形をつくっていきたいというふうに思っております。駅舎本体につきましては、段階的にそういった形での整備をせざるを得んのかなというところがございます。改修工事となりますと、やはりどうしても事業主体が町ということでないとなれば、財源的な問題も出てまいりますので、そういうことを考えております。その辺等々、念頭に考えますと、やはりまず耐震的な問題を十分検討をしなければ、基本中の基本になると思っておりますので、その上での整備をしていく



と、コスト的なことを考えますと、ある程度、現在の建物を生かしていくという必要が出てくると思いますので、そのためにはどうしても、その耐震診断というのものが現時点で必要になってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 余りよく理解ができないのですが、それはまた次に回しますが。

次に、日本遺産についてお尋ねをいたします。津和野今昔～百景図を歩くが日本遺産に認定されたわけでありましたが、日本遺産センターも開所されて大変なにぎわいしております。現在、5コースが探訪コースとして認定されております。その中に弥栄神社が、文化財の指定はありませんが、百景図の16番目に探訪コースとして入れてあります。この弥栄神社は境内の入り口の石の鳥居があるわけですが、これが大きく損傷しております。落下するんじゃないかというふうなことで、針金でぐるぐる巻いて補強をされております。また、本殿前の木製の大きな鳥居も、親柱が腐食して補強されておりますが、本当、危険な状態にあります。探訪コースの拡大計画の中に、松林山天満宮をという声が上がっておりますが、この百景図の71番目に天神山が記してあります。ここも木製の鳥居が転倒寸前であります。このような状況になっておりますが、また、本殿前の庭には、これ災害であろうと思うんですが、大きな木が倒れて、現在、参拝をできるような状態にありません。氏子の問題もあると思われるので、太夫さんとお話をさせていただきましたが、この天神山については氏子というのはおらないわけでございます。今までは自治会あたりが協力して除草したり、いろいろなことをしてきたわけですが、このようにして天神山もそのまま、立木も倒れたままで放置してありますが、これを町で管理することは憲法上の政教分離に抵触するおそれがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。抵触してそれができないのであれば、この修復に、ふるさと納税の善意の寄附金があるわけですが、これをひとつ対応される考えはないのか、この現状を放置されておりますと、日本百景探訪コースにも大変影響が出るというふうに私は思っておりますが、これについてどのようにお考えか御答弁いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、日本遺産についての御質問についてお答えをしたいと思います。

御質問の弥栄神社及び松林山天満宮の鳥居についてでございますが、特に松林山天満宮の鳥居につきましては、既に傾いており危険な状態でございます。修復が憲法上の政教分離に抵触するかについては、鳥居は宗教的なシンボルであり、政教分離に抵触すると思われまます。また、宗教に関係なく、町の所有物でも管理対象物でもなく、文化財の指定等、町での修復助成をするための理由に該当しておりませんので、直接あるいは間

接的にも、町で修復を行うことは無理だと思われます。修復については、神社や、その氏子の方々に御対応いただくことが基本であると考えます。

ただ、今回の日本遺産認定により、観光客の方がその構成要素をめぐることが予想されます。その際、議員が御心配いただいておりますように、危険な状態のままでのまちなめぐりは、町の観光対策としては大きな課題になります。日本遺産の構成要素の観点の中で、費用が発生しない範囲であれば、危険の除去を行うことは可能かと思いますが、費用負担が発生した場合には、基本的には所有者負担になると考えます。

日本遺産認定後、教育委員会では、その構成要素の中で、まだ文化財指定を受けていないものに対し、文化財的な価値が認められるものについては、国、県あるいは町の文化財指定を行うよう随時調査を行っております。指定を受けた場合は、宗教には関係なく、文化財を守る観点で補助等も検討できるかと考えます。ただし、今回の御質問の鳥居については、現在のところ文化財としての価値を認めることができないことが予想されますので、現段階では対象としては困難だと思います。

なお、ふるさと納税につきましては、平成20年度の制度の開始に合わせ、本町としましても取り組みを行ってまいりました。平成27年度までの寄附金総額は4,002万8,717円となっております。基金積立額につきましては、事業別に産業振興132万10円、自然保全330万3,303円、医療福祉310万7,827円、観光振興42万6,881円、教育文化495万3,406円、その他637万5,882円、合計1,948万7,309円となっておりますが、ふるさと納税も町の会計でありますので、同様に困難であると考えます。

なお、御質問いただいた後に、松林神社の宮司のお方ともお話をさせていただいております。状況によりますと、氏子総代の方が数年前に亡くなられて以降、氏子をまとめられる組織ができていないというのが現状でございます。草刈り等もなかなかできないということで、先ほど議員さんのほうからもおっしゃられましたけれども、自治会の有志の方が草刈りをしておられたようでございますけれども、最近はその辺も十分に行われていないのが現状だということでございまして、今、教育委員会で百景絡みでいろいろ管理をお願いをしております集落支援員の方に草刈りには行っていただこうというふうに、今、計画をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 私は大変、教育長さん、冷たい答弁と思っておりますが、平成22年6月の議会で、今から6年前になるわけでございますが、私はこの弥栄神社の本殿の上棟式の棟札が発見されたことを、これは、安政6年、1859年でありまして書かれておった札が発見されました。約150年前の建築されたことが判明したわけですが、これを登録有形文化財に登録していただきたいというふうな質問をしました。そのときに、津和野町は、城下町全体を遺跡として位置づけており、城下町遺跡群の一つとして考えておるといふような答弁でありましたが、そのときに、歴史的価値

が評価されるような調査を進めていきたいというふうな答弁でございましたが、それから6年もたつのに何らされたようなふうもありません。今回、多胡家の表門が、これは安政7年ですか、1860年の棟札が発見されまして、去年、修理をされました。この門は県の文化財の指定を受けておられます。同じ年代より1年早いこの弥栄さんの、なぜこれが受けられなかったのか、1年後の多胡の門は認定をされております、といったようなことがあるのですが、また、町の文化財として、私、天神山やら弥栄さんのことを言いましたが、県の指定に鷺原八幡宮やら、また県の指定、三渡八幡宮、町の指定として左鐙の八幡宮やら青原の八幡宮が、町の指定、登録有形文化財になっておるわけです。そうしたことを見ますと、この弥栄神社と天満宮だけが入っておらないように思うんですが、今後、これを文化財登録についてしっかり対応していただきたい、このように思っております。

そして、弥栄神社の境内に国の指定の大けやきがあります。周辺に柵が設置されておりますが、この柱も腐食して大変危険なような状態にあります。景観的にも大変見苦しい、また、標識が立っておりますが、これも根元が腐って、もう倒れる寸前であります。私もちょっとさわったが、本当、いらわんほうがええ、もしか手を触れて倒れたら弁償するような、というふうな状態にあります。また、その横に大けやきの説明板であろうと思うんですが、全く見えません、字が。このようなことが、今現在、そのままになっておるわけでございますが、この神社ではこれから、輪くぐり神事や、また町が計画をされております三大芋煮の地酒の会と、ここで毎年やっておられたわけですが、そして、また7月には鷺舞の神事もここで始まります。文化財の指定を受けている大けやきの周辺整備ぐらいは、早急に実施されるべきじゃないか、このように思っておりますが、これについて至急対応ができるのかできないのか。また、史跡として指定されずと、先ほどの八幡宮、天満宮も同じなんです、これは敷地、建物同様に保護することが可能になるわけでありませぬ。そういったことを踏まえて、一日も早い指定を受けられるような準備をし対応させていただきたい。私はなぜこのように申しますと、6年前に、このことを申し上げておるんです、本当は、天満宮、ここでも、弥栄さんのことも。ですが何ら対応して、今日まで、いただかなかった、そのことについて大きな不満を持っております。いつ、このような手続をしていただけるか、また、これ参考までに申し上げますが、さっき教育長さんの答弁で、鳥居は宗教的なシンボルなんで、これは政教分離に抵触するというふうな御答弁いただきました。そして、いろいろな指定について、今の鳥居については、文化財の価値が認めることができないというふうにも申されました。そして、ふるさと納税について、私は細かい金額、無理に教えてもらわんでもいいんです。この基金で、この金で、そういったことに使えないかということをお聞きしたかったわけですが、何か、これも町の会計なので使えないというふうに申されておりますので、それはそれとして受けとめますが、平成22年に国の重要伝統的建造物群保存地区に津和野の本町通りの民家11戸が国の登録有形文化財に認定

をされました。その前に津和野のカトリック教会、これが認定されております。私は、政教分離が云々と言われるんならこれもいかがとは思われますが、認定すればどこでも修理ができるわけですから、今回も修理費が700万円ばかり計上してあるじゃないですか、カトリック教会に対して。国、県、町の認定をされれば、何らかの助成金が出るわけなんです。それだから、私も弥栄神社も天神様も早く認定をしていただきたいというふうに思っておるんであります。その前に、20年には日原町の家も指定されたような経緯がありますんで、なるべく、これは国の重要伝統的建造物だから、重伝建のことで認定をされておりますんで、文化財というふうな、取り合わせがどうか、よく私はわかりませんので、こういったことで認定されれば、例えば、さっき言いました、カトリック教会でも修理費が出されるというような制度があるんですから、一日も早い認定準備にかかっていただきたい、このように思っておりますが、町はどのように思っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、けやきの件でございますけれども、けやきにつきましては、町の天然記念物に指定をされておりますので、昨年も枝の重みで、支えをしておりました支柱が痛んでおったということで補正をつけさせていただいて、修理をしたところでございます。また新たにそういったものが見つかったということであれば、その辺については、修理をしていかないといけないかなというふうに思っております。

それから、文化財の指定についてでございますけれども、これにつきましては、なかなか一朝一夕で簡単に指定ができるものではない、だからこそ指定を受けた場合には補助金がつくというふうに私は思っております。県の指定を受けました多胡の門につきましては、当然、それだけの価値があるということで県の指定を受けたわけでございます。年代が同じだから、それじゃ神社仏閣が同じように同じ年代で建てたものであれば文化財になるかという、なかなかそうもいかないというのが現実でございます、建物に特徴があるであるとか、歴史的に由緒があるであるとか、いろいろな構成要素の中で判定をされて、認定に至るわけでございます。先ほどの答弁の中でもお答えをしておりますけれども、日本遺産という新たな構成要素の中で、できるだけ文化財につなげていけるものはつなげていきたいという発想の中で、今、動いております。ただ、この認定には国、県、それから町と3段階の要素がございます。通常、下の、いわゆる町で認定をしたものが、格上で県とか国に上がるということは、なかなか厳しいものがあります。ということで、一番最初に認定を受けることというのが非常に大事なポイントになりますので、県で受けたものを国に認定がえをするということになると、またそれなりに違う要素を組み込まないと認定がえができないという、そういうこともございますので、安易に町の認定を受ければいいじゃないかというわけにもいかないというのが現実でございます、認定のランクをどのあたりを狙っていくかということも含めて、今、検

討をしておるところでございますので、今しばらく御容赦をいただきたいと思っております。

それから、先ほどカトリック教会のことを、お話をいただいたわけですが、これ政教分離といえば、政教分離なんですけれども、要は文化財としての価値を認められたから、その政教分離を外してでも補助ができると、そういうことでございますので、御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） カトリック教会のことをなぜ出したかといいますと、町、国、県が指定すれば、当然、さっき教育長、言われたとおり、保障できるんですから、そういった意味で、私も、弥栄さんも天神山も一日も早く認定をしていただきたいというふうな念で申し上げただけでございます。国、県の認定は大変難しいというのはわかっております。でも、やらんにやいつまでも現状、ほっとくようになるんですから、一歩でも進むように努力していただきたい、そのように強く要望しておきます。

それでは、次の美しい森林づくりについて質問をいたします。町長は昨年、町村合併のとき、記念式典において、美しい森林づくり条例を制定する方針を明らかにされております。町外で相次ぐ木質バイオマス発電施設に伴い、森林面積が9割の津和野町でも伐採がふえる傾向にある中で、町内で木材を有効活用して循環させるために、条例の制定に着手すると、このように申されております。また、条例案と具体的な施策を盛り込んだ行動計画案を検討し、この6月定例会において制定を目指す、このように式典で表明をされました。また、ことし3月に津和野町の木質バイオマスガス発電化のパンフレットが全戸に配布されております。いろいろと問い合わせが私のところにもありました。今、このバイオマス発電については、町内では大変な物議を醸しておるわけですが、発電所の件は、議会で今、調査特別委員会が設置されておりますので、これについての質問は省きますが、今回、提出されます美しい森林づくりの条例化とバイオマスガス発電の関連について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、緑化推進についてお尋ねをいたします。津和野町は島根県緑化推進委員会の正会員であるわけでありますが、毎年、会費を納めておられるわけでございますが、町の関連事業とはどのような事業があるのか、また、平成27年度津和野町の野中自治会が、環境緑化事業に取り組んでおられますが、事業内容はどのようなことをされるのか、また、学校募金として、いろいろ学校が津和野でも入っておられるようでありますが、どういうふうな仕事をされるのか、そういった内容がわかれば説明をしていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、美しい森林づくりについてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。津和野町の9割を森林が占めており、かつて、町内の森林は地域の生活を支え、数多くの恩恵をもたらしていました。しかし、近年、人々が山林を手入れすることが少なくなり、荒れた暗い森林がふえております。

平成25年7月の豪雨災害では、上流に位置する山林の土砂崩れに合わせ、間伐後の林地残材や立木も大量に流出し、日常の安全安心な暮らしが脅かされました。これにより、改めて森林が果たす役割の大きさと、その重要性を考えさせられたことから、全国でも事例が少なく、山陰では初めてとなる美しい森林づくり条例を制定することといたしました。この条例では、町や森林組合、森林・林業関係者の役割や、森林を所有している人はもちろん、所有していない多くの町民の方々にも、もっと森林に対して関心を持っていただくことを期待しております。

条例制定後は美しい森林づくり構想の策定作業に着手しますが、森林のあり方や、私たちの生活と森林の役割、その活用方法などを具体的に計画していくことや木質バイオマス発電とのかかわりについても明確にしていきたいと考えております。

二つ目の御質問であります。現在の公益社団法人島根県緑化推進委員会の正会員は県と県内市町村、県内森林組合、県木材協会や県林業公社、県内各地の農林建設業協会、NPO法人もりふれ倶楽部など48団体で、賛助会員は県内の各種事業体242団体と34人の個人となっております。津和野町の年会費は、均等割額3万8,000円と人口・面積割額3万円の合計で6万8,000円を納めております。

また毎年、実施しております緑の募金も、この緑化推進委員会の事業で集められた募金を活用して緑の募金公募事業を行っております。

本町では、これまで平成13年度に野中里山倶楽部が森林整備事業を活用、平成15年度に中川自治会、平成19年度に津和野公民館、平成24年度に牧ヶ野自治会、平成26年度に、すがわまちづくり委員会、平成27年度に野中自治会が環境緑化事業を活用しております。

また、緑の少年団活動事業への支援も行われておりますが、登録をしているのは木部小学校1校のみとなっております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） また、条例については、今度、議会で条例案が出ておりますので、そのときにしっかり質問をさせていただきたいと思っておりますので、これについては置きたいと思っております。

次に、協力隊員や支援員、企業人の雇用の状況についてお尋ねをしたいと思っております。年度当初で、募集計画では地域おこし協力隊員が36名というふうな計画でありましたが、その時点では、まだ12名が未定でありました。集落支援員の方も16名中5名が未定であったようでございますが、まだ現在までに全員の方が就任されていないと思うんですが、どこの部署でどれだけの者が就任できないのか、その部署では応募がなかったのか、現在の状況について説明をいただきたいと思っております。

2番目に、臨時職員の定年制についてお尋ねをしておりますが、これは嘱託職員は規定では、定年は60歳とするというふうにあるわけでございますが、臨時職員は65歳で退職をされておられるようであります。また、集落支援員の方は66歳や68歳の方を、雇用をされておられるわけでございますが、この雇用の基準についてどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

ちょっと余分なことでありますが、参考までに申し上げておきますと、津和野町の公民館に臨時職員の方がおられました。今年度65歳で退職になっておられるようでございますが、この方は、ボイラーの資格も持ち、樹木の剪刀能力もあり、技術も持っておられた方です。公民館の中庭のほうの樹木の剪定や、これは勤務時間内の合間に、今まで随分整理されておりました。これに対して、観光客も本当、整理された風景に大変喜ばれておりましたが、今後は、この植栽管理をいたしましても臨時の方がされるわけにはいきません。そういったことで、今度はどこかの業者をお願いをするというふうなことになろうと思うわけでございますが、こういったことを踏まえたとき、有能な技術者や有資格者がおられるときには、本人の希望があれば、延長雇用も考えるべきじゃないか、このように思っておりますが、どのように思っておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、協力隊、集落支援員、企業人、雇用状況についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。地域おこし協力隊員、集落支援員、地域おこし企業人の6月1日現在の雇用人数は、地域おこし協力隊が、つわの暮らし推進課が15名、農林課12名、商工観光課3名、教育委員会2名の合計32名でございます。

集落支援員は、つわの暮らし推進課7名、農林課2名、商工観光課2名、教育委員会5名の合計16名となっております。また、地域おこし企業人は、つわの暮らし推進課に2名となっております。

続いて、二つ目の御質問であります。総務省通知によると、集落の住民が集落の問題をみずからの課題として捉え、市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していく方策として、集落支援員制度が定められております。また、集落支援員は、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材であり、集落の見守り役ともされております。

町といたしましては、それぞれの分野に分かれて、地域の実情を把握し課題の解決等の支援に当たることを目的として採用をしているところでございます。雇用期間については、総務省の規定には明確に定めたものはなく、地域おこし協力隊員の任期が3年となっているため、この期間を雇用の目安と考えておりますが、事業の継続性を考慮して、期間を延長して雇用する場合も実態としてございます。また、地域おこし協力隊と同様に非常勤特別職になるため、定年制はないと考えております。

この制度を活用し事業を積極的に進めている当町としましては、地域の課題解決に取り組むに当たってはなくてはならない存在と考えておりますので、募集・採用に当たっては、事業内容を踏まえて応募者の面接等を厳正に行い、有能な人材の採用に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 協力隊員のことについては、同僚議員もいろいろ質問しておりますのでおきたいと思いますが、ただ一点だけ、これらの隊員の交通事故がこれまでに何件か起こってきております。そういったときに、これは職員同様の処分規定で対応されるようになっておるのでしょうか。それについて、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 地域おこし協力隊、集落支援員、地域おこし企業人でございますが、いずれも非常勤特別職ということでございます。既に前例で協力隊員が大きな交通事故を起こしたときもございましたが、そのときにも職員に準じて処分しておりますので、職員と同じということでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、最後の質問に入りたいと思います。

伝統工芸についてお尋ねをいたします。

これは森林の中に桑科の落葉低木のコウゾやジンチョウゲ科のミツマタ等を、生産をして集めたものを、材料を、町へ下ろして室でうむして河原で乾燥させて、冬になりますと河原の中で浸して、皮はぎが始まっておりました。この工程で紙すきの材料が生産されておったわけでありまして、これはまさに冬の風物詩であったわけでありまして、現在はこのような姿を見ることはありません。当町には手すき和紙は石州半紙としての評価も大変高い、また和紙も需要が多く、紙人形や賞状や半紙等、また名刺等にも多く使われておりました。

特に津和野町は、スポーツの大会等の賞状には現在も和紙を使用されております。これは選手からも大変好評であったわけでありまして。今現在は閉鎖されておりますが、幸いにこの昔の紙すき場、伝統工芸社というのがあったわけですが、現在もそのまま保存されているようであります。津和野の伝統文化の紙すきの再開は、観光振興にもつながるといふふうに思っておりますが、これについて、やはり企業でも斡旋されてこれが再開できないか、このように思っております。そうしますと、津和野の観光にも大いに観光振興にもつながってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、このような企業の斡旋をされるようなお考えはありませんか。お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、伝統工芸についてお答えをさせていただきます。



議員御指摘のように、津和野町の手すきの和紙は石州半紙として評価も高く、再開発につながれば本町の商工業・観光の振興に大いに寄与できるものと考えております。

実際の展開につきましては、商工観光課が担当いたします空き店舗活用、創業支援及び今回創設いたしました地域おこし協力隊による事業承継、親族による事業承継等の各施策の利用が可能であろうと思っております。特に、今回要綱を制定いたしました地域おこし協力隊による事業承継、親族による事業承継等の両施策については、6月末発行の町広報誌において広く町民の皆様に周知を図ることとしております。

当然のことながら所有者の方の御意思もあることと考えておりますが、町におきましては、制度の周知後、案件が発生しました場合には、窓口となる津和野町商工会とも密接に連携しつつ、事業の継続性、支援終了後の対応等も考慮の上、所有者や希望者の方々とも十分に協議し、対応していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 津和野の石州和紙は大変有名でありますので、ひとつこれを再開してぜひできるように、今、津和野町の体育協会あたりも和紙の賞状を、津和野のある会社に頼んではおりますが、大変これもよそでつくっていただいております。津和野でできれば、昔みたいに町の透かしを入れた本当に和紙の賞状ができればありがたい。また、津和野のこういった観光の一助になるんじゃないかというふうに思っておりますので、ひとつ企業に向けてしっかり誘致していただくようお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。

以上で、今定例会8名の一般質問が全て終結をいたしました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会といたします。お疲れでございました。

午後0時03分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 28 年 第 4 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 28 年 6 月 22 日 (水曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 28 年 6 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 74 号議案 平成 27 年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更  
契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 75 号議案 平成 27 年度星の子ステーション改修工事請負変  
更契約の締結について
- 日程第 4 町長提出第 76 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～  
平成 32 年度) の変更について
- 日程第 5 町長提出第 77 号議案 津和野町美しい森林 (もり) づくり条例の制定に  
ついて
- 日程第 6 町長提出第 78 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 79 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
について
- 日程第 8 町長提出第 80 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業  
の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予

- 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第81号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第82号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第83号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第84号議案 平成28年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第85号議案 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 町長提出第86号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 町長提出第87号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第88号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 町長提出第89号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 町長提出第90号議案 平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 町長提出第91号議案 平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第92号議案 平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 町長提出第93号議案 平成28年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 発議第1号 「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書(案)」の提出について
- 日程第23 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第24 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第25 議員派遣の件
- 日程第26 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第27 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第28 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第74号議案 平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第3 町長提出第75号議案 平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 町長提出第76号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について
- 日程第5 町長提出第77号議案 津和野町美しい森林（もり）づくり条例の制定について
- 日程第6 町長提出第78号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第79号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第80号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第81号議案 津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第82号議案 津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第83号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第84号議案 平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 町長提出第85号議案 平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 町長提出第86号議案 平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 町長提出第87号議案 平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 町長提出第88号議案 平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第89号議案 平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 18 町長提出第 90 号議案 平成 28 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 町長提出第 91 号議案 平成 28 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 町長提出第 92 号議案 平成 28 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 町長提出第 93 号議案 平成 28 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 発議第 1 号 「青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）」の提出について
- 日程第 23 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第 24 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 25 議員派遣の件
- 日程第 26 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 27 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 28 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君  
 教育長 …………… 世良 清美君

参事（兼健康福祉課長）	……………	齋藤	等君
総務財政課長	……………	福田	浩文君
税務住民課長	……………	吉田	智幸君
つわの暮らし推進課長	……………	内藤	雅義君
商工観光課長	……………	藤山	宏君
農林課長	……………	久保	睦夫君
環境生活課長	……………	和田	京三君
医療対策課長	……………	下森	定君
建設課長	……………	田村津与志君	教育次長
教育次長	……………	羽多野	寿子君
会計管理者	……………	山本	典伸君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成28年第4回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、岡田克也君、5番、草田吉丸君を指名します。

#### 日程第2. 議案第74号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第74号平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 今回、下水管の工事が出たわけですが、これはまあ、工期変更だけではありますが、ここに書いてありますとおり、大変軟弱地盤で湧水が多いというふうな条件ではありますが、こういったことになると、工期変更だけでなく、金額変更も出てくるんじゃないか、といいますのは、路床・路体まで全部掘られるわけで、埋め戻しの材料が恐らくこれではできないというふうに思っておるんですね。転石が多いとか湧水が多いので、汚泥になってしまうんであると思いますが、こういったことが先で起こるのか、まだ63日ほど工期を延ばされておりますが、この期間で埋め戻しの材料をどういうふうな計画をされておるのか、今すぐ金額変更はできんと思いますが、工事最終日までぐらいにはその計画になると思っておられるでしょうか、わかれば。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、後山議員の御質問にお答えしたいと思います。

工期につきましては、初日に御説明したとおり、転石まじりの問題、それから、風呂屋井堰の仮設ポンプの揚水の出水期が始まったということで、水の流入が入るということで、工事の延期をお願いしたところでございますけども、工事費につきましては、転石の土量等につきましては今のところ契約金額の7,200万強の金額の中で何とかおさまるんじゃないかと、今のところ予想しております。最終的に終わらないとわからないわけではございますけども、今の段階では工事金額の変更はないという予想をしております。

ナガヨシ技建さんも頑張ってくださいまして、今現在、鷺原のカーブのところまで既に本管につきましては実施をしております、難関の用水路は突破したという段階で、今後、工事の部分につきましては、若干早くなる可能性も出てきております。あと横断等の工事が残っております。そういった部分につきましては、今回63日間の追加をお願いしておりますけども、今のところ契約金額につきましては、変更がないというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第74号平成27年度鷺原地区下水道管布設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第75号平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号平成27年度星の子ステーション改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第76号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第77号津和野町美しい森林（もり）づくり条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 内容につきましては、大方僕はいいと思うんですが、条例があって森林憲章ってのが続いてきます。憲章が条例の中に入ってくるというのは、前文だったらわかるんですが、憲章っていうのが入ってくるのであれば、条例とは別にすべきではないかなと思うんですが、条例の中に憲章を入れるという理由と。



それと2ページになるんですが、美しい森林（もり）ということで、これまで津和野町ではこういった絵とといいますか、図が入るような条例ってのはなかったと思うんですが、これはこのまんま条文として絵と図が入る条文になるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 憲章で前文を示してるわけですが、このような事例があるということで、条文としては大丈夫だろうというふうに思っております。

それから、絵が入ったような形になっておりますが、この部分も事例があるということで、こういう形で提案させていただきました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 一、二点お伺いしたいと思います。

この条例制定についてであります、「森林は現在も地域の基盤であり、町民共有の財産であることを再び認識した」と、このような文言が書いてありますが、この第3条の中に、「森林の所有者は適切な森林管理を推進するとともに、美しい森林（もり）づくりに取り組むさまざまな主体に協力すること」と、こういうふうな文言があるわけですが、そこでお伺いしたいんですが、これらの森林について、やはり地籍調査が今までずっとされてきておると思うんですが、これの関係、今、町全体でどのぐらいの地籍調査がされておるのか。

また、もう一点、町行造林、公社造林の今まで35年契約が、80年に契約変更問題が起こっておるわけでございますが、これに対しての地上権の消失問題、また権利放棄の問題、このような問題もあると思われませんが、これはこの条例とどのようにさしていられるのか、お尋ねをしたいと思います。

ここでお尋ねするのはいかがかと思いますが、長伐期変更契約が成立した町行造林は、大体52件で、今10件ぐらいの割合で契約されておるようではありますが、公社造林につきましても、契約は85件中45件と約半分ではありますが、こういった長伐期変更契約ができない地権者がおられるわけでございますが、これがどのようにこの条例と関係が出てくるのか、そこのあたりは大丈夫なんでしょうか。言うところのことわかりますかね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 地籍調査の関係の、今、山林の進捗状況ですが、大変申しわけございません。手持ちで資料を持っておりませんので、必要があれば、また御案内します。

また、今度、決算の関係のときには、資料をきちんと提出をさせていただこうとは考えております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃる町行造林及び公社造林の長伐期に対する契約の件数ですが、私より詳しい数字を御存じで、私もはっきりした数字は存じてはいませんでした。

今そういった公社造林、町行造林については、今すぐ皆伐して材を出すというのではなくて、間伐を続けて、それで木を大きくして売っていかうという流れになっておりますが、この条文とイコールというわけではございませんが、山に手を入れようということは、この中に入ってるわけでありまして、そういった町行造林、公社造林以外のところ、私有林、そこにメスを入れなきゃいけないということで、この条例ができてるといふ理解でお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山議員、今の答弁でいいですか。

○議員（1番 後山 幸次君） 資料が、いいです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今回、美しい森林（もり）づくり条例が出たわけですが、国会のほうで森林環境税なども少し議論されておるようではありますが、これとの関連性があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど言われた税の問題は、今、着々と進んでおるわけですが、それとこれとが直接かかわっての条例の制定ではございませんで、今、環境省あたりも森里川海というプロジェクトを進めておりまして、その中にも森林のメタボ解消という項目が入っております。そういったことと連携した形での条例という形で御理解いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 前回、これ申し上げましたけど、この条例、将来、山に携わる方が何らかのこの条例に違反したというようなことで、何らかの罰を受けるとか、そういうことが生じる条項がこん中にありますか。それをちょっとお伺いしますが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この条文の中に、罰則がつながるようなそういう条文はございません。あくまでも、これから美しい森林づくりの委員会を立ち上げて、その中で具体的な事業計画などを出すわけですが、その中にも罰則規定は盛り込めないと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この美しい森林（もり）づくり条例でございますが、全国に先駆けてこういった美しい森林（もり）づくり条例を制定されたということについては、大変私は意義があるもんだというふうに思っております。

そうはいつても、全国どの市町村も山を抱えております。それぞれの町村のいろんな取り組みもされてるといふふうに思いますが、こういった条例を先駆けてつくったということは、やはり他の市町村より何か特徴的なものやっぱりやっっていく、そういった必要も出てくるというふうに思いますが、これからそういった協議をされるというふう

にはと思いますが、何か他町村と違った特徴的な取り組み、そういったことが何か1点でも話すことがありましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 全国的に見ますと、こういう山に対する条文を掲げてる市町村は数市町あるわけですが、山陰地方では初めての条例になっております。

今、先ほども申しました環境省も40年前から比べると山の材積量が2.5倍以上になっていると言われておりまして、環境的にも山を管理しないと環境が悪化する一因にもなってしまうということで、環境省の側からもメタボ解消というものが出ております。

そういったことは、我々5年前から「山の宝でもう一杯！」プロジェクトをしながら、山に手を入れようという活動をしてきたんですが、それをより強固なものにしようということで、この美しい森林（もり）づくり条例を制定しようという流れになっております。

この美しい森林（もり）づくり条例を制定した後、さまざまな活動をする間にいろいろとその出てくる材をより有効に活用するという方策について、また検討していくということになるかと思っております。

その辺を先駆けてやっていくことで、周辺の吉賀町、益田市も同じような条文をつかっていただいて、この高津川流域がより美しい山になるように、そういう働きかけもしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長、今の質問の中で具体的に質問の中にはないけども、国や県や等々のこの条例を制定することによっての、国の事業等に有利なことがあるかどうかも含めて、答弁してあげてください。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 国やそういうところ県の事業に対しての有利になるかどうかは現段階ではわかりませんが、姿勢として津和野町は、こういう形で山を管理していること、みんなで呼びかけているということは、意思是伝わると思っておりますので、そういう形で国や県にも働きかけていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長、今の答弁でいいですか。町長。

○町長（下森 博之君） 美しい森林（もり）づくり条例をつくるということで、津和野町、全国にも特色のある取り組みをしていくべきだという議員の御質問でもあったかというふうに思っております。町もまさにそれが自伐型林業を進めようというところ、その特色が集約されるというふうにも思っております。自伐型林業を成功させていく。そして、それを町内の森林所有者の皆さんにも広げることで、町内のまさに美しい森林（もり）づくりが広がって、それが結果的に災害に強い、そういうこの森林づくりにつながっていくというところに、津和野町の全国に先んじて進めていこうという部分の特色とメリットが出てくるんだろうというふうに認識をしているところでございます。

今回、その条例をつくることイコール国から有利な補助金が取れるということではないというふうに思っておりますが、ただ、以前にも申し上げたように、現在、森林環境税の創設に向けて大きく動きが出てきたというところと。

それから、その環境税に向けて本年28年度も政府のほうでは、地方財政計画500億円をもう盛り込んで、そして、実際にもう自治体が森林整備をするところについては、その交付税措置等をしていこうという、実際もう今年度から動きが始まっているという状況であります。

実はそう言いながらも各自治体の動きとしては、その500億円をしっかりと使えるほどの今までのまだ取り組みができてなかったことによって、十分にまだその部分がニーズがないというような状況も出てきているというふうに伺っているところであります。

ですから、津和野町は、まさに全国に先駆けて条例もつくり、そして条例に基づいて、いろんな森林整備のこの動きが町内全体に広がっていくということを先に取り組むことで、恐らくいろんな国の補助金というのが、まだ全国にニーズがない中でも、津和野町の場合は、いろんなものが取り組みを導入していけると、そういうものにメリットが出てくるだろうというふうに私自身は感じているところでありますして、そういう面からも早く条例をつくって、そしてその森林づくりの輪を実際のところで広げていきたい。そういう思いでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 関連になろうかというふうに思いますが、先ほどもありましたように、森林憲章の中に、もうかる森林というふうなことも目指したいというふうなものでございますし、この条例そのものは一つの考え方といいますか、構想であろうかとは認識しております。

ただ、今、自伐林家の話もありましたが、現状としてなかなか自伐林家がふえていないといいますか、考え方はあるにしても、自伐林家をふやすことが何よりも必要であろうというふうな思いであり、またそれが転じてもうかる林業と言いますか、そういった形に行くのではなからうかというふうにも思うわけであります。

3条で、森林所有者なり町のかかわりといいますか、そういった役割を書いておりますが、今後やはり、今まで以上に普及啓発というものが、町として必要でもありますし、ああしたパンフレットを配られたこともございますが、それに加えて、今後積極的にその啓発活動を具体的にどのようなことをやっていくのか、それは委員会で考えることかもしれませんが、要は、やはり所有者にとっても、それに携わることでメリットをこうむるということがある程度ないと、普及活動にはつながらないというふうな思いもいたしますが、そういった点で今後の取り組みの方向として、どのようにお考えであるかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、地域おこし協力隊が8名、山の仕事をしておりますが、彼らが3年をたった時点で自立をしていかなければなりません。その自立するときのシミュレーションを彼らなりにつくっておるところであります。そういった中で、今、問題点といいますか、これからの課題という部分で見えてきたのが、いわゆる森林に対する指導者、フォレスターという名前なんです、日本語でいうと森林官という存在が今から必要だろうと、今言われておまして、ヨーロッパのほうではそういう国家公務員の森林官が各地に配置されておって、山の管理や指導をしていくということをしております。

山で実際作業する方と、それから、そういう森林官として山の伐期時期とか、ここを切って来年はこちらを切ってという、そういうランドデザインといいますか、そういったことをする立場の人を育てていかなきゃならないということが、今後の課題であるということが見えてきておりますので、そういった部分にも力を入れないと、皆さんがもうかっていくことにはならないと思っておりますので、そういった部分にも、この条例とは直接関係があるというわけではありませんが、そういった部分も協議しながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 地域おこし協力隊が、一つの動きをつくるということは理解できるところでありますが、それ以上にやっぱり一番必要なのは、町内の90%を占める面積を持つ森林所有者の意識といいますか、これを高めることがまだ必要であるということがあるというふうに思います。やはりそういったところに重点も置きながら進んでいってほしいなという思いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 私有林というのが6割ございますので、そちらのほう取りまとめて、本当に森に携わる方々に有効に使っていきながら、美しい森林として活用していくということが重要になると思いますので、議員がおっしゃられることを今後の委員会の方では話し合いをしていって、皆さんに共通して山に関心を持っていただくということをしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号津和野町美しい森林（もり）づくり条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第78号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この引き上げの原因の一つに医療費の上昇があると説明されていますが、どの程度上昇しているのか、医療費の比較で教えてくださいが一つと、大体でもよろしいので。

それと、国保加入者の所得の減少で、軽減世帯数が約半数に達することも原因とされていますが、これは加入者の生活が苦しくなっているということで捉えてよいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 医療費の増の比較ということでございますけども、済みません、手元に資料を持っておりませんのであれですけども、基本的には医療費につきましては、27年度もそうですけども12月までは、かなりのペースで医療費が増をしておりましたが、1月以降は、多少当初考えていたよりも下がっているような状況でございます、なかなかそのときそのときで変化がありますので、一概には医療費の高騰については、今のデータの中では特にお示しできませんけども、25年度の県内の医療費で見ますと7位、約1人当たりの医療費が42万6,184円、それから26年度につきましては、県内で10位ということで41万3,355円と、金額的には若干下がっておりますけども、ただ単に医療費の増をしたから保険税を上げるという意味合いではありません。

それから、医療費の後半、このたびの保険税でございますけども、基本的には国民健康保険特別会計でございます、医療費が上がっていったりすれば、それはその会計の中でやりくりしなくてははいけませんので、被保険者の税を上げて運営していかなくてはなりません。

近年、津和野町におきましての単年度収支を見ますと、赤字マイナスの状況が続いております。26年度にはそういった状況の中で、一般財源を法定外の繰り入れを3,500万もしておりますし、26年度の決算見込みでも1,900万の基金取り崩しをしなくてはやっていけないような状況でございますので、そういったことで税を上げなくてはやれないと。

それと、30年に県の一本化になるということで、そうしますと、県全体の平均の税率等も算定される中で、津和野町の税率が、今のところ県内でも19市町村ある中で1

6位ということをごさいますので、そういったことを考えると、やはり税率のアップは必要かなと思っております。

加入者の1人当たりの所得につきましては、25年度が13位ということで44万3,027円、26年度につきましては38万3,735円、17位ということで、所得についても下がっております。やはり、これまでも説明しておりますけども、年金生活者、それから小規模の事業者等たくさんおりますので、そういったことを考えると、やっぱり所得は県内でも低いということをごさいます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） このたびの消費税増税の延期に絡みまして、もしこれが計画どおり達成されますと、その増税分によりまして社会福祉のほうに随分な安全をという補填と、そういうことで、そういうところに軽減されるんだということで、増税の計画が出とったと思うんですが、それがこのたび、さらに延期されるということは、まあ一種の数年間中止されたということなんですけど、この国民健康保険税、今、約1,000円ずつ上げてますが、そういうのはもし計画どおり上げられた場合には、軽減されるってことは将来あるんですかね、国民健康保険税は。そこですね。

だけど、このたび数年延期されましたんで、今、1,000円上げるんですけど、将来的にそれが上げられまして増税されまして、それが国のほうから社会福祉のこういうところに、補助金なりで補填されるということがあった場合、これ下がるという可能性もあるんですか。それともこのままどんどんいって、もしくはそういうことがされても上がっていくんですか。どうなんですか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 基本的には国からの入金ですが、国、県、それから支払基金等から入ってきますけども、これが国の施策の中で入金金額がふえてくると、市町村で納める税の率というのは、下げていけるのかなと思っておりますけども、今のところ30年を――当初は29年ということで延び延びになって30年になったわけですけども、今のところ国のほうでは30年でもうほぼ決定ということでもありますので、これがさらに延期することはありませんし、国の今後の施策の中で、市町村の税率を下げられるような体制、施策を打っていただければ、下がってくる可能性はあると思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 済みません。お伺いするんですけども、以前、全員協議会でもこの説明を受けたんですが、もうちょっとメモが抜けてまして、このたびの税率改正で税収がどれくらい上がるのかというのが、前、2,900万円足りないっていう資料だったと思うんですけども、これによって740万円調定増となると書いてあるんですけども、これでいいんですか。結局、幾ら上がるのかっていうのが、まず確認させてください。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 今回の改正案による税率の比較ですけれども、今回の税率アップすることによりまして、747万8,185円の税収アップにつながるということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 恐らく、国民健康保険の特別会計に関連してくると思うんですけども、これが多分恐らく国民健康保険特別会計に反映はされているんですよというのが1点と。

それと、これも全協で聞けばよかったですけれども、全員協議会の際にいただいた資料の中で、介護分があります。今回、医療分、介護分上がってはいるんですけども、介護分が平成19年度から27年度までずっと2.3%で変わっていないんですけども、この表からは19年度しかありませんので、いつから2.3%かっているのが正直わかりません。何年間2.3%だったのか、なぜ介護分が上がらなかったのか。

で、この介護分については、40歳以上65歳未満の被保険者ということで、いわゆる2号保険者ということによろしいですよ。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません。今の質問でございますけれども、先ほどの税率アップの分が国保の会計に反映されるのかということでございますが、基本的には反映されます。

これにつきましては、まだ所得については前年度所得が確定しておりますけれども、被保険者数等出入りがありまして、このたびの条例改正なり、その6月議会には間に合いませんでしたので、予算的には、26年のときもそうでしたけれども、9月議会のほうで税率アップが反映されてくるということになります。

それから、介護分が変わってないといいますか、今回は上がってますけれども。介護が……。

○議員（2番 川田 剛君） 19年度から介護分変わってない。

○参事（齋藤 等君） 19年度から介護分については上がっておりません。これも津和野町におきましては、これまでもできるだけ税については、さわりなく努力してきて22年、26年、28年と上げたわけでございますけれども、基本的には今の介護分等の率で、それから後期等も変えておりませんが、これにつきましては、県内の各市町村の状況、率等を見まして、特に大幅な格差がないものについては、今回もさわってないということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 今回はさわってますよね。今回さわってると思うんですけども。（笑声）

それと、僕も不勉強で申しわけないんですが、今回5月の全員協議会で説明があったので、恐らく6月には国民健康保険特別会計に反映してるものだと思って、後ほどの質



問でもいいんですが、もし不適切でしたらとめてください。特別会計のページ言ってもいいですか。まだやめたほうがいいですか。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（2番 川田 剛君） 特別会計のほうを見てもいいですか。見ます。

国民健康保険特別会計の予備費に2,800万円あって、歳入のほうでは27年度の繰越金が3,400万円で合計5,000万円分ほど、言い方は悪いですが、余ってると思いますか、予備があるわけですね。先ほどのちょっと僕も理解がしづらいんですけども、27年度のベースで言うと、27年度会計においてはマイナス2,900万円適正需要額と現行調定額では足りないという説明があって、今回の予算では、平成27年度の繰越金が3,400万円ありますと、予備費にも2,800万円ありますよと、それと介護納付金なんかが減額されているというのを見たときに、果たして上げる必要はあるのかなというのを感じるんですけども。

これでまた今度、税率が上がったものが反映してくると、さらに返すお金ですとか、予備費に回るお金がふえてくるのではないかと予測するんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません。先ほどの介護分につきましては、今年度上げております。これにつきましては、先ほど言いましたけども、これまで医療分について26年度に上げておりますが、介護分につきましても、県内平均に合わせるような形でやっております。

それから、特別会計の予備費でございます。金額がかなり予備費に回っております。今回、基金積み立てをしてもいいかなとは思ったんですけども、またその療養給付費等の県給付費が伸びたときに、また基金を取り崩すとか、再々ということになりますので、今回は予備費に回させていただいて、9月に保険税アップ分も含めて、もし増額予想になれば、基金に積み立てる等も考慮していきたいと思っております。

今回、なぜということでもありますけども、基本的には先ほどから言っ取りましたように、30年に県一本化になるというのが大きな問題でございます。県一本化になりますと、県の平均的な税率を県のほうで決めてきます。それをもとに市町村の納付金というか、町村からこれだけ納めてくださいというのを県のほうから示されますので、そうしたときに、町がそれに対して払うことができなかつた場合には、県のほうから基金、金をお借りして賄うというようなこともやっていかななくてはなりません。

そうした中で、先ほども言いましたが、県内で下のほうの税率を納めておる津和野町が、平均になりますと、これから上げていかななくてはならないという状況を考えてときに、それじゃ30年に今の税率アップよりも大幅な税率のとき、上がっていくんだから、30年にはどうしてもその率に合わせるようになりますけども、段階的な試みで上げていったほうがいいんじゃないかということで、26年のときに、26年も上げますが、

28年についても上げますということで、運協のほうでも審議していただいておりますし、全協のほうでも説明さしていただいた経緯があります。そういったことを考えまして上げております。

ちなみに、先ほどからの説明の中で、単年度収支等についてはマイナスということではあります。26年度の法定外の3,500万、それからことし27年度が1,900万の基金取り崩しをしていくという状況の中で、基金もなくなる、枯渇していくようなことではやれませんので、税率をアップしたということでございます。

説明にならんかもしれませんが、以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君、いいですね。

○議員（2番 川田 剛君） わかりました。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、るる説明があったわけでありますが、県内の国保の一元化に向けてお話があったかもしれませんが、基金の持ち寄りがあるのか、例えば、今、これだけあったとしても、悪性腫瘍のオペなどが数件入れば、あつという間に赤字会計になるのもわかるわけでありますけれども、基金の持ち寄りがあるのか、そして財政上、やはり、今、こうして上げなければ、非常に財政的にも厳しくなるのか、そこら辺は財政のほうにもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 済みません、基金の持ち寄りにつきましては、県のほうでは基金は持ち寄らないということですので、今後、そういった、今の市町村で、各市町村で決めた税率によって集めた金額が、県に納める額に達しない場合には、基金から借入れをなさいと、県と、方向性とすれば、一般財源の投入もよろしくないということで、とにかく基金を借りなさいと、3年無利子ということでもあります。

ですが、3年借りるということは、それはいつかの段階では返さなくてはいけないので、どうしてもそれは税率アップにつながっていくということで、もう仕組みがそういった形になりますので、これまでのようにずっと上げなくて済むということはなりませんし、一般財源を投入しないということになると、どうしても税率をアップしていくということは、避けられないかなということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 以前、この資料をいただいとるんかもしれませんが、県内の16位ですか、低いほうだという話がありましたが、1ページ分のところだけでよろしいですが、最高のところの率あるいは金額、わかればお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 保険税の税率で、税で、1人当たりの調定額になるんですけども、一番高いところが松江市で、今年度26年度の実績ですけども、10万7,675円、津和野町が7万8,437円ということで、平均するとかなり、今、松江が1位ですが、

津和野が16位ということで、中間どころの税でいくと、8万から9万ぐらいの税率算定が、県のほうでやられるのではないかと予想されます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この対照表の1ページのところの率がありますね。率と均等割、その最高は県内でどれぐらいなのかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 率、詳しくはあれなんですけど、ちなみにうちの場合、ちょっと待ってくださいよ——ちなみに、松江市の率でよろしいでしょうか。

松江市が所得割、最初のほうの医療分ですが、所得割のほうにつきましては、27年度の保険料が9.36、それから均等割が3万180円、平等割が一般で2万1,300円、それから後期高齢の支援のほうですが、所得割については2.82、均等割が9,300円、平等割の一般が6,480円、それから介護納付金の賦課ですが、所得割が2.45、それから均等割が1万200円、それから平等割の一般が5,160円ということで、県内の高いところ低いところ、ちょっと調べておりませんのでわかりませんが。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） いいですね。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 津和野町国民保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1980年代の約50%から、2008年度は約25%になっています。津和野町だけではなく、各自治体の国保の運営が厳しくなっている大きな原因です。町民の暮らしは厳しくなっています。2014年の日本共産党津和野町委員会のアンケートでは、国保税が重いと考える方は7割を超えていました。

現行の保険税率に引き上げられる前の時点です。消費税も5%のときです。加入者の生活も厳しくなっていると、先ほど参事からお話をいただきました。「国保会計での不足金は、国保加入者からの保険税で徴収しなければなりません」との説明ですが、加入者の生活に視点を置いてください。加入者の生活はどんどん厳しくなっています。

この上、国保税まで上げ、これからもまだ上げ続けるとなると、暮らしはどうなるのでしょうか。国保税を払えなくなる方がふえ、収納率が下がったり、保険証をもらえない方がふえる可能性が考えられます。このような場合に、病気になれば負担がかなり重いので、医療機関への受診は抑制が起こり、重症化を招きます。

かえって医療費が高くなることも考えられます。国民皆保険制度の崩壊にもつながります。税金は応能負担のはずです。国保税を上げるのはやめていただきたい。国保加入者の苦しみをわかっていただきたい。

以上をもって、反対討論とします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） いろいろ、るる説明がありましたが、基金があるとはいえ、単年度で3,500万の一般会計繰り入れも行った年もあり、これはやはり1年において高額医療費が数件、悪性腫瘍等の手術が続けば、この基金も全て飛んでいくことも予想されます。

現在、合併特例の交付税の段階的な削減並びに国勢調査による地方交付税の削減により、町の会計は今後ますます逼迫していくことが、例えば合併特例でも来年は3割、再来年は5割と7割、10割と削減されていくと、非常に厳しい状況を迎えるわけであり

ます。その中で、相互扶助が原則のこの国保税においては、やはり今回、決して上げることには賛成ではありませんが、町の財政を考えるとときには、もうこれ以上、一般会計からの繰り出しはできないと思ひ、断腸の思ひではございますが、賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第78号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第79号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第79号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第80号

- 議長（沖田 守君） 日程第8、議案第80号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

- 議員（2番 川田 剛君） 済みません、この39条の5に当たるところというのは、津和野町はどこかあるんですか。

- 議長（沖田 守君） 参事。

- 参事（齋藤 等君） 基本的にはありません。町外の指定介護予防認知症対応型通所介護事業につきましては、益田市でいうとホリデイ市原とか、にじヶ丘という施設になりまして、町内にはありません。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第81号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第81号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回の改正を見ますと、義務教育学校ということが新たに加わっておるようでございますが、この春ですか、畑迫地区で新たに放課後児童クラブが立ち上がったときに、有資格者の関係でもろもろ少し苦労した経緯がありますけれども、この義務教育学校という表現の中にはどのような資格というか、あるのか。養護学校なのか、栄養教諭なのか、そういったことを少し教えていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） この義務教育学校につきましては、小中一貫学校のことを指します。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 小中一貫学校、そういうのは全国的には幼小中一貫学校というのがあるというふうにも理解しておりますが、何かこれによって、本町に何か新しい支援員というものが広く求められるものでしょうか。小中一貫学校が加わるわけですね。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 説明のときにも御説明しましたが、学校教育法の一部改正に伴うものでございまして、これまで小中一貫学校がここへ記載されてなかったのので、ここへ追加ということになったものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第81号津和野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## 日程第10. 議案第82号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第82号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 三つ質問させていただきます。津和野町に待機児童はいるのでしょうか。

二つ目、「国家資格である保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者」という文言がありますが、この基準となるものはもう作成されたのでしょうか。以前の議会ではまだだということをお伺いしています。

それから三つ目、附則の第6条は、例えば乳児おおむね3人につき、現在は2人保育士が必要とされていたところを、保育士不足なので保育士の1人は保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める人でもよいということと私は理解したのですが、それでよろしいでしょうか。三つ、よろしく願います。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） 待機児童につきましては、津和野町においては今のところおられません。

それから、同等資格ということでございます。保育士と同等の知識なり経験を認める者とは、保育所で業務に従事した期間が十分にある者とか、家庭的保育者、子育て支援員の研修のうち、地域型保育コース等を修了した者ということでございます。そういった研修等を受ければ、町長が認めれるということで、まだ研修については、県のほうが統一的な研修体制を整えておりませんので、またそういった方については、今、採用等はしておりませんが、これまでにいろいろと、各保育園等で経験を持った人であれば同等とみなすということも考えられます。

それから、そのほか何ですかね、もうひとつは、同等の、「附則6条」と呼ぶ者あり）6条につきましては、これは条例の中で33条の第2項のただし書きの中に、保育士につきましては2名体制、朝晩の時間帯、保育士が少なく、早番とか遅番とか、そういった時間帯の体制でありますけども、2名以上の保育士の常時配置が必要とされておりますが、当分の間におきまして、そういった近年の保育士の需要に対する保育の受け皿が不足していることを鑑みまして、特例を国のほうで定められまして、当分の間は、朝夕等の児童数が少数となる時間帯においては、保育士1名を加えて、町なりが保育士と同等の知識と経験を有すると認める者を置けば、それにかえるということ、特例を設けたものでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 津和野町に待機児童はいないということで、保育のキャパは足りないということではないということで認識しました。

先ほどの町長が認める者の基準の中に、研修体制がまだ整っていないということです。今現在では、この条例が可決されても、その町長が認める方っていうのは、まだ必要であっても津和野町で取り入れることができないということではないのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（齋藤 等君） これまで町立の保育園等で、臨時であるとかいろいろな関係、パートさんであるとかそういった形で勤められた方につきましては、町のほうで研修を受けていただくような形をとっております。

そうした者が、ある程度の経験数を踏んでおれば、町長が認める者として対応できるんじゃないかと思っておりますけども、先ほど言いましたように、県の研修体制のこういった研修を受けてくださいというような、県の統一した研修体制がまだできておりませんので、あれなんです。今、町としてはそれに該当する、今、職員がおりませんので、おるんかいね、（発言する者あり）どうやったかいね。大変済みません。

（「歯切れが悪いぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）

ですから、町長が認める者ということで、これまで職員として勤めておったような者については、臨時職員、それが2名のうちの1人として、こういったカウントできるという形によろしいと思っておりますけど。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に（「議長」と呼ぶ者あり）7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 津和野町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

附則第6条では、町長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める人が、国家資格である保育士のかわりになることができるということだと、私は認識しました。今まで、保育士が入っていたところに、町長が認めた方が入られることが可能になる。で、附則第7条では、「小学校教員の免許状を有する者は、保育士とみなすことができる」というところが、「小学校教諭の免許状、普通免許状でも保育士とみなすことができる」とありますが、私は、かなり昔ですが、小学校教諭の普通免許状を取るために勉強をしました。国家資格である保育士に値する知識が得られたとは、とても考えられません。なのに、保育士とみなすことができるとされています。

私は、現在の条例でも、子供の安全を確保できるとは思っていません。しかし、この改正案は、さらに規制の緩和のみで保育士不足を補おうとするものです。

現状、津和野町では、その保育士のかわりを、不足を補うというのは、今の現状ではないようなことをお伺いしましたが、もしこれが通った場合に、子供が突然ふえた場合、



保育士でない方が、国家資格の保育士を持ってない方が、今現在、その人がやっている仕事を、私のような小学校教員の免許を持った人もできるようになってしまう。それは、とても子供の安全が確保できるとは思いません。

ということで、以上をもって反対討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第82号津和野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第83号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第83号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この金額、20万円ということなんですけども、これ定員10名ということで、10人泊ったら1人2万円かなというのはわかるんですが、航空会社でもここまで値段の上限と下限が、差があるってことは見たことがなくて、どういった場合のときが20万円なのかっていうのと、それと表の中段、泊なし1棟1時間当たりと書いてありますけれども、その上に素泊まりと書いてあります。基本的には素泊まりの施設であると思うんですけれども、ここの表記でどうかなと、素泊まりといえますか、1泊でも十分、ここは食事の提供はないわけですから、それでいいんではないかなというふうに思いますが、お願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございます、まず価格帯についてでございますが、ここの町家ステイ上新丁につきましては、最低の定員を4名ということをご想定しております。

4名で、これは一番閑散期で4万円から、さらには繁忙期がありまして、さらにはいわゆるハイシーズン、ゴールデンウィークとか年末年始といった部分について、最高で20万円までいけるということで、価格帯を設定をさせていただきました。

なお、定員を4名としておりますが、2名でお泊りいただいても、仮に4万円を最低を設定した場合は、お1人が2万円ずつで2名で4万円ということで、1棟貸しになりますので、そういった形でお泊りいただくのは可能であるというふうに判断をしております。

御指摘の20万と、大変高額ではございますが、さっきの御質問等でも前ございましたが、やはり町内の宿泊ホテル業者の皆さんとは、価格帯的にどうしても別な部分で違う価格帯で、新たなお客様の層を広げていきたいという部分もございますので、かなり高額にはなっております。

ただし、これ最高で20万円までいけるということでございますので、あらゆることを想定しまして、この中で閑散期、繁忙期、ハイシーズンといった中で、人数によって、いろいろな価格帯を設定をしてみたいというふうに考えております。

それから、この別表の表記でございますが、確かに素泊まりという部分と泊なしという部分で、微妙な表現にはなっておりますが、前回の戎丁のときも、これでさしていたいたということがございます。

それと、ここの意味は素泊まりというのは、確かに1泊でございまして、泊なしというのは、日中とかを1時間単位で会議とかいろんなイベントで、そういう例も過去にございますんですが、御利用いただくことを想定をしておりますので、泊という部分ではちょっとなくて、なかなかちょっと適切な表現はなかったかもしれませんが、前例に倣いまして、このような表現とさしていただいております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） わかったのはわかったんですが、そう言われると逆に気になってくるのが、泊なしのいわゆる会議だとかイベント利用の際に、繁忙期だとか繁忙期じゃないってことがあり得るのかなど。繁忙期のときに、ちょっと3時間だけ夜の7時から8時まで貸してくださいってことが絶対ないと思うんですね、繁忙期には。閑散期にはできると思いますが、この1万5,000円は繁忙期を想定されてるってことでよろしいんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これにつきましても、そういった考え方もあります。ただ、運用の部分で、現在、戎丁を運営いただいております観光協会さんとしてしましては、中の運用の、中の内規の状況で、夜間にかかる時間貸しの利用というものは、予約がないような場合以外は、また繁忙期あたりはなるべく除くというようなこともあります。

それともう一つ想定できることが、例えばこの施設を使用して利益を得る、営業的なことでこの施設を利用したいというような場合については、ある程度一定の金額をいただくということを想定できるのではないかと思いますので、単純に閑散期とハイシーズンという考え方もございますが、営業または営業がなしというようなことも想定できるかと思ひまして、こういった設定になっておるといふふうになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今の質問に関連してですけど、これ、泊なしの場合に、会議とかそのほかに利用させると。で、これ5,000円から1万5,000円ですね。これは、人数にかかわりなし、1時間当たり、とにかく1棟を貸した場合は5,000円だと、そういうことでとっていいんですか。

それともう一点、この値段、今、設定してありますけど、とりあえずはこれでいくと思うんですが、将来的にこれでどういう、その結果が出るかわかりませんが、実績が出た場合に、要するに、戎丁でも高額期が300日ありましたよね、だからこういう設定をした場合に、高額期がもうちょっと、要するに、年間10日か20日しか稼働しないというような現象は出てくるような、ちょっとおそれがあるのではないかなと思うんですよ、これだけ高額ですと。そうしますと、その時点におきまして、価格変更はお考えになってるわけですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これは確かに価格帯でございまして、先ほど申し上げましたように、5,000円というのは、これ1棟貸しになりますので、人数によって、これが時間単位の使用については、変わるということはないかなというふうに想定はしております。

それから、そういう戎丁の場合が、300日利用していない日数があるということですが、確かにこのあたりの利用をもう少し開発していくということは、本当に必要だというふうに考えております。

なお、現状でもなのですが、観光協会運用の部分で、町民の皆様の御紹介をいただいた方については、特別価格でお泊めをするというようなキャンペーンもやらさせていただいて好評を得ております。

そういった部分での、一応の価格設定、この価格帯の中ではさしていただきますが、プライスダウンをして割安にしてお泊りいただくようなことも検討できるのかな、指定管理者のお考えにはなりますが、なるのかなというふうに考えております。

それと、まず今回10名定員ということで、なかなか前例がございませんので、津和野町でこれでいけるかというところは、確かにございます。まずは、これで取り組ませさせていただいて、運用する要綱の中の特記事項ではございますが、指定管理者のほうから御相談をいただいて、町長の特に認めた場合という例外事項もございますので、基本

的には大幅に価格帯を変えるようであれば、また条例の改正等も伴うというふうに考えておりますが、現状はまずこれで取り組まさせていただきますというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 同僚議員も言っておるわけでありまして、1泊2万円の素泊まりというのは、いろんなところに、私も宿泊を見ておりましたが、大体、2食ついても2万円といったら、結構いい旅館でありまして、それを素泊まりだけで2万円っていうのは、ほとんど利用が考えられないと思うわけでありまして。

以前も言いましたけれども、例えば、それに5,000円の食事券を町内のをつける、そして合わせて2万円と、それなら町内の飲食店ももうかるといえるか、利益が出ますので、そういうこともやっぱり考えて2万円なら、じゃ、5,000円の食事券がついて2万円なら、それならまた納得できるとか、それプラス町内の飲食店も潤う。御飯を食べて町外から来るといふんじゃなくて、ここへ来てそして飲み物なども飲んだら、利益がより増します。そういうことも考えないと、建てたわ、ほとんど稼働率がないわと、そういうものじゃ、ほとんど意味がないと思いますので、そこら辺を検討していただけるか聞きながら、最後の採決に臨みたいと思います。（笑声）

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございます、繰り返しにはなりますが、最高20万まで取れるということでございますので、その中の価格設定でございますので、現状を見ながら、またいろいろ対応をさせていただきますというふうに思っております。

それと、ホームページのほうでも御紹介をしておりますが、食事プランとあわせたような形の御紹介もしておりますので、こういったところはさらに推し進めていきたいというふうに思っております。

まだまだ、これ実現まで至るかどうかというのは微妙ではございますが、中には料亭さんのほうが、独自の食事券をおつくりになられて、その食事券とこの町家のセット価格で、皆さんに御紹介をしたいというようなことを取り組まれようとしておる方もいらっしゃいます。

さらには、朝食についても大変評判のよかった朝食、津和野の豆茶を使った朝がゆとか、大変評判がよろございまして、こういった部分も、さらに伸ばして行って、津和野にゆっくり滞在していただいて、本当の魅力をわかっていただけるように努力をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ちょっと揚げ足を取るようなことになっちゃ失礼なんです。先般、一般質問でもありましたように、「おもてなし」という言葉が出てくる

この津和野町ですので、20万円を取れるという言い方は避けたほうがよろしいと思います。いただくという言葉に改めていただければと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 以後、気をつけさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第83号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、10時35分まで休憩といたします。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

---

#### 日程第12. 議案第84号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第84号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） では、質問させていただきます。

まず、歳出、11ページなんですけども、総務費の教育費委託金の中の、みんなのまちづくりプロジェクト事業委託金なんですけど、これの、聞き漏らしだったら済みません、委託先と内容を説明をお願いします。

それと、16、17ページのところなんですけど、企画費の中で、柚の里に関する委員報酬144万6,000円というのが上がってまして、また、ほかにも20、21ページの柚の里施設費に関しても、柚の里活性化交付金とあります。柚の里に関してこれだ

けの事業が行われる、この理由をお願いします。これまでの経緯についても御説明をいただければ助かります。

それから38、39ページです。農業振興費なんですけども、有機農業の関係で112万5,000円、これに関する集落支援員の委員報酬、有機農業推進に従事するというので、有機農業するわけじゃないのかなと思ったりするわけなんですけど、この内容についてお尋ねいたします。

それから、46、47ページの津和野町東京事務所管理費の中の、この事務委託料がファウンディングベースに当たってるわけなんですけれども、現在、町職員が東京事務所にいると思います。どういった事務を委託をしているのか。

で、ファウンディングベースが委託先ということなんですけど、恐らく地域おこしではないんだろうと、ファウンディングベースの本体なんだろうとは思いますが、どういった事業を委託しているのか。

それと、その下にあります、島根型6次産業ステップアップ事業委託料、ほかのページにもたしかあったと思うんですけど、この事業内容と、これがなぜ東京事務所に上がっているのかというのをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、11ページのところでございますけれども、みんなのまちづくりプロジェクト事業委託金でございますが、これは県の委託事業でございます。

新規の事業でございますが、内容といたしましては、小中の連携をしたキャリア教育、ふるさと教育の充実をするということで、津和野中学校校区ということで申請をいたしまして、その申請内容が採択をされました。

津和野中学校校区ですので、主体は津和野中学校、それと津和野小学校、木部小学校と連携をして事業いたします。この事業費は、津和野中学校が事務局でございますが、事業費は学校振興の教育委員会事務局費のほうへまとめてつけてございます。また、後は最新の号でごらんをいただければと思いますけれども、受けは津和野町で受けますけれども、教育委員会は受けますが、実施主体は津和野中学校となります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 杣の里の集落支援員、あるいは地域おこし協力隊員を今回、6月補正のほうで、それぞれ1名ずつ配置をさせていただくということで、予算計上をさせていただいたということでございます。

予算でいいますと、17ページの企画費の部分は、地域おこし協力隊員。これにつきましては、7月からを今、予定をしております、9カ月のところで杣の里に、本年度については配置をさせていただきたいということと、それともう1名の部分につきましては、21ページのところにある杣の里施設費、こちらのほうで委員報酬として、集落

支援員の、こちらのほうは5月から既に配置をさせていただいておるものでございますが、この1名ずつを配置をするということになったということでもあります。

議員の御質問にありました経過というところでございますが、先般、6月18日の土曜日に、柚の里第26期の定時株主総会がございました。今の柚の里の現状でいいますと、26期の当期損失額が29万2,521円ということになっております。

こういった状況については、9月の決算のところでも、また報告もさせていただきますが、先般行いましたので、この状況を先に御報告させていただきます。

29万2,521円の当期損失というところで、繰越利益剰余金はマイナスの536万9,667円ということでございます。今現在、柚の里資本金が1,205万円ということで、今回26期の定時株主総会のところでは865万円に、原資ということになりました。町が出資しているお金が605万円ということで、割合でいいますと、6割ぐらいのところでは収支割、なっているということでございます。

柚の里につきましては、3年前のところでは、要は高齢によりまして、柚の里の運営自体のところのマンパワーのところはなかなか立ち行かなくなってきたということで、地域おこし協力隊員を、ことし3年目になりますが、1名配置をしております。

ことしの26期、部門別の売り上げを見ますと、まず最初に宿泊部門、昨年と比べて43万4,000円の増額、それから農産加工部門、これは柚の里のみそと、それからワサビ漬けの販売ということで、28万7,000円の増額、それから木工部門のほうは道刈り等も行った関係で、203万4,000円のプラスということで、この三つの部門でいいますと、26期については275万5,000円の増額で決算を終えたということでもあります。

では、なぜ当期損失がマイナスの29万2,000円になったかというのは、平成26年度から、島6事業ということで、ドレッシングの販売というのを始めてまいりました。26年度は始まった当初ということで、27年度、大きく期待をかけておりまして、売り上げも2,000万程度の売り上げも見込みながら、このドレッシングを販売していこうということで、これは農林課とあるいは島根県の島6事業の補助金も取りながら、それについてやってきたということでございます。

この27年度にやった、このドレッシングを販売する事業、期待もかけておったところですが、結局、このほかの部門で275万5,000円売り上げながら、増額しながら、当期損失が29万2,000円マイナスということで、そのところで大きな赤字を出したということになります。

当初、ドレッシングに携わっていた社員の方も、もう東京のほうに帰られたということで、今現在のところ、こういったドレッシングの事業どうするかというところが、柚の里の内部でいろいろ議論があった。定時株主総会でもそういった議論があったということでもあります。

町といたしましては、この損失を出したところの部分、そういったところを農産加工品の特産品を生かした地域おこしということで、柚の里のほうで3年間を期限として、集落支援員1名と地域おこし協力隊員1名を配置をして、さらにということになっておりますが、この経営状況の改善といいますか、柚の里の活性化に努めたいということで、この予算を今回、6月補正予算として計上させていただいたということでございます。

柚の里横道の集落支援員のほうの活動費でございます。これにつきましては、報酬350万円が1人当たりの特別交付税措置される金額になります。柚の里施設費の柚の里活性化交付金の113万2,000円につきましては、報酬が16万600円の、今11カ月分で組んでおりますが、その差し引きのところ、活動費として使える部分を活性化交付金として柚の里に渡して、その金額をドレッシングであるとか、新しい商品開発の部分で使用していただくと、活用していただくということで、金額的にはこの350万円の範囲の人員費を除いた部分を、この交付金で歳出をさせていただくということにしております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 39ページの集落支援員の有機農業推進事業ということで載せておりますが、NPO法人で、この高津川流域全体で有機農業を実践しようとしている農家を集めて、有機の学校というのが、この4月から始まっております。

ここでは、高知県の山下一穂さんという方、これ、著書も書いておられる方なんですが、その方に月にいっぺん、こちらに来ていただいて、そういう有機農業のノウハウ、有機農業といいますか、無農薬・無化学肥料でつくる農作物というノウハウを今習っているところなんですが、今、Iターンで来られて、新規就農につかれる方も有機農業を実践したいという方が結構ふえてきておまして、そういう山下さんの教えをちゃんと聞いて、その後、指導ができる人を集落支援員として育てていきたいということで、ここに計上させていただきました。

委託料のほうですが、まだ委託先は決めてはないんですが、島農地のほうを活用して、本人にも実践しながら指導ができる体制をとっていきたいということで計上をしております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御質問をいただきました、まず、津和野町東京事務所事務委託料の88万8,000円でございますが、これにつきましては議員御指摘のとおり、ファウンディングベースとの委託料でございます。

なお、同額を賃金で88万8,000円ほど減額をしております。なぜここで組みかえて、ファウンディングベース経由でスタッフを委託して配置をいただいたかということでございますが、当初は、賃金のほうで、2名を15日以内、ある意味、社会保険料等がかからない範囲で2名に来ていただく中で、うまく運用していけたらという思いでございましたが、やはり東京事務所へ参りました次長の思いもございまして、どうせ入



っていただけるのであれば、単純な電話番号と店番ということでなくて、やはり一緒に営業とかも回れるような人材がぜひとも来てほしいという思いもございまして、そういうことであれば、ファウンディングベースさんのスタッフの中で、それなりの経歴を持って、いろんなことを経験もされておられる方、スタッフもいらっしゃると思いますので、そういった方を派遣いただいて、当然、お店の、お店というか事務所の、事務所の管理、いない場合の運営、店番、さらには電話番号ということもございまして、加えて一緒に営業活動で回ったり、企画をしたりと、イベントの準備をしたりというようなことまで幅広くタッチしていただくような方を派遣いただいたほうがより有効であろうと。

おおむね他に広域のほうで、石見空港の利用促進事業がございまして、そちらのほうでも別途、観光協会がその方とも契約をしておりますが、合わせまして、月大体15日以上はお越しいただくということで契約を、それぞれ分担をし合うことでさせていただいております。

もう一つメリットでございまして、ファウンディングベースから出向いただいたという形になっておりますので、その方に係る社会保険料等はファウンディングベースさんのほうでお持ちをいただけるということになりますので、我々はそこを比較的、その分のコストも考えつつ、より有利な形で効果的に派遣をいただけておるといふふうに思っております。

次に、島根型6次産業ステップアップ事業の委託料510万でございまして、これにつきましては、1名、正職員を派遣をさせていただくというときにも御説明をしましたが、まさに正規の職員が1名まいりまして、自主的に事業展開ができるという形になってきた一つのあらわれだというふうに捉えていただければと思うんですが、まさに東京事務所から、当然、商工観光課、本課とは連携をとりますが、農林課等とも連携をとりながら、建設と直接協議をして事業申請を行って、事業をとりに行った一つの成果でございまして、これ、510万と、もう一つ、一応事業対象にはなっておりますが、備品購入費の20万円あたりも踏まえまして、530万の事業費の中で、3分の2が県補助でございまして。

そういった有利な事業をとって、今回、栗再生プロジェクトとこの津和野東京事務所の二つが、島6事業の中で、島根型6次産業のステップアップ事業の中でダブルエントリーで採択をいただけましたので、これを利用してさせていただいております。

ちなみに目的としましては、規格外野菜の6次産業化による有利販売と新商品販売プロジェクトということとでございまして、ネットワークを形成しております。まず、津和野野菜部会、日原JA青空部会、津和野農産物加工部会、役場の農林課、さらに東京で、旬八青果と申しまして10店舗を東京に持ち、産地と産品についてお客様としっかりコミュニケーションを持って販売をしているという、株式会社アグリゲートという、そういう販売先と消費者目線で商品開発をしていこうということで連携をしながら、こちらのほうで規格外で廃棄していたような素材あたりも利用しながら、東京での売り場

を、具体的に、その旬八青果あたりとお店を使ってつくっていただくということでございます。

中では、津和野フェア的なものも開催を計画しつつ、さらには備品のほうが、これが一応CAS対応の冷凍庫を東京事務所のほうに1台設置をするということで、これを利用して、CASによって、いろいろ加工品の幅も出てまいると思いますから、そういったものを具体的にストックをしながら、営業につなげていただくという思いでございます。そういうたことを一体的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） いい。

○議員（2番 川田 剛君） はい。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと前議員とバッティングするところではありますが、私も、まず、21ページの総務費、柚の里の件でございますが、関連しまして、これはいろいろ回答ございましたが、再支援ということなんですが、1点、ちょっと回答の中で腑に落ちないものですね。

これ、ドレッシングの加工販売しまして大赤字を出したんだと、それまではプラスが出ていたんだと。これ、どうしてその赤字が出たのか。と申しますのは、商品開発するときに恐らく計画書が何か出てると思うんですよ。これだけの、あれして原価がどうで、こうと。それを見たら、プラスが出ないとそういうこと許可しないと思うんですよ、大体。それを赤字を大幅に出している、75万で、マイナス29万といや、相当な赤字ですよ、これ。何でそういう現象が出てくるかっていうの、ちょっと不思議でならないんですよ。

それから、その社員っていうのがね、この方は村おこしなのか、それこそ今予算の中に上がってるもう1人の、そういう方なのか、そういう方に委託しとるか、任せきりにしてたのか、そこら辺がちょっと解せんのですよ。

もし、村おこしの方とか、そういう方を使ってたなら、このたびもまた再支援で、地域おこしの方と集落支援の方も2名採用してやるわけですよ。私が思うに、こういう場合は、誰か、担当は恐らく農林課になるんじゃないかと思うんですが、ちょっとレギュラーをぱっと1人中核でつけて、責任者を、それで絶えずチェックするとか、そういうふうにしとかにやいかんじゃないかと思う。

だから、何かこう、村おこし支援員の方をあてにしています、我々にしてみれば、何か丸投げしとるような感じがするんですよ。だから、こういう現象が起きたときに誰が責任持つんかという話になるんです。民間でしたらこれ大変ですよ、担当責任者はちょっと大変な問題になりますよ、これ。だから、そういうのをちょっと回答して、ひとつ、そのいきさつをですね。

それから、47ページの、やっぱり東京事務所の島根型6次産業ステップアップ、この問題を私もちょっと聞いてみたいと思ひまして、ただいま回答を得ましたので、それはいいと思ひましたけど、回答で、随分その営業エリアといいますか、活動の範囲が広がってきたと思うんですね。それを川田議員は、課長、申し上げましたね。

そうしますと、派遣されました方の活動費っていうかな、そういうのがこの予算の中に、例えば、都会は、私も行ってわかるんですけど、ちょっと動くのに田舎と違うんですよ。もう、バス・電車、そういうのが行ったり来たりしとって、あつという間に何千円、交通費だけで消耗するんです。

そういうのが、ここに新年度の予算説明資料で、新規事業調査の中で、東京事務所管理費の中で、これいろいろ載ってます、臨時職員賃金、イベントと。それから、職員旅費というのがあるんですよ、旅費関係が。これ、53万4,000円、こうある。あと消耗品とかこういうのありますよ。今、活動するのに旅費一つで、こういう、この職員旅費の中にそういうものは全部含まれてるんでしょうか。それとも、それは純然に東京に行くための、津和野からの、それだけなのか。だから、そういう点を配慮してあげてるのか、随分活動が広まってくるということは、そういうこともしてないと、( ) ところですかね。宮内さんも動きにくいんじゃないかなと。

あれ、行けばポケットマネー出すようじゃ、これは範囲が狭まってくる。せつかくやる気になってるんですから、私どもも、どうせやるなら、ちょっと1回やってみてほしいですよ。だから、そういう点では、今、どうせ補正ってつけていくわけですから、予算を、そういうところにまで気を配られまして、ちょっとポケットマネーが出るようじゃ萎縮しますからそういうふうなのはちゃんと見てあげると。そういうことはどうなってるのか、それをちょっと聞きたいです。

それから、もう1点、これは79ページの旧堀氏庭園の修復事業費で、設計変更で何か1,200万ぐらい、こう出てますんで、どういうところで設計変更して、こういう額がまた出てると、そういうところをちょっと。

その今の3点、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり、このドレッシングの売上計画ということで、当初はそういった計画も立てながら、売上金として、歳入のほうは第26期のところで見込んで、この事業を展開しようということで、昨年、の定時株主総会のところでは、そういった計画の中での予算を組んでいたということでもあります。

社員として今回おられた方というのは、地域おこし協力隊員ではございません。この方については、農林課のほうで、こういった島6事業、農産加工をした上でドレッシングとして売るといふような、第6次産業に従事していただける方ということで、給料も一部は定住財団等からの補助金、そういったものでいただきながら、この社員の方がリーダーシップをとって、このドレッシング事業をやってきたということでもあります。販

路についても、キヌヤ等にそのドレッシングを置いて、売り上げ増加を図ったということではありますが、結局、売上金額にしては、今、実情的には、昨年4月から10月ぐらいの半年間の中で100万円程度しか売り上げがなかったということでもあります。

そういったところで、この社員さんについては、今もう東京のほうにお帰りになられておるといふことで、あとどうするかというようなことで、この間の定時株主総会があったということでもあります。

柚の里自体の借入金も、県の島6事業以上に借り入れを行っています。その借入金自体は、まだ残り300万程度あるわけですが、そういった返済も今後していくということと、これはあくまでも島6事業という事業補助金も県から受けております。

歳入といたしましては、県の補助金が26年度で76万円程度入るということになっておりますが、そういった補助金、27年が135万円、この補助金も受けながらこの結果ということでありまして、この島6事業で計画をした横道で栽培をされたもの、あるいは柚の里横道のほうでつくったみそというようなところも活用しながら、このドレッシングをつくる事業については継続していかなければならないということでもあります。

社員の方というのが、議員が御指摘になったような、そういう知見も持っておられるという中で、柚の里としては、ある程度依頼をしながら、あるいは頼りながらやってきたわけですが、この結果になったということでもあります。

今回、地域おこし協力隊員、これは今ファウンディングベースのほうで依頼をさせていただいております、そういう商品開発、あるいは販路拡大につながるような人で誰かおりませんかというようなところで、今御紹介もさせていただいているところでございますが、そういった、地域おこし協力隊員の方、あるいは集落支援員については、当地域に在住をされて、ワサビの栽培であるとか、そういった農業系には強いお方を今回採用させていただいております。

そういった方々が中心になって、今回のこういった赤字になったところの部分の巻き返しを、私どもとしては図っていただきたいというようなところで、今回提案をさせていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、議員御指摘いただきました活動費についてでございますが、まず旅費につきましては、当初予算のほうで、東京と津和野を往復するという部分で、大体6回分ということで、38万9,640円、さらに都内の移動費ということで、月1万2,000円ということで14万4,000円というものを予算化はさせていただきます。

また、ポケットマネーというような部分では、若干関連するかもしれませんが、東京事務所等でどうしても、やはりおつき合い等もございますので、会議参加等、負担金等の必要が出た場合は、当然、所長である私のほうで客観的に判断をさせていただいて、

これは認め得るものであるという場合だけではございますが、3万円程度予算化はさせてはいただいております。ただし、御指摘のとおり、東京、物価も高うございますので、これだけで十分できるかという部分については、なかなか、ちょっとまだわからない部分、向こうに派遣、駐在したばかりでございますので、そういったところございます。

そういった部分では、今後の必要性を検討しながら、ある意味、本当にエールをいただいたと思っておりますので、また、宮内のほうもこれ大変喜ぶとは思いますが、そういったお気持ちもいただきつつ、9月補正等で必要なことが出てくれば、また御審議をいただいて、適正な予算配分あたりも財政担当課とも協議の上で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、79ページのほうで御質問いただきました堀庭園の関係の工事請負の、このたびの設計変更に係ります増額の件でございますが、内容としてみましては、環境、周辺工事と、あとは備品の家具の関係の修理でございます。

これは本来ならば、当初予算の中に盛り込まなくてはいけない予算でございますけれども、この堀庭園の委員会というものの指導をいただきながら、堀庭園の復旧事業の御助言をいただいておりますので、そのときに、旧本館棟の遺構表示をどうするか、どういうふうに表示を残すかという提案を事務局のほうからさせていただいて、遺構はガンコマサというような形で固めて、その周りを切石で囲んで遺構表示をするのがいいというような御指導をいただいております。

あとは、家具類につきましても、59点ばかりございますが、この備品についても修繕をするようにということで御指導をいただいておりますので、今回遅くなりましたけれども、補正で提案をさせていただきました。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 柚の里の件につきまして、ちょっとくどいようですが、私としましては、大体このドレッシングのほう、初めに出た計画書、どれぐらい売り上げてどれだけの利益を出すとそういう明細が欲しいんですよ。出せるなら出してほしい、それ。初め、どういう計画だったのか知りたいですから。

それから、このことに関しまして、私、農林課が担当であるというのを、つい、そういうふうにつなげてしまいましたけど、これ、大変申しわけないことで、どうもつわの暮らしが担当なんですか、つわの暮らしですか、農林課ですか、どちら。（「私どもです」と呼ぶ者あり）つわの暮らしですか。それじゃ、大変失礼なことを、農林課長。（「農林課のほう、最初は、私」と呼ぶ者あり）それじゃ、どちらの担当ちゅうこと、（発言する者あり）そうですか、それでは、ちょっと私が、うっかり農林課を責めたように申しわけないと思いましたが、一応関連はあるということで、（発言する者あり）そうですか。まあ、言い過ぎた部分も、ちょっと堪忍してください。それで、今、じゃあ、データ出してくれるんですね、そのドレッシング加工に関する、それ。

あとは、わかりましたんで、これで終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の事業自体は、農林課から杣の里にも話があって、農林課が主体的には進めてきた事業ということで、そして、杣の里の全体的な取り組みの中で、今、御説明申し上げたということでもあります。

今の事業計画については、また、すぐちゅうところであれではありますが、（発言する者あり）はい、こちらで調べまして提出をさせていただきます。議員の皆様にも全員に提出をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） まずは、19ページの定住対策費の地域医療視察ツアー事業補助金であります。これは昨年行ったものだと思いますけれども、地域医療の中核を担う橘井堂と十分な話、打ち合わせをしながら進めているのか、もし、十分な調整ができていないようなら、やはり中核を担う橘井堂なくして地域医療は担っていけないと思いますので、十分な調整、連携をとって進めていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。その内容によっては承諾しかねる場合もあります。

婚活イベント事業負担金については、これは婚活イベントの事業負担金ではありますが、30万、どのような内容か、その点についてお尋ねしたいと思います。

そして、43ページの農林水産業費であります。林業振興費として、1,700万というかなり大きな金額がついておるわけですが、林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業補助金、320万、これは「山の宝でもう一杯！」事業が国の補助事業採択を受けなかったということで、一般財源から出さざるを得ないということで、今回計上されたと思うわけですが、今後、国の事業が採択しない中で事業継続、来年度以降、一般会計からずっと出し続けるというのは、なかなか困難なようにも思うわけですが、そこら辺の考え方について、担当課長並びに町長にお聞きしたいと思います。

それと、普通旅費でも270万というかなりの金額がついておるわけですが、これも、今回、かぶちゃん村の木質バイオマスガス化発電事業を視察するということでもありますけれども、あちこち、次はこれ、次はこれというように、視察視察と経費が膨らんでいきますと、相当な負担になりますが、今回で大体結論を出されるのかとも思いますが、今後、このように継続して旅費をつけていかれるのか、今回で一応このようなことは終わりということにされるのか、その点について聞きたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、19ページの地域医療視察ツアー事業補助金ということでございます。議員が御指摘になったとおり、私どもは、都市部からの看護師さんということで、視察ツアーも昨年行わせていただきました。

橘井堂の津和野共存病院の見学、あるいはお話聞くということで、院長先生なり看護婦長さんなりと、また、医療対策課とお話をしながら、昨年度は実施してきたというこ

とであります。今年度についても、この議員御指摘の橘井堂さんとのその協議、こういったところの合意も含めてないと、やっぱりこの事業自体は実施できないというふうに考えているところでございます。

この予算を出したところで、橘井堂さんからいろいろお話をいただいたところもございまして。そういった点については、私ども、事務的なところでの協議不足というところの反省をしながら、議員御指摘になったこの事業実施に当たっては、協議をして、合意の上で進めていくというような姿勢の中で取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

2点目の婚活イベントの事業負担金ということでございまして、これにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の中で、出会い、要は結婚の部分はどうしていくかということで、これに限っては、益田市と吉賀町と3市町で、この高津川流域の3市町が共同して、こういった婚活についてはやっていこうということで、それぞれの総合戦略にも位置づけさせていただいたところでございます。

今回、事業負担金ということになっておりますが、今回の事業、鹿足郡内で吉賀町と津和野町と共同開催ということで、今計画をしております。3市町ということですが、まず2町のところでやっていこうということで、婚活イベントを10月、それから、それまでのところで参加者に対するセミナーというのを開催をするということでございまして。結婚式情勢と身だしなみ等に関するセミナーを行っていききたいということで、津和野吉賀合同開催の中で、事業負担金については、吉賀町に30万円を負担するというところで計画をしているものでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 43ページについて説明させていただきます。まず、旅費のほうで、バイオマスの視察のほうですが、先ほど、議員、かぶちゃん村と申しましたが、それは昨年行ったところでありまして、安曇野のプラントが連続稼働するというところで7月末に計画しておりますが、その旅費については、8人分の55万5,040円という額を要求しております。連続稼働しているこのプラントを視察をすれば、あと、協議会でまとまっていくような視察はまず起こらないと思っております。

自伐林家等の支援事業でございまして、これも今年度は財源を充てずにやっておりますが、今後ともこのような支援がありませんと、自伐林家の搬出意欲がなくなると困りますので、充当できる財源を見つけながら、できるだけ続けていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかに。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 前にも聞かれましたので余りないですが、まず43ページの町行造林費補助事業としまして、豪雪・倒木処理に係る補助とありますが、この委託料が下刈り等になってますが、倒木と下刈り、どういうつながりがあるのか。

それから、47ページ、これは説明があったかもしれませんが、JR津和野駅駅舎耐震診断業務委託料、これは町の所有じゃないんですが。

それから、先ほど質問もありました、79ページの旧堀氏庭園修復事業費、工事費の1,203万6,000円、これで大体終結といいますか、これ以上の補助は出ない予定でしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、43ページの委託料でございますが、町行造林事業費の中の委託料の細目には、下刈り等委託料という表現しかございませんで、その「等」の中で、倒木等の処理をしていただくという意味合いでございます。項目を分けていませんので、こういう名称が予算上は出てしまっておるというものであります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘のJR津和野駅の耐震診断の業務委託料でございますが、御指摘のとおり、町の施設では現状ではございません。

ただ、今コンペを行う段階から、審査員の中にも広島支社から当然審査員を配置いただいて、長い経過の中で、口頭ではございますが、段階的な周辺整備を行う上でも、周辺及びJRの土地及び駅舎については、町としてお譲りをいただいて整備するという必要が、財源的なものを考えても一番有効であろうという思いでおりまして、そういう思いで現在進めております。

そういった部分で、基本計画等練る上でも、耐震性あるかなしかを、まず判断することが一つの大前提となりますので、そういう部分で、そういうお話し合いの前提をもとに、耐震についてはまず調査をさせていただかないと次の計画まで至らないのかなという思いでございますので、御理解をいただけたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） では、79ページの議員さんの御質問の件でございますが、工事自体は、これで一応終了すると考えております。ですが、後でまたお願いをすることになると思いますが、厨房等、中の事務用品についての備品については、別途予算組みをまたお願いせざるを得ないことが出てくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗剛君。失礼、3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 済みません、43ページの町行造林の件ですが、これは倒木処理ということで、やはり山の宝に持って出るという構想でしょうか。

質問はそれだけなんですけど、あとJRにつきましては、順次購入されるということで、これはいいんじゃないかと思っております。

以上、今の町行造林の、やはり山の宝で持って出るような施策というか、委託料、これが有効じゃないかと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。



○農林課長（久保 睦夫君） 雪で倒木したものは、なかなか搬出できるようなところではないので、機械を持っておられるような、例えば森林組合とか、例えばですが、そういうところに頼まなければ処理できない箇所でありまして、そういうところへの委託になってくると思います。それが山の宝のほうへ出てくるかどうかというのは、ちょっと、こちらのほうではわかりません。

○議長（沖田 守君） いいですか。御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 19ページ、企画費で負担金補助及び交付金の中で、コミュニティ事業補助金、230万でございます。喜時雨の自治共栄会のグラウンドゴルフの人工芝の購入ということであります。これは説明はあったのかもしれませんが、ああしてグラウンドを災害対応で使っておった関係で、そのいろいろと地域に迷惑をかけたという意味合いも含めての対応でしょうか、それとも、また別な意味合いがあるのか。それから、可搬式の人工芝という、これについてお尋ねをいたします。

それと、79ページの堀氏庭園の関係であります。旧堀氏庭園と銘打っておりますが、これは畑迫病院の関係であろうかどうか、本体の堀氏庭園の関係であるかどうか、それを確認したいということと、畑迫病院の工事につきましては、本体はおおむね完成を見ておるところであります。ちょっと気にかかりますのが、その隣接にある土地に建物が建っている、別の所有者の関係の大変崩れかけた家がありますが、ああいった隣接への環境整備といいますか、それに伴う、場合によったら買収といいますか、そういったことについての交渉事はなされておるのか、これについて確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、19ページのコミュニティ助成事業補助金でございます。これにつきましては、宝くじを普及広報事業の一環として、自治総合センターというところが事業実施をしているものでございまして、毎年秋だったかと思いますが、住民の皆さんにも自治会等が中心になってこの事業をやられるところ、事業実施の意向を調査する期間を設けております。

今回、今までもこういった事業を通じて、神楽の衣装であるとか、そういったところで購入された地域もございます。

この事業自体はそういったことで、喜時雨の自治会から申請があつて、その申請を受理してこういった交付決定に至ったということございまして、歳入のほうは雑入のところ、つわの暮らし推進課分として230万円を計上し、ここのところ自治総合センターから230万円が歳入として入って、うちのほうから喜時雨の自治会にお渡しするというところでございます。

議員御質問にあった災害のところの部分というところの理由には、この事業の要望書のところではそういった記述はございません。水はけの悪さで天候不順が続くと、プレイ時に影響が出るということで、以前から、喜時雨のグラウンドゴルフ場に敷設してい

る人工芝コースが老朽化しているというような理由の中で、今回、喜時雨の自治会から提案があったものということでございます。

今回、可搬型ということで、人工芝コースが収納可能なような、そういう人工芝コースということで、透水性の人工芝15メートル、25メートル、30メートル、50メートルの4種類のコースでこの人工芝の部分を、この助成金を通じて購入したいというような形になっております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議員御質問の件でございますが、隣の駐車場、前工事のプレハブ小屋が建っていたところでございますが、堀庭園の木部寄りの場所でございます。あそこは、前の広場は大谷さんの所有地でございますが、その後ろの崩れかかった方は大谷さんの所有ではないと伺っております。所有者は大谷さんのほうにお聞きをしておりますので、あれをどかせていただきたいとかは考えておりますが、まだその交渉には入っておりません。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 畑迫病院の隣にあります、具体的に言っていないかどうか分かりませんが、石川さんの家じゃなかったかなというふうに思っておりますが、そのことを言われております。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、であれば、それで、これについては今後どのようにされるかということは、対応を考えておられるということですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御心配をいただいてありがたいと思っておるんですが、先ほど、次長のほうからもありましたが、所有の所在が、土地についてはどうも大谷さんの所有の土地、建物については双方が自分のではないと言われておるようでございまして、非常に我々も苦慮しております。

大谷さんについては、当然取っ払ってもいいという意味ではあるんですけども、自分のではないから自分ではできないと。片っぱの、今言われた石川さんのほうも、もうあそこに住んでおられた方ではない、お子さんのほうの所有になっておるようでございますけれども、これも自分のではないから自分はしないと言う、そういう状態に今あるようでして、実際に登記のほうがどういう形になつとるかというのをちょっと調査しなさいという指示をしております。

ですが、まだその後の分の調査の結果を見ておりませんので、実際に動くということにはなっておりませんが、人の財産でするので勝手に町が崩すということにもなかなかならない。ただ、物は、御存じのように、バックフォーでちょっと押せば崩れそうならい危険な状態に今ありますので、今後公開するに当たっては、そこへ立ち入りがあったら、事故にでもなったときにはちょっと大変だなというふうにも思っておりますし、

最悪崩すことができなければ、目隠しかなんかをして入れないようにする方法を考えるしかないかなというような検討はしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほどの20ページのところの柚の里のことですけれども、先ほどから聞いてますと、つわの暮らしの担当だとか、農林課が事業を入れたとか、要は、町がそういうことを指導してやったっていうことですが、経営主体はあくまで柚の里ですよ。柚の里が了解しないのに無理やり入れたわけでもないだろうし、やっぱり経営主体として、ちゃんと監督とか指導とか、そういうところをしなければならなかったのかなと思っとるんですけれども。

今回、また集落支援員を入れたり、地域おこし協力隊を入れたりすることは、本当に必要だとは思ってますけども、自分たちが経営主体だという意識とか、そういうところをしっかりとって、ともかく再生していくということを、町としてどのように指導していくのかというところを明確にしていかないと、なかなか、ただ延ばし延ばしみたいな感じになっちゃいけないなというのをちょっと感じますが、その辺どうお考えかというところが1点。

それから、今の集落支援員の予算なんですけれども、ちょっと私の認識が違っていたらあれなんですけど、集落支援員の予算というのはそもそも交付されると思っとったんですけど、ここ一般財源に入るとるんですが、予算が。これはこういう形でよかったんでしょうかというのが、もう一つ。

それと39ページの農林振興費の桑園・養蚕推進事業だったかな、これについて少し具体的に教えてください。

それと78ページの畑迫病院の工事請負費で、今回1,200万を超える増額になりましたが、畑迫病院の事業について今までで総額が大体どれぐらい結局かかっているのかというの、わかる範囲で教えてください。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、柚の里の今回のことですが、集落支援員1名と、それから地域おこし1名を配置するというところでございます。先般6月18日の日に、定時株主総会が行われました。議員が御指摘の柚の里が、まずは主体となってどうするかというところの部分については、その株主総会でも株主の皆さんから、今までに至った経過あるいは集落支援員1名、それから地域おこし1名を配置するに当たっての事業計画、そういった部分について、しっかりと詳細を詰めていくべきだというような意見も出されていたところでございます。会社の社長、富田社長のほうもそういったところにつきましては、ただ入れて何年かたって一応終わりというような形ではなく、議員御指摘のところの、経営にどういうふうにするかその人たちが参画し、また

経営の改善を図っていくかというところは、十分社長も認識されているということだ  
思っております。

そういったところで、まだもう1名のところが、今回予算のところでは議会の皆様にお  
認めいただいて、地域おこし協力隊も7月以降のところでは配置をさせていただきたい  
というふうに考えておりますが、まずは、やはり柚の里が主体となった考え方というの  
はきちっと持っていてということだ。

これについては今までの経過の中で、農林課と柚の里、そしてつわの暮らし推進課と  
いうことで、3者が一緒になってこの経営改善については協議をしてきた経過もござい  
ます。そういったところでいうと、町全体として柚の里どうするかということの話し合  
いは、今までのところでもなされてきているというふうに思っておりますので、今後に  
ついては、そういった議員の御指摘等も踏まえながら、柚の里が主体となった取り組み  
あるいは今回の配置によって、やはり経営改善が図れるように、具体的な計画を詰めて  
いくということだを考えているところだでございます。

柚の里については、地域おこし協力隊も集落支援員もそれぞれ、特別交付税措置がさ  
れるということだございまして、これについては一般財源の中に入っているということ  
だでございます。補助金等ではございませぬので、一般財源に入っているということだ。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 39ページの桑園・養蚕推進事業委託料でございますが、  
これは冬虫夏草を生産しております、にちはら総研に対しての委託料であります。今、  
冬虫夏草に使う蚕のさなぎは福島県のほうから導入しております、長い道のりをかけ  
て来ますので、蚕にストレスがたまっているせいか、感染率が大変悪くなっております。  
そういうことがあるので、数年前からとにかく桑園を経営して、そこで蚕をつくって、  
それから植菌したらどうですかということだ、その支援をする目的で、こちらのほうの  
委託料を上げております。これも、地域おこし協力隊、集落支援員等を派遣しておりま  
して、その活動費として計上しているものです。

ただ、今回計上しておりますのは、当初予算で地産地消のものと桑園のものがまとめ  
てあったんですが、今回財政のほうもそれも分けて、有機農業も項目を分けて計上して  
ほしいということだ、組み替えの予算であります。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） では、事業予算の御質問の件ですが、契約額でよろしいで  
しょうか。去年の27年6月に契約額の変更を出させていただきまして、契約額は、そ  
のときに2億6,387万1,000円でございます。今回、補正でこの予算額を可決を  
いただけましたら、その部分がプラスになるということになります。それで、この予算  
を認めていただいた後には、変更契約を議会にかけさせていただくようになると思っ  
ております。

○議長（沖田 守君） はい。いいですか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1点だけ伺います。51ページの津和野町幹線道路整備促進期成同盟会負担金でございますが、これについての説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 津和野町幹線道路整備促進期成同盟会というふうなことで、今回補助金を10万円計上させていただいております。内容的には、国道、県道等の改良整備の地元組織として、いろいろ期成同盟会を地元でつくっておられます。それを町として一本にまとめる、組織といいますか、そういう形で今、計画をしているところでございます。

もともと旧津和野町においては、こういう組織がございました。新町になって活動が休止をしております。昨年度、津和野地区の期成同盟会のほうから、町のほうで取りまとめる組織をつくる段取りをしてほしいというふうな要望もございました。基本的に、これまで旧津和野でありました組織を再編をするというふうな形で、今、考えておるところでございます。

今、建設課のほうで把握しておりますのが6団体ぐらい、町内にそういう期成同盟会があるというふうに思っておりますが、多くの場合、休眠しておるというふうなことで、事前に期成同盟会の会長さんがどなたかというふうなことで確認もしておるんですが、実際に連合自治会長さんが兼ねておられたようですが、現在の連合自治会長さんに聞いたら、誰じゃろうねというふうなことで、最終的にその方に戻ってきたりというふうなことはございますが、このあたりのところで予算を認めていただきましたら、そういう関係者のほうに賛同いただけるものかどうかを確認をして、できれば7月と思っておりますが、8月の盆までぐらいのところでは期成同盟会を立ち上げたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 2点ほどお伺いしたいと思います。19ページの企画費の委託料で、地域おこし企業人交流事業委託料というのが72万円の減額でございますが、この事業、もともとどういう事業であったかというのがちょっと忘れましたが、この減額の要因をお聞かせいただきたいということと、どうも地域おこし企業人といいますと、シャープの方々の関連事業だと思っておりますが、このシャープさんが現在、見守りなり買い物支援等について精力的に頑張っておられますが、5月いっぱいには云々とかいうチラシも回ったり、そして町内で何軒かをピックアップして試験的にやってみたいと、そういう説明であったかと思いますが、既に6月が終わろうとしておる中で、実際この見守り、買い物支援等の事業がどの程度進捗しているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それと72ページの文化財保護費でございますが、これについては西周のカヤぶき屋根の被害が出たということと、三渡八幡宮の説明板が、やはり風水害というかそういう関係で、災害で被害に遭ったということでございますが、この財源内訳を見ますと、国

庫支出金が減額で146万円ばかりなっていますが、新たに災害として上がったものが、国庫支出金の対象にならないなら、ならないで、国庫支出金が出ないはずなんですけども、それがマイナスで出て、一般財源と地方債という形で財源がかわっておりますが、その辺について少しお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、19ページの地域おこし企業人交流事業委託料の72万円の減でございます。これにつきましては、当初予算のところでは384万円、シャープに対する委託料ということで、先ほど議員御質問にありました、買い物支援あるいは見守りのシステムの関係のところでは、計上をさせていただいておったということでございます。

28年の3月の議会の最終のところでは、繰り越しとして、地方創生の加速化交付金というのを、交付決定があったということで報告をさせていただき、繰越予算として5,000万、津和野高校を寄せると5,200万ということになりますが、交付決定があって、予算化をさせていただいたところでございます。この5,000万の金額につきましては、先般の議会のところでも御質問にお答えしたところでございますが、この5,000万円のうちで、当初、委託料として384万円組んでいた、シャープからこちらのほうにお越しになるような旅費等を含めて、要は加速化交付金のほうの交付金事業のほうで賄えるということで、今回、この384万円から、72万円部分は交付金事業のほうで充てるということで、減額をさせていただくものでございます。

今の進捗状況ということでございまして、見守りと買い物支援のソフト的なところについて、今までのところでいろいろ協議をさせていただき、議員、今、御質問にあったように、50世帯、まずは試行的に使っていただける方ということで、今、この方々をお願いをしているところでございます。議員の皆様にもそういったところで、50世帯のところの御心配をいただいている方もおられるかと思いますが、現状、まだこの50世帯が全世帯そろってない状況にあります。今後、来年の3月末までのところで、この見守りと買い物支援については、制度的な構築あるいはソフトのカスタマイズ等かけまして、来年4月からは、これが稼働できるように進めていきたいというふうに考えておりますが、現状的には、今、この事業を組織として誰が担うかという点と、それから、この50世帯をお願いをした後で、いろんなふぐあいといいますか、要望事項等あるかどうかと思います。

そういったところを含めて、今後については、そのカスタマイズかけるような部分を、随時皆さんのほうに御意見を伺いながら、この完成度を高めていくというような形のところで今から想定しているところでございます。少し議員御質問にありましたように、当初の計画より若干おくれておりますが、現状的にはそういった状況の中で、今、進めているということでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議員御質問の件でございますが、まず、西周の差しかえの関係でございますけれども、これは修繕費の中に組んでございます。国の補助率は、平米当たり4,400円という非常に低い単価でございます、そのほかは町が持つということで、事業費は185万3,000円ばかりとなります。

そのほか、修繕費の中には、三渡八幡宮の説明板の修繕ということで24万8,400円、修繕料が208万円組んでございます。

先ほどの国庫支出金が△であるという御指摘がございますが、藩校養老館の関係の国の補助が減額になりまして、この△の金額は藩校養老館の減額となっております。支出のほうには、今回、藩校養老館の支出の変更はないので、そのままにしてありますので、今回、歳出の中には入ってございません。その国庫補助金の関係は、藩校養老館の関係ということで、御説明をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） まず、19ページの総務費で、これも同僚議員が質問しておりますが、コミュニティ助成事業でグラウンドゴルフ場に芝を張るという案がありますが、これは自治会からの陳情ということでありますが、ここの自治会の会員数は何名おられますか。そして、今度、可搬式の人工芝ということになると移動が可能なわけですね。こういったことがここで採用されると、いろいろなところから、今度、要望があろうと思うんですが。それを一々皆応えられることはないとは思いますが、これを可搬式の芝にされた理由、どういうふうな、宝くじの何があつたけえやられたような答弁がありましたか。

ここは今まで運動公園でやっていたんですが、民地を借って、構成して、グラウンドゴルフ場をつくったわけですね。そうすると、借地をして、このグラウンドゴルフ場をつくつてくれるわけですが、これがいつまで借られるかわからんような状態であります。そういったときに懸命なあれかもしれん、可搬式の芝というのはどこへでも持っていかれますんでね。ちゅうことはいいんですが、これを前例として、よその自治会からも、いろいろこういうことが出てくりゃしないかというような気もするんですが、それについてどのように思っておられるか。

それと、43ページの林業振興費であります。これの簡易作業路の開設事業補助金が出とるわけでございますが、大体、ここの作業路の開設には、何社ぐらいが今後入ってこられる計画なのか。それと、作業路の開設、今年度予算計上してあるわけですが、大体何メートルぐらいを計画、何キロかわかりませんが、計画されておるのでしょうか。

それと、さっき、残材搬出の自伐林家等への補助金というふうになっておりますが、これも大体何トンぐらいを計画された予算であるのかお尋ねいたします。

もう一点、47ページの、これも同僚議員が質問もしておりますが、私も一般質問もしておりますが、駅舎の耐震診断業務委託料、これが計上してあるわけですが、JRは

9月までにはもう駅舎の改修計画に入られるわけですが、町は今からこの予算が通って、耐震計画をされて、その結果がいつ出てくるのか。またこれが遅うなりますと、JRのほうにも影響が出ると思うんですよね。

そして、この耐震結果、あそこに莫大な補強をせんにゃならんというふうなことになった場合、JRはそのまんまの耐震構造にしていだけるんか。今ので大体、大したことはないというんでありましたらそのまんまでも済むと思いますが、耐震結果、恐らく相当な補強工事になると思うんですが、そうしたとき、JRさんはそのまんまのんでいだけるのか。そこんとはどのようにお考えか伺いたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、19ページのコミュニティ助成事業補助金でございます。自治会の戸数につきましては、平成27年度の事業予算のところ、31戸ということで報告を受けております。活動対象地域の人口が79名ということでございます。今回、このコミュニティ助成事業、自治総合センターのほうで、宝くじの財源でということで交付申請をして、津和野町からは、三つの自治会がそれぞれの、このコミュニティ助成事業で該当できると思われる事業について交付申請をされております。そのうちの、今回、交付決定があったのが、この喜時雨自治会から申請の上がった、この人工芝のグラウンドゴルフの関係の事業でございます。ほかの2事業については、今回採択にならなかったということで、この1事業だけ採択分を予算化させていただいたということでございます。

他の自治会から、そういう同様の部分が、申請が上がったときにどう対応するかというところでございますが、あくまでも、この事業の補助の主体は自治総合センターということで、その中で一般コミュニティ助成事業、こういった事業を今されているということでございます。

これは全国でこの事業は、この自治総合センターのほうでやられているというふうに考えておりますが、これについては申請要件に、要は該当するというので、この事業自体は採択されたものというふうに考えております。

今後、他の自治会から、この総合センターの補助メニューが出たときに、ケーブルテレビ等でお知らせをさせていただきますが、他の自治会から出たときに、同じようなところでどうなのかというところの部分については、補助要件に該当するというのであれば、最終的には、判断は総合センターのほうで下すということになりますが、町といたしましては、そういったところについては柔軟に対応すべきかなというところは、今、考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 43ページの林業振興費の負担金補助及び交付金でございますが、簡易作業路網の開設事業補助金につきましては、1メートル当たり1,000円の補助金でありまして、400万円で4,000メートル——4キロを想定しております。



これは、自分の持ち山に道をつけるときに、1メートル当たり1,000円を補助しますというものでございまして、その持ち主の方がどこに委託するかというのはこちらでは把握できませんが、そういう作業路網をつくれる方に委託して、道をつけていくということになります。

それから、林地残材のほうですが、地域通貨券として300万、これは1トン当たり3,000円の地域通過券を差し上げるということですから、1,000トンの間伐材を出してくることを想定しております。ただ、これまで5年間やっておりますが、最高で777トンだったと思いますので、今年度どうなるかわかりませんが、今、多面的機能の補助金を使った団体もふえておりますので、1,000トン近いものになってくるのかなというふうに思っております。残りの20万につきましては、その地域通貨券を取り扱っていただいております商工会への負担金ということで払っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 47ページの津和野駅舎耐震診断業務委託料でございますが、現時点では、まだ工期的にどの程度というところは、具体的には判断をしておらないというのが正直なところでございます。

なお、議員から御指摘いただきました9月という部分については、JRのデスティネーションキャンペーンが9月スタートという部分を御指摘ということでありましたら、これは来年度になります。ことしはプレで、10月の19日に、山口県を中心としたキャンペーンになりますので、山口のほうで業者向けの説明会があつて、具体的なツアーとして、津和野にお越しいただくような事例も、エージェントさん用のツアーというようなことも実施されますが、その時点において余り影響の出るような形は、また特に、この期間中、何かかかるようであれば、ならないようなことを配慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

さらに、診断の結果のほうでございしますが、当然、結果を踏まえて、現状ではできるだけ現存の建物を生かしつつと、余りにも大きな投資になつてもということもございしますので、そういう思いではございしますが、実際にそういう改修という必要になつた場合は、今回の場合は、先ほど申し上げましたように、事業主体が町であつて初めて起債の対象にもなるとか、いろんな国庫補助等の対象にもなりますので、どうしても事業主体が町ということになると思われます。そういう部分でいうと、全般的な改修に向けても、耐震の改修も含めて、町で対応せざるを得んのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 同僚議員からもさまざまな御意見が出ておりました、柚の里に対する地域おこし協力隊員、集落支援員、柚の里活性化交付金でありますけれども、今回の柚の里の赤字は、東京から来られた方がドレッシングをつくるということで、農林課から強いお勧めがあつて、最終的には柚の里が受けましたので、柚の里にもさまざまな責任はあるとはいえ、本業の宿泊、食事、そしてみそづくりなどは大変好評で、順調にいつておるものであります。

柚の里というのは、もともと廃校になった横道小学校を宿泊施設などとして、地域振興の核として、地元の方々がお金を出し合つて株主となつてつくつたものであります。この柚の里は、今回そのような形でドレッシングで赤字を生み出しましたが、先ほど申し上げましたように、本業では堅調であります。このように支援をすることによって、私はやはり、これから十分盛り返していけるとおもいますので、今回のこの措置というものに対しましては、大変賛同するものであります。

よつて、いろいろほかにもございますけれども、今回の賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立は全員であります。したがつて、議案第84号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

時刻も12時間近になりました。暫時午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

### 日程第13. 議案第85号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第85号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第85号平成28年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第86号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第86号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第86号平成28年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第87号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第87号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第87号平成28年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第88号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第88号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。失礼しました。これより議案第88号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第88号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第89号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第89号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第89号平成28年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第90号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第90号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第90号平成28年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第91号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第91号平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第91号平成28年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第92号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第92号平成28年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第93号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第93号平成28年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 発議第1号

○議長（沖田 守君） 日程第22、発議第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

これより本案件について、提出議員より趣旨説明を求めます。9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

まず、二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いです。

地方自治法第99条の規定により、本議会より国会及び政府に対して青少年健全育成基本法の制定を早期に制定するよう、要望する意見書（案）です。

現在、意見書採択の状況は島根県議会を含む31の都道府県議会、市町村議会では616、県内では8市、それと川本町、三郷町、邑南町の3町となっております。近年の我が国、社会における急激な情報化の進展、過度による商業的風潮の蔓延等により、青少年の環境にもたらす弊害が深刻化し、かつ増大しております。これらの問題に対しては、各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の成果は上げてきましたが、今日ではその限界性が指摘されております。

島根県においても、島根県青少年の健全な育成に関する条例が7月1日に改正され、施行されます。その中の一つにフィルタリングを利用しない契約ができる条件を規定し、保護者に利用しない場合の理由書の提出が義務づけられます。

また、津和野町では青少年健全育成協議会の助成金が毎年10万円計上されております。これは4つの津和野エリアの公民館に配布されております。これも合併時にすり合わせがされてなかった結果だと思えます。旧日原町では、町全体として青少年健全育成協議会、これは益田広域、以前は事務局が益田の保健所、これは浜田に引き揚げられた時点で、ちょうど合併と重なったときですけれども、当時は合併のすり合わせで今すぐ形に青少年健全育成協議会はすり合わせでできるだろうからという当時の教育長との話し合いでそのままにしてきたものが合併10年になっても何ら変わっておりません。

青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にして、一貫性のある包括的体系的な青少年健全育成基本法の制定が必要であると考えますので、意見書提出に御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で、提出議員からの趣旨説明が終わりましたが、これから質疑を求めます。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど青少年健全育成基本法の内容を少し御紹介いただきましたが、ほかには規制の範囲とかもうちょっと詳しい内容をお聞かせいただけたらと思います。

もう一つ、この法案は規制の範囲が曖昧で表現の自由を侵すことにつながる危険があるとの意見が多数出ていますが、その辺表現の自由を侵すことはないとお考えでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今、国のほうでは子ども・若者育成支援推進法という形、それとあと青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律、また児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び刑罰並びに児童の保護等に関する法律というものがありまして、ほかにもあるのかもしれませんが私が把握しているのはこれなんですけれども、そうした中で県条例によって、これがカバーしている現状、つまり、その県で被害があったら業者は隣の県に行くとか、もう業者と、早う言や、取り締まるほうとのイタチごっこという状態が続いているわけです。そこで大きな基本法というものが必要じゃないかなということで提出しております。あと、何じゃったかいね。表現の規制においては懸念する声もありますけども、そのことで何年も論議がずっとされておりますいね、現実。だけどそれ以上のことは私が何とも言えないんですけれど。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今のお答えだとこの意見書案を出していただいた中にはそういう話が出てこないの、この案はこのまま変わらずということと考えるとよろしいですか、ていうのが一つと、それだけです。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） このままで出されたらと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） これは各都道府県で制定されておるものを国の法律として制定して、全国どこもこの条例から漏れるものがないようにというふうな趣旨で出されるのかと思いますけども、現在、この育成条例に違反した場合、それぞれの県で罰則規定等もあるかと思いますが、島根県の現状はわかりますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。正面を向いて申し上げてください。もう1回お願いします。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） この条例の趣旨は、多分、今、島根県で行っておる青少年健全育成条例が国全体として制定されるということであろうと思うわけでありましてけれども、今、それで制定しない県があつて、それで漏れていくところがあるので、それを国として、全体としてカバーしてほしいということだと思っておりますが、今、島根県でしているものに健全育成条例で違反した場合、どのような罰則とどのようなことが行



われておるのか、規制されておること、規制というかこれの処罰の対象になることなどはどのようなものがあるか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦英治君。

○議員（9番 三浦 英治君） 処罰に関しては、ちょっと資料を持ってきてないんでわからないんですけども、今、全国では長野県だけが県の条例がないのか、あとは都道府県みな持っていますが、長野の場合は各市町で条例を制定した動きが進んでいるというのは聞いております。島根県ばかりじゃなくて、先ほど趣旨説明のところでは言いましたように、業者が被害が出たときにその取り締まりが強化になるとほかのところに行って、また同じようなふうなことをするという取り締まるほうとイタチごっこになっているということと、あとはやっぱりインターネット環境がすごく進んできたということで、その被害対策がすごく叫ばれております。先ほどフィルタリングの話をしましたけども、これは幾ら早くからスマートフォンとか買い与える家庭もふえてきていますけども、フィルタリングは買いに行ったときにはついております。けどほとんどが外します、親に言うて。その外す大きな理由は、音楽をダウンロードするためにはフィルタリングが邪魔になるんです。それを外したことによって、また犯罪に巻き込まれるとかそういった事例は挙がっております。そこで、今回、もう外す理由書を店に提出しないと外せないというような規制を入れてきたというのが一つの大きな進展ではないかと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） まず最初に、この意見書（案）と今説明された趣旨が全くかみ合わないというところが反対の理由の一つです。フィルタリングをかけるっていうところだけはかみ合ってるんですが、県によって漏れているのでイタチごっこというその表現も全くここに書かれていないということが一つです。そして、青少年の健全な育成はとても大切なことですが、少年の犯罪そのものは昭和30年代がピークで、件数は減少しています。ここは原因をきちんと見定めて対処することが必要です。意見書（案）では、青少年の荒廃は、我々大人が青少年を見守り支援し、時にいさめるという義務を果たさなかった結果とされていますが、それだけで結論づけられるものではないと思います。日本社会が直面している政治や経済での相次ぐ腐敗、不正事件も健全な社会道徳を軽視する風潮を生み出しています。

今日の教育は、弱肉強食の競争主義で他者を蹴落とすことがよしとされることも見逃せません。それゆえ子供はゆとりのない生活を強いられ、精神的に殺伐としてきます。

国連・子どもの権利委員会は日本政府への勧告の中で、極度に競争的な教育制度によるストレスのため子供は発達のがみにさらされていると厳しい批判を寄せています。

また、意見書（案）では、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されているとありますが、道徳は学校生活においても形成されていますし、現実の人間関係・社会関係など生の人と人のかかわりで育っていくもので、学校教育にのみ押しつけるものではありません。健全な青少年は健全な家庭から育成される、家庭の価値を基本理念にとありますが、家庭の役割、責任だけを過度に強調することは社会や政治での責任を矮小化するおそれがあります。今日の家庭の崩壊は、正規雇用の減少、非正規雇用の増大などによる雇用の破壊や長時間過密労働による家族の団らん、コミュニケーションの喪失など社会情勢によるものが大きいです。家庭だけで解決できるものではありません。先ほどありましたフィルタリングをかけるとかかけないとかそういうフィルタリング以外にも、インターネットに関することは法で規制してもイタチごっこ、イタチごっこでどんどん法を超えるものがあらわれてきます。そういうものではなく、人間と人間の生のかかわりで子供たちを育てていかななくてはいけないと思います。青少年の育成には家庭、地域、学校が協同してかかわり、成長を見守り、悩みに答え、支えることにより自己肯定感を育てます。青少年は、社会の中の一員として尊重され、自分を大切にすることができてこそ他人を大切に、社会のルールを尊重する主権者として成長できます。過度な法規制や罰則で縛るのではなく、このような草の根からの活動が大切と考えます。また、今まで成立が延びている原因として、やはり表現の自由が侵されるのではないかという懸念が払拭できないということも反対の理由に挙げさせていただきます。

日本図書館協会では声明を出しております。有害図書類に接することが逸脱行為の原因であるという結果は得られていません。表現と行動の因果関係が科学的に証明されていないからです。どのような表現が逸脱行為であるかを科学的に定義することは不可能で、このことも規制する表現対象の恣意的拡大を可能にします。少数意見あるいは不快、危険と批判を受ける表現も含め言論、思想が自由に表現されることが必要ですと述べられています。

以上の理由から、反対討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。

したがって、発議第1号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されましたこの発議、関係各機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

---

### 日程第23. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第23、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。

11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会中間報告書。平成28年第3回（3月）定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の調査について、会議規則第47条2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件、木質バイオマスガス化発電に関すること。

2、調査目的、地域再生計画の中核施設となる木質バイオマスガス化発電事業について議会における判断材料とするため。

3、調査方法、机上調査及び現地調査。

4、調査の経過、第1回、日時、平成28年3月29日（火）午後1時半。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員。調査事項、調査の範囲、実施方法、資料提供、日程について協議。

第2回、日時、平成28年4月5日（火）午前9時。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、久保睦夫農林課長、小林地域おこし協力隊員。調査事項、1）「森里海連環」津和野町の再生可能エネルギーによる地域再生計画について、2）木質バイオマスガス化発電所を中心としたサプライチェーン構想について。

第3回、日時、平成28年4月12日(火)午前9時。場所、高津川森林組合、益田市横田町。出席者、委員全員、議長、藤井貴久男組合長、村上恵佑専務。調査事項、1) 組合の概要、2) 森林経営計画の取り組み、3) 津和野町地域再生計画に対する燃料調達及び資本参加について。

第4回、日時、平成28年4月21日(木)午前9時。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員10名、議長、欠席、御手洗剛委員、下森博之町長。調査事項、1) 津和野町地域再生計画について。

第5回、日時、平成28年5月11日(水)午前9時。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長、島田賢司副町長、福田浩文総務財政課長、内藤雅義つわの暮らし推進課長、久保睦夫農林課長。調査事項、1) 第3セクターについて。

第6回、日時、平成28年5月23日(月)午前9時。場所、しまね森林発電、江津市松川町。出席者、委員9名、議長、欠席、寺戸昌子委員、草田吉丸委員、前田慎一しまね森林発電所長、樋谷雅典素材流通協同組合事務局長、中山茂生県西部農林振興センター調整監。調査事項、1) 発電所建設の経緯、2) 発電所稼働状況、3) 木質バイオマス燃料供給体制の現状と課題について。

第7回、日時、平成28年6月17日(金)午前11時半。場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員全員、議長。調査事項、今日までの調査の総括。

5、検証と課題、1) 民間による発電事業会社の資金調達に対して、町は債務保証と経営にかかる損失補填はしない。2) 国内で稼働している木質バイオマスガス化発電プラントはなく、ことし5月に長野県安曇野市にエアール・ウォーター株式会社が第1号を建設された。国内初のプラント稼働を注視するとともに関連事業、燃料調達等協議会による視察研修が計画されている。十二分な検証と議論の過程を見守ると同時に最終判断を待ちたい。3) 発電所付帯施設建設事業や林道・作業道開設、自伐型林業作業者の養成等の条件整備を積極的に推進してサプライチェーン構想の具現化をすることが重要である。4) 地域再生計画策定のコンサルタントであるアストマックス株式会社の助言指導を期待したい。

6として、中間報告で、協議会及び素材生産業者の動向を見きわめる必要があり、継続調査とする。

平成28年6月22日。津和野町議会議長、沖田守様。木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長、板垣敬司。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。委員長の報告をいただきました。

この委員会は、議長を除く全議員での構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようですので、委員長に対する質疑は省略をいたします。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を終了いたします。

---

#### 日程第24. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第24、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田君。

○総務経済常任委員長（岡田 克也君） それでは、平成28年第3回（3月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

調査事件、特産品の生産加工販売のためのCAS凍結システムの活用について。

調査目的、津和野町が導入したCAS凍結システムの活用策について議会における判断材料とするため。

調査方法、机上調査・現地調査であります。

審査日、特産品の生産加工販売のためのCAS冷凍システムの活用について。

平成28年6月13日（月）午前10時より。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室、道の駅シルクウェイにちはら2階会議室。出席者、久保農林課長、村上日原山菜加工場長、田口地域おこし協力隊員、総務経済常任委員6名。そして、机上審査に議長の出席をいただいています。

審査内容について。

1、CAS凍結できる物について、アユ、ツガニ、イノシシなどは、凍結効果が確認できた。クリは、収穫後にマイナス2℃のパーシャル保存を2週間行うことにより糖度が増し、燻蒸処理の必要もなく、CAS凍結することによって長期保存しても効果が持続することが確認できた。ワサビは、しょうゆ漬けのみならず、すりおろしたものをCAS凍結しても辛みや香りが抜けないことが確認できた。

CAS凍結システム活用拡大に係る戦略として。

1、商品開発、シェフによる話題性のある商品開発。2、地産地消化、町内飲食店、宿泊施設、道の駅などでのCAS商品メニューフェアなどあります。3、町外流通促進、都市部消費者、飲食店、ホテルなどの利用実態把握、4、海外・国際化、海外バイヤーとの意見交換、海外市場の需要把握であります。

3、日原山菜加工場について。

日原山菜加工場の組織化を行って13年が経過したが、全盛期は年間7,000万円の売り上げが、現在3,000万円に落ち込んでいる。平成27年度はマイナス300万円の赤字決算で、2期連続の赤字決算となっており、経営改善が必要である。経営改善策は、平成28年12月にフロンティア日原と統合し、生産から加工まで自社で行える体制を構築することにより、原料調達、原料価格を抑えることができる。また、ワサ

び加工場とフロンティア日原の業務の繁忙期が異なるため、労働力を集中することができ、体制の充実、経費削減が図られる。ワサビのしょうゆ漬けの味とパッケージをリニューアルする必要がある。添加物は加えずに、天然うまみ成分を入れて、今年度中にリニューアルしたい。ただし、このままで行けば、秋までに原材料が不足するおそれがあり、原材料確保のため、生産量の増加対策などを講じなければならない現状である。採算ベースから考慮すれば、原材料のワサビを現在の4倍程度にしなければならないと考える。

4、ワサビ生産増加対策について、津和野町わさび生産組合では、昨年、ワサビハウスを5棟建設して、農業者や新規就農者への生産の推進を行っている。5棟のうちIターン者が2棟を預かって、ワサビ生産を行っている。

6、審査意見。

CAS凍結システムは、凍結による劣化がほとんどなく、食品を保存できる画期的なシステムであるが、1年間試験的な使用に終始した。しかし、2年目を迎えた今年度は、結果が求められる。東京のレストランでCAS凍結したイノシシ肉750食が絶賛されて完売するなど、凍結効果は実証されている。今後、凍結する食材を大幅に増加させ、採算ベースに乗せることが必要である。今回、食品加工や海外との流通などの経験を持つ地域おこし協力隊員が、CAS凍結システムの業務に携わった。商品開発から流通まで担える人材であり、これまでにない展開が期待できる。

現在、早急に求められることは、CAS凍結システムの一つの核となる、ワサビ生産量の増加対策を、津和野町としてJA西いわみ・わさび生産組合と連携して対策を講じるべきである。

平成28年6月22日。津和野町議会議長、沖田守様。総務経済常任委員会委員長、岡田克也。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 委員長、申し上げますがね、審査意見のところでJA西いわみとあるが、ここは訂正をしておかないと。

○議員（4番 岡田 克也君） 済いません。JAしまねでございます。大変失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。（「それいけんでしょ」と呼ぶ者あり）

ないようであります。質疑は終了します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

## 日程第25. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思っておりますので、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第26. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第26、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第27. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第27、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第28. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第28、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。文教民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第 29. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（沖田 守君） 日程第 29、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

去る 6 月 17 日に始まりました 6 月定例会、本日をもちまして平成 28 年第 4 回津和野町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。執行部におかれましてもお疲れでございました。

午後 1 時 44 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日



議 長

署名議員

署名議員